

平成 2 7 年第 2 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第2回定例会会議録目次

第1日目（平成27年6月12日）		頁
○開会宣告		3
○開議宣告		3
○日程第 1	会議録署名議員指名	3
○日程第 2	会期決定	3
○日程第 3	議長報告	3
○日程第 4	行政報告	3
○日程第 5	選挙第 1号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について	6
○日程第 6	選挙第 2号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について	7
○日程第 7	選挙第 3号 空知教育センター組合議会議員の選挙について	7
○日程第 8	平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針 議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第2号）	8
○日程の追加について		26
○日程第 9	議案第 2号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例	26
○日程第10	議案第 3号 滝川市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例	37
○日程第11	議案第 4号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例	45
○日程第12	議案第 5号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例	47
○日程第13	議案第 6号 空知教育センター組合規約の変更について	48
○日程第14	議案第 7号 議員の派遣について	48
○休会の件について		49
○散会宣告		49
第12日目（平成27年6月23日）		
○開議宣告		53
○日程第 1	会議録署名議員指名	53
○日程第 2	平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する 代表質問	53
	15番 柴田文男君	53
	11番 小野保之君	66
	9番 井上正雄君	79
○延会の件について		93
○延会宣告		94

第13日目（平成27年6月24日）

○開議宣告	99
○日程第 1 会議録署名議員指名	99
○日程第 2 平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する 代表質問	99
1番 三上裕久君	99
4番 清水雅人君	117
○日程第 3 議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第2号）	139
○日程第 4 議案第 8号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例	155
○日程第 5 議案第 9号 滝川市総合戦略調査等特別委員会の設置について 選任第 1号 滝川市総合戦略調査等特別委員会の委員並びに委員長及び 副委員長の選任について	155
○日程第 6 報告第 1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について	156
○日程第 7 報告第 2号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について	157
○日程第 8 報告第 3号 監査報告について 報告第 4号 例月現金出納検査報告について	158
○日程第 9 意見書案第1号 地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直 しを求める要望意見書 意見書案第2号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める要望 意見書 意見書案第3号 認知症への取り組みの充実強化に関する要望意見書	160
○議事延長宣告	161
○日程第10 請願第 2号 「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を 求める要望意見書」の提出を求める請願	161
○日程第11 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	169
○教育委員会委員長挨拶	169
○教育長挨拶	170
○総務部長挨拶	170
○市長挨拶	170
○閉会宣告	171

平成27年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成27年 6月12日（金）

午前 9時58分 開 会

午後 2時27分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 選挙第 1号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について
- 日程第 6 選挙第 2号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第 7 選挙第 3号 空知教育センター組合議会議員の選挙について
- 日程第 8 平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針
議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第2号）

○追加日程

- 日程第 9 議案第 2号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 3号 滝川市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 4号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 5号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 6号 空知教育センター組合理約の変更について
- 日程第14 議案第 7号 議員の派遣について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八 重 子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君
総 務 部 長	山 崎 猛 君	総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君
市民生活部長	館 敏 弘 君	市民生活部次長	石 川 雅 敏 君
保健福祉部長	高 橋 一 昭 君	保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄 君
農 政 部 長	中 川 啓 一 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教育部指導参事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫 君
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	中 島 純 一 君
企 画 課 長	深 村 栄 司 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井 弘 志 君	書	記	和 田 英 昭 君	
書	記	平 川 泰 之 君	書	記	村 井 理 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成27年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において館内議員、清水議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの13日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。行政報告の前に、5月30日に亡くなりました松田淳様、そしてご家族の皆様にご心から哀悼の意を申し上げます。また、あわせまして、6月6日の砂川市内の事故において亡くなりました4名のご家族の皆様のご冥福をお祈りするとともに、まだ入院中とされておりますお嬢さんの一日も早い回復をお祈りしたいと思います。

それでは、6月12日から24日までの13日間にわたりまして平成27年第2回滝川市議会定例会が招集され、一般会計補正予算等諸議案と報告案件をご審議いただくわけでございます。ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告申し上げますので、十分ご審議

をいただきまして、原案に賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成27年2月18日から平成27年5月29日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下3点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目ですが、平成26年度の各会計決算につきまして口頭をもってご報告させていただきます。これは、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、後ほど正式に手続を踏みまして議会の承認を求めることになるわけではありますが、本日その決算の概要につきまして簡潔にご報告申し上げます。一般会計におきましては4億2,755万円の剰余となったところですが、目的基金も含め4億9,474万円の基金繰り入れを行っているところですが、予算との対比で主なものを申し上げますと、歳入では市税が1億453万円の増、地方交付税が1,452万円の増などとなり、歳出では除雪等委託料が3,056万円の減、介護保険特別会計繰出金が1,973万円の減などとなっております。なお、繰越明許費繰越額が1,753万円ありますので、それを差し引いた4億1,002万円が実質収支額となります。次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は国民健康保険準備基金より6,900万円の繰り入れを行い、652万円の剰余となりましたが、このうち330万円を国民健康保険準備基金に積み立てたところですが、公営住宅事業特別会計は3,122万円の剰余となりましたが、これは前年度からの繰越金及び経費節減などによるものです。介護保険特別会計の保険事業勘定では7,498万円の剰余となりましたが、前年度の繰越金及び保険給付費の減などによるものです。次に、介護サービス事業勘定では2,126万円の剰余となりましたが、これにつきましても前年度からの繰越金などによるものです。また、後期高齢者医療特別会計は151万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金などによるものです。土地区画整理事業特別会計は、歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。続きまして、企業会計におきましては、下水道事業会計は収益的収支で2,786万円の純利益となりました。また、資本的収支では5億4,715万円の差し引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところですが、病院事業会計は収益的収支で12億4,998万円の純損失となりましたが、会計制度改正による特別損失によるものです。また、資本的収支では4億3,266万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところですが、以上、一般会計ほか各会計の決算概要の報告といたします。

2点目ですが、農作物の生育状況についてご報告します。本年は降雪量も少なく、3月下旬から4月にかけて温暖な気候が続き、融雪期は平年より9日早い4月2日となりました。その後も好天に恵まれ、気温が上昇したため、水田の耕起盛期は4月29日と平年より5日早まりました。以下、6月1日現在における主な作物の生育状況について申し上げます。水稲ですが、移植期は圃場の準備も順調に進み、平年より4日早く、苗の生育も順調に進み、移植後の活着は良好で、順調に生育しています。秋まき小麦は、融雪以降の好天により生育は順調で、幼穂形成期は平年より8日早く、とめ葉期は平年より7日、出穂期は平年より9日早まりました。大豆は、水稲の移植作業が順調に終了したため、播種作業も進み、播種期は平年より3日早まりました。タマネギは、融雪後の好天により圃場の準備も順調に進み、移植終わりは平年より9日早く、移植後の降雨により活着は良好で、その後も順

調に生育しています。リンゴは、気温が平年より高く推移し、開花が早まったため、平年より9日早い満開期となりました。

3点目ですが、滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者である大雪地ビール株式会社による地ビールの製造、販売についてご報告申し上げます。昨年11月、大雪地ビール株式会社が滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の指定管理者となり、地ビール製造の準備を進めてきました。ことし3月下旬にビール及び発泡酒の製造免許取得後、4月16日に第1回目の地ビールの仕込みを行い、5月3日からふれ愛の里で地ビールの販売が開始されております。また、5月15日には大雪地ビール株式会社による地ビールお披露目会がふれ愛の里併設レストランで実施され、市内の飲食店を初めとする関係者約100名が参加しました。また、5月30、31日の菜の花まつりにおいても一部の地ビールについて販売され、非常に好評を得たところです。現在当施設で製造した地ビールとリンゴの発泡酒はたるのみの販売をしておりますが、6月下旬には瓶での販売も開始すると聞いております。今後皆様に愛される滝川市の特産品として広めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 続きまして、教育委員会から4点ご報告を申し上げます。

1点目は、3月31日、滝川西高等学校が平成27年度から5年間、文部科学省のスーパーグローバルハイスクール、SGHと称しておりますけれども、これの準指定であるアソシエイト指定校となりました。これは、滝川西高等学校の教育活動が高く評価をされたものです。今回指定されたアソシエイトは、これまで開催してきた英語教育改善セミナー事業をアソシエイト事業として開催できるほか、SGH関連の会議へ参加することにより、滝川西高等学校の取り組みを全道、全国へアソシエイト指定校として発信することができます。将来国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を図るため、学校の特色を生かして来年度以降のSGH本指定を目指し、全校体制で取り組んでまいります。

2点目は、5月17日、江部乙丘陵地を舞台に日本における民間ユネスコ運動で初めてスポーツをテーマにして発足したスポーツと平和を考えるユネスコクラブの発足第1弾事業としてえべおつ丘陵地マラニックを開催しました。マラソンとピクニックの要素をあわせ持った滝川市では初となるマラニック大会には、市内123人、市外126人の合わせて249人が参加し、満開を迎えた菜の花を見ながら8キロと19キロの2つのコースを全員が見事にゴールしました。開会式にはサプライズゲストとして北海道日本ハムファイターズスポーツ・コミュニティ・オフィサー、稲葉篤紀さんに登場いただいたほか、コース上に設けた各ブースでは市民ボランティアの温かなサポートに支えられた模様は新聞やラジオなど多くのメディアに取り上げていただきました。

3点目は、5月20日、滝川市立図書館が移転後1、161日、開館後3年6カ月で来館者50万人を達成しました。利用者数が移転前に比べ4倍にふえたのは、人気の高い新刊本を初め、市民の皆さんの要望に応えた蔵書の充実や季節や話題に沿った展示、イベントに工夫を凝らすとともに、雑誌購入にご協力をいただいている雑誌ささえ隊や絵本の読み聞かせなど、図書館サービスを支えていただいている図書館ボランティアなど、図書館充実に市民力が生かされている結果でもあります。今後もし子供から大人まで暮らしや学習などさまざまな場面で役に立つ魅力ある図書館づくりを進めます。

最後に、滝川西高等学校の定員調整について報告いたします。北海道教育委員会より6月2日に公表された平成28年度から30年度までの3カ年における公立高等学校配置計画案の中で、平成30年度の滝川西高等学校の学級数を1学級減の6学級にすることが示されました。この件については、市内のどの高校を調整するかは滝川市が主体的に判断をする必要があることから、昨年度から滝川市高等学校教育のあり方に関する検討市民会議で議論し、西高の1学級減の判断をいたしました。滝川市内及び近郊には理数科、普通科、工業科、商業科、農業科、定時制の高校があり、この恵まれた進学環境の維持を最優先するとともに、各校の特色を生かした教育を行うためにも定員調整による教育水準の維持向上が必要であるとしたところであります。西高等学校では今後校内委員会を設置をし、定員調整を行う学科については年度内をめぐって検討を進め、市民会議や議会に報告しながら、受験生に混乱が生じないよう万全を期してまいります。

以上4点申し上げまして口頭での行政報告といたします。

○議長 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 選挙第1号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長 長 日程第5、選挙第1号 中空知衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

去る6月4日に開催されました中空知衛生施設組合議会第1回臨時会におきまして滝川市長が組合長に当選されたことから、同組合同規約第5条第3項の規定に基づき、補充議員1名の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

中空知衛生施設組合議会議員に、館内孝夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました館内孝夫議員を中空知衛生施設組合議

会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました館内孝夫議員が中空知衛生施設組合議会議員に当選されました。当選されました館内孝夫議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第6 選挙第2号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

○議 長 日程第6、選挙第2号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

去る6月4日に開催されました石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会におきまして滝川市長が組合長に当選されたことから、同組合同規約第5条第3項の規定に基づき、補充議員1名の選挙を行いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、安樂良幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました安樂良幸議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました安樂良幸議員が石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

当選されました安樂良幸議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第7 選挙第3号 空知教育センター組合議会議員の選挙について

○議 長 日程第7、選挙第3号 空知教育センター組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

去る6月3日に開催されました空知教育センター組合議会第1回臨時会におきまして滝川市長が組合長に当選されたことから、同組合同規約第6条の2第3項の規定に基づき、補充議員1名の選挙を行

いたいと思います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

空知教育センター組合議会議員に、関藤龍也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました関藤龍也議員を空知教育センター組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました関藤龍也議員が空知教育センター組合議会議員に当選されました。

当選されました関藤龍也議員には、本席よりその旨を告知いたします。

◎日程第8 平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針

議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第8、平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針並びに議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。

なお、本日の日程は、市政執行方針等の説明並びに議案第1号の提案理由の説明までとし、議案第1号に対する質疑、討論、採決につきましては、今期定例会最終日の代表質問の日程の次に行うことといたします。

それでは、平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱の説明を求めます。市長。

○市 長 平成27年第2回滝川市議会定例会の開会に当たり、私の市政運営の考え方を市民の皆様、市議会議員の皆様に申し上げます。

私は、このたびの滝川市長選挙において、2期目の当選の栄誉をいただき、これからの4年間の市政のかじ取り役を任せさせていただくことになりました。

市長として1期目の4年間は、新たな総合計画を策定し着実に推進したほか、さまざまな市政の課題に真正面から向き合い、課題解決に向けて積極的に取り組んでまいりました。一定の成果が得られたことにつきましては、ご理解とご協力をいただいた市民の皆様や市議会議員の皆様のお力添えによるものであり、心からお礼を申し上げます。

2期目に向けましては、改めて責任の重さを痛感し、身が引き締まる思いであります。少子高齢化や人口減少など急速に変化する社会情勢を直視しながら、滝川市の将来を展望し、よりよい方向に進むために全力を挙げて取り組む考えです。今、滝川市は非常に大切な時期を迎えており、このまちの将来を左右する重要な4年間になると感じております。

行政がなすべきこと、なさねばならぬことをしっかりと見きわめ、この地域の生き残りをかけて地方創生に挑んでいく決意であります。

まず、新年度における市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

これまで、各年の展望をあらわす言葉として、「興（おこす）」、「育（いく）」、「動（どう）」をそれぞれ掲げて市政を推進してまいりましたが、本年は年始に「継（つぐ）」という一文字を掲げさせていただきました。興し、育て、動かしてきたものを未来に継いでいきたいという思いからです。この4年間で培った礎をより強固なものにし、これからの市政運営に生かしてまいります。

また、スタートから4年目となる総合計画の着実な推進を基本に据えつつ、人口減少時代を乗り切る「たきかわ創生」のための新たな「11+1（イレブン・プラス・ワン）」を掲げ、実行に移してまいります。

子供・女性・教育への重点支援、高齢者の皆様が生き生きと暮らせるプラチナタウンの形成のほか、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定を行い、地域経済の活性化を図る成長戦略も描きながら地域力を高めていくことを目指しています。

特に、地方創生は最重要課題であり、市民の皆様とともに滝川市の未来を創造する貴重な機会と捉えています。地方版総合戦略の策定に当たっては、これからの30年後の滝川市を見通しながら、多くの方々のご意見をお聞きし、知恵を結集してまいりたいと考えています。

大変厳しい財政運営が続く中、安定的に市政を推進するためには、財政健全化に向けての努力もあわせて行っていかなければなりません。市民の皆様のご理解をお願いするとともに、市政運営に当たっては、滝川市に根づいている「市民力」によるお力添えをいただきながら、職員とともに一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に、新年度における施策の基本的な考え方について申し上げます。

平成27年度は、当初予算に基づく事業を着実に遂行するほか、地方創生に係る主な取り組みとして、長期的な人口の見通しを立てる「地方人口ビジョン」と、人口減少に歯どめをかけるための取り組みや成果目標などを盛り込む「地方版総合戦略」を策定します。

こうした取り組みを推進する市役所内の組織として、私が本部長を務め、特別職や関係部長職で構成する「滝川市まち・ひと・しごと創生本部」を本年4月に立ち上げたほか、関係職員などで構成する産業政策部門・社会政策部門の2部会をそれぞれ設置し、より具体的な検討を進めております

また、市役所外の組織については、「産学官金労言」とされる幅広い分野の方々で構成され、地方版総合戦略などの策定時から策定後の検証段階までご意見を伺うための組織として「滝川市まち・ひと・しごと創生会議」を設置したところです。

こうした市役所内外の体制を基盤としながら、直接市民などと対話するタウンミーティングの開催などにより、各種団体や若者・女性・高齢者など幅広い年代や各地域の市民の皆様のご意見を伺いま

す。

「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」策定の目標時期を本年10月末に定めて策定作業を進めてまいります。あわせて「財政健全化計画」の策定を同時期に行い、車の両輪として推進しながら持続可能な市政運営の基盤を築きます。

こうした取り組みのほか、次の7つの柱に基づき、各施策の概要を申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

本市の農業地域としての特性を生かし、農業を起点とした地域産業づくりの取り組みを推進します。メーカーや商社、流通など異業種からの農業参入に意欲的な企業がふえている中、企業との連携を促進するとともに、生産から加工、販売まで切れ目のない農業振興に取り組むことによって雇用の創出を図り、そこから派生する食品製造業の誘致や6次産業化の推進など、足腰の強い地域産業を育成します。

地産地消事業については、「滝川市地産地消ふるさとづくり協議会」と連携し、地元農畜産物のPRや特産品開発を行い、地場産品の認知度向上と消費拡大に努めます。

農業振興については、引き続き「新規就農者」、「農業後継者」、「農業生産法人」の育成・確保を3本柱として推進します。

新規就農者の確保については、青年就農給付金など国の制度活用や市単独の助成を行い、施設園芸を初めとする多様な受け入れの方策を検討するとともに、たきかわ農業協同組合など関係機関との連携によりサポート体制を構築し、就農に向けた支援を行います。

「滝川農業塾」については、第1期生6名、第2期生5名の計11名が修了した実績を踏まえ、第3期生3名と新たな第4期生4名を迎えて事業を継続するとともに、生産技術や経営管理技術の習得など研修メニューの充実を図り、将来、滝川市の農業を担う、すぐれた農業後継者の育成、確保に努めます。

農地の円滑な利用集積と農業生産力の維持向上を図るため、農地の受け皿や農業継承者として期待される農業生産法人の設立のほか、既存農業生産法人の経営多角化や体質強化など経営安定に向けた取り組みを支援します。

農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めるため、滝川西地区、江部乙北地区、江部乙北西地区、西南8丁目地区、西南7丁目地区に引き続き、東滝川第1地区で道営土地改良事業を着工するとともに、新たに東滝川第1西地区、西南北部地区において土地改良事業計画樹立調査に着手します。これらの事業の推進に当たっては、「農業経営高度化促進費（促進単独型）」を活用し、農業者の負担軽減を図ります。

また、基盤整備のために道営土地改良事業などを活用できない地域において、農業者みずから行う排水対策については、市単独の助成制度（農地排水整備支援事業）により支援します。

滝川市が抱えるさまざまな農業課題に対応するため、「滝川市元気な農業づくり補助金制度」を継続するとともに、「果樹振興対策事業」において、処理に苦慮している剪定枝を破碎し樹園地に還元する取り組みを新たに支援します。

農業者グループなどが化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとあわせ、地球温

暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金事業」に取り組みます。

中心的経営体等が、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売などの経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械などの導入について、経営体育成支援事業を活用し支援を行います。

地方創生による「しごと」づくりについては、「滝川市産業活性化協議会」との連携により、新分野進出・起業など産業振興や雇用創出などにつながる新たな事業への支援を行う「産業創出助成金制度」を創設し、地域経済の活性化を図ります。

また、地元企業の相談に対応し起業や事業拡大を促進するため、「滝川市産業活性化協議会」の構成団体と連携したワンストップ型の支援窓口を創設し、国・道などの支援策や各種補助金情報などを提供するための体制を強化します。

地域産業の振興に向けては、積極的な情報収集と企業訪問活動を行うとともに、本市が持つ地域資源を活用できる企業への働きかけを行うなど、農業を核とした地域経済の活性化を目指し、植物工場や食品製造業など農業に関連した企業の誘致に努めます。

再生可能エネルギーの活用・導入については、地域経済への波及効果にも十分に配慮しながら、引き続き風力やバイオマスなど事業化の可能性について幅広く調査研究を進め、導入に向けた取り組みを行います。

物産振興事業については、市内外のイベントや物産展への参加を通し、地場商品の商品力・販売力の向上を図るほか、職員の派遣研修を実施している「新日本スーパーマーケット協会」の協力を得ながら、地域で生産・加工されている既存商品の磨き上げや、市内外企業との連携による商品開発・販路拡大を推進します。

これまでも、台湾、インドネシア、タイなど海外への米の輸出や、商社・メーカーへの売り込みなど、地場商品の販路拡大に努めてきましたが、多様なネットワークとノウハウを生かしながら、引き続き、海外などへの流通を視野に入れた取り組みを推進します。

また、滝川ふれ愛の里地ビール製造施設の再開に伴い、地域おこし協力隊制度を活用し、滝川地ビールやリング泡酒の販売促進に努めるほか、地域の農産物を活用した新商品開発にも取り組みます。

国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、滝川プレミアム商品券発行事業実行委員会が実施する商品券発行事業を支援してまいります。消費需要を喚起し地域経済の活性化に結びつくよう連携を図ってまいります。

次に、豊かな資源を生かした魅力あふれるまちづくりについてです。

江部乙地域の美しい景観や環境、文化を将来にわたって守り育て、これらの活用によって観光的付加価値を高めながら地域活性化に寄与するため、NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟を江部乙地域の皆様とともに目指します。

市内外からの誘客については、たきかわ菜の花まつり、ワイン×ワインフェスティバルなどのイベントと、季節に合わせた旬な食材を活用した「食」を絡めた観光メニューを滝川市の観光商品とし、テレビや観光雑誌などのマスメディアとソーシャル・ネットワーク・システムを積極的に活用しながら情報発信を行います。また、一般社団法人たきかわ観光協会や飲食店と連携し、これらの観光資源

を活用した観光ツアー誘致のプロモーションに取り組みます。

スカイスポーツについては、一般社団法人たきかわ観光協会や公益社団法人滝川スカイスポーツ振興協会と密接に連携し、空知エリアや富良野・美瑛エリアとの広域的な連携を深め、体験飛行や新たなツアー導入を促進し観光客の誘致を図ります。

海外からのサイクリング、グライダー、フォトウエディングなどの観光ツアーを誘致するため、一般社団法人たきかわ観光協会に広域観光総合窓口を置き、関係機関と連携を図りながら広域観光を推進します。また、本年の供用開始が予定されている砂川SAスマートインターチェンジを起点とする広域観光の展開を視野に入れ、中空知管内各市町と連携を深めます。

モンゴル国から農業技術研修員4名を受け入れし、市内外で稲作や野菜の栽培、農産物加工実習などを行います。また、モンゴル国から自動車整備技術研修員6名の受け入れを新たに行い、芦別市の北日本自動車大学校のご協力のもと、研修事業を実施します。

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについてです。

泉町土地区画整理事業については、平成30年度の事業完了を目指し、国の社会資本整備総合交付金を活用し、換地設計と一部敷地整地工事などを行います。

市道の整備については、安全で円滑な道路交通の確保のため、新規路線として東町386号線など9路線に着手し、1,250メートルの整備を行います。

都市公園の整備については、花月公園と滝川西公園の老朽化した遊具などを更新し、利用者の安全確保に努めます。

平成22年のゲリラ豪雨被害を踏まえ、水害対策として、銀川の護岸改修工事を実施します。

まちづくり会社である株式会社アニム滝川が進める「栄町3-3地区再開発事業」については、国の優良建築物等整備事業補助金の活用を初め、円滑な事業の推進に向けて引き続き支援を行います。

「滝川市商業賑わいづくりビジョン」に基づき、「商店街賑わいづくり事業」、「商業自主研究グループ活動助成事業」、「若者連携商店街魅力アップ事業」、「ものづくり（職人）支援事業」、「まちゼミ事業」等を引き続き実施するほか、空き店舗などの改修工事に要する経費の一部を補助する「滝川市店舗リノベーション支援事業補助金」を創設し、空き店舗対策に取り組みます。

公営住宅の整備については、東町団地第2期1棟30戸の建てかえ工事のほか、緑町団地は第1期の2棟14戸の実設計を行い、平成31年度までに9棟58戸の完成を目指します。

民間住宅施策の推進については、優良な住宅ストックの有効活用や子育て世帯の居住環境の充実を図るため、「滝川市住宅改修支援補助制度」と「滝川市住み替え支援補助制度」を継続します。

次に、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについてです。

北海道と連携した滝川駅前広場整備事業については、国の社会資本整備総合交付金を活用し、鈴蘭通線形改良事業や駅前広場周辺用地造成工事などを行います。

また、防災機能の強化と低炭素な地域づくりを目的に、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、蓄電池内蔵型の太陽光風力発電式街路灯を設置します。

「第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進については、高齢者世帯への安否確認など高齢者の見守り支援に努めるとともに、個別事例の検討を通じて地域課題の解決に導くこと

を目的とした「地域ケア会議」の毎月の開催、市民後見人の人材確保に向けた「市民後見人養成講座フォローアップ研修」を実施します。また、介護予防講座や地域体操教室の充実による介護予防の強化、物忘れ相談発見プログラムの導入や認知症地域支援推進員の専門的支援などによる認知症対策にも取り組み、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を過ごすことができるよう総合的な保健福祉施策を実施します。

北海道医療大学との連携により、第一線を退いた高齢者の第2期の人生設計に資するとともに、高齢者の健康意識の啓発普及を図るためのプログラム「65歳大学」を実施するほか、高齢者の生活を支えるための仕組みや課題を発見することを目的に滝川市での現地調査を行う「コミュニティワーク実習」を支援します。

重症心身障がい児者の福祉の増進と、日常的に介護・介助しているその家族の休息（レスパイトケア）等のため、社会福祉法人北海道療育園が着手する重症心身障がい児者通園ホーム「たんぼぼの家」の新設事業に対し支援を行います。

国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、低所得者の高齢者世帯などと多子世帯を対象に生活支援商品券を交付しているほか、国の制度に基づき、臨時福祉給付金事業と子育て世帯臨時特例給付金事業を実施します。

少子化対策の一環として、一般不妊治療・不育治療を受けた夫婦に対して、新たに助成を行います。

市立病院においては、医療情報システムの導入から5年が経過し、更新時期を迎えることから、医療従事者間の情報共有を目的として、電子カルテを含む新たな医療情報システムを導入します。

また、中空知定住自立圏共生ビジョンに基づき、中空知2次医療圏における自治体病院間の医療連携ネットワークを構築し、患者情報の共有化を図りながら、適切な医療を提供します。

脳血管障害や認知症などの早期発見、予防対策として後期高齢者の方を対象に認知症テストを含む脳ドックを実施し、費用を助成します。

社会教育施設の整備については、国の緊急防災減災事業を活用し、スポーツセンター第2体育館の耐震改修工事などを実施するほか、スポーツセンター第1体育館の耐震改修に向け実施設計を行います。

滝川地区広域消防事務組合が整備する新消防庁舎については、平成29年度の完成を目指し、実施設計を行います。

次に、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについてです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、市長と教育委員会が、教育の課題やあるべき姿を共有し、相互に連携を図りながら効果的に教育行政を推進していくため、滝川市総合教育会議を設置します。

「知・徳・体」のバランスのとれた子供の育成を図るため、少人数学級や複数の教員を教室に配置する指導方法を積極的に推進し、きめ細やかな支援と見守りを行います。

学校施設の耐震化については、江陵中学校の校舎・屋内体育館の耐震補強工事と武道場の建てかえ工事、滝川第一小学校を初めとする各学校の屋内体育館のつり天井などの非構造部材の耐震化工事を行います。

学校給食施設整備については、市内3カ所目となる親子方式による共同調理場を西小学校に整備します。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、相互の充実発展に向けて重層的に協力し、地域に根差した大学としてより一層の連携強化を図るため、包括連携に関する協定書を締結します。

また、短期大学部の学生などが市内で行うボランティア活動や、地域課題への対応などに取り組む活動を促進するための支援を行います。

「滝川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、延長保育等の特別保育を引き続き実施するとともに、多胎児ファミリーサポート事業など等を継続し、子育て環境の充実を図ります。

また、インターネットやスマートフォンの急速な普及状況を踏まえ、滝川市公式ホームページの充実と子育てに関する情報の発信に努めます。

次に、市民が活躍するまちづくりについてです。

市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成を目的としたまち自慢のパークゴルフ場については、石狩川河川敷において平成26年度に造成した18ホールに引き続き、54ホールのコース整備に取り組み、平成29年度のグランドオープンを目指します。

平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致については、全国でもトップクラスの評価をいただいているB&G海洋センターを活用しカヌー競技を誘致するため、滝川市の魅力や、B&G海洋センター・滝川ふれ愛の里などを紹介する日本語・英語によるPR用DVDを作成するほか、B&G海洋センターのバリアフリー化のための改修工事を行います。

消費者行政の推進については、高度化かつ多様化する消費者被害への相談体制を充実するため、消費生活相談員等の研修などにより、対応能力の向上を図るとともに、地域における消費者問題への注意喚起と啓発を行い、消費者被害の未然防止を図ります。

次に、効率的な行政運営によるまちづくりについてです。

電気料金値上げや消費税率改定などの影響による経常経費の増大などから基金繰り入れを余儀なくされ、財政健全化が急務となっていることから、平成28年度予算に反映できるよう財政健全化計画を策定し、財政補填のための基金繰り入れを必要としない財政運営を目指します。

第1期一般廃棄物最終処分場の埋め立て終了時期の到来を見据え、財政負担の軽減につながる埋め立て期間の延長の可能性を調査するとともに、第2期一般廃棄物最終処分場の造成時期を確定するため、造成基本構想を策定します。

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となる番号制度が導入されることから、それに対応できるよう住民情報システムなど関係システムの改修や更新を行います。

基幹産業である農業を基軸とした農商工連携を一層強化し、農業分野での企業連携などによる雇用創出を図るため、経済部と農政部を発展的に統合し、産業振興部を新設します。

まちづくりセンターについては、平成23年12月のオープン以来、サークル活動など多くの市民活動・市民交流の場として利用されるようになりました。今後は、民間活力を導入し新たな発想による管理運営を行っていくため、平成28年4月からの指定管理者制度への移行に向けた準備を進めま

す。

市税収納率の向上を図るため、引き続き納税環境の整備に努め、口座振替の奨励や休日・夜間の納税相談、平成29年度の個人住民税の特別徴収完全指定に向けた取り組みなどを積極的に行うほか、個別滞納案件の整理・分析を行うことで、滞納者への早期対応や迅速な滞納処分を実施し、現年度分収納率97.9パーセントの達成を目指します。

ふるさと納税については、地場産品の振興や滝川市の特色を生かす観点から、特典内容の見直しを行うとともに、寄附金額に応じて特典を選べるような仕組みづくりや、クレジット納付制度の導入など、寄附しやすい環境づくりに取り組みます。

平成26年11月に策定した中空知定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域市町と連携しながら、具体的な取り組みを展開していくとともに、圏域の連携強化や活性化を図るため、圏域内の民間団体や地域の関係者で構成するビジョン懇談会における協議を経てビジョンの見直しを行います。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力添えをいただきますよう心からお願いを申し上げます。

次に、補正予算案の大綱についてご説明申し上げます。

今議会に提案する補正予算案については、市政執行方針で申し上げた7つの柱に基づき、公共事業の拡充による経済対策、中心市街地の活性化対策、商工業・農業の支援策など、今求められている施策を推進するための予算を計上しました。

各会計の補正額は、一般会計11億2,730万円を追加するもので、この結果一般会計209億615万円、特別会計108億5,635万円、下水道事業会計支出25億8,245万円、病院事業会計支出83億5,618万円となり、各会計の歳出総額は427億113万円で、平成26年度当初予算と比較して、2.4パーセントの増、金額では10億679万円の増となりました。

次に、補正予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

農業生産基盤を整備するため、道営土地改良事業負担金1,850万円、道営土地改良事業計画樹立事業負担金286万円、環境保全に取り組む活動を支援するため、環境保全型農業直接支払交付金683万円、経営多角化などの取り組みを支援するため、経営体育成支援事業113万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

海外観光客誘致を図るため、ツーリズムEXPOジャパン2015出展事業24万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

にぎわいのある中心市街地の再生に向けて、民間主導による栄町3-3地区再開発事業を下支えするため、栄町3-3地区優良建築物等整備事業補助金7,800万円、交通体系を踏まえた道路網の整備として、東町386号線道路改良舗装工事など、道路の新設改良事業費1億197万円、子供か

らお年寄りまで利用できる地域の公園を整備するため、花月公園改築工事など、公園緑地造成事業3,541万円、河川整備として、銀川護岸改修工事2,850万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安心安全なまちづくり」についてです。

災害時の一時避難所である駅前広場の防災機能強化とクリーンエネルギー導入のため、駅前広場整備事業1,296万円、重症心身障がい児者通園ホームたんぼぼの家の移転建設に伴い、重症心身障がい児者通園ホームたんぼぼの家建設補助金4,500万円、スポーツセンターの耐震化を図るため、スポーツセンター耐震等改修事業2億3,340万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

小・中学校の耐震化を図るため、江陵中学校武道場改築工事8,950万円、小・中学校非構造部材耐震改修工事3,214万円、小・中学校の親子給食方式を推進するため、西小学校給食共同調理場等改築工事3億4,943万円、開西中学校親子給食受入工事325万円、外国の言語や文化について体験的に理解する力をつけるため、子どもの英語力向上事業19万円、グローバル教育に取り組む滝川西高等学校がスーパー・グローバル・ハイスクールの指定を目指すため、S・G・H・アソシエイト事業62万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

高度化かつ多様化する消費者被害の未然防止を図るため、消費者行政推進事業74万円、東京オリンピック・パラリンピックの合宿を誘致するため、B&G海洋センター改修事業1,620万円、美術自然史館の常設展示室を市民ギャラリーなどとしても利用できるようにするため、美術自然史館展示室改修工事197万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

第2期一般廃棄物最終処分場の造成時期について財政負担を含めた検討を行うため、一般廃棄物最終処分場造成基礎調査業務184万円、本年10月に開始される社会保障・税番号制度を混乱なく開始するため、個人番号通知等業務1,484万円を計上しました。

これに見合う平成27年度一般会計補正予算案の歳入の主なものとしては、国庫支出金1億8,909万円、道支出金793万円、基金繰入金7,567万円、繰越金1億2,382万円、市債7億1,980万円を計上しました。

以上、平成27年度の補正予算案の大綱について申し上げます。

私は、1期目に引き続き、市民の皆様の英知と情熱を結集して、7つの柱に基づくまちづくりを着実に推進します。

また、人口減少時代を乗り切るための「地方創生」と、将来にわたって安定した市政運営を行うための「財政健全化」に取り組み、それぞれを車の両輪として推進してまいります。

市議会議員の皆様、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、慎重なる審議と適切なるご決定をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元に配付させていただいております文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます、私の説明とさせていただきます。

以上であります。

○議 長 教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教 育 長 続きまして、平成27年度の教育行政の基本的な考えと重点施策について申し上げます。

教育基本法では、「教育は人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成にある」と、その目的と基本理念を明確にしているところであります。

また、人口減少・超高齢化社会を迎えた今日の社会情勢は、その変化を加速させ、立ち向かうさまざまな課題に対処し、みずから乗り越えていく力「生き抜く力」を育むことが求められています。

教育委員会といたしましては、教育本来の目的を基盤としながら、時代の要請も踏まえ、新たにスタートする教育委員会制度が「新しい時代の教育の創造」となるよう、『教育のマチたきかわ』の再構築を目指し、教育行政を推進してまいります。

以下、本市における教育行政の方針と主な施策を申し上げます。

児童生徒の確かな学力とコミュニケーション能力を育むため、基本的な知識や技能の定着と、それを活用する力を伸ばし、学ぶ意欲の向上を図ります。

子供一人一人に応じた、きめ細やかな指導と見守りの充実を図るため、本市独自に小学3・4年生で導入している「滝川市少人数学級実践事業」を推進するとともに、小中学校に学びサポーターを配置して少人数指導を積極的に取り組みます。

児童の主体的な学習に向かう意欲を養うため、滝川第二小学校をモデル校として、「学力・学習意欲向上事業」に新たに取り組み、放課後学習や家庭学習の充実を図ります。

郷土について学び、親しみを深める学習を進めるため、小学校3・4年生社会科副読本の改訂版を作成します。

授業づくりの工夫改善を図るため、北海道教育委員会の指定を受け、滝川第二小学校・西小学校・東小学校の3校に新たに教員を配置してチーム・ティーチング指導を行う「授業改善推進チーム活用事業」を実施します。

道徳教育の効果的な指導のあり方の研究を深めるため、本市独自の「道徳教育推進事業」を引き続き実施します。また、北海道教育委員会から「道徳教育推進校」として開西中学校が指定を受け、教材開発や実践研究を行い、授業への活用を図ります。

いじめの未然防止を推進するため、全ての教育活動の中で道徳教育や体験活動の充実を図るとともに、児童生徒がいじめの防止に主体的に取り組む「たきかわ子ども会議2015」を開催します。

滝川西高等学校については、西高教育の特色である「文武両道」を生かすため、学習活動と部活動の相乗効果が十分に上げられる教育活動を実施します。

特に、英語・国際理解教育については、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上のため、外国語指導助手（ALT）を1名から2名に増員し、外国語授業の一層の充実を図ります。

コミュニケーション能力や問題解決能力などを身につけ、将来、国際的に活躍できるリーダーを育成するため、文部科学省の「スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）・アソシエイト」の指定を受け、先進地視察や英語教育改善セミナーを実施します。

キャリア教育については、ガイダンス機能の強化やサテライン講習などによる学習支援環境の充実を図り、進学については、国公立大学への入学者数の増、就職については就職率100パーセントを目指します。

定員調整にあわせ、学科転換などを含めた時代の変化に応じた西高のあり方について検討します。

明苑中学校に「英語ルーム」を新設し、生徒のコミュニケーション能力の向上と興味関心を高める学校づくりを推進します。

学校の課題研究の成果と教職員の指導実践の交流を図るため、滝川市教育振興会指定の公開研究会を、江部乙小学校、滝川第三小学校で開催します。

教職員の資質向上を図るため、いじめなど問題行動のある子供の適切な指導方法や予防教育に関する研修会を開催します。

学校施設の整備については、滝川第三小学校の改築事業は校舎棟・屋内体育館の建築工事が終了し、最終年次として、旧校舎の解体工事及びグラウンド・外構工事を行います。

学校施設の耐震化については、江陵中学校の耐震補強工事及び武道場の建てかえ工事を行います。また、滝川第一小学校、東小学校、明苑中学校、開西中学校、滝川西高等学校の屋内体育館のつり天井やバスケットボールのゴール、照明器具などの非構造部材の耐震改修工事を行います。

学校給食施設については、「滝川市学校給食施設整備計画」に基づき、安全で効率的に給食が提供できる親子給食を推進するため、西小学校に、市内3カ所目となる共同調理場を整備し、受配校となる開西中学校の給食受入改修工事を行います。

学校給食については、公会計への移行により、安定的運営を図るとともに、食物アレルギーにも対応した安全・安心な給食の提供に努めます。

今年度で計画期間が終了する「滝川市小・中学校施設整備方針」については、新たな方針を策定し、「滝川市小・中学校適正配置計画」については、策定から5年が経過したことから、計画の見直しを行います。

個別の支援を必要とする児童生徒の学校生活の安定のため、「教育支援員」や「学びサポーター」、「スクールカウンセラー」を配置し、きめ細やかな指導と支援の充実を図ります。

不登校問題の早期解消のため、子供や保護者との相談・支援を積極的に実施するとともに、「支援専門員」や「スクールソーシャルワーカー」と学校が連携し、子供たちの学校復帰を支援します。

教育支援センターの適応指導教室は、新たに赤平市と協定を締結し、近隣市町の児童生徒を受け入れる広域的な利用の推進に取り組みます。

児童生徒が安全かつ健全にスマートフォン等を利用することができるよう、販売店に対しフィルタリングの徹底を要請するとともに、インターネットの利用目的や利用時間など家庭内でのルールづくりを進め、正しい利用方法の啓発に努めます。

青少年の健全育成については、通学合宿や児童生徒の登下校の見守り活動など、各地区育成会を中心とした地域の教育力を生かした特色ある事業を支援するとともに、青少年の健全育成活動を通じたコミュニティの活性化を目指します。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と連携を図るため、「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研

修会」や「小学校入学に係る引継会」など情報交換会を開催します。

さまざまな世代の自主的な学びの場をより一層充実させるため、一般財団法人滝川生涯学習振興会との連携や交流の橋渡し役を担い、市民の学びの環境や新たな仕組みづくりを行う、地域おこし協力隊を採用します。

児童生徒の豊かな感性を育むため、NPO法人空知文化工房、たきかわ文化村推進委員会と連携し、各分野の芸術家を学校に派遣するアウトリーチ事業を通して、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会をつくります。

文化ゾーンにある文化センターや美術自然史館など施設やその機能のあり方、ソフト面の展開手法などについての検討を開始します。

滝川市の歴史を後世に残し伝え、郷土愛を育むため、市史資料の収集・整理を進める「まちの記憶編さん事業」に取り組みます。

幅広い年齢層に利用され、5月に来館者数50万人を達成した図書館については、新刊本を初めとした蔵書を充実するとともに、本との出会いと親子が触れ合うきっかけをつくる「ブックスタート事業」、季節に合わせた展示やさまざまなイベントなどに取り組みます。

博物館活動については、滝川の財産である「タキカワカイギュウ化石」と「日本画家・岩橋英遠芸術」を中心として、「滝川は昔、海だった～化石ワールドで遊ぼう～」や「英遠と万寿三 創作のひみつ展」などの企画展を開催します。

子供たちの科学する心を育むため、遊びの中で科学に興味を持たせることができる「サイエンスパーク（こども広場）」や「土曜リカひろば」、「月イチリカ室」、出前講座「ちびはく」を継続して実施します。

春のマラニックや秋のコスモスマラソンなど、市民が気軽に体力向上や健康維持のためスポーツに親しむ機会を提供します。

教育委員会といたしましては、「教育のマチたきかわ」の誇りを持って、積極的な教育行政に取り組み、未来を開く「たきかわっ子」を育成するとともに、市民の皆様が「滝川で育ったこと」に誇りを持ち、「滝川で子育てしたい」と思う教育行政を進めます。

以上、平成27年度の教育行政執行方針について、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長 議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第2号）の説明を求めます。千田副市長。

○千田副市長 ただいま上程されました議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、継続事業を中心とした当初予算に加え、新規事業など政策予算を追加補正し、年間予算としては景気対策及び地域活性化を目指し、提案するものでございます。主な内容としましては、中心市街地のリニューアルを推進するため、栄町地区優良建築物等整備事業補助金を支出するための補正、住民生活向上のために必要な道路の新設改良事業費、公園緑地造成事業費、小学校の整備、体育施設の耐震改修工事などの補正が主な内容となっております。

1 ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ11億2,729万6,000円を追加し、予算の総額を209億614万7,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第2表によるところでございます。

2 ページから4 ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

5 ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。まず、追加であります。コミュニティ施設整備事業債、限度額400万円、社会福祉施設建設助成事業債、限度額3,600万円、道営経営体育成基盤整備事業債、限度額1,660万円、ふれ愛の里整備事業債、限度額400万円、河川整備事業債、限度額2,560万円を追加したいとするものでございます。コミュニティー施設整備事業債につきましては、北地区コミュニティセンター外壁改修工事を実施するための財源としたいとするものでございます。社会福祉施設建設助成事業債につきましては、北海道療育園が建設する重症心身障がい児者通園ホームたんぼぼの家への建設助成補助金を支出するための財源としたいとするものでございます。道営経営体育成基盤整備事業債につきましては、道営土地改良事業負担金を支出するための財源としたいとするものでございます。ふれ愛の里整備事業債につきましては、ふれ愛の里の給水加圧ポンプ取りかえ工事を実施するための財源としたいとするものでございます。河川整備事業債につきましては、河川護岸改修工事を実施するための財源としたいとするものでございます。

次に、変更でございますが、公園緑地造成事業債1,660万円を増額し、4,990万円、道路新設改良事業債5,890万円を増額し、1億720万円、義務教育施設整備事業債3億800万円を増額し、4億9,290万円、滝川西高等学校整備事業債1,210万円を増額し、2,670万円、体育施設整備事業債2億3,800万円を増額し、2億3,960万円としたいとするものでございます。道路新設改良事業債につきましては、8カ所の道路改良工事、3カ所の舗装新設工事、1カ所の測量調査委託業務による道路の新設改良事業費の増によるものでございます。公園緑地造成事業債につきましては、2カ所の改築工事及び附帯工事、2カ所の実施設計委託業務の増によるものでございます。義務教育施設整備事業債につきましては、西小学校給食共同調理場等改築工事、江陵中学校武道場改築工事、小中学校の非構造部材耐震改修工事、開西中学校の親子給食受け入れ工事を実施するための財源としたいとするものでございます。滝川西高等学校整備事業債につきましては、非常階段改修工事を実施するための財源とするものと当初予算で計上していた非構造部材耐震改修工事を実施するための財源を住宅・建築物安全ストック形成事業交付金から滝川西高等学校整備事業債に組みかえしたいとするものでございます。体育施設整備事業債につきましては、B&G海洋センター改修工事、スポーツセンター耐震改修工事を実施するための財源としたいとするものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、14ページ、15ページをお開き願います。2款1項3目企画費、補正額471万6,000円の増額につきましては、そらぷちキッズキャンプ支援事業に要する経費の補正でございます。公益財団法人そらぷちキッズキャンプが半屋内運動場を本年度中に建設するため、建設費用の一部として、今までにそ

らぶちキッズキャンプのために寄せられた寄附金から補助金を交付するために補正したいとするものでございます。

2款1項7目市民生活推進費、補正額651万1,000円の増額についてですが、コミュニティ施設の運営管理に要する経費576万8,000円の増額につきましては、春の巡回点検、秋の業者点検による打診調査により外壁タイルの浮きの危険度が高いと判定された北地区コミュニティセンターと江部乙地区コミュニティセンターの安全対策工事を行うための補正としたいとするものでございます。消費者行政推進事業に要する経費74万3,000円の増額につきましては、消費センター相談員等を国民生活センターなどが開催する研修に参加させることにより相談員等の資質の向上、消費生活相談により一層適切かつ迅速な対応がとれるようにするとともに、地域や学校における啓発活動のためのパンフレット等の作成を行うもので、費用の全額が北海道の消費者行政推進事業補助金にて措置されるものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額1,483万6,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。社会保障・税番号制度の導入に当たり、地方公共団体情報システム機構に対し、通知カード、個人カード関連事務の委任にかかわる交付金を支払うために補正したいとするもので、費用の全額が総務省の個人番号カード交付事務費補助金にて措置されるものでございます。また、番号制度に必要な住基ネットシステムの情報連携端末、タッチパネルについても整備したいとするものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額4,500万円の増額につきましては、重症心身障がい児者通園ホームたんぼぼの家建設助成に要する経費の補正でございます。平成12年度に開設した重症心身障がい児者通園ホームたんぼぼの家の老朽化が著しいことから、社会福祉法人北海道療育園が新築する通園ホームたんぼぼの家へ建設助成補助金を支出するために補正したいとするものでございます。

4款2項1目じん芥処理費、補正額183万6,000円の増額につきましては、ごみ最終処分場の運営管理に要する経費の補正でございます。現在の最終処分場は、平成25年度に行った最終処分場残余量調査によると平成32年8月末までに使用が可能となつてございますけれども、第2期一般廃棄物最終処分場の造成時期を確定するため、第1期一般廃棄物最終処分場の延命可能性調査を行うとともに造成基本構想を策定するため、補正したいとするものでございます。

6款1項2目農業振興費、補正額796万4,000円の増額についてですが、担い手育成に要する経費113万4,000円の増額につきましては、今回1経営体が農業用機械の導入費用について経営体育成支援事業の採択を受けたことに伴い、助成金を交付するために補正したいとするもので、費用の全額が北海道の強い農業づくり事業費補助金にて措置されるものでございます。環境保全型農業直接支払に要する経費683万円の増額につきましては、本年度の取り組みとして化学肥料及び化学合成農薬の5割減と、あわせて堆肥を使用することや害虫対策でフェロモントラップを活用すること及びタマネギなどの有機栽培を行う団体等を対象に、環境保全型農業直接支払交付金事業を実施するために補正したいとするものでございます。この事業につきましては、国の支援額が2分の1、北海道が4分の1、市が残り4分の1を負担し、団体等に交付するものでございます。

6款1項4目農地費、補正額2,135万8,000円の増額につきましては、土地改良に要する

経費の補正でございます。道営土地改良事業の本市の事業費負担は平成25年度の国の補正予算で制度拡充された促進費を活用することにより、昨年度同様市の排水だけとなります。事業地区は、昨年度までの滝川西地区、江部乙北地区、江部乙北西地区、西南8丁目地区、西南7丁目地区に東滝川第1地区を加えたものです。また、平成28年度に東滝川第1西地区、平成29年度に西南北部地区を実施するため、道営土地改良事業計画樹立事業負担金をあわせて補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。6款1項5目農業施設費、補正額535万4,000円の増額につきましては、滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費の補正でございます。ふれ愛の里の給水加圧ポンプが製造から18年経過し、老朽化による機能低下が認められることから、取りかえ工事を実施するために補正したいとするものでございます。

7款1項1目商工業振興費、補正額7,800万円の増額につきましては、中心市街地活性化対策事業に要する経費の補正でございます。中心市街地のリニューアルを推進するため、長年の懸案事項である栄町3-3地区開発に向けて、栄町3-3地区優良建築物等整備事業補助金により民間を主体とした地区整備の早期実現を図るために補正したいとするもので、国土交通省の社会資本整備総合交付金で事業費の3分の1、市の負担分の3分の1と合わせて事業費の3分の2を支出するために補正したいとするものでございます。

7款1項2目観光費、補正額24万円の増額につきましては、その他観光振興に要する経費の補正でございます。本市への海外観光客の誘致と海外エージェントから見た本市の観光資源を探るため、9月に東京で開催されるツーリズムEXPOジャパン2015に出展するための費用を補正したいとするものでございます。

8款2項2目道路新設改良費、補正額1億196万8,000円の増額につきましては、道路の新設改良事業費の補正でございます。道路新設改良につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金の対象事業を中心に生活環境改善対策として、優先度の高い路線などを選定し、実施したいとするものでございます。交付金対象事業としましては、東町386号線ほか3路線の道路改良舗装工事を実施したいとするものでございます。単独事業としましては、江部乙東1053号線ほか5路線の道路改良舗装工事のほか、今後実施を検討している西町幸町152号線の調査設計を実施したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。8款3項1目河川維持費、補正額2,850万円の増額につきましては、河川整備に要する経費の補正でございます。平成24年度から実施している銀川護岸改修工事であり、今年度で工事が完成するものでございます。

8款4項4目公園緑地造成費、補正額3,541万4,000円の増額につきましては、公園緑地造成事業費の補正でございます。公園緑地造成事業費につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金の対象事業を中心に、老朽化が著しい公園など優先度の高い公園を選定し、実施したいとするものでございます。交付金事業としましては、花月公園改築工事、滝川西公園遊具改築工事を実施したいとするものでございます。単独事業としましては、交付金事業に伴って発生する公園改築附帯工事と来年度交付金事業の実施に向けて2カ所の公園遊具改築実施設計を行いたいとするものでございます。

8款4項5目街路事業費、補正額1,296万円の増額につきましては、駅前広場整備事業に要する経費の補正でございます。災害時の一時避難場所である駅前広場内の防災機能強化とクリーンエネルギー導入による低炭素な地域づくりの一環として、駅前広場内に蓄電池内蔵型の太陽光風力発電式街路灯を設置したいとするもので、費用の全額が環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で措置されるものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額163万4,000円の増額についてですが、心の教育推進に要する経費の31万円の増額につきましては、平成25年度より北海道がモデル校を指定し、道徳教育推進校事業を実施してきたところですが、平成25年度の江部乙小学校に次いで今年度は開西中学校がその指定をいただいたところでございます。指定校は、道徳教育モデルプランの作成、道徳教育にかかわる公開授業、実践発表などの事業を北海道から委託を受けて実施することになり、費用の全額が北海道道徳教育推進校事業費委託金で措置されるものでございます。特別支援教育の推進に要する経費113万6,000円の増額につきましては、市内中学校に特別支援学級の生徒が転入したことにより、教育支援員を1名増員したく、補正したいとするものでございます。その他教育振興に要する経費18万8,000円の増額につきましては、中学校の英語力を向上させるための事業として、本年度は明苑中学校をモデル校として英語ルームを設置するために補正したいとするものでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額3億8,442万6,000円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用し、西小学校に市内3カ所目となる親子共同調理場及び身体障がい者用エレベーターを設置するため、西小学校給食共同調理場等改築工事、市内小学校の耐震化を進めるため、滝川第一小学校と東小学校の非構造部材耐震改修工事を行いたいとするものでございます。また、単独事業費として、西小学校の給食共同調理場整備に伴い休憩室ロッカーなど備品を購入したいとするものと、今までに学校教育推進のためにいただいた寄附金を活用して、冬期の給食搬入口を確保するため、中型除雪機の購入を補正したいとするものでございます。

10款2項2目学校建設費につきましては、滝川第三小学校の改築工事に要する経費の補正でございます。歳出予算の変更はございませんけれども、滝川第三小学校外構等工事の財源を当初予定していた学校施設環境改善交付金から義務教育施設整備事業債に組みかえたいとするものでございます。

次のページをお開きください。10款3項1目学校管理費、補正額1億499万5,000円の増額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して市内中学校の耐震化を進めるため、江陵中学校の武道場改築工事と明苑中学校非構造部材耐震改修工事を行いたいとするものでございます。また、単独事業としては、江陵中学校武道場改築工事に伴い畳等の備品を購入したいとするものと、開西中学校に西小学校から配送される給食を受け入れるための親子給食受け入れ工事を実施したいとして補正するものでございます。

10款4項1目学校管理費、補正額485万6,000円の増額についてですが、教材、教具等の購入に要する経費100万円の増額につきましては、教育振興へのご寄附を賜った100万円を財源

として滝川西高等学校の楽器を更新するため、補正したいとするものでございます。その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費385万6,000円の増額につきましては、老朽化により鉄骨が腐食している滝川西高等学校学習棟の非常階段の改修工事を行いたいとするものと、将来国際的に活躍できるグローバルリーダーを育成するため、文部科学省のスーパーグローバルハイスクールアソシエイトの指定を受けたことに伴い、グローバルな教育実践研究を行うため、先進地視察や講演会の実施を補正したいとするものでございます。

10款5項1目学校給食費、補正額1,428万6,000円の増額につきましては、学校給食の実施に要する経費の補正でございます。西小学校の共同調理場を整備することに伴い、食器や調理器具など消耗品や備品を整備するため、補正したいとするものでございます。

10款6項2目美術自然史館費、補正額246万5,000円の増額についてですが、美術自然史館の運営管理に要する経費227万2,000円の増額につきましては、現在市民会館に保管しているチョッチャンコレクションを美術自然史館で展示、保管するために必要な移設費用と美術自然史館の2階の3部屋を貸し室として市民ギャラリーなどに利用できるよう改修するため、補正したいとするもので、財源の一部として北海道電源立地地域対策交付金を活用し、行うものでございます。岩橋英遠芸術の普及と北辰の森づくりに要する経費19万3,000円の増額につきましては、岩橋英遠芸術の振興と北辰の森づくりへご寄附を賜った19万3,000円を財源として、北辰の森維持管理に必要な物置を購入するために補正したいとするものでございます。

10款6項4目図書館費、補正額286万円の増額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。図書の購入に充ててほしいと複数の方よりご寄附を賜りましたので、寄附者の意向に沿うよう児童書や一般書などを購入するために補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。10款7項1目体育振興費、補正額25万円の増額につきましては、体育指導及び振興に要する経費の補正でございます。コスモスマラソン実行委員会負担金については、当初予算について50万円の予算をご承認いただいたところでございますけれども、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、AED機器を購入するために増額補正したいとするものでございます。

10款7項2目体育施設費、補正額2億4,686万5,000円の増額につきましては、体育施設の運営管理に要する経費の補正でございます。公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団からB&G海洋センターの修繕助成金の採択をいただいたことから、バリアフリー化のための施設改修工事などを実施するために補正したいとするものでございます。また、スポーツセンター第2体育館耐震改修附帯工事实施設計委託料については、当初予算について160万円の予算をご承認いただいたところですが、これにあわせて暖房をパネル式による輻射熱方式からヒートベルトによる遠赤外線輻射方式に変更するために、スポーツセンター第2体育館暖房設備等改修工事实施設計委託とスポーツセンター第2体育館耐震等改修工事を実施するために増額したいとするものでございます。これに伴い、工事期間中に閉館となりますことから、体育施設管理代行負担金を減額し、さらに平成28年度にスポーツセンター第1体育館耐震等改修工事を実施するため、スポーツセンター第1体育館耐震等改修工事实施設計委託料を補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で11億2,729万6,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きください。15款2項1目総務費補助金1,459万4,000円の増、15款2項4目土木費交付金9,171万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

15款2項6目教育費交付金6,982万7,000円の増額につきましては、歳出関連でございますが、小中学校の整備のため学校施設環境改善交付金の増額と、当初予算で計上しておりました滝川西高等学校非構造部材耐震改修工事の財源であります住宅・建築物安全ストック形成事業交付金が見込めなくなったことにより減額したいとするものでございます。

15款2項7目土木費補助金1,296万円の増、16款2項3目農林業費補助金626万4,000円の増、16款2項6目総務費補助金74万3,000円の増、16款2項7目総務費交付金61万7,000円の増、16款3項5目教育費委託金31万円の増、18款1項7教育費寄附金50万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

19款2項1目基金繰入金7,566万9,000円の増につきましては、施設整備政策基金は西小学校給食共同調理場等改築工事に伴う財源として繰り入れをしたいとするもので、社会福祉事業振興基金とふるさと基金は歳出関連ですが、今までにいただいた寄附金を事業に活用するために繰り入れしたいとするものでございます。

20款1項1目繰越金1億2,382万2,000円の増につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

21款5項2目雑入1,048万円の増、22款1項1目土木債1億110万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

22款1項2目教育債5億5,810万円の増につきましては、歳出関連でございますが、小中学校整備及び体育施設整備のための財源とするものと当初予算で計上していました滝川西高等学校非構造部材耐震改修工事の財源であります住宅・建築物安全ストック形成事業交付金が見込めなくなったことにより、財源を振りかえて実施するものでございます。

22款1項4目総務債400万円の増、22款1項5目民生債3,600万円の増、22款1項6目農林業債2,060万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で11億2,729万6,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げますと議案第1号の説明とさせていただきます。

(何事か言う声あり)

○千田副市長 失礼しました。先ほど7款1項2目観光費、補正額24万円と私申しましたけれども、24万2,000円の増額ということで訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議 長 以上をもちまして平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針並びに議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算(第2号)の説明を終了いたします。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、6月15日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、配付しております追加日程のとおり、日程番号第9から第14までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第9 議案第2号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例

○議長 日程第9、議案第2号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第2号 滝川市部設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨であります。機構の改善を図ることにより市政を効率的に執行するため、改正したいとするものであります。改正の具体的な内容につきましては経済、農政部門の連携強化のため、経済部と農政部を発展的に統合し、新たに産業振興部を設置したいとするものであります。この背景としましては、本市の基幹産業であります農業を基軸とした農商工連携を一層強化し、農業分野での企業連携等による雇用創出をより一層推進したいとの思いから、その機構を明確にし、組織体制の充実を図りたいとするものであります。

それでは、議案第2号参考資料の新旧対照表をお開きください。第1条第4号及び第5号であります。それぞれの部の事務分掌を第4号において新たに設置する産業振興部に移管するものでございます。

以下は号の繰り上げでございます。

次に、附則の第1項、施行期日であります。この条例は、平成27年7月1日から施行したいとするものであります。

第2項につきましては、関連する条例の一部改正ですので、お目通しください。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。木下議員。

○木下議員 私のほうから4点ほど質疑させていただきます。

まず、1点目、組織改革を行う自体の本旨を改めて説明いただきたいと思っております。

2番目、縦割りの廃止を唱えるが、その実態と具体的な説明をお願いいたします。

3番目、農業を取り巻く環境は厳しい。TPPとかいろいろ関係ありますけれども、その中での対応はどのように進めていくのか。

4番目、農業を基盤とした施策と産業振興の結びつきは、具体的な考え方をお聞きいたします。

この4点です。

○議長 長 木下議員の質疑に対する答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 ただいま木下議員からご質疑がありました。私のほうから3点目と4点目についてお答えしたいと思います。

農業を取り巻く環境が厳しい中でのということでございますが、今稲作農業が抱えている滝川市の課題を申し上げますと、1人当たりの米の消費が大変落ち込んでいるということと人口が減少している。それと、生産技術が向上しておりますので、生産量というのが安定して大きな冷害というのがなくなってきたということがございます。結果として米が過剰に生産されているという米余りの状態になっておりまして、米価が26年産を例にとると大変下落したということで、農業所得の減少というのが大きな問題と申しますか、課題となっております。今米価の下落による所得向上の方策としましては、国の経営所得安定対策ですとか、そういった制度を最大限活用するということですか、主食用米以外の作物を取り入れるとともに、米の需要を踏まえた生産ということを考えていかなければいけないと、それによって農業所得の確保を図らなければいけないというふうに考えております。TPPのお話もございましたけれども、これまで米の輸入自由化については関係団体とも反対ということで行動を行ってきているわけですが、一方では、米が市場価格で決まるということもありまして、価格競争力を高めるためのコストダウンの努力ということも行っていかなければならないと考えております。例えば稲の育苗を行わない直播栽培ですとか、GPSを使った農業技術を導入することで効率的な農業というのを推進していかなければならないというふうに考えております。

それと、4点目の産業振興の結びつきというなお話がございます。産業振興は、大変大きなテーマと申しますか、課題と思いますが、私が考えるには、産業振興というのは農業を含めた地域の産業がうまく連携して経済活動が円滑に行われることで市民一人一人の生活が豊かに営まれることというふうに考えたいと思っております。このためには、先ほど申し上げました農業所得の確保を前提として、国の施策ですとか市の独自の施策を活用して、2つの部の統合の狙いであります農商工連携ですとか6次産業化によって市全体の産業振興の足がかりとしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 それでは、1点目と2点目について私からお答えさせていただきます。

1点目は、組織改革を行う趣旨と申しますか、本旨でございますけれども、これは農政部と経済部を統合することによって農商工連携を一層推進して、生産から販売まで切れ目のない農業振興に取り組むことによって農業の法人化や農業分野での雇用促進、企業との連携による将来的な企業の誘致というものにつなげていくということにございます。先ほども農政部長からの答弁の中にもありましたけれども、農業も今まさにマーケットインの時代に入っております。米はつくればつくほど売れるという時代は終わってしまいました。市場が求めているものをつくるというところ、マーケットインから農業に入っていくことが次の農業の新たな発展につながるというふうに考えておりまして、そういうことから、マーケットに近い経済部と農政部が一体化することによって農業の発展につながる、足腰が強くなると、こういうことを本旨として統合を提案させていただいた次第です。

2点目の縦割りを廃止することによる効果、その実態というお話でございます。これは、もう既に

新聞なんかでも出ておりますけれども、幾つも実例があるのですけれども、一番わかりやすい例を申し上げますと、米の販路の拡大でございます。これは、農水省の幹部の方も、お米の話聞きに行きますと、とにかくお米の販路を拡大しろ、輸出が大事だということをおっしゃいます。今JAもこれに取り組んでおまして、実際にJAと具体的に取り組んでおりますのは、実は経済部がこの数年取り組んできております。例えば東京の外食産業に販路をつくる、あるいは國學院の大学の食堂に滝川のお米を入れました。こうしたのは経済部とJAとの関係の中からでき上がってきたものでございますし、またごく最近の報道では、タイへのお米の輸出を今JAと市役所でもと取り組んでおります。これは実現すると思っておりますけれども、これは経済部が誘致した太陽光発電をつくりました伯東という商社がタイへの食品輸出というのを手がけて、その伯東からの問い合わせがあつて始まった話でございます。このように、既に縦割りを乗り越えて実際に農政部と経済部は動いております。こうした実態も踏まえた上での提案でございますので、ご理解いただけたらというふうに思います。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 おおむねわかったのですけれども、農協に対してはどのようにこれから、農業という問題は、農政部が発展的に統合したということで農政という文言の部がなくなったということの農協に対する説明はどのようにこれからしていく考えでいますか。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 この統合の提案に当たりましては、JAの組合長と私は直接何度かお話をしておまして、ごく最近もいよいよ上程させていただきますという話をさせていただきました。まず、十分理解をいただいております。と申しますのは、先ほどの実態がございましたように、もうJAと農政部はもちろんですけれども、経済部も一緒になって活動しております。例えば農業に関心のある企業が来た場合は、必ず私たちはJAと会ってもらっております。三井物産、三菱商事が来た場合も必ずJAの幹部と会っていただいているということもここ数年続けてきております。そういうことから、この統合の発展的な意味というのはJAの幹部の方たちにはよく理解していただけたと、このように考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 質疑します。

鈴木副市長が言われていることはよくわかるのです。私は、1次、2次があつて、3次があつて6次があると思っておりますので、1次、2次があるからこそ3次が生きてくるといふふうに思っています。それで、質疑しますけれども、市長は1期目のとき、滝川の基幹産業は農業であると、それで農政部をつくられたという経緯がございました。今回統合することによって、市長の思いというものを聞きたいと思ひます。

それと、2つ目は、スリム化することは私は大賛成なのですけれども、今農業が抱える問題、課題というのはさまざまございます。1つは新規就農、あるいは農業後継者の不足、こういった問題を解決することなく、統合することによって課題解決に向けた動きが加速できるのかどうかということ。

この2点について伺いたいと思ひます。

○議長 長 三上議員の質疑に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、1点目の質疑について、市長から思いをと言われましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

1点目につきまして、私は就任した際に農業は基幹産業ということで農政部を復活させていただきました。それは、農業に対する支援を進めたいという思いからでありました。しかしながら、鈴木副市長から先ほどご説明あったとおり、今の農業の現実を考えたときにはやはりマーケットインが必要であるというのは私も痛切に強く感じております。そして、1次、2次と、今三上議員がおっしゃったとおり3次があつて6次があるということでございますので、これからの滝川の農業の足腰を強くし、そして産業として立派にこれからもつないでいくためにはこのたびの統合が必要であると、そのように思っていましたので、1期4年の間に変節したのかということは、全くございません。農業が中心であるまちであるということは、そう思っております。さらに農業を強くするための機構改革であるというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 農政部長。

○農政部長 今三上議員のほうから、新規就農、担い手対策についての進め方というのは変わりがあるのかということなのかもしれませんが、先ほど市長も市政執行方針の中で担い手対策については、農政としての大きな課題としてはまず先ほど所得の向上というのが喫緊の課題というふうに申し上げましたけれども、担い手の問題につきましては今後の農業情勢によってはまたさらに大きな課題となって膨らんでくる。農業所得が得られないことによって離農が始まるということも考えられないことではないので、我々としては一層担い手対策、農業塾のお話も市政執行方針の中で申し上げたと思いますが、そういった若手の農業者をぜひとも滝川市の中で十分育てていかなければ、これから、たくさん3,000ヘクタール以上の農地がありますので、それを維持して、環境保全にもつながるといふ大事な農地でございますので、それを守っていくためにも新規就農の施策についてはこれからも手を緩めることなく進めてまいりたいと思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 今首都圏にいらっしゃる方々あるいは退職間際の方々が田舎暮らしを希望されているのです。それで、田舎暮らしするときに農業をという方も今ふえてきているそうなのです。ぜひ新規就農を含めて、そういった部分が統合することによって弱体化することのないようお願いしたいのです。部長は新規就農だとか後継者対策のことだけ答弁していただきましたけれども、そのほかの課題というものはないのですか、大丈夫なのですか、その辺も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 農政部長。

○農政部長 三上議員のご質疑にお答えしたいと思います。

そのほかの課題、先ほど木下議員のご質疑の中でもちょっと触れたところはあると思うのですが、今最大の課題は農業がもうからなくなっているというのが一番の課題でありまして、そのための方策として、担い手の問題はまずもうかる仕組みがなければ後継者はあられもないということになると思いますので、先ほど言いました新しい作物をどう取り入れるか、収益の上がる作物。それ

と、コストダウンの努力、先ほど申し上げましたけれども、直播の技術、育苗施設というか、春作業として一番大きいのが育苗ハウスを建てて育苗しなければいけない。4月、5月です。その時期に例えば施設園芸を取り入れて野菜をつくろうではないかという話がどうしてもいかないのは、育苗ハウスで春作業が農家にとっては非常に人手のかかる作業だということになっておりますので、先ほど言いました直播の技術の裏にはそういった春作業を少し楽にすることによって生まれる労働力といえますか、時間を施設園芸とか新しい作物に取り入れられないかということも含まれておまして、あと効率のよい作業、あるいは自動化、最近ロボット技術が発達しておまして、トラクターの運転をGPSとつないで自動運転するという技術も今生まれておまして、岩見沢のほうでは実際に取り組まれております。そういったことに取り組むことによって、農業の担い手の不足ですとか高齢化の問題、そういったものを解決する手段として新しいICTの技術を取り入れるということも1つだというふうに考えております。

ちょっと雑駁ですが、以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(「はい」と言う声あり)

○議 長 それでは、少々早いのですけれども、この辺で一旦休憩とさせていただきたいと思えます。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時58分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の議案第2号につきましての質疑を続行いたします。

ほかに質疑ございますか。山本議員。

○山本議員 会派みどりの山本でございます。農政部と経済部の合併問題について質疑をさせていただきたいと思えます。

るる合併について、統合についてのご説明をいただきましたけれども、問題事項につきましては滝川市内の農業者に対してこの合併ということに対してのメリット、それといろんなことについて、合併するからこういうことで動くのだよ、こうなのだよという行動方策等がいつごろまでに滝川市内の農家個々の皆さん方に示されるのか。先ほど農協の幹部の方という話はございましたけれども、農業者個々の方が非常に心配している部分もあります。そのことが農業者の所得向上にこうやったらつながる、そして滝川の経済発展につながるということがきちっと行動方策として合併後に、統合後にいつごろ示されるのかお聞きをしたいと思います。

○議 長 山本議員の質疑に対する答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 山本議員のご質疑にお答えしたいと思います。

農政部として今年度から手がけなければいけない課題は、いろいろございます。まず、一つは、農業・農村振興ビジョンというビジョンがありまして、それが25年度がほぼ計画の最終年度だったの

ですが、その関係について。また、さらに今国のほうで新しい農業・農村基本計画の改定が行われたということを受けまして、新しいこれからの農政を見据えた計画を、ビジョンを立てなければいけないというふうに考えております。また、農用地の計画についても見直しがなされていないということもございますので、今低米価の時代を迎えて農家の経営規模はどうあるべきかということも考えながら、農用地として滝川市内の農用地をどのように守っていくか、そういったことも含めて我々としては計画を練り上げていかなければいけないというふうに考えております。そういった計画ができた上で、個々の農家の皆様にはお知らせしなければいけないというふうに今考えているところでございます。

○議 長 山本議員。

○山本議員 ちょっと答弁が違うのかなと思うのですが、私は農家個々が合併することによってこんな部分で所得に結びつくのですよというようなパンフレットの的なものが出るのかなという意味でお聞きをしているので、滝川市の農業の計画というのは、それは十分わかっております。今回の統合が本当に滝川市内の農業の発展と個々の農家の所得向上につながるものでなければならぬので、その辺のことがきちっと農家にわかるようお願いをしたいなという意味でお聞きをしているので、その辺のことは間に合わないけれども、来年にはきちっと、統合することによってこういうメリットがあって、農家の人はこういうことを相談してくればこうだよというようなことが出のかどうかということをお聞きしているので、その辺もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議 長 農政部長。

○農政部長 山本議員の再質疑といえますか、先ほどはちょっと的外れな答弁だったということでございますが、今回の組織機構の改革の中でのもう一つの目的としましては、農商工連携の6次産業化についてワンストップで農業者の方々にサービスを提供するといえますか、今までは、先ほど鈴木副市長の答弁の中にもありましたけれども、縦割りの弊害といえますか、農政は農政、経済部は経済部ということでそれぞれに農業者の方々からいろんな政策、制度についてのお問い合わせを受けていたわけなのですが、今後は一つの組織として例えば産業振興部の中の産業振興課というところが6次化の関係についても担って、農業者の方々に農政の制度、それと経産省の制度、それぞれに明るい対応ができることでサービス向上といえますか、ご相談に応じていけるものというふうに考えております。

(何事か言う声あり)

○農政部長 失礼いたしました。1つは、先ほども鈴木副市長の答弁の中にもありましたけれども、農家が一番持っている課題としては販売力の強化ということがございます。例えば今低米価の中でどういった販路を持って米を販売していくか、そういったものに対する対応というもの、それでもって所得の向上につなげていきたいというのが大きな一つでございます。

(何事か言う声あり)

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○議長 会議を再開いたします。

千田副市長。

○千田副市長 ご答弁になるかどうかという部分なのですけれども、今回の部の合併につきましては広報等でお知らせしたいと思っております。その部分で大枠については市民の皆さん、農家の皆さんにお知らせできると思っております。ただ、農家の方にもいろいろ経営形態があると思うので、その部分については先ほど中川部長がご答弁させていただいたワンストップサービスの機構も今考えてございますので、個々の農家の方がメリットを享受できるようにいろんな相談に乗っていきたい。そのものについては個別にやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 それでは、3点についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、質疑に引用する部分は5月25日の経済建設常任委員会の提出資料を引用しながら質疑をしたいと思っております。ここでは、農商工連携、6次産業化をワンストップで受け、動く体制づくりを進めると。この方向は私もいいと思うのですが、一方裏腹に、近づけば近づくほど新たなやりづらいことも出てくるということで幾つかお伺いいたしますが、まず従来から農政部の江部乙移転についてはいろんな要望あるいは構想、また市長も、選挙の公約にあったかどうかわかりませんが、執行方針等で検討とかそういったことも触れられてきているというふうに思います。これはもう事実上、これで産業振興部ができれば、移ってしまえば、新たにできるのは農政課という名前なのか、それはわかりませんが、これが江部乙に行ってしまうとワンストップでなくなりますから、こういった構想はもうないのかと、捨てるのかということでお考えを伺います。

2点目は、3名の議員から言われて質疑された共通点は、農業はより環境が厳しくなっていると、農業生産そのものが大変なときに、3次から6次というか、2次から6次というのか、そちらのほうに市の体制がシフトすることについての危惧と、1次産業に対する支援が弱まるのではないかということが述べられたというふうに思うのですが、この点でもう少し具体的にお伺いしたいと思います。まず常任委員会では、生産から販売まで切れ目のない農業振興を強化するというので、まさに2次産業以降を強化するというのを述べられていますが、一方、先ほどの答弁でも米価下落で米以外のものでも収入を上げなければいけないということで、何をつくるのか、また新たな作物ということになれば栽培、収穫技術対策、また収入が減少して経営そのものが厳しくなるわけですから、経営の維持、改善に向けた対策、また従来からある後継者対策や離農防止対策、新規就農対策、このように農業者にとっては1次産業、いわゆる生産そのものの厳しさが増していると、今の時点というのは短期的にも中期的にもこれまで以上に農業生産そのものへのきめ細かな支援というのがより必要になるというふうに思うのですが、この点がおろそかにならないのかということでお伺いいたします。

3点目は、若手職員の人事シャッフルを進め、農業生産と流通の両方がわかる人材を育成するという構想、これも悪いことではないと思っております。ただ、一方で、きちっと私は調べておりませんので、農政部の人員がこの5年ぐらいの短期から中期の期間で減少しているのではないのかなというふうに

と思いますが、その状況についてまず伺います。そして、そのような両方がわかる人材を育成するということは、逆に言うとどちらかを専門にやるという方が、その部の職員の人数が変わらないとすれば専門的な能力の高い人が減るということになるので、なかなか両立が難しいのではないのかなというところで、そういう意味での新たな人員不足が生ずるおそれはないのかについて伺います。

以上です。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。千田副市長。

○千田副市長 1点目のご質疑ですけれども、農政部の移転についてはもう諦めたのかというご質疑ですけれども、これにつきましては今までも何度かご答弁させていただいていますし、たしかことしの1定で市長もご答弁させていただいていると思います。市長の考え方としましては、現場主義であり、農政にかかわる一部を機能移転することが農業振興の一助になるという発想から提案されたものでございます。前回もご答弁していますけれども、現時点においては移転については検討はしていませんけれども、農業振興、さらには地域の振興、それをどうしたらいいかという部分につきましては、いろんなことを考えているところでございます。先ほどから何回もご答弁させていただいていますけれども、農政にかかわる皆様、地域の皆様、さらには今進められている「日本で最も美しい村」連合に加盟を目指している協議会の方にもいろんなご意見を聞きながら進めていかなければならないというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 清水議員からご質疑のありました2点目について私のほうからお答えしたいと思います。

先ほど来木下議員、三上議員のご質疑でもちょっと触れさせていただいておりますが、滝川市の稲作農家が直面している大きな課題というのは清水議員おっしゃるとおりだと考えております。先ほども申し上げましたけれども、1人当たりの米消費が落ち込んでいることと人口そのものが減少する時代を迎えて、つくれば誰かが買ってくれるというような時代ではなくて、どんな品種、品質の米を誰のためにどれだけつくるのかという発想で市場に流通する商品の一つとして価格競争にも打ち勝つことができるような生産体制そのものが問われているというふうに考えております。市としましては、農業者みずからが適切に判断して生産が行えるよう、また必要な技術が身につくような、そういった支援体制も含めて農業団体、行政含めた関係者による支援をまた新たな体制の中で推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 第3点目のご質疑についてお答え申し上げます。

シャッフルという言葉は実は私がいきましたので、誤解があったら大変申しわけないのですが、辞書を引いていただきますと、減らすという意味はどこにもございません。シャッフルというのは、まぜるとか、カードでいうと切りかえるということですので、ちょっと私の使い方がまずかったのではないかと感じておりますが、そういう意味で、人事シャッフルをすることによって減らすということを意図したものではないということですのでございます。流通、先ほど来マーケットインと

いう話が出ています。農業もまさにそこにきております。流通がわからなければ、どういうものをつくったら売れるのかというのはわかりません。そういうことで、両方をわかる人材をつくるという意味で、今農政の若い人、それから産業振興あるいは経済のその他の部課の若い人たちの入れかえ等を非常に機動的に行うことでそうした人材を育成したいというふうな趣旨でございます。

それから、専門性がそれによって足りなくなるのではないかというご懸念ですけれども、今求められている専門性は、私が企業とのつき合いの中から農業というのに首を突っ込みましたら、必ずしもございません。例えば大手の商社がレタスをつくれなかと来ます。実際に滝川にはレタスをつくった人間は誰もいません。どうやってつくっていいかわからないのです。そういう今後の農業の中で求められている専門性というのが今育ててきた専門性を持った人たちの中でただそのまま維持していけば身につくかというのと、それは違います。まさに新しいニーズの中から情報を得て身につけていくものが求められている専門性だと思っています。そういう点では、必要な専門性を身につけるという意味でもこの統合というのは意味があるものだと思っております。また、もう一つ、人材ということを考えますと、一人の人間の能力というのが1つの専門性だけ身につけて、2つは持てないなんていうことはございません。また、そんな人間をとっている組織だとしたら、組織の競争力はありません。私は、滝川の市役所の若い人たちというのは、2つも3つも専門性を相応に身につけて外の人と十分話せる力を持っているような人材をとっているというふうに信じておまして、またそういう信頼の中でこの統合を提案させていただいた次第でございます。

○議 長 質疑終わりでよろしいですか。

(「農政部の人員減っていないか。通告しているんだから、ちゃんと答えてよ」と言う声あり)

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時22分

○議 長 会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長 お待たせしました。農政部の人員数なのですけれども、平成23年が12人、翌24年4月で14人、翌25年4月で14人、26年4月で13人、ことし4月では10人という推移となっております。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 まず、江部乙移転について1定でまとまった答弁があったというのは、私きちっと調べておりませんでしたので、これについては次に譲りたいと思いますが、2点目の第1次産業に対する、そのものに対する支援については非常に抽象的な答弁で、何か米の需要が圧倒的に減っていくかのような、そういう認識を示されましたけれども、米の消費が1年間に8万トンずつ減っていると、では

10年間ずっと減るのかということが国会とかでもやられていますけれども、決してそうではないと。減っているけれども、やはり一定の需要というのは必ず、減少も収束するわけです。そういう中で、滝川の農業というのはハウスだとかいった農業より圧倒的に耕作地農業を守っていかなければならないということが現実としてあるわけです。そのときにではどういった問題があるのかということ、1つは高齢化です。もう一つは、新たな品種に挑戦をしていくと。こういうことというのは、相当きめ細かく現場的に相談を受けながら、普及センターの仕事がより進むような、あるいはJAの営農事業が進むような、そういう支援を市としてどう行っていくのかということなのですが、結局それを進めるためには職員、私はやはりこれは専門性が要ると思うのです。副市長が言われたそれほどの、専門性についてご答弁されましたけれども、私は今と比較して今よりも専門性が下がるようでは困るのではないのかと、今より圧倒的に専門性を高くせということを僕は言っているわけではなくて、今を起点にして、統合によって今の専門性を維持するべきではないのかという、そういうレベルで私は言っております。そういう点で、1次産業への支援のより具体的な強化が求められているときに人数も減っている、あるいは予算も減る、予算をふやすのかどうか、職員の人数と予算の額と、そこが欠けるとかけ声倒れになるというふうに思うので、その2点、その点をどうするのかということでお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 千田副市長。

○千田副市長 人数については、今ちょっと総務部長と協議もしましたけれども、選挙のときにはやっぱり人数は増減、そのセクション、そのセクションで増減します。ですから、7月に向けて人事異動を今考えているところでございます。

あと、予算についてなのですけれども、その政策、政策によって予算のかけ方が違うものですから、一概にその年にふえたから、その年に減ったからということの比較は今することはできないのですけれども、限られた予算の中で必要性のあるものについては予算の中でつけていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 専門性に言及された点について補足的にお答えをさせていただきたいと思っております。

シャッフルと申し上げましたのは、例えば栽培技術に特化した営農センターに配属しているような人も含めてガラガラポンをやるという意味ではございません。今農家の皆さんと接して、出てきた作物をどのように売っていくかというようなところでは、農政部の若手もかかわっていますし、産業振興の若手もかかわっているというのをもう少し発展的に相互に入れかえて機動的に動けるようにしようという趣旨でございます。それから、この統合につきましては、まさに先ほど指摘ありましたお米なのですけれども、お米が4番バッテリーを打つということは変わりませんし、その4番をもっと強くするというのもこの統合の中に入っております。例えば新たな品種というようなことはございませぬけれども、今話題になっています飼料米も、これも企業との連携がなければ安定的に売れないものなのです。企業のサイロの中に入れなければいけません。そういう点から、お米においても経済部と

農政部の統合が先ほど触れました販路の拡大ということにおいても重要だということで、決して4番バッターを打つお米を軽視しているものではございません。その上で、新規の作物というところにおいては新たなニーズを掘り起こしてきて、それを農家の皆さんに考えていただくということで、野球に例えていいのかわかりませんが、3番や5番を打てる選手をつくれればというのが、ちょっと卑近な例でございますけれども、意図しているところでございます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第10 議案第3号 滝川市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第3号 滝川市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 議案第3号 滝川市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

滝川市まちづくりセンターは、平成23年12月に旧第1パーキングビルに改築移転して以来3年半が経過するところであり、これまでボランティアの方々による各種講座や夏まつりなどのイベントを通して市民や団体などに認知され、多くのサークル活動など市民活動、交流の場として利用されております。今回さらなるまちづくりセンターの機能向上を目指し、平成28年4月1日から民間活力を活用した指定管理者制度による管理に移行するために必要な条文の整理を行うため、滝川市まちづくりセンター条例を改正したいとするものであります。

参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。第2条の2は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項として、まちづくりセンターの管理を指定管理者に行わせる旨を定め、第2項として、指定管理者が行う業務の範囲として利用の許可、事業の計画及び実施、維持管理、その他の付随業務を行わせたいとするものであります。

第4条は、直営から指定管理者制度に移行することに伴い、職員に関する規定を削除し、新たに開所時間及び休所日に関する規定を追加するもので、従前規定で規定していたのと同様の開所時間と休

所日としたいとするものであります。

第5条から2ページ目の第6条までの改正は、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」にするなど、指定管理者制度移行に伴い必要となる文言整理及び他の条例との整合のための条文整理の改正であります。

第7条の改正は、使用料制度から承認制の利用料金の制度に移行するための所要の改正であり、第7条の2においてその承認について規定を追加するものであります。

第8条から3ページ目の第12条までの改正は、先ほどと同様の指定管理者制度移行に伴う文言整理等の改正であります。

第14条については、新たに市長による管理の条を加えたいとするもので、やむを得ない事情がある場合に市長が管理を行える旨を加え、あわせてこれに伴う技術的な読みかえを規定したいとするものであり、あわせて旧第14条を第15条に繰り下げをしたいとするものであります。

4ページ目をお開きください。附則の改正も、先ほど同様文言整理等の改正であります。

別表の改正につきましては、使用料から利用料金制度に移行するための規定であり、上限額を定めるための改正及び所要の文言整理等であります。なお、利用料金の上限額につきましては、現在の使用料の額と同額として設定しております。

5ページ目をお開きください。附則についてでございます。まず、第1項は、施行期日について平成28年4月1日から施行したいとするものです。

第2項は、経過措置として、4月1日以降の利用について条例施行前、すなわち今年度内に申請許可等の処分、手続等を終えたものについては改正後の条例に基づいて処分、手続等がなされたものとみなす規定であります。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、大きく4点にわたりまして質疑をしたいと思っております。

まず、1点目は、指定管理代行になるということで、ここにはございませんが、条例第3条にはまちづくりセンターは次に掲げる事業を行うとされており、市民活動の情報収集、提供、管理から研修、人材育成支援、市民活動に関する相談及び助言、市民活動を行う者の相互連携及び交流の推進に関する事などが条例になっております。そこで、今回はそこを改正しないで、そのまま据え置いて指定管理化を目指すというものですので、お伺いしたいと思うのですが、まず1点目は、今述べたような市民活動のさまざまなことに関するノウハウ、こういったことが、指定管理者が来年の4月からということで、それを持っているような指定管理者が最初から登場するのかと、ちょっと危惧するのですが、まずそこをお伺いしたいと思っております。ノウハウを持っている事業者がいるのかと。2点目は、そこで扱われるのは個人情報もかなりあるのではないかと、そういう点で他の指定管理と比べると守秘義務ということも相当懸念がされると、そういったことについて問題はないのか、十分対応ができるのかということでお伺いいたします。2点目は、それに続くのですが、今言ったような市民活動の関係の支援活動というのは指定管理者だけではできないものもあるのではないかと、例えば人材育成支

援ですとか、あるいは情報収集とか、そういったことはなかなか民間は難しいのかなと、そういう点で、3条に書かれている業務をくらし支援課でもあわせ持つというか、そういう部署が今度新たにそういった業務をする必要があるのではないかと思います、伺います。

大きな2点目は、指定管理化による効果ですが、これまでの歳出について平均はどの程度かと、またどの程度の減額を見込んでいるのかということでお伺いいたします。その2点目は、民間管理に移行する場合、運営管理で提案を受け、事業者選定をしていくこととなりますが、貸し館や交流、イベントのほかに民間の提案を見込んでいる改善についてどのようなものを見込んでいるのかということでお伺いいたします。

大きな3点目は、第7条の2、利用料金の承認の関係です。今回の改正では使用料金制度から指定管理者が収受する利用料金制度に移行することによる管理の一元化による効率性の発揮、営業意欲の活性化等を図るとしておりますが、これはこれまでの指定管理でも同じく掲げられてきたものですが、どの程度の効果なのか疑問があります。そこで、同様の規定で他の施設の指定管理で利用料金が下げられている事例がどういう形であるのか伺います。この2点目で第8条ですが、第8条では指定管理者は市長が別に定める基準により、一部または全部の免除ができると書かれておりますが、指定管理者はかなり自由度が高いので、これ以外に減免というような自由度があるような契約をしていく考えについて伺います。

大きな4点目は、利用者の安全確保ということで、これは実態としては危険だと言っているわけではなくて、市の管理する施設から移行するというので、一応聞いておいたほうが良いということでお伺いいたします。まず、21時というかなり遅い時間までの開館施設であると、交流スペースは不特定多数の方が利用されると、安全確保というのは非常に大事なのですが、夜間、つまり7時以降とか、そういった時間帯の人員配置、これは今どようになっているのか、また契約ではこういった安全確保についてそういったこともうたわれる予定かどうかについて伺います。

以上です。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 ただいまの清水議員の質疑に対して答えていきたいと思っております。

まず、1番目、条例の第3条ということで、センターの行う業務ということで市民活動のくだりがございます。これについてでございます。このノウハウの考え方でございますが、市民活動といってもいろんな市民活動がございます。それで、まちづくりセンターの市民活動に関する業務については、市民と市をつなぐ中間的な役割という業務を考えてございます。この業務というのは、今現在でもそうですが、NPOサポートセンターとかの情報ですとか、そういうものが今でも既に入ってきてございます。また、市民活動推進アドバイザー制度というものもございまして、ここに類似するということで、ノウハウを習得できるというふうに考えております。指定管理者に対しましては、これらを利用するというのでさらなる人材育成ということを求めたいというふうに思っておりますので、このノウハウについては十分対応できる、なくても育てられるというような考え方を持っております。

続きまして、個人情報の守秘義務でございます。指定管理者と通常契約書と言われるもの、これは協定書の中でうたわれることとなります。これについては、秘密の保持及び個人情報等の保護の項目

がございますので、これに対して守秘義務が遵守される、守られるというふうを考えてございます。

続きまして、市民活動に関する事業でくらし支援課にも同様の機能をというようなことでございました。先ほどノウハウの関係で言いましたけれども、まちづくりセンターというのは中間的ということで、市民と市をつなぐ役割という、そういう面での市民活動というものにある程度限定してございます。市民活動に関する業務、大きなものについては、滝川市のくらし支援課で町内会の加入促進ですとか街路灯、消費者、交通安全など、全般的にくらし支援課が担っております。今も担っております。まちづくりセンターの市民活動の業務というものについては、先ほど言いました市民と市をつなぐ中間的な、市民が活性化、自分のいろんな疑問点、自分でやりたいこと、それに対して活性化を図るということで、それをサポートするような、そういうような市民活動支援センターというような役割を持って位置づけておりますので、その部分を限定した形で担っていただくと。ただ、それを全部くらし支援課、その中に入れないというわけではございません。それも含めてくらし支援課ではそれを管理するといえますか、担っていくというような形を考えてございます。

続きまして、指定管理による効果ということでございます。これまで歳出について23年からですか、何年かやってきて、人員だとかいろいろとあります。一番直近で、平均ということですが、直近の平成27年度のまちづくりセンターの運営に要する経費、今年度の予算で説明していきたいと思いますが、その予算書の中に光熱水費、それと管理等の委託料、その他の経費というものがございます。これを合わせますと大体1,000万円ぐらい、これがまちづくりセンターを運営するというような経費でございます。ただ、それ以外に、その他経費の中には臨時職員2人ほど入っていますが、それ以外にも当然職員費ですとかそういうものがかかっています。これについてはこの1,000万円ほどの中に入っておりませんが、今まちづくりセンターの中でやっている業務は、町内会連合会ですとか、補助金の業務ですとか、そういうものも含まれてございます。ですから、今の部分の職員配置をどういうような形で考えるかという、その考え方によって減額分というのが出てきますので、今のところそれについては決まっています。今後指定管理者選定職員会議によって決定をし、そして公募作業が進められるということでございます。

その次です。民間に移行する場合に運営管理で提案を受けて事業者選定をしていくということになるということなのですが、どういうものを見込んでいるのかということでございます。一般的に指定管理者制度で公募を行った場合、貸し館等の条例に基づく業務の提案のほかに自主事業というものを提案いただくということになります。今まちづくりセンターはどういうことをやっているかと、貸し館業務だけではございません。今やっているイベントですとか研修とか、そういうものがございます。それは今までやってきた中で非常に有益な形で実施をしているということでございますので、それを承知の上で、さらなる工夫、さらなる提案ということを期待しているところでございまして、それを提案をいただくというところでどのような評価をするかというのはその選定会議の中で決め、やっていくというようなことになるかと思っております。

それと、利用料金との関係でございます。指定管理ということで管理の一元化ですとか営業意欲の活性化とか、そういうようなところもございしますが、これについて現在把握している範囲内では利用料金を減額している事業というのはちょっと見当たらないというようなことでございます。

それと、事業者の独自減免は市長の許可ということ、これは第8条の関係だと思えます。第8条については市長が別に定める基準というようなことであるのですが、指定管理の場合、別に定める基準ということ、今大体ほかの指定管理でやっているのは、公職選挙法による選挙の投票の場所ですとか、あと災害が発生した場合の避難所とか、そういう規定のみでございます。これは基準についてはまだつくってございませんが、今後そのようなところを見て、同じような形になろうかというふうを考えているところでございます。

続きまして、利用者の安全確保ということで、今夜間のことはどうなっているかということでございます。現在9時までということで、職員の勤務時間が終わってからは1人というようなことで、委託をしてそういう形で1人勤務してやっていただいております。どのように契約でうたうかということでございますが、協定書において仕様書に従って行うという規定を設けることになるかと思えます。その中で、仕様書には、公募の際に公にしますけれども、今までの例ですと勤務体制の形態を出します。例えば夜間は何人とか、そういう形で従事する職員を何名常駐させるというようなか、そういうような縛りがございます。そういう形で、先ほど言いました夜間9時以降まであいている間何か危険とかそういうものはないかということでございます。今までのことをいいますとそういうようなことはございませんが、最近あそこの環境がちょっと変わっているのが駅前交番が移転になって、今現在警察官立ち寄り所というようなことで安全確保も行ってきております。そういう形で今後も、これはまだ指定管理の前の段階ですが、そういう形で利用者に対しての危険がないようにというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長 清水議員。

○清水議員 まず、2点あるのです。

1点目は、利用料金について、第7条の2では利用料金設定基準の範囲内において指定管理者が決めるということで、第7条の2関係の別表で、1時間当たりの室料金及び冷暖房料金の上限だけを定めているのです。これより低ければ、それは市長が承認すればできると。ここに差があるということに対して、効率的な管理をすることで下げれるのでないか、あるいは下げることによって利用がふえるということであれば営業意欲も活性化するのでないかというふうに、常任委員会資料をそういうふうに私は読んだのだけれども、ところが今のご答弁ではこれと同様の規定がある他の指定管理施設では実際には利用料金上限で運営されていて、これより低く設定したいということに対して市長が承認したということはないという答弁だったのか、ちょっと確認をしたいと思えます。そして、確認をした上で、もしそういった事例がないのであれば、何か空文句のような気がするのです。聞こえはいいのだけれども、実態としてこれより下げるといのは相当なコスト削減、コスト削減の仕方によっては指定管理の効果が民間の雇用効果だとかそういったことにも影響が出るので、結局これは書いてあるだけで実現しないのではないのかと、安くなること自体は喜ぶ市民もいますけれども、それによって経営が大変になるのであれば、また新たな問題ということで、実態も聞きながら、そういったことも伺いたしたいと。

2点目は、第8条のことでいうと、結局事業者の独自減免はできるということで確認してよろしい

ですか。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 利用料金の上限指定ということの質疑でございますが、上限を設定して、それでやりなさいということではありません。指定管理をやって民間のノウハウ、今市でやっていることの経営よりももっと十分うまくできるのだというようなことを、そういうような提案をいただいて、できるかどうかということ、それを見ながらということですので、できるのであれば、これですますよというような、それを提案をいただくということで承認をするという、そういうような制度でございますので、これについては上限設定ということで、自由度といいますか、民間の活力を十分に生かす制度ということで認識してございます。

それと、減免の規定ですけれども、市長が定めるのは基準を定めるということございまして、今考えている条例の改正の中では減免の内容は今の2点というふうに取り進めていこうというふうに考えてございます。

以上です。

(「実態としてほかの指定管理で上限より下げている部分がありますかという確認したのです。通告しているのだよ」と言う声あり)

○議 長 今ないという答弁をしています。

(「ないのであれば、空文でないかと聞いたのです。繰り返し答弁されても、付随した答弁してもらわない」と言う声あり)

(「これ自由に話していい時間なんですか」と言う声あり)

○議 長 いや、自由というか、質疑をしたことに対してどの程度答弁されているかという確認なので、まだちょっと不足というふうに判断せざるを得ませんので、市民生活部長。

○市民生活部長 上限設定が空回りかというご質疑で、先ほどご答弁申し上げていると思うのですが、私ども知り得る範囲の中では調べました。その中にはなかったですというお答えをしました。その後この上限設定、これは空回りではないのかというお話でございますけれども、その辺については制度上これまでそのようにやっていますので、そうなのかどうなのかというところはこの場でお答えすることにはならないのかなというふうに思います。先ほど答弁にありましており、これまで市のほうとしても市の経営も効率的に進めてきたということがありますので、大きく維持管理費等々が変わっていくところというのはそんなに予想できないのかなとは思いますが、石川次長が答えたとおり、いろんな提案があるので、大いに期待していきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 2点目の独自減免ができるのかどうかということに対しては、市長が定める基準は2点にとどめようと考えている、これはいいのです。私は独自減免という表現使っていますから、要するに市長が承認しない、市長が基準に定められないような減免というのはできるのかという質疑をしているのです。私の聞いている範囲では、文化センターではそういう独自減免がされているという話を聞いたことがあるのです。それはいいことだなとは思っているのですが、ただ施設の利用に関する料金です

から、条例で料金についてこうやって定めているのに、減免もそれは料金の一部ですから、それは独自にやっつけていいよというのが条例の理論として整合性として成り立つのかという疑問もまたあるのです。成り立たないなら、成り立つような条例にすればいいわけで、そのことがまず1点。

2点目は、今回の条例改正の目玉の一つなのです。利用料金、言葉としては非常に素晴らしいです。管理一元化による効率性の発揮、営業意欲の活性化等を図るための規定というのが結局この料金なのです。ところが、実態として、これまでこういうことを何回も各施設でうたっているけれども、それが実際にされている事例はないということであれば、こういう格好いいことは実際は実現しないのではないかということについて聞いたのです。そういうことで、これまでの経過も含めて、こういう利用料金の上限を定めて指定管理者ができるという制度で果たして活性化、効率化が図れるのかと、そういうことを聞いているのです。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目に関しては今調べていますので、お待ちください。

2点目の関係でございますが、清水議員おっしゃる将来的にこの上限設定、これは有名無実ではないかというところについては、私はそうは思いません。これまでいろんな指定管理者、教育委員会的时候もいろんな指定管理をやっていただいている団体のやり方を数年見てきていますが、工夫改善の中でいろいろやられているというところがあります。先ほどお話しされたように、文化センターもそうなのですけれども、例えば業務が広がっていけば人をたくさん配置して効率を上げて利用をふやしていくとか、いろんなアイデアでやってきていますので、私どもとしては必ずしもそうは思っていないということでお答えしたいと思っています。

もう一つのほうは、少々お待ちください。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

○議 長 会議を再開いたします。

市民生活部次長。

○市民生活部次長 独自減免の関係でございますが、今回上程しております減免、この条文ということで、これではできないということでございます。

あと、文化センターの関係ですが、今すぐ確認はとれないということでございます。

○議 長 本間議員。

○本間議員 それでは、大きく1点のみ質疑をさせていただきます。

実は質疑をしないつもりだったのですけれども、余りにも清水議員に対する答弁の中で、本来的には条例の一部を改正するというにはなっていますけれども、指定管理を行うかどうかを決めるということである基本的な部分があると思うのです。そこのメリットがどんどん失われていく気がするのです。だから、市政執行方針の中に、サークル活動など多くの市民活動、市民交流の場として利用

されるようになりました。今後は民間活力を導入し、新たな発想による運営管理を行っていくためと
なっているのですけれども、具体的に何だかだんだん本当にわからなくなっているのです、端的にご説
明をいただきたいと思います。

○議 長 本間議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部次長。

○市民生活部次長 今の本間議員の質疑ということでございます。

まちづくりセンター、先ほど市民活動の中で市民と市を結ぶというような中間的なサポートですと
か、そういう業務をやっているという形で今まで進んでおります。今現在貸し館以外に研修ですとか
各種講座、イベント、例えばみんくるWa夏まつりですとか冬まつりですとか、いろんなイベントを
やってございます。そのようないろんなイベントをまちづくりセンターでやっておりますが、いろん
な部分の市民のボランティア活動ですとか、そういうものを今までやってきておりますが、これをも
っと充実させてやっていただきたいと、それによって皆さん個人それぞれのボランティアですとか子
供たちとの結びつき、そういうような形のものをもっと拡充できるのではないかとということで、これ
を指定管理によってノウハウをいただいてやっていくというような目的で指定管理に移行していき
たいというものでございます。

以上です。

○議 長 本間議員。

○本間議員 私は基本的には賛成なので、なるべくちゃんと皆さんにわかっていただきたいと思うと
ころなので、今のお話は、1つ確認して、もう一つ関連して再質をさせていただきますけれども、民
間の発想を取り入れるということに理解していいのですよね。ただ、先ほどそのメリットの中にもし
かしたらもう一つの視点があるのかなというふうに思うのですけれども、1点目を期待するのは確か
だと思います。もう一つは、まちづくりセンターで1,000万円かかっていたということで、
まちづくりセンターに対する直接経費ではない職員費は幾らかかっていたのかとか、それから行政パ
ートナーに対する支出は幾らかかっていたのかとか。それから、この1,000万円の中に臨時職員
の分はさっきの説明では入っているか、入っていないかわからなかったりもしているので、この金銭
的メリットという部分についてもきちっと説明したほうがいいのではないかと思いますので、それも
お願いいたします。

○議 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 先ほどの答弁ございました。1,000万円という話がございました。これは、
今年度27年度の当初予算の中でまちづくりセンターの光熱水費ですとか管理委託料ですとか、あと
その他諸費ということで、それら合わせて1,000万円という答弁をさせていただきました。その
1,000万円の中に臨時職員の2名分が入っております。それが大体200万円ほど入っていたか
と、そのぐらいだったかと思えます。それ以外にまた別にかかっている経費というのが職員費とい
うのが別にありまして、これについては言っておりませんが、1,000万円のうちから臨時職員が大
体200万円ぐらいかなということで、それ引いた800万円ぐらいが人件費を除いた運営費かなと
いうふうに思っております。それ以外に人件費というようなことでございます。

以上です。

(何事か言う声あり)

○市民生活部次長 失礼いたしました。今現在かかっている経費ということでございます。今現在かかっている職員費で1,500万円ぐらい、嘱託で200万円ぐらい、先ほどの臨時職員で300万円ぐらいと。全部総額を言います。総額で2,000万円ほど今かかっているという形でございます。

(何事か言う声あり)

○市民生活部次長 少々お待ちください。済みません。

(何事か言う声あり)

○市民生活部次長 済みません、訂正させていただきます。

人件費で総額で1,700万円ということでございます。失礼いたしました。

(「それで、メリットが指定管理で生まれるのかという質疑をしている。トータル1,700万円で、それが指定管理することによって100万円下がるのか、200万円下がるのか」と言う声あり)

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 内訳については先ほど申し上げましたとおりですけれども、その中には手当も入っていますし、共済費も入っていますので、ご承知かと思えますけれども、人件費の部分については、冒頭で説明させていただいたとおり、市の職員の分というのは、例えば昨年度までは、退職されたけれども、所長については退職間際の職員ということもありますので、これについてはご承知のとおり人件費はちょっと高いかなという部分はあろうかと思えます。その辺の人件費については、これまでの指定管理者制度の中ではメリットの一つというふうに考えていますし、どういうふうにご提案いただけるのかなというところだというふうに考えております。

あわせまして、総合福祉センターをやむなく廃止したということがありますけれども、まちづくりセンターの現状の利用については前年比1.4倍になっています。そういう右肩上がりのいい施設だというところがありますので、こういったことも利用していただいて、指定管理の提案されるところに期待したいなというふうに思っています。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第11 議案第4号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部
を改正する条例

○議長 長 日程第11、議案第4号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、平成27年1月30日に閣議決定いたしました平成26年の地方からの提案等に対する対応方針、これを踏まえまして、保育所において保健師または看護師の確保が困難であるとの地域の実情に鑑み、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布、平成27年4月1日から施行され、当該改正に伴い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における保育士の数の算定において、1名に限り保育士とみなすことができる規定の保健師、看護師に准看護師を追加したいとするものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表をお開き願いたいと存じます。保健師の数の算定に係る規定について、第30条第3項では小規模保育事業所A型において、第32条第3項では小規模保育事業所B型において、第45条第3項では保育所型事業所内保育事業所において、第48条第3項では小規模型事業所内保育事業所において、それぞれ准看護師を追加する規定となっております。

附則につきましては、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

(何事か言う声あり)

○議長 長 訂正の発言がございます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 済みません。先ほど保育士の数と言わなければならない部分で保健師の数というふうに私申しました。正しくは保健師の数でございました。大変申しわけございません。

(何事か言う声あり)

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 済みません。あくまでも保健師の数の算定ということで……

(「違う、保育士」と言う声あり)

○保健福祉部長 失礼しました。保育士の数の算定でございます。申しわけございません。よろしく
お願いいたします。

○議 長 これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第12 議案第5号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第12、議案第5号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例について
ご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、福島復興及び再生を一層推進するため、住民の帰還の促進を図るための
環境を整備する事業を行う地方公共団体に新たな交付金を交付する制度を創設するとともに、これ
まで居住制限者にのみ認められていました特例規定を特定帰還者にも適用させることなどを目的と
した福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が平成27年5月7日に公布され、同日から施行
されることとされました。

このことにより、本条例におきます第5条中の福島復興再生特別措置法に関連する条項の文言整理
といたしまして、「第29条第1項」を「第39条」に変更したいとしますのでございます。

施行期日は、公布の日を予定しております。

以上をもちまして議案第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいた
します。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第13 議案第6号 空知教育センター組合規約の変更について

○議長 長 日程第13、議案第6号 空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第6号 空知教育センター組合規約の変更についてご説明申し上げます。

変更の趣旨でございますけれども、本年4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律及び同法の施行に伴います関係政令の整備に関する政令が施行され、新たな教育長が規定されたことなどに伴いまして、空知教育センター組合の規約に関して所要の整理を行うために変更したいとするものでございます。

改正の内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げますので、議案第6号参考資料をお開きください。第9条第3項中「第14条の2」を「第15条」に、「委員の」を「教育長又は委員の」に改めたいとするものでございます。

附則でございますけれども、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上、議案第6号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。
これより議案第6号を採決いたします。
本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第14 議案第7号 議員の派遣について

○議長 日程第14、議案第7号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月13日から6月22日までの10日間休会にいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、6月13日から6月22日までの10日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時27分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成27年第2回滝川市議会定例会（第12日目）

平成27年 6月23日（火）

午前10時00分 開 議

午後 2時17分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	前田康吉君	副 市 長	千田史朗君
副 市 長	鈴木光一君	教育委員会委員長	若松重義君
教 育 長	小田真人君	会 計 管 理 者	若山重樹君
総 務 部 長	山崎猛君	総 務 部 次 長	高橋一美君
市民生活部長	館敏弘君	市民生活部次長	石川雅敏君
保健福祉部長	高橋一昭君	保健福祉部次長	国嶋隆雄君
農 政 部 長	中川啓一君	建 設 部 長	大平正一君
建 設 部 次 長	高瀬慎二郎君	教 育 部 長	田中嘉樹君
教育部指導参事	小野裕君	監 查 事 務 局 長	伊藤克之君
市立病院事務部長	鈴木靖夫君	市立病院事務部次長	田湯宏昌君
総 務 課 長	中島純一君	企 画 課 長	深村栄司君

○本会議事務従事者

事務局 長 菊井 弘志 君
書 記 平川 泰之 君

和 田 英 昭 君
村 井 理 君

◎開議宣告

○議 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。

これより本日の会議を開きます。

ここで、去る6月17日に開催されました全国市議会議長会第91回定期総会において正副議長4年以上の功績により田村議員が、議員表彰40年以上で井上議員が、正副議長8年以上及び議員表彰20年以上で私がそれぞれ表彰を受けましたので、その伝達式を行います。なお、同じく議員20年以上で表彰を受けた窪之内美知代前議員につきましては、後ほど改めて議長より伝達いたします。それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時06分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において館内議員、清水議員を指名いたします。

◎日程第2 平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○議 長 日程第2、これより平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を行います。質問は、配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

質問の時間は再質問を含めて45分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。会派清新の柴田でございます。議長のお許しをいただきましたので、会派清新を代表し、平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱並びに教育行政執行方針に対し、以下通告の順に従い、質問を行います。

4年に1度の市民による審判を経て本議会に臨んでいる市長を初め議員の皆様に、まず敬意を表したいと思います。さて、日本の経済は一進一退を繰り返す中で、未曾有の過酷な社会状況を迎えています。国内的には、少子高齢化の爆発的拡大、これに伴う地方人口の加速度的減少など、戦後の日本において到底想定し得なかった社会環境の危機的変化の中で、社会保障費の増大と税収の落ち込み、社会インフラの老朽化といったダブル、トリプルダメージが日本全体を痛めつけております。地方にあっては、まさに生き残りをかけた30年を迎えていると言っても過言ではありません。そして、

国外的には、TPPの進展と円安問題、テロ対策や外交、防衛をめぐる問題など、国民の命と暮らしを守る上で最も重要な課題がめじろ押しとなっております。これらの問題を克服し、新たな日本、そして新たな地方をつくり上げていくことは、大変な困難を国民が乗り越えることにほかなりません。私は、そのスタートの年でもある平成27年度の冒頭に当たって、前田市長の覚悟とともに、新時代に臨む基本の考え方をただしてまいりたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、地方創生について

それでは、まず市長の基本姿勢についてお伺いをいたします。市長は、市政執行方針の冒頭部分において、この地域の生き残りをかけて地方創生に挑むとその決意を述べられております。この地域とは滝川市ということなのか、それとも滝川市を含む中空知全体を指しているのでしょうか。滝川市は、中空知とともに栄え、そして今衰退の道を歩んでおります。滝川市だけが栄えるなどということは、私はあり得ないと思っております。市長がおっしゃるこの地域とは何かをお尋ねいたします。

次に、市政運営の基本的な考え方について伺います。市長は、この部分で地方創生は最重要課題でありとの認識を示されております。地方創生は、確かに最重要課題であります。しかし、我々はこれまでも地方再生や地方活性化などの言葉を用いてこの地域の生き残りをかけてまちづくりを懸命に行ってきた。しかし、今度は違うのだらうと思っております。国と地方が地方創生のために一体となるチャンスが生まれている。地方の力だけではかなわなかった行政課題が今度はかなうかもしれないという期待が生まれている。それでは、地方創生のための1丁目1番地の行政課題は何であるかということであります。これをまずしっかりと地方創生の核に置かなければならない行政課題、これは何なのか。そしてまた、その行政課題の解決に向けて今何が一番必要と思われるのかを伺いたいと思います。

次に、施策の基本的な考え方について伺います。市長は、この中で地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定にあわせ、財政健全化計画も同時期に策定されると述べております。あわせて策定されるとされる財政健全化計画については、効率的行政運営によるまちづくりの中で財政補填のための基金繰り入れを必要としない財政運営のためと記載されております。私は、市長が地方創生を最重要課題だとの認識を持たれている一方で、どうしてここで財政健全化計画を持ち出して基金云々などという表現が出てくるのか。財政が厳しいとの認識は、私も含め、この議員誰もが承知していることであります。一体どのような視点を持って財政健全化計画を地方人口ビジョンと地方版総合戦略とあわせ策定されるおつもりなのかを伺っておきたいと思っております。

◎2、元気な産業と活力あるまちづくり

1、力強い産業の育成・雇用の確保について

次に、元気な産業と活力あるまちづくりについてお伺いいたします。農業振興に力点を置いた施策が並んでおり、企業との連携や6次産業化、新規就農者の確保、農業生産法人の設立など、まことに時宜を得た施策が並ぶものとなっていることには率直に評価をいたしたいと思っております。ただし、力強

い産業の育成、雇用の確保では、どの施策も読む限りにおいてはインパクトに欠け、総花的に感じております。何がこの課題の意に沿った重要な施策なのか、また何にどう力を入れることが力強い産業をつくり、さらに雇用確保ということにつながっていくのかお伺いをしたいと思います。

◎3、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり

- 1、日本で最も美しい村連合について
- 2、スカイスポーツの振興について
- 3、広域観光総合窓口について

次に、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについてお伺いをいたします。まず、NPO法人「日本で最も美しい村」連合加盟について伺います。私もこの取り組みに大きな期待を抱いている一人であります。この連合加盟に向けては、江部乙地域の住民の皆さんの理解とともに、景観と文化を将来にわたって守るための不断の努力が必要と考えております。市長は、この美しい村連合加盟に向けて市として具体的に何をどう行おうとされているのか伺いたしたいと思います。

次に、スカイスポーツの振興について伺います。まずは、この場をかりて、さきのグライダー事故で亡くなられました方に心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。さて、残念な初めての死亡事故ということで衝撃が走ったわけでありまして。しかし、これはあくまでも私の私見ではありますが、今回の事故は体験搭乗によるものではなく、愛好者によるフライト中の事故であり、市や振興協会の安全対策が問われるものではないと思っております。観光資源として高い評価を受けているスカイスポーツがグライダーによる体験搭乗です。今が最も重要な時期なのではないでしょうか。内にこもらず、体験搭乗の安全性をもっと対外的に積極的にPRすることが求められていると思っております。この事故にめげず、しっかりとした対応が求められていると思っておりますが、市長のお考えを尋ねたいと思っております。

広域観光総合窓口についてお尋ねします。海外からのサイクリング、グライダー、フォトウエディング等の観光ツアーを誘致するとして広域観光窓口を置くとしていますが、海外からの観光ツアー誘致のための窓口がなぜ広域観光窓口なのか、私はいま一つぴんときません。なぜ海外観光ツアー窓口ではないのか、この窓口は具体的にどのような役割を果たすものなのか伺います。そしてまた、この窓口は将来的にどのようなものに発展していくことが望めるのかを伺っておきたいと思っております。

◎4、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

- 1、中心市街地の活性化について
- 2、住宅ストックの適正管理について

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて伺います。にぎわいのある中心市街地の活性化では栄町3-3地区再開発事業が述べられておりますが、3-3地区の再開発が進めばおのずと周辺地域の再開発の必要性が議論の俎上に上ってくるのは明らかであります。今後の商店街のあり方や再開発の今後における基本的な考え方についてお伺いをしておきたいと思っております。

次に、住宅ストックの適正管理についてお伺いします。民間住宅施策では、既存住宅の有効活用や

子育て世帯の住環境の改善を目的とした継続事業の展開が明記されております。需要と供給のバランスが重要と思いますので、関係企業や団体等との連絡を密にさせていただきたいと思います。ただ、子育て世帯には実にさまざまなニーズがあると思われれます。既存の住宅を改装して事足りる世帯はそう多くはない。やはり子供たちの将来のために住宅を新築したいという世帯も数多くあります。今の施策は、高齢化に伴う対策の一環として住宅改修や住みかえ支援がつくられたものであり、新築を念頭に置いた支援制度ではありません。しかしながら、民間住宅施策の支援という意味では新築に対しても行っていく必要があると私は思っております。また、老朽化した空き家の保全管理事業についても、その必要性が高まっております。今後民間の空き家が一層多くなることを想定し、これらの施策をしっかりとつくっていかねばならないと考えております。この2つの施策について市長のお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

◎5、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

1、プラチナタウンについて

誰もが住みよい安全安心なまちづくりについて伺います。市長は、この市政執行方針の中でプラチナタウンとの呼称を用い、高齢者が生き生きと暮らせるまちであることを表現しています。私もこれまで市長の言うプラチナタウンをコンパクトでお年寄りが安心して自立した生活を送れるコミュニティタウンというようなイメージを持っており、この実現に協力したいとも思っておりました。しかしながら、このたびの地域福祉、自立支援の充実の項においては、プラチナタウンの表現はなく、第6期計画の推進と総合的な保健福祉施策の実施をうたっております。このプラチナタウン、このたびの市政執行方針の中でいま一つ影が薄いのではないのでしょうか。少なくともこの地域福祉、自立支援の充実の項では何らかの表現とともに具体的かつ先進的事業が盛り込まれるべきと思いますが、市長の率直なお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

◎6、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり

1、学校の魅力づくり事業の継続について

2、國學院大學北海道短期大学部との連携について

次に、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて伺います。少人数学級の積極的推進を掲げられたことには、まず敬意を表したいと思っております。前田市政の最大の目玉とも言える施策ですので、これからもぜひ積極的な推進をお願いしたいと思います。さて、私は、ここで表現されているきめ細かな支援という言葉にこだわっております。やはり個々の小中の学校には特色がなければなりません。そのためには、それぞれの学校にきめ細やかな支援を行わなければならないとも思っております。そこで、市長にお尋ねいたしますが、昨年度まで学校の魅力づくり事業というものがあり、私が提言させていただいた空き教室を活用した英語ルームなどの導入に活用されていたと思われれますが、きめ細かな支援とはまさにこういった事業の継続なのではないかと私は思っております。市長のお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

次に、ここで触れざるを得ない問題として伺います。國學院大學北海道短期大学部との連携につい

てであります。2,000万円の支援費の効果についてであります。多くは申し上げません。市議会としてもさまざまな議論がある中で、同大学の学生確保のため、支出を決定したものであります。その後の経過と効果、来年度における見通しについて伺いをしておきたいと思っております。

◎7、市民が活躍するまちづくり

1、東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致について

市民が活躍するまちづくりについて伺います。東京オリンピック、パラリンピックの合宿誘致について伺いたします。B&G海洋センターを活用し、カヌー競技を誘致するとのことですが、海洋センターがカヌー競技を誘致できる機能を持ち得ているのかを伺います。今回の補正で合宿誘致のためとして改修事業費に1,620万円が計上されておりますが、これは主に棧橋等の改修やバリアフリー化に充てられるとのことですが、私が申し上げたいのは、当然競技コースとしての機能を海洋センターが担保しているということが一番重要な誘致条件であると思われまので、距離あるいは幅員といった諸条件に問題がないのか伺います。仮に問題がある場合は、必要な改修等の投資が行われるものと思われまので、そのことを含めて伺いをいたしたいと思っております。

◎8、効率的な行政運営によるまちづくり

1、第2期一般廃棄物最終処分場の造成基本構想の策定について

2、広域連携について

次に、効率的な行政運営によるまちづくりについて伺います。第2期一般廃棄物最終処分場の造成基本構想の策定について伺います。造成時期を確定するというところでありますが、早急な対応を求めたいと思っております。市民生活に重大な影響を及ぼすことですので、処分場の造成場所については既に確定していると考えてよろしいのか伺っておきたいと思っております。

広域連携について伺います。中空知定住自立圏共生ビジョンの見直しを行うとのことですが、ビジョンは昨年11月に策定したものであります。まだ具体的な取り組みも行われておりません。確かに今年度広域医療連携がなされるということですが、しかしながらこの時期にもう見直しを行うということですが、大変この辺がわかりづらいと思っております。連携協定がある中で見直しをするのか、もう少し丁寧な説明が必要と思われまですが、市長の基本的なお考えをお聞きしたいと思っております。

◎9、教育行政執行方針

1、市立滝川西高等学校の定員調整・学科転換について

最後に、教育行政執行方針について伺います。まず、冒頭、本議会終了後退任をされる小田教育長に対し、心からのねぎらいの言葉を贈りたいと思っております。小田教育長と私は市職員時代から三十数年に及ぶおつき合いであり、腹藏なく語り合える仲間でもありました。困ったときの小田頼みという言葉が市の職員の中にはあります。さほど若いころから頼りになる存在でありました。困難な課題に立ち向かうその姿は、職員よき模範となりました。これ以上は申し上げませんが、小田教育長、本当

にご苦労さまでした。

それでは、西高校の定員調整にあわせた学科転換について質問します。時代の変化に応じたあり方を検討するため、学科転換を含めた検討を行うとのことですが、その場合北学区内における学科の現状等に縛りを受けることがあるのか、まず伺います。

また、学科転換を行う場合、どの学科の転換を想定されているのか、あわせてお伺いしておきたいと思います。

また、時代の変化に応じるためにはどのような目的を持って学科転換がなされるべきと思うか伺っておきたいと思います。

以上、通告に従い、質問をさせていただきました。適切なるご答弁をお願い申し上げ、会派清新を代表しての質問を終わります。

○議 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、ただいまの柴田議員の代表質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1件目の1項目、地方創生についてでございます。端的に申しますと、市政執行方針で申し上げましたこの地域の生き残りをかけてという私の思いは、滝川市はもとより中空知圏までを意識したものであります。議員ご承知のとおり、滝川市の歴史的背景においても周辺地域と深く結びついて発展したことは申し上げるまでもございませぬが、中空知定住自立圏を初め、長らく広域行政に取り組んできた行政運営の実態から見ても、今後滝川市だけの発展を望むことは現実的ではないと考えております。現在本市を含めた中空知の各自治体が作成に向けて取り組んでいる地方創生の総合戦略については、各自治体が策定主体となりますが、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標には地域と地域が連携することが明記されており、定住自立圏を全国140圏域まで拡大することを重要業績評価指標に掲げているように、広域連携は地方創生の重要な視点の一つとされています。総合戦略の作成作業を進めるに当たっては、連携によって効果を生み出すと考えられる取り組みについては定住自立圏の枠組みも活用しながら積極的に推進し、中空知圏域の自治体がともに発展できるよう努めてまいりたいと考えます。

次に、地方創生の2問目でございますけれども、滝川市の人口動向を分析しますと、出生率低下と母親世代人口の減少により出生数が減少傾向にあり、平成14年以降は自然減時代に入っています。また、社会増減については、ほぼ一貫して転出超過の傾向が続いており、自然減とあわせて人口減少の局面に入っております。社会増減の観点からは、高校卒業後の転出傾向が高く、進学に伴う転出に加え、市内の雇用情勢の厳しさが影響してきたと考えられます。あくまでデータ分析による一つの見解ですが、滝川市は、出生率の上昇につながる施策に適切に取り組むことで将来の総人口が推計値に比べて5から10パーセント程度多くなる。また、人口の社会増をもたらす施策に適切に取り組むことで将来の総人口が推計値に比べて10から20パーセント程度多くなると試算されています。こうしたデータも踏まえ、働き手の需要に即した雇用の場が確保できれば、生産年齢人口が定着する可能性が高まるほか、若い世代の経済的安定につながることで出生率の向上に寄与することが想定され、産業振興や雇用創出の取り組みは重要な課題と認識しています。また、安心して結婚、出産、子育てができるまちや教育や医療等に特徴を持つまちである場合には家族の拠点として居住を選択する可能

性があると考えられ、さらに女性の社会進出や出生率向上にもつながると考えております。現在滝川市の特性を踏まえ、分析作業を行いながら並行して産業政策、社会政策の2部門の部会検討等を進めているところであり、総合戦略の柱立てや取り組み内容については適宜市議会の委員会等にもご報告し、ご審議を賜りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、地方創生の3番目でございます。滝川市が現在置かれている財政状況は非常に厳しく、本議会の初日に決算の概要を口頭報告させていただきましたが、26年度の一般会計決算は26年度に活用するために基金に積み立てた元金臨時交付金分の2億6,000万円を含め4億9,000万円の基金を繰り入れざるを得なかったところであり、財政健全化が喫緊の課題となっております。一方、地方創生に向けた地方版総合戦略策定は、1丁目1番地の課題であると認識しています。全国的にもすぐれた総合戦略を策定するため、有識者などから成る滝川市まち・ひと・しごと創生会議を設置し、また庁舎内部にも創生本部のほか、産業政策部会や社会政策部会を設置し、協議を重ねているところです。地方創生のために有効な施策は優先的に実施していく考えですし、そのためには財政健全化もあわせて実施していくことが必要だと考えております。具体的には、現在市民サービスの向上のため、多くの独自事業を行っているところですが、地方創生事業としてより効果のある事業を構築していくために、市に裁量があり、効果が低いと考えられる事業は見直していくことが必要だと考えております。地方創生と財政健全化、それぞれを車の両輪として推進しながら、持続可能な市政運営の基盤を築いていく決意でありますので、ご理解のほどをよろしくようお願い申し上げます。

次に、2件目の元気な産業と活力あるまちづくりの1番目、力強い産業の育成のことについてでございますが、現在国が進める地方創生の中で本市においても雇用の創出と仕事づくりを大きな目標として地方版総合戦略の策定に向けた議論を進めております。こうした議論の先に本市の基盤となる産業を見定め、その産業を将来にわたって力強く確かなものとして育成し、雇用の場を確保するための施策を打ち出していくこととなります。戦略の策定に先立ち、講じていく施策としては、地元企業の育成や起業化を狙った産業創出促進助成金制度を滝川市産業活性化協議会と連携する中で創設させていただきました。予算規模についてもこれまでの制度よりも大幅に増額することで多くの事業者にご活用いただけるよう配慮するとともに、農業や食品産業を重点支援分野と位置づけ、補助率や上限額を上積みすることでこの地域の特性や資源を生かした新たな事業活動を促進していく考えです。また、資金面での支援以外にも、起業化や地元企業の事業拡大に向け、滝川市産業活性化協議会の構成団体と連携する中で、ワンストップ型の支援窓口を創設し、産業の育成支援体制の強化を図ってまいります。このように、今年度においては農業を含む地域産業の育成に重点を置きながら雇用の創出に努めてまいります。

次に、3件目の「日本で最も美しい村」連合についてでございます。NPO法人「日本で最も美しい村」連合への加盟に向け、日本で最も美しい村連合江部乙地区協議会が2月に加盟申請し、それを受けて5月27日、28日の2日間、審査員2名による江部乙町での現地審査が行われたところがあります。審査の講評においては、日本一の菜の花畑と防風林に囲まれたリンゴ畑が生活の営みから生み出される景観として高い評価を受けたところであり、また地域の盛り上がりなどについても期待できるとの評価を受けたと江部乙協議会から報告を受けております。審査結果は8月末に内示が出る予

定で、10月の臨時総会で正式に承認される見込みです。今後江部乙協議会が中心となり、江部乙地域の方々がみずから菜の花など江部乙の美しい景観や文化を将来にわたって守り、これらを生かした地域の活性化を図る活動に期待しておりますし、加盟の承認が前提ではありますが、市としても江部乙地区の活動に対しては、必要に応じ予算措置など幅広く支援を行っていきたいと考えております。

次に、2番目のスカイスポーツの振興でございます。まず初めに、今回の事故で亡くなりました故松田淳様に心よりご冥福を申し上げますとともに、ご遺族の方々に深く哀悼の意を表します。滝川のグライダーは、全国有数の施設と運航実績を誇るとともに、国内外から多くの観光客が体験飛行に訪れており、滝川市における重要な観光資源の一つとして捉えているところであります。今回の事故は、1981年に滝川でグライダーが飛び始めて以来初めての死亡事故でもあり、原因を究明し、それに対し具体策を講じる必要がありますが、事故原因については現在国土交通省運輸安全委員会において調査中であり、その調査結果の公表はおおむね1年後と見込まれることから、現在滝川スカイスポーツ振興協会では広く運航全般に係る安全総点検を行い、さらなる安全運航に向けての対応策を整備するとともに、外部有識者会議を立ち上げ、意見聴取を行うことでその対応策の妥当性を第三者的に検証すると伺っております。市といたしましても、協会の方針を踏まえ、外部有識者の推薦を行うとともに、協会と十分な協議を重ねつつ、安全の確保、そしてグライダー飛行の早期再開に向けての対応を進めているところです。さらに、体験飛行再開時には私自身が搭乗して飛行の安全性を示し、体験飛行の安全性を積極的にPRをして信頼回復と観光客の一層の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、3番目の広域観光総合窓口についてでございます。広域観光については、現在たきかわ観光協会が調整の窓口としてその役割を果たしており、平成26年から中空知広域圏観光協会連携会議を開催する中で情報交換や広域連携による観光を目指した取り組みを検討しているほか、中空知地域市町村圏組合においても各種取り組みを検討、実施しているところです。昨年は空知管内の市町村や観光協会と連携し、初開催をしたそらちグルメフォンドサイクリングを初め、空知産のワインを活用したワイン×ワインF e s t a の開催、滝川BYOシステムの構築についても空知管内の観光資源を活用した取り組みとして関係機関と連携する中で実施してきたところであります。現状においては、引き続きこうした取り組みや新たな広域連携によるパッケージツアーを企画するなどの調整機能を果たすとともに、外国人観光客への対応や体制整備を含め、将来的には広域観光案内所としての機能と物産館機能をあわせ持つ拠点整備の検討も必要と考えております。

次に、4件目の機能的な生活基盤の充実したまちづくりの1番目でございます。中心市街地の活性化でございますが、中心市街地の活性化については長年の懸案事項であった栄町3-3地区再開発事業がまちづくり会社によって着手を迎えます。これまで地権者の方たちを中心に計画されてきた地区全体の再開発、また商業機能を中心した事業計画には至りませんでした。商業のまちとしての象徴であった地区において大型空き店舗の放置を阻止できること、また人口減少や高齢化が進展する中、信金本店や医療、福祉施設などといった重要な都市機能がこの場所で更新されることはこれからのコンパクトなまちづくりにとって大きな前進であり、地元商店街への影響も少なくないものと思っております。また、今回の事業着手を契機に、そもそもの大型空き店舗である旧名店ビルを初め、空き地、

空き店舗を中心とした民間開発への波及にも大きく期待するものであります。商店街対策としても、空き店舗等の改修工事に要する費用の一部を補助する店舗イノベーション支援事業や次の担い手づくりとしての地域おこし協力隊制度などを活用し、ハードとソフトの両輪による相乗効果によってまちの機能や人の流れが変わる中で、新たな中心市街地の形成に向けて引き続き支援を続けてまいりたいと考えております。

次に、2番目の住宅ストックの適正管理でございます。民間住宅施策につきましては、住宅改修支援制度と住みかえ支援補助制度を運用してきております。住宅改修制度では、中古住宅を購入してリフォームや耐震性がない住宅を解体し、建てかえる場合も対象となり、補助額については対象工事の10パーセントで、上限額を50万円としているところを子育て世帯については2パーセントの加算で上限額を70万円とした補助制度となっております。住みかえ支援制度については、高齢者が施設等への移転後に維持管理に困った優良な持ち家の賃貸住宅登録をし、その住宅に子育て世帯が入居する場合には、3年間に限り月額2万5,000円を限度とする家賃補助制度があります。このような制度の活用により、高齢者世帯が所有していた資産としての住宅のストックの活用が図られ、潜在的な空き家の予防策にもなると考えております。景気低迷により子育て世代の所得が伸びず、新築住宅の取得が厳しい状況にあることを認識しておりますが、これらの2つの住宅支援制度を利用させていただくことを前提で考えております。よって、子育て世代の新築住宅の支援については、新たな補助については考えておりません。危険空き家に関しましては、滝川市では平成24年4月に全道に先駆けて条例を施行し、本年5月には法が施行されており、所有者等に文書送付や電話、直接訪問し、指導、助言しているほか、定期的にパトロールするなど積極的に対応し、条例施行以後危険空き家としての認定が65件、うち解決済みが32件、解体または修繕の意思を確認できているものが20件となっております。また、早急に危険を回避する必要がある場合、市で緊急的に対応しており、修繕費用等につきましては予算計上しております。今後におきましても、それぞれの物件の状況を常に見きわめながら根気強く指導してまいります。

次に、5番目の誰もが住みよい安全安心なまちづくりの1番目、プラチナタウンについてでございます。私は、2期目の市政運営に当たり、子供、女性、教育に対する重点支援とともに、高齢者の皆様が生き生きと輝き、暮らせるプラチナタウンをまちづくりの一つのイメージとしています。シルバー世代が今までの人生経験を生かし、学びを続けるとともに、地域にも貢献しながら年を重ねていくことでさらに磨きをかけてプラチナになるというものであります。具体的な構想はこれからであります。医療や介護を売りとして、札幌圏や首都圏から健康的な60歳代のシニアの移住を受け入れて、介護産業の活性化や雇用を創出したり、郊外に住む高齢者の方が冬期間だけ街なかに移り住んだり、低年金の方でも安心して暮らせる住環境などの居住支援体制の検討を進められないかと考えているところであり、ご理解をお願いいたします。

次に、6番目の未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり、1番目は教育長がお答えしますので、2番目の國學院大學北海道短期大学部との連携についてでございます。國學院大學北海道短期大学部の定員225名に対し、平成25年度の入学者が166名となったことを受けまして、平成25年第4回市議会定例会での補正予算を可決いただき、学生確保のため短大部に2,000万円の寄附を行

っております。平成26年度の入学者は185名となり、前年比19名増と回復の兆しを見たところですが、このたび27年度の入学者数が163名にとどまり、25年度を下回る大変厳しい結果となりました。この2カ年の学生確保対策においては、特別指定校制度、地域福祉人材奨学金、併願入試試験奨学金等の制度を新たに導入しており、道内外の各高等学校との結びつきを深めることや地域に輩出する福祉人材の養成、道外から國學院大學北海道短期大学部受験者の入学を後押しする等の取り組みを進め、学生募集の強化に努めてきたと伺っております。また、短大部で募集活動推進本部を組織して、地域担当配置による全学挙げての広報活動を展開したほか、東京都内や近隣県、東北6県を対象にアドバイザーの活用によって國學院大學との併願型入試についてきめ細かな募集活動を行っております。26年度には前期中に道内約450校の高校訪問を行ったほか、道外での併願入試説明会の強化を図り、大手予備校の訪問強化やダイレクトメール、電話連絡など、受験学生への接触機会も増強されたそうであります。地域の協力体制としては、短大部、滝川商工会議所、滝川市で構成する地域連携協議会事務局会議を中心に情報共有を図り、就職対策として企業懇談会を開催するなどしました。こうした取り組みの結果、現在6割を占める道外からの学生確保については2カ年で一定の成果が見られ、25年度比で20名以上の増加に至っています。一方、編入学の魅力を発揮できない幼児保育コース、福祉介護コースなど道内からの学生確保には苦戦を強いられ、各種制度が札幌志向や専門学校への進学志向を払拭するまでの特効薬とはならなかったところであります。28年度学生募集に向けましては、特別指定校の対象校拡大、各学科を対象にした授業料の奨学金制度創設、在校生のキャンパス大使設置、國學院大學広報との連携強化などの取り組みを掲げ、既に広報活動を行っております。2018年問題と言われる18歳人口の減少時代を迎え、大学の魅力化を図る中期展望については大学側で現在検討されていますが、同時にしのぎを削る学生募集活動に奔走している状況でもあります。市といたしましては、今後短大部との包括連携協定を締結するとともに、地域連携協議会での協議を進め、地域に根づく大学として開学以来33年の歴史をさらに刻めるよう、連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、8番目の効率的な行政運営によるまちづくりの1番目でございます。陶磁器や瓦れきなどの不燃物の埋め立てを行っている一般廃棄物最終処分場につきましては、平成25年度の残存量調査により、平成32年度まで埋め立てが可能という調査結果が出ております。最終処分場の造成には計画や設計なども含め5年程度かかるため、今年度中に造成基本構想を策定する必要があり、一般廃棄物最終処分場造成基礎調査業務の補正予算を今議会にご提案しております。内容につきましては、現最終処分場の堰堤のかさ上げなどによる埋め立て期間を延長することができるかどうかを調査して、その調査結果を受けて新たな最終処分場の造成時期を確定したいとするものであります。また、ご質問にありました次期造成地に関しましては、現在の最終処分場の整備に当たって既に西側隣地を取得しております。

次に、2番目の広域連携でございます。ご質問のとおり、昨年11月に中空知定住自立圏共生ビジョンが作成されたところであり、ビジョンに基づく新たな取り組みとしましては、医療情報の共有化とネットワークの充実のため、自治体病院間の地域医療ネットワークの基盤整備が27年度中に行われる予定となっております。また、学校適応指導事業について適応指導教室で新たに赤平市からの受

け入れが始まったほか、観光物産交流事業では砂川スマートインターチェンジの開通を見込んだ広域連携の取り組みが検討されているところであり、その他の各項目についても実施可能なものから順次取り組みを進めていく考えであります。

次に、ビジョンの見直しについてご説明いたします。今年度に想定しているのは、中心市と連携市町で締結している18項目の協定の範囲内でのビジョンの見直しであります。その場合には、中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会や中空知5市5町の市町長で構成される中空知定住自立圏構想推進会議での検討を経て、随時改定することが可能となっています。昨年7月に開催された中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会において出された意見の反映や各事業の進捗確認等について現在中空知定住自立圏構想推進会議の各専門部会を通じて検討を行っており、事業費等の起債の年次更新のほか、取り組み事業の追加、修正などを含め、毎年11月までにビジョンを見直し、改定するサイクルを基本としています。また、新たな広域的行政課題に対して連携事業に取り組む場合には、現在の協定の範囲を超えることも想定され、その際には関係市町の議会議決を経て協定を結び直す必要があります。その上で共生ビジョンを改定するため、全体的には時間を要すると考えられます。いずれにいたしましても、定住自立圏の結びつきを今後も深め、できることは早期に進めながら、中空知圏域全体の発展を目指してまいりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思います。

私のほうからは以上であります。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきますが、初めに柴田議員から過分なるお言葉を頂戴いたしました。非常に恐縮をしております。長いおつき合いでございましたから、時には議員を超えた言動があったことがあれば、おわびをしたいなというふうに思います。また、昨日市長のほうから、最後の答弁になるので、思い切って答弁していいというふうに言われましたけれども、そのつもりで答弁しますというところから教育指導を受けることがありますので、自制をしながらお答えをしたいなというふうに思います。

まず、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて、学校の魅力づくり事業の継続についてでございます。市政執行方針において市長は、滝川で教育を受けさせたいと思われる環境づくりを実現するため、きめ細やかな支援と見守りを重点に掲げています。これを受けまして、教育委員会の執行方針では、きめ細やかな支援と見守りの主な事業として、平成20年度から導入をしております小学校3、4年生の35人学級による市費教員の採用、2つ目として平成22年から実施をしております教室で子供たちの学習支援を行う学びサポーターの配置、3つ目として市立の小学校、中学校、西高等学校へのスクールカウンセラーの配置、この3点につきましては本市独自の人的配置で、道内における導入例も非常に少ない事業であり、その教育効果は保護者や市民から大きな期待と信頼を得ているというふうに思っております。ご質問の学校の魅力づくり事業は、学校の特色や伝統を生かした活動を子供たちの発想や教員自身の創意工夫を取り入れるものとして、平成24年度から26年度までの3カ年間補助金として交付をし、学校が企画立案したものを支援してきました。特にこの補助金を活用し、学校の魅力や特色のための基盤をつくり、現在の教育活動に生かしているものとして、東小学校の合唱活動、江陵中学校の英語ルーム活動、西高等学校の英語力向上プロジェクト、江部乙

中学校の宮古市の中学校との交流、滝川第三小学校のICT情報教育などがあります。今年度の予算では学校の魅力づくり事業を計上しておりませんが、ただいま申し上げました江陵中学校や西高等学校の英語力の向上は、魅力づくりの取り組みとしてその効果を参考にして今回の補正予算で事業化して提案しております。学校に魅力や特色が生まれ、教育活動が活発になることは子供たちにとって自己有用感を育成するものであり、大切にしなければならないと思っております。教育委員会では、滝川ならでの教育施策を推進し、学校では学校の特色と魅力をつくり、これを市の内外に発信することに力を注いでまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック、パラリンピックの合宿誘致のB&G海洋センターの機能評価の点でございます。まず、オリンピック、パラリンピックのカヌー競技の概要について説明をさせていただきます。オリンピック種目は、大きく2つに分かれております。1つは、静水面で1人乗りから4人乗りまでの艇により一定の距離、これは200メートル、500メートル、1,000メートルを各レーンの艇が一斉にスタートし、着順を競うカヌースプリント、これが12種目ございます。また、流れのあるコース上に設けられたゲートを通る技術と所要時間の両方を競うカヌースラロームで、これが4種目あります。また、パラリンピック種目としては、パラカヌーという競技が2016年、リオデジャネイロ大会より正式種目となります。これは、障がいの程度によりクラス分けがされ、1人乗り、2人乗り、3人乗りの艇で200メートルの距離を競うスプリント競技です。この中でカヌースラロームについては、人工または自然の障害物を含む激流のコースで行われますので、合宿誘致の対象から外しております。B&G海洋センターのコースは、全長の長さで500メートルから600メートルまでならば直線コースをとることができ、500メートルのスプリント競技大会も実施をしている実績がありますが、先ほど申し上げました1,000メートルという種目がカヌースプリントにあるために、オリンピック全種目を行う競技コースとはなり得ません。また、体験型の施設であることから、大規模な大会での観覧施設も十分とは言えませんので、国際大会等の誘致までは難しいと考えております。そうした施設上の制約がありますが、コース全長200メートルで競技をしますパラカヌーであれば合宿施設としては十分であり、隣接するコテージもバリアフリー棟が3棟あるなど、周辺環境も整っていると考えております。このことから、合宿誘致のターゲットはパラカヌーを中心に据えながら、オリンピック種目では男子スプリント200メートル、競技の最長が500メートルである女子スプリントという種目も視野に入れて誘致活動を進めてまいりたいと考えております。なお、幅員につきましては、それぞれ50メートルから67.5メートルの幅員が必要というふうになっておりますけれども、海洋センターにおいては短くても80メートルの幅員を有しておりますから、幅員上は問題ないものというふうに思っております。

次に、西高等学校の定員調整、学科転換に関するご質問ですけれども、今議会の口頭での行政報告で報告したところでありますが、空知北学区の各高校の特色を生かした教育を行うために定員調整による教育水準の維持が必要であり、空知北学区の恵まれた進学環境の維持を最優先すべきと考えております。1つ目の学科の縛りの関係ですけれども、空知北学区の学級数は高等学校設置基準で定められる学科の種類の大教科と呼ばれるもので、普通科5校19学級、工業科1校2学級、商業科3校7学級、農業科2校2学級、定時制普通科1校1学級であります。普通科以外の学科は、専門教育を行

うためさらに小学科に分かれております。その中で、西高等学校は普通科が3学級、商業科の小学科として会計ビジネス科2学級、情報ビジネス科2学級となっております。現時点で学科転換について一定の方向性を持っているわけではありませんが、仮に学科転換に取り組む場合には、まずは西高等学校自身の考え方が優先をされますが、生徒の進路希望や保護者、地域のニーズに応えるよう、また必要に応じて北海道教育委員会と協議をしてみたいと思います。

次に、2つ目、3つ目のご質問ですが、公立高等学校配置計画において平成30年度に西高等学校の学級数を1学級減とする案が6月2日に北海道教育委員会から示されました。今後のスケジュールとしては、第2回地域別検討協議会等で地域の意見などを受け、さらに検討し、9月ごろに決定されることとなりますが、西高等学校では早急に校内検討委員会を立ち上げ、学校の特色を生かしながら、地域の実態や中学生の動向などを踏まえて、調整をする学科について年度内の決定をめどに検討していきます。西高等学校の過去の10年間の進路状況を見ますと、大学等への進学率が平成16年度には67パーセントであったものが平成26年度には75パーセントと上昇しております。一方で、資格取得や就職実績でも一定の成果を上げておりますことから、学科の転換も含め、校内の検討協議会での議論をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。柴田議員、再質問ございますか。柴田議員。

○柴田議員 それでは、2つの点について再質問を行いたいと思います。

1つ目の質問であります。これは地方創生とプラチナタウンのご答弁にも重なる部分がありますが、地方創生において今日本版CCRCの検討がなされていると、先ほど市長のご答弁の中に街なかにかそういった機能を持ったものをつくりたいというような表現も実はあったわけですが、滝川版CCRCというのですか、そういったものが今後求められるのではないかと考えております。そのことについて現状で市長としてどういうお考えを持っているのかお尋ねしておきたいと思っております。

もう一点は、先ほど教育長のご答弁、魅力づくり事業の継続についてということのご答弁では、その魅力づくり事業が生かされて、結果的に補正予算、政策予算につながったということが言われております。学校の特色あるいは魅力の源は子供や教職員の発想であったということであるならば、現場の声あるいは願いに応えるためにも事業の継続というところが必要だと思っております。今回補正で示されているということではあります。私はこれが今後ともずっと続いていくということが学校の魅力づくり、特色づくりには必要だと思っておりますが、市長のお考えを改めて求めておきたいと思っております。

以上です。

○議 長 柴田議員の再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、ただいまの柴田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1問目でございます。滝川版CCRCということでございます。日本版CCRCというのが今話題となっております。CCRCとは、継続的なケアを必要とするリタイアメントコミュニティという意味だそうでございます。高齢者の皆様方にぜひ移住していただき、プラチナタウンとしたいと、先ほどの代表質問のご答弁とつながる部分もあるわけでございます。このCCRCには賛否両論がマ

スコミ等でも出ております。うば捨て山になるのでないかという話もございます。しかしながら、私は滝川の総合戦略の中にはこれは有効な戦略の一つになるのではないかと、そのように考えている次第でございます。大都市圏、札幌や旭川の近くということでございます。観光にとっては通過点になってしまった部分もあるのですが、交通面では非常に近い部分がC C R Cには有利になると思います。また、例えば國學院大學北海道短期大学部さんでやっていただいております学外の方たちのためのいろんな教育活動も支援していただいております。また、パークゴルフですとか、またはカヌー競技とか、さまざまなそういうスポーツも楽しんでいただけるという中で、私はぜひ滝川版C C R Cを考えてみたいと議員ご提案のとおり思う次第でございます。今後総合戦略を進めていく中でそのこともぜひとも議論してまいりたいと思っております。ただ、必要条件として、住所地特例の拡大といいますか、住所地特例がもう少し広がっていかないと、介護保険料等の問題も出てきますので、それらがどうなるかの動向も踏まえながら判断していかなければいけないと考えている次第でございます。今後ともいろいろとお力をいただきますことをまずお願い申し上げたいと思っております。

次に、2問目でございます。ただいまの魅力づくり事業、評価をいただいたことで感謝申し上げたいと思っております。これが新しい教育施策の出発点となって、やがて全ての学校に定着するというのが望ましいこととあります。それはおっしゃるとおりでございますし、子供たちや保護者の皆さんからもご指摘を受けているところでございます。そして、その成果をじかに皆さん方の声としてもっと大きく出していただくということも必要でなかろうかと、そのようにも考えております。今年度の予算につきましては、学校の魅力づくり事業というのは計上しておりません。ですけれども、現在の教育活動に生かしているものがすごく多くあるわけでございます。その成果などをよく教育委員会と協議しながら、今後学校の魅力づくりというものにも力を入れて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

○議長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

小野議員の発言を許します。小野議員。

○小野議員 それでは、議長のお許しをいただきました。会派みどりの代表、小野保之です。まず、私たち会派みどりは、国際田園都市滝川をイメージし、ふるさと滝川で緑豊かなまちづくりを目指す意味合いから命名いたしました。理念として、個々の議員力を高め、市民の福祉向上のため行動し、市民の負託に責任を持って応え、前田市政に対しては支援はするが、言うべきことは言うスタンス、本当に市民のためになる施策なのか、あるいは会派の中で議論し、必要であれば修正案も提案し、議会活動が身近に感じられる会派を目指します。このことを前提に代表質問を行うものです。

それでは、通告に従いまして、進めていきたいと思っております。

◎1、市長の基本姿勢

- 1、市長選挙における公約（イレブン・プラス・ワン）について
- 2、財政健全化計画の進め方について
- 3、滝川版総合戦略について

まず、市長の基本姿勢、市長選における公約、イレブン・プラス・ワンについてお伺いいたします。1期4年間の実績を踏まえ、市長として新たに滝川のかじ取りを任されたところですが、市長選においてはたきかわ創生を訴えています。基本的には滝川市総合計画がベースになると考えます。地方創生は最重要課題であり、総合計画の策定でさまざまな課題がある中、解決に向けた姿勢は評価します。市長選では政策目標であるイレブン・プラス・ワンを重点としていますが、あくまでもこれらの推進に傾注していくのか伺います。

2つ目、市長公約となれば大変重いものと認識します。1期目の積み残した公約で市立小中一貫校の設立、あるいは給食費の段階的無料化、市内循環バスの運行など、なぜ、どうしてできなかったを検証すべきであり、公約の未達成を市民に説明すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

3つ目、前田市長はオール滝川を標榜されていますが、市民に対しての意識を浸透していくには市長自身が動くことが重要であり、ただ単にかけ声倒れにならないようにするには市長の行動としてタウンミーティングを早期に開催し、率直に市民の意見を聞くべきと考えますが、市長の考えを伺います。

4つ目、高齢化、少子化に対する取り組みを強く訴えています、それぞれ高齢化対策、少子化対策における滝川市独自の対策を考えているのか、また具体的な課題をどのように認識しているのかを伺います。

次に、財政健全化計画の進め方についてお伺いいたします。要旨1つ目、滝川市の財政状況は、一言で言えば硬直化していると言わざるを得ない状況だと思います。平成27年度当初予算において4億3,100万円、補正を含めると5億円を超えている基金繰入額が滝川市の財政状況を如実にあらわしています。また、経常経費における人件費、扶助費、公債費が膨らむ中で、新規事業の見直しを図らなければならない現実と認識するところです。市長として事業の見直しに対してどのように進めていく考えか、さらに実行に移すにはどのような考えがあるのか、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目、全道下位に甘んじている基金残高に対して市長としてどのように考えているかをお伺いします。

3つ目、財政健全化計画における行財政改革は、今までのやり方では既に限界ではないかと思えます。そこで、市長として健全化計画を策定するに当たり、新たな発想と強いリーダーシップを発揮することが望まれると考えます。市長としてどのような厳しい判断をしていくのか伺います。

4つ目、プライマリーバランス、基礎的財政収支から見ると政策的経費に充当可能な部分が見えてくると思いますが、滝川市として基礎的財政収支から見えてくるものをどのように捉えているのかを伺います。

3つ目、滝川版総合戦略についてお伺いいたします。先ほど市長選の公約の中でも少子高齢化について伺いましたが、戦略の中では人口減少対策等々さまざまな意見を聴取するとのことですが、雇用対策では特化、括弧して中小企業支援、優遇税制等を含め特化が必要ではないかと考えますが、特に総合戦略の策定においては重要なポイントは何なのか、また市民に対する情報発信はどのようにしていくのか伺います。

◎2、市民生活行政

1、女性センター設立について

2つ目、市民生活行政で女性センター設立についてお伺いいたします。市政運営の基本的な考えの中で、子供、女性、教育への重点支援を挙げています。市長はさまざまな会合で女性センターを設立すると言われていますが、その中で組織、機構、職員の配置など、市民の声、提案など、特に女性の声をどのように拾い上げて施策に結びつけようとしているのかを伺います。

◎3、福祉行政

1、障がい者対策事業について

2、健康づくり事業について

3、高齢者の認知症対策について

4、子ども・子育て支援事業計画について

3番目、福祉行政、障がい者対策についてお伺いいたします。第4期障がい者福祉計画が示されていますが、障がい者対策事業の内容について滝川市の考えは、障がいの度合いにもよりますが、就業可能人数、雇用体制、適正な賃金を保っているのか、就業機会、職業訓練などに対する取り組みはどのように対応しているのかをお伺いいたします。

2つ目、健康づくり事業についてですが、健康づくり事業の具体的推進に対する考えについてお聞きします。実施箇所、民間施設の利用を含め、指導員数など十分対応し切れると考えているのかをお伺いいたします。

3つ目、高齢者の認知症対策についてですが、まず1つ、高齢者の認知症対策の基本的考え、2つ目、介護事業計画における滝川市として早急に取り組みを実施しなければならない事業はあるのか、3つ目、グループホーム事業者との連携はどうなっているのか。4つ目、地域包括支援センター機能が十分に対応できているのかを伺います。

4つ目、子ども・子育て支援事業計画についてお伺いいたします。子育て支援事業計画における父子家庭支援策の具体的項目について、また母子家庭との大きな違いは何か。支援に対しての具体的項目とその周知方法はどのようにしているのかを伺います。

◎4、経済行政

1、観光行政の在り方について

2、企業誘致の推進について

3、広域行政における経済的結び付きについて

大きな4番目、経済行政についてですが、この中の観光行政の在り方についてお伺いいたします。1つ、地域協力員の発想、地域の発想をまとめる力を観光協会が主体的に行うようにしなければ、ただ滝川市を通過するだけではないのか、その考えをお伺いいたします。

2つ目、企業誘致の推進について、滝川の地の利だけでは誘致は進みません。流通団地を特化しなければならないと考えるが、税制面、技術面、産学共同が求められるのではないかと、滝川市のスタン

スはどうあるべきかについて伺います。

3つ目、広域行政における経済的結び付きについてお伺いいたします。定住自立圏共生ビジョンは、柴田議員の質問にもありましたが、11月に策定されました。定住自立圏構想における多様な経済的結び付きを強化すべきと考えます。ある政府関係者は、定住自立圏は人口流出をとめるには力不足と言い、成否は交付税を自治体レベルが有効活用できるかにかかっている、これから何をやるかを問われるのは地域であると、そういうことを言っています。市長は以前に道内トップクラスを目指すと言っていますが、協議市町間のさまざまな情報を含めた推進策が必要だと思います。中心市として具体的にどのような構想を考えているのか伺います。

◎5、農業行政

1、農業施策について

大きな5番目、農業行政についてですが、農業施策について、昨年の滝川市の基幹産業である水稲はコスト割れの状態で、特に農地を集積した担い手ほどダメージが大きく、本年支払われるナラシ対策の交付金では補えない状態です。今年度の施策としてこれらの取り組みについての考え方を伺います。また、担い手対策として外部の新規就農を考えているようだが、既存の農家戸数を減らさないような対策を考えているのかをお伺いいたします。

◎6、病院経営

1、市立病院経営について

大きな6つ目、病院経営について、市立病院の経営についてお伺いいたします。市民からの意見、要望は病院経営にどのように反映されているのかをお伺いいたします。

◎7、教育行政

1、学力向上対策について

2、小・中学校適正配置計画について

大きな7つ目、教育行政、学力向上対策についてですが、その前に、先ほど柴田議員からもありますが、小田教育長が退任されます。私には短い付き合いだったのですが、教育行政全般において最大限の努力をされましたことを改めて感謝し、これからは外部からになると思いますが、教育に限らず、一市民として行政に力添えをお願いいたします。

学力向上対策についてお伺いいたします。滝川市の学力テストの結果についての検証を行っていますが、個の力を伸ばすことへの対応が不可欠と考えます。個の力は積み重ねでの本人の努力が問われますが、学校、地域を含めた支援を行わなければならないと思います。市教委として具体的かつ年次の学力向上プログラムをどのように考えているのかを伺います。

2つ目、小・中学校適正配置計画について、策定から5年経過したことから、本年この計画の見直しを検討するとのことですが、計画の推進には十分な地域との対話が必要と考えますが、課題を含めた把握はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長 小野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、会派みどり、小野議員からの代表質問にお答えをさせていただきます。

まず、市長の基本姿勢でございます。1番目の市長選挙の公約、イレブン・プラス・ワンについての1番目でございます。第2回市議会定例会初日、私は市政運営の基本的な考え方である市政執行方針の中で、スタートから4年目となる総合計画の着実な推進を基本に据えつつ、新たなイレブン・プラス・ワンを掲げ、実行に移してまいりたいと述べさせていただきました。幾つかの政策目標で申しますと、不妊治療に取り組む女性の支援については、基本目標の誰もが住みよい安全安心なまちづくりの安心して暮らせる保健医療環境の充実であったり、少人数学級の充実などによる学力の向上では、基本目標の未来へはばたく子供たちを育むまちづくりの滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりに記述しているように、あくまでも総合計画に沿って進めていく考えであり、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2番目でございますが、公約の未達成につきましては、第1回定例市議会でも答弁させていただいたとおりでございます。2期目の公約と同等の扱いとして引き続き実現へ向けて検討していく考えに変わりはありませんので、ぜひともその点をご理解いただきたいと思います。

次に、3番目でございます。オール滝川のことでございますけれども、私は滝川市が抱えている課題を先送りすることなく、真正面から取り組む決意を持ってこれまでもオール滝川市として地域の課題解決に向けて積極的に取り組んでまいりました。2期目を迎えました現在もその思いは全く変わることはなく、特に本年度の最重要課題と位置づけております地方創生におきましては、市民の皆様と一緒に滝川の未来を創造する絶好のチャンスであると捉えております。そのため、本年7月から9月にかけてタウンミーティングを開催し、私も率先して参加する中で市民の皆様から多くのご意見をお聞きし、滝川市の未来についてともに考えてまいります。タウンミーティングにつきましては、学生を対象として将来を担う若者の意見を聞かせていただく等、参加対象とテーマを明確化したヒアリングを企画するほか、市内の各地域や各種団体への訪問など、幅広くご意見をいただきたいと考えております。私自身タウンミーティングへの参加をできる限り優先したいと考えており、市民の皆様の生の声をお聞きし、総合戦略の作成に当たってはもちろんのこと、まちづくりについて広くご意見を伺う考えですので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

次に、公約の4番目でございます。少子化の原因は、結婚、出産に関する価値観の変化や働く女性がふえたことによる晩婚化、若者の失業率増加や非正規雇用化といった経済的な問題など多岐にわたっており、一自治体で短期間に効果を上げることは容易ではなく、国の社会保障政策や経済政策等が大きくかかわってくると見ています。本年度からスタートする滝川市子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き延長保育や病後児保育などの保育サービスの充実、ファミリーサポートセンター事業や地域子育てセンター事業による子育て支援に努めるほか、結婚、妊娠、出産、子育てに関する施策や女性並びに子育て支援に関する窓口を一元化し、ワンストップサービスを行う女性センターの設置を検討してまいりたいと考えております。一方、高齢化への対応として、プラチナタウンのイメージにつきましては会派清新の代表質問で答弁させていただいたとおりでありまして、高齢者の皆さん

が生き生きと暮らせるまちの形成を目指してまいります。また、介護保険制度の改正に伴い、介護予防が重要であると認識しております。そのため、高齢者が生きがいと役割を持って生活できるような居場所と出番をつくっていくという点においては、介護支援ボランティアポイントの導入について検討が必要であると考えております。

次に、2番目の財政健全化計画の進め方についての1番目でございます。小野議員ご指摘のとおり、滝川市の財政硬直化は進んでおり、財政の硬直度を示す経常収支比率は平成25年度決算値で95.3パーセントと道内35市中3番目に高く、また近年多額の基金繰り入れを見込まなければ当初予算が編成できない状況にあるなど、財政状況は深刻さを増しております。事業の見直しに対してどのように進めていく考えかということですが、第1回定例会でもお答えしたとおり、法律などにより実施が義務づけられている事業や自治体でなければ実施できない事業を除いた市に実施の裁量がある事業について見直しを進めていく考えでおります。現在見直し対象とする事業の整理を進めておりますが、全ての事業を検討対象として事業効果などを検証し、事業見直しの素案を作成していきたいと考えております。素案がまとまりましたら速やかに議会に説明させていただきますし、市民の意見を聞きながら、成案となるよう進めていきたいと考えております。見直し事業の中には当然市民の皆さんに影響のあるものも含まれることになるとは思いますが、地方創生事業として新たに実施する事業も出てくることとなります。地方創生に向け、力を入れるところ、そうでないところとメリハリをつけることがまちの特色にもなり、これからの滝川市には必要なことだと考えております。柴田議員の質問のときにもお答えいたしました、地方創生と財政の健全化を車の両輪としてしっかり取り組んでいく決意でございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、2番目でございますが、滝川市の特徴として借金も少ないけれども、貯金も少ないということをよく言いますが、借金に相当する起債残高の標準財政規模に対する割合は平成25年度で全道都市35市中で31番目に低く、貯金に相当する基金残高の割合が24番目に低いという状況にあります。しかしながら、26年度は第三小学校改築事業などで起債残高がふえ、一方基金は5億円近くを繰り入れしたところであり、何かあったときのために積み立てをしている基金が経常的な財源補填に使われることは好ましくないことでもあります。まずは、財源補填的な基金繰り入れをしなくてもよい健全財政を目指すことが第一となりますが、次のステップとして財政調整基金については一般的な適正水準とされている標準財政規模の10パーセント程度、滝川市の場合は12億円となりますけれども、これを施設整備政策基金などの将来負担に積み立てできるようにならなければならないと考えております。

次に、3番目でございますが、予算編成における歳出削減につきましては、性質的に削減が可能な費用に対し一律削減率を掛けたシーリング方式やその削減裁量を部に委ねた部配当方式を採用してきたところです。しかしながら、これらの手法はあくまで一時しのぎのものであり、継続的な効果は得られないものです。現在は、抜本的な事業の見直しをしなければ事業費の削減を図ることはできない状況となっております。そこで、今回裁量のある事業の見直しを掲げさせていただきましたが、市に実施の裁量のある全ての事業を見直し対象として検討を進めていきたいと考えております。さきの質問にお答えしたとおり、事業の見直しの中には市民の皆さんに影響があるものもあろうと思いますが、地方

創生として力を入れるところには今まで以上に力を入れていく、そうでないところは見直していく、そういった判断が必要になるかと考えております。ぜひともご理解のほどをお願い申し上げます。

次に、財政健全化の4番目でございます。プライマリーバランス、基礎的財政収支とは、借入金を除いた税収などの正味の歳入と借入金返済のための元利償還金を除いた歳出の収支であり、黒字であれば借金に頼らない財政運営ができる状態だと言えるものであります。滝川市一般会計のプライマリーバランスは、近年黒字でありましたが、平成25年度は三セク債借り入れの影響などからマイナスとなり、26年度も第三小学校改築事業などの借入額が大きいため、マイナスとなる見込みにあります。本市としてどのように捉えているかということではありますが、さまざまなお考え方があろうかと思いますが、地方財政の専門家によりますと、プライマリーバランスは赤字国債に依存する国家財政ではその発行抑制を進める上で有効だが、地方財政においては建設公債主義が大枠で維持されているので、プライマリーバランスの黒字は投資的経費抑制の結果にすぎないし、臨時財政対策債の動きに大きく左右されるものであるとしているところであります。滝川市のような規模の自治体においては、学校の改築事業など大きな事業の実施にプライマリーバランスが左右されることとなりますので、参考程度の指標だと考えております。

次に、滝川版総合戦略についてでございます。先ほどの柴田議員の代表質問に答弁した内容と重複する部分もございしますが、働き手の需要に即した雇用の場を確保することが生産年齢人口の定着や出生率の向上に寄与すると想定されるため、産業振興や雇用創出の取り組みは重要課題と認識しているところです。国から提供されております地域経済における産業構造や企業間取引の実態等に関するビッグデータの分析を行うほか、高校生や短大生を対象とした就職に関するアンケートなど必要な調査を行い、効果的な雇用創出について産業界とも連携しながら検討を進めてまいります。雇用対策については、例えば農業を含む地域産業の育成に重点を置いた雇用創出等を念頭に置いていますが、産業政策部会等の議論も進めながら柱立てを整理したいと考えております。また、市民に対する情報発信や意見聴取の方法につきましては、産学官金労言等で構成されるまち・ひと・しごと創生会議や各種団体等とのタウンミーティングにおいて取り組み状況や進捗、方向性等について情報共有を行うとともに総合戦略の素案についてご意見をいただくことも考えております。また、適宜議会の委員会等でもご審議を賜りたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、女性センターについてでございます。女性センターにつきましては、私の2期目の目標として子育て世代や女性のために設立したいと掲げたところでございます。現時点におきましては、ご質問にあります組織、機構、職員の配置など具体的には決まっておりません。しかしながら、公約としてご説明している内容といたしましては、保健センターで行っております妊娠、出産、育児に関する施策やその他現在各所管に分かれている女性に関する窓口を一元化し、ワンストップサービスの提供を目指したいとするものであり、子育てを核としながら、世代を超えた女性が集い、情報交換をする場として活用できたらよいのではないかと考えているところであります。また、特に女性の声を市政に反映する点につきましては、市政執行方針で述べたとおり、本年作成する地方版総合戦略の作成に当たり、市民アンケートを初め、タウンミーティングを実施する中で女性の皆さんにさまざまなご意見をお聞きし、課題解決に向け、そのお知恵を結集して施策に結びつけていきたいと考えております。

ので、ご理解をお願いいたします。

次に、障がい者対策事業についてでございます。1番目は、障がい者の就労支援への対応についてですが、一般就労が難しい方については障害者総合支援法による就労系の障がい福祉サービスを本人の希望により利用していただいています。中でも就労移行支援と就労継続支援A型を利用されている方については、一般就労に結びつけるため、個々の障がい者の能力や障がい特性を把握、勘案し、多くの障がい者の方が一般就労へ移行できるよう、ハローワークや空知障害者就業・生活支援センター「ひびき」などの関係機関と連携しながら、障がい者の自立と社会参加を一層促進できるよう進めてまいります。

次に、2番目の健康づくり事業についてでございます。健康づくりについては、平成25年4月に今後10年間の第2次健康たきかわ21アクションプランを策定し、健康づくりは市民が主役、一人一人みんなが元気でいられるまちをテーマに、健康寿命をできるだけ延ばすことを目指しているところでもあります。乳幼児期は健康の基礎づくりを、青年、壮年期は脳血管疾患やがんなど生活習慣病の予防を、高齢期は筋力低下などの介護予防のための事業の推進を図りたいと考えているところでございます。個人や地域の健康づくりについては、各団体、企業、学校など多くの関係団体の活動や町内会やボランティアの協力によって継続されているところであり、また市内の民間施設においては健康運動指導士など専門的な指導者のもと、運動や健康づくりに取り組まれていることから、連携を強化し、多くの市民が興味や関心を持ち、気軽に健康づくりに取り組めるような環境を整備してまいります。健康づくりを推進するに当たり、実施箇所並びに指導員数の充足につきましてはははかりかねますが、今後の方針としましては社会状況や健康づくりを取り巻く環境の変化に対応するとともに、健康増進や介護予防に関して効果のある取り組みや地域団体、民間施設の情報発信に努め、公共施設や民間施設など積極的に活用し、実現可能な健康づくりを推進してまいります。

次に、高齢者の認知症対策についてでございます。初めに、認知症対策の基本的な考え方についてですが、まずは認知症について広く多くの皆さんに理解していただくとともに、早期発見、早期対応に努め、認知症になられた高齢者並びに介護をされるご家族が地域の協力を得ながら住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりをと考えております。

次に、早急に取り組まなければならない事業といたしましては、前段申し上げました認知症の早期発見と早期対応と考えております。そのための普及啓発を行い、物忘れ相談プログラムを導入し、早期の発見に努め、支援を図ります。あわせて、認知症初期集中支援チームの組織化、認知症カフェの実施を進めてまいります。

次に、グループホームとの連携であります。市内には7カ所のグループホームがあり、それぞれの運営推進会議に地域包括支援センター職員が参加しております。また、地域包括支援センターが開催しております事業所ネットワーク会議にグループホームの職員に参加をいただき、情報交換等を行い、連携を図っているところでもあります。

次に、地域包括支援センターの機能が十分な対応ができているかについてでございますが、認知症高齢者への対応だけでなく、さまざまな相談支援に適切に対処していると考えております。また、今年度におきましては、認知症高齢者に専門的に対応する認知症地域支援推進員を配置し、相談支援の充

実を図っているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4番目の子ども・子育て支援事業計画についてでございます。父子家庭の支援に係る具体的項目につきましては、1つ目といたしまして18歳未満の児童を養育しているひとり親等に支給される児童扶養手当、2つ目には入院、指定訪問介護にかかった際のひとり親家庭医療費の助成、3つ目は自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費、福祉資金貸付事業などを行う母子父子自立支援事業、4つ目が保育所保育料、放課後児童クラブ利用料等の各種減免制度などのメニューが以前からありましたが、平成26年10月に母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法と改正されたことを受け、新たに今年度から上下水道使用料、ごみ処理手数料についても父子家庭にも対象が拡大され、現状においては母子家庭への支援と比べ大きく異なる部分はありません。また、周知につきましては、離婚の相談や児童扶養手当の申請のため子育て応援課の窓口に立ち寄られた際に各種制度を紹介した手引をお渡ししているほか、毎年1回、広報たきかわ7月号で制度周知の記事を掲載しているところであります。市公式ホームページにつきましても、よりわかりやすい表示とすべく、見直しを予定しております。

次に、4番目の経済行政の1番目の観光行政の在り方についてでございます。これまでたきかわ観光協会では、滝川の観光情報や物産品等の発信、イベント開催などにより、市内の飲食店のご協力をいただき、食を中心とした観光振興を図り、また市外からの観光客を少しでも長い間滞在させるため、中空知の観光資源を生かしたサイクリングツアーや空知ワインのイベント開催など、広域連携による観光事業を進めてきました。小野議員のご指摘のとおり、一つのまちで滞在時間を延ばすには限界があり、広域的に幾つかのまちの観光資源をめぐり、夕食、宿泊まで結びつく広域周遊ルートづくりなど行う必要があります。たきかわ観光協会が地域おこし協力隊や観光協会会員である企業、団体などのアイデアを参考にして、空知や中空知広域の各市町の観光協会と連携し、主体的に動くことができるよう、市といたしましても観光協会と連携、協力をしてまいります。

次に、企業誘致の推進についてでございます。ご質問にございました中空知流通工業団地に限らず、市内において力を入れていく業種を絞り込む、特化する必要があるという点では、農業を起点とした6次産業化や食品関連産業の集積を目指すということが一つの方向性であると考えております。こうした考えのもと、市内の農業者や食品製造業者とのビジネスマッチングを視野に入れた企業訪問活動を行っており、その結果外部企業とのお取引が深まり、最終的には工場の誘致につながると考えております。また、バイヤーを招聘した個別商談会やトレードショーへの出店など、新日本スーパーマーケット協会との連携事業も支援策の一つであり、生産、加工、流通まで一連の取り組みとして支援していくことも必要であると考えております。地元企業の事業拡大の面からも、今年度より滝川市産業活性化協議会と連携し、産業創出促進助成金を創設いたしました。制度の中では、農業や食品関連産業を重点業種として設定し、支援をしていく考えであります。ご質問にあります税制面、技術面、産学共同など企業が持つ悩みやニーズにつきましては、支援窓口を創設する中で国や道の支援策の活用も含め、適切なサポートに努めてまいります。

次に、広域行政における結びつきでございます。中空知圏域は、既に一つの経済圏として形成され、密接にかかわっているところであり、ご質問のとおりそれぞれが持ち合わせる得意分野をつなぎ合わ

せて経済の活性化を図り、連携を強化し、魅力ある圏域形成を進めていくことが重要であると考えております。柴田議員の代表質問にも答弁いたしましたけれども、観光、物産、交流事業の一環として、砂川スマートインターチェンジの開通に伴い、圏域としての情報発信や周遊客の取り組みについて連携を深めていくなどを中心市として呼びかけ、それを進めて検討しているところでございます。今後も共生ビジョン懇談会における意見反映や各市町との協議を進めながら、毎年共生ビジョンの見直しを行う考えであり、連携をより深めながら、圏域全体の発展を中心市として責任を持ちながら目指してまいりたいと考えております。

次に、5番目の農業施策についてであります。平成26年産米の米価下落に伴う施策について、昨年の第4回市議会定例会でも答弁させていただいたとおり、国は昨年11月に4つの柱から成る平成26年産米価下落の対応策を打ち出しました。そのうち、特に収入減少影響緩和対策、通称ナラシ対策については、青死米の大量発生を踏まえた補填金への算定と運用改善が図られたことにより各生産者への補填金が増額となったところであり、依然として例年より収入が減少している状況ではありますが、国の施策に対しては一定の評価をしているところです。また、27年産米に向けた市の取り組みとしては、所得減少の主要要因である米の需給緩和を改善し、米価の浮揚を図るため、飼料用米やその他転作作物の作付を推進するほか、さらなる農業者の所得向上を目的とした水田複合経営の誘導や高収益作物導入の推進などを通して農業経営基盤の強化と地域農業の活性化に努めてまいります。その他、国は価格下落を含めた収入減少を補填する収入補填制度の検討を進めているところであります。これは安定な農業経営に寄与するセーフティーネットとなり得る制度であることから、今後の検討の動向を注視し、農業関連団体等と連携を密にとりながら必要な対応を行ってまいります。

次に、農業従事者の高齢化や後継者不足等により本市においても農家戸数の減少は懸念されているところでありますが、市としては市政執行方針で示したとおり、新規就農者、農業後継者、農業生産法人の育成、確保を農業振興の3本柱とし、地域農業を支える担い手を確保することで持続可能な農業に向けた生産基盤の確立を図ることとしております。また、現在農業に従事されている方々に対しては、国の経営所得安定対策等の制度を活用した個別の支援を実施するほか、再生産可能な所得の確保に向けた経営改善等に対する助言、指導を行うなど、地域の実情に即した各種施策の推進に努めてまいります。

次に、6番目の市立病院についてでございます。病院経営につきましては、院長を中心とする病院事業運営会議を毎月開催し、経営計画、経営実績、各部門の調整など経営に係る協議を行っております。また、毎年病院目標を策定し、病院目標に対する各所属の行動計画を作成し、各所属、各職員が病院運営に取り組んでおります。また、平成21年度には経営の効率化などを目的に5年間の滝川市立病院改革プランを策定、地域住民等が参加する委員会を設置し、点検、評価などを行ってきました。総務省は、平成27年3月末に新公立病院改革ガイドラインを策定し、平成28年度中までに新公立病院改革プランを策定するよう通知がされており、地域住民等による新改革プランに対する点検、評価などを行っていただきたいと考えております。また、市立病院では院内に7カ所の意見箱を設置しておりますが、意見箱に寄せられた来院者、患者、市民からのご意見、ご要望の内容の多くは医療、接遇や設備に対するものが多くを占めており、病院経営についてのご意見は余りないのが現状でござ

います。今後も市民からのご意見、ご要望がございましたら、病院経営の取り組みや改善の参考にさせていただきます、病院の健全経営に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議 長 教育長。

○教育長 それでは、私のほうから小野議員に対してご質問2点についてお答えをさせていただきます。

まず、教育行政の基本的な考え方、学力向上対策についてのご質問でございますけれども、本市においては全国学力・学習状況調査はもちろんのこと、予算を計上して市内各小中学校で実施しております標準学力テストの結果を含め、教科ごとの学力の伸びや学年によって弱さを抱える分野など、幅広く児童生徒の学力にかかわる分析、検証を行っております。また、教育委員会と各校は毎年学力向上プランを作成し、家庭学習の習慣化、生活習慣の改善を図る取り組み、宿題の内容や量の見直し、放課後の補充的な学習指導、プリント書庫の設置による自学自習の推進など、児童生徒の学習や生活の実態に応じた学力向上に向けた取り組みを進めており、この積み重ねが学力向上を押し進める大きな力であると考えております。ただ、こうした学校の取り組みだけで学力向上は実現されるものではなく、教育委員会が講じる施策と一体となって初めて学力向上は実現されていくものであり、本市が現在も力を入れて取り組んでおります少人数学級の推進、学びサポーターの配置、チームティーチングによる学習指導などを通して、基礎学力の向上はもとより、互いの考えや意見を説明し合うなどの活動の充実を図り、思考力、判断力、表現力等を育む学習指導の充実を努めております。また、開西中学校、滝川第三小学校のように施設整備の充実を努めることによりまして、オープンスペースを放課後や休み時間の学習の場として開放し、児童生徒が自主的に学習する取り組みも見られるようになっております。こうしたマンパワーを生かした取り組みの継続と充実した施設整備を通して基礎基本となる学力の習得から活用する力の育成へ段階的な学力向上対策をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の適正配置計画についてであります。平成22年11月に策定をした滝川市小中学校適正配置計画については5年目となりまして、現在見直し作業を行っているところであります。この見直しに先立ちまして、平成26年11月から本年2月にかけて保護者懇談会を行って、意見を伺ったところであります。各小学校区6カ所、市内幼稚園2園、また平成24年度に東小と統合となった東滝川地区で行い、意見を伺ってきたところであります。懇談会では、適正配置のみならず、通学区域、学校施設整備等多くの意見、要望等が寄せられました。計画の見直しに当たっては、今後も保護者懇談会等でご意見を伺いながら検討するとともに、子供たちのための教育環境の充実を最優先に考え、進めていきたいと考えております。

○議 長 答弁が終わりました。小野議員、再質問はございますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 時間が12時前ということでございますので、小野議員の再質問は午後からとさせていただきますと思います。

それでは、再開は1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 0時59分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中小野議員の代表質問の途中でございましたので、小野議員の再質問より始めます。小野議員。

○小野議員 それでは、再質させていただきます。

先ほど市長の基本姿勢の中で財政健全計画の進め方についてご答弁いただきましたが、健全化計画の策定に当たり、その中で市役所機構のスリム化あるいは職員数、事業等のバランスを含めた考えはあるのか伺います。

2つ目、経済行政の中で企業誘致の推進について答弁いただきました。この中で、北海道との連携を含めて滝川市として6次化の拠点としての位置を図るべき、それと集約化、団地の形成も考えるべきかと思いますが、その考えはあるのかどうか伺います。

女性センター設置については、市長から前向きな答弁いただきましたので、これは感謝いたします。ありがとうございます。

6つ目の病院経営の中で答弁いただきましたが、その中で深川市の対応もありましたけれども、同じような意見になりますが、出張医の割合が多い。患者等の中では信頼関係が薄れるので、診療の中で週二、三日の診療では患者がほかの病院に移ることも懸念されています。病院としてどう捉えているのかを伺います。

4つ目、教育行政、小中学校適正配置計画についてお伺いいたします。この計画の見直しを検討するということだったのですが、見直した内容、結果はいつをめどに示されるのかを伺います。

以上、お願いします。

○議 長 小野議員の再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 小野議員からの財政健全化についてのご質問でございますけれども、財政健全化の取り組みの柱につきましては、平成27年度の当初予算、全員協議会の席でも説明させていただいておりますし、第1回定例会のご質問にもお答えをしているところでございます。1つ目が事務事業の抜本的な見直し、2つ目としては歳入確保策の推進、それから3つ目として組織、機構、人員配置等の適正化の3つがございます。事務事業の抜本的な見直しと組織、機構、人員配置の適正化というのはこの性格上密接に関連をしております、現在行っております裁量のある事業の見直し検討と並行いたしまして組織、機構、人員配置等の適正化の検討について行っていくことが必要であるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 企業誘致に関しまして再質問を頂戴いたしまして、私のほうからそのお答えをさせていただきます。

1点目の6次産業の集約化というご指摘でございますけれども、まず6次産業を実現するためには民間企業の思いあるいは民間企業のニーズというのがまず先にありきでございますので、そうした中

で例えば一つの力所に6次産業化をまとめるというようなことが意義があるということであれば、まさに集約化というのはそういう道が出てくるとと思いますが、まず民間企業のニーズを拾い起こしていくというから始めたいと思っております。

第2点目の団地の造成をするお考えはあるかというご質問でございます。たしかに流通工業団地、それから中央工業団地ともに、滝川市におきましては過去からの誘致努力もございまして充足率はかなり高い90パーセント台の後半に近づくような状況になっておりますけれども、では新たな団地を今後考えるかという点でございますけれども、周辺地域を見ますと、例えば赤平とか奈井江といったところにまだ埋まっていない団地がございます。また、先ほど来広域圏で物を考えるということが大きく取り上げられている中で、今後は広域圏でそうした企業誘致の情報を共有する中で地域として誘致を図っていくことも考える必要があるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 市長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 小野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

市立病院の医師の数ですが、6月1日現在職員35名、嘱託職員であります研修医が6名、計41名体制で診療しております。質問にありました出張医の割合についての質問ですが、割合というよりも出張医の現状について答弁をさせていただきたいと思っております。出張医の考え方ですが、専門外来を行っていただくために来ていただいている出張医、また診療応援ということで来ていただいている出張医ということがあるかと思っております。現在内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科の5診療科に来ていただいている出張医につきましては、専門外来の診療のために来ていただいております。一方で、常勤医師がない眼科、産婦人科については出張医の対応となっておりますし、また常勤医師が1名の皮膚科、耳鼻咽喉科については出張医師による診療応援を行っていただいているのが現状です。現在出張医師のみで対応している科につきましては、常勤医師の確保について最優先の課題として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 市長 教育長。

○教育長 小中学校の適正配置計画の見直しの時期ということでございますけれども、見直しの大前提になります通学区域については現計画の中では見直しを行っておりませんでしたけれども、昨年度開催をしました保護者懇談会の中でも通学区域に関するご質問、ご意見もいただいておりますことから、その整理の部分につきまして影響も含めてデータ整理をしている段階でございます。秋には議会のほうにお示しできる予定で進めたいというふうに思っております。

○議長 市長 以上をもちまして小野議員の質問を終了いたします。

井上議員の発言を許します。井上議員。

○井上議員 新政会の井上でございます。けさほどはこの議場におきまして私の40年の表彰をいただきまして、大変光栄でございます。皆さん方のおかげでございます。一回一回やって今日になったということでございます。今後ともまたひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、新政会を代表いたしまして、市長の市政執行方針に対する代表質問をさせていただきます。

す。市政は市民のものであります。私のこの代表質問も市長を攻撃するためにするわけではなく、市政を一步でも前に進めたいということでもありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

◎1、市長の基本姿勢

1、たきかわ創生について

2、財政健全化について

まず、市長の基本姿勢ということでございますけれども、新政会は3番目ということで、前者お二人の方の質問もございますので、重複を避けながら、なおまた別な角度から質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。たきかわ創生、1番目は市長が2期目の選挙において掲げたイレブン・プラス・ワンがこのたびの市政執行方針に全て反映されているのかどうかを伺うということで、小野会長さんの中で答弁もいただいたわけですが、1期目の公約で実現が困難であった問題、特にこの中で、私は前期の新政会代表のときも言ったのですが、特に給食費の無料化の問題です。これは、先ほどの答弁では前期の公約は引き継ぐということを言われたのですが、これは今の健全財政を標榜する財政構造からいっても難しい課題ではないのかと、率直にそう思います。その辺についていたずらに固守するわけではなくて、取り下げるものは取り下げて結構でないのかというふうに思うわけですが、見解をお伺いをいたします。

それから、高齢者などが生き生きと暮らせるプラチナタウンということであるが、どういうことをイメージしているかということで、プラチナタウンという響き、この用語の使い方については非常にいいと思うのですが、シルバーという響きからいうとゴールドあるいはプラチナ。そういう中で、まち・ひと・しごと創生会議のヒアリングが去年の10月7日に、首相官邸かどうか知りませんが、あったようでございますけれども、そのときに全国の市長会を代表しての前田市長の意見反映の中にこのプラチナタウンというのがあるのです。その中では全国から、都市圏から高齢者を呼び込むための移住支援のことが言われているのですけれども、これも先ほど答弁の中で言われたのですけれども、これをもう少し進めて、国の施策、あるいは特区的なことだとか、そういうものにのせることができないのかということについてお伺いをいたします。

それから、もう一つ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に対する市長の基本姿勢です。スタンスという言葉を使っているのですけれども、これも先ほどから答弁があるので、私は別な角度から、政治的スタンスと言ったらあれですけれども、首長ですから政治的にも動かなければならないことがある。その場合、今は自公政権です。国会議員、道議、知事との連携、これを密接にやらないとだめだと、政治力を盛り込まないとやはりだめだという中でのスタンスをどうとるのかということをお伺いします。

2番目、財政健全化、これはイレブン・プラス・ワンのプラス・ワンのところにあるのですけれども、財政健全化を進める。市政執行方針に財政健全化計画とあるが、いつまでにどのような組織で行うのか。組織で行うかということと言ったのは、道新の2月18日、こういう大きな見出しで財政の硬直化深刻と、そして非常事態宣言も検討すると、こう言ったのかどうか、言ったから書いているのだと思うけれども、固定的な支出の割合を示す経常収支比率は95.3パーセント、深川で80.1

パーセント、先ほど答弁にもあったけれども、とにかく非常に高い。これは、僕は非常事態宣言というのを、そういう言葉が使われたのも理解できると思うのですが、私の40年の生活の中で、平成11年11月9日、林市長が当時非常事態宣言やったのです。そのときは、そんな簡単なものでなかったのです。健全財政を保つにはそれなりの体制を組まなければならぬということで、行財政改革と財政健全化は表裏一体だということで、市の中に行財政改革本部をつくり、市議会に特別委員会をつくったです。そして、多くの皆さんの理解の中で進めていかなかったら、こんなものできないのです。ちょっと鉛筆なめたぐらいでは、そういう中で僕はやるべきではないかと、そういうことで組織と言ったのです。どういう形でやっていかなければならぬのかと。

2番目、その場合、将来の人口推計、交付税の動向、基金のあり方、事務事業の見直し等を総合的に考えなければならぬと。これは、先ほど答弁あったけれども、やり方によってはということ、これから人口をふやす対策によっては10パーセントぐらいは、あるいは20パーセントぐらいは減り方を緩和できるかもしれないというような答弁だった。そしたら、これは滝川市としてはどのぐらい減るといふうに、滝川市としての人口推計というのがあるのですか。そここのところの公式的な見解があるなら、出してください。地方交付税の動向だとか基金のあり方等。

それと、もう一つ、次、職員数が350人体制、このままでいいのかどうか検討する必要があるのではないかと。現在の地方交付税から推計する職員数、また全国類似団体と比較しての本市の職員数をどのように見ているのか。全体に占める人件費の割合等についての人件費についての見解もお伺いをいたします。

◎2、農業振興

1、農業を起点とした地域産業づくりについて

2、農業の生産基盤整備体制の確立について

次、農業振興、農業を起点とした地域産業づくりについてということで、企業との連携推進をどのように進めるのかお伺いいたしますということです。メーカー、商社、流通など異業種からの農業参入がふえているということが執行方針に書いてあります。具体的に滝川市にアプローチがあるのか、その場合市としてはどのようなスタンスで受け入れるのか。従来までは企業の農業参入というものについては農業界側から余り受け入れられなかった時代もございます。ただ、今は相当変わってはきておりますけれども、その辺のことをどのように見ているのかお伺いをします。食品製造業の誘致や6次産業化の推進をどのように進めるのか、これもお伺いをいたします。

2番目、農業の生産基盤体制整備の確立、農業振興の2番目です。新規就農、農業後継者、農業生産法人の育成に対し新しい対策を講じると書いてあるが、どういうことができるのかお伺いするということで、今言った3つのことを3本柱に位置づけてございます。同感というか、当然のことだと思いますけれども、言葉にあらわすということはある意味誰でもできると言ったら変ですけれども、これを目標数値化するという、北海道知事も観光の問題で目標を数値化するというようなことを言われて、かなり進んでいるなどというふうに見られるのですけれども、こういうものも目標数値化ができないのかということについてお伺いをいたします。

それと、特に滝川は花・野菜技術センターがあるのです。あそこに全道から10人なり15人なり新規就農の人が学びに来ているのです。そういう人方、この施設をどういうふうに使って新規就農者を滝川に呼び込むかということなのです。このあたりについても具体的に方策があるのであれば、お願いしたいということです。

次、道営土地改良事業の計画どおりの着実な実施について伺うということですが、これは今おくればせながら滝川6地区でことし、全体で260億円の大きな事業なのですが、ことし6地区で22億円の計画があります。そういう中で、実際はその半分以下の予算化しか見られないと。私も土木業界の幹部の方々ともお話をする中で、ことしは仕事ないですねと言われるのです。その大きな要因は、道の仕事がそちらの方面の仕事が少ないと、こうやって資料を見ましたら、道営土地改良事業の半分ぐらいなのです。このことで、ああ、やっぱりそういうことなのかなというふうに思うのですが、ことしの選挙絡みで6月補正予算等、これからついてくるのか、そのあたりについての見解をお伺いをいたします。

もう一つ、農業経営高度化促進費の活用について伺うということですが、この土地改良事業も大きな国の、あるいは道の支援の中でできているわけですが、さらにそれを進めるために促進費がついたわけですが、この関係についてこのことでこの改良事業、農業基盤整備事業が前倒しになっていくのか、あるいはそうでないのか、そのことについてもお伺いをいたします。

◎3、産業振興

1、産業の育成誘致について

2、エネルギー政策について

次、産業振興、産業の育成誘致について、滝川市産業活性化協議会との連携、また産業創出助成金制度の創設とあるが、どの程度のことを考えているのか、また運用はどうするのかということですが、これは当初予算の中で既に決定されているということですが、4月1日から応募が始まると、新規起業者の応募が始まるということですが、どのような応募状況になっているのかお伺いをいたします。

次、誘致企業、夕張ツムラの今後の展開に対する市の協力姿勢と生薬の乾燥加工工場の可能性について伺うということですが、ご承知のように夕張ツムラが東滝川、畜産試験場跡地に進出することが決まり、これは昨年決まったわけでございますけれども、約150町歩、去年は60町歩、ことし90町歩ということで、これが誘致が決まって、ツムラさんは非常に優秀な会社で、津村順天堂の子会社で、夕張に我々新エネルギーの会で視察に行ったわけでございますけれども、あそこに約18億円かけた加工工場が、乾燥工場が建っておりました。さらに、もう一つ18億円のを建てると言っていましたけれども、滝川における進出で生薬、いわゆる漢方薬の日本での生産の大々的な基地に北海道をしていこうというようなことでございますけれども、そういう中で滝川の乾燥加工工場の可能性についてお伺いをいたします。また、去年のときにちょっと質問したのですが、そのときに漢方薬の生産の状況を見ながらやっていくというようなことを言っておりましたけれども、その状況について知り得る限りでよろしいので、答えていただきたいと思います。

次、エネルギー政策について、再生可能エネルギーの活用導入事業化の可能性とたきかわ創生に積極的に取り入れる姿勢についてということで、これは鈴木副市長を中心に再生可能エネルギーの滝川導入は大きく前進をしました。特に太陽光発電についてはメガソーラーも含めて5カ所を決定したと、今どんどん、どんどん再生可能エネルギーの太陽光発電があちにもこちにもできて、もう飽和状態になってきたと、そして電力会社も買い取り制限をしなければいかぬというようなことになってきているわけですが、そういう飽和状態、リミットになってきているような状態ですので、今後の展望についてお伺いをいたしたいと思います。それから、風力発電の可能性、我々伊達のほうに市民団体で行ったわけですが、これも丸加山で風況調査が行われているのですが、その関係について可能性についてどのようになっているのか。もう一つ、水素エネルギーの活用の方向性、これは私も初めて取り上げたのですが、今新聞見ても水素社会ということを言われているのです。低炭素社会、そして究極のエコエネルギー、水素というものをどういうふうに使っていくかということで、北海道にも水素社会に向けた協議会ができてきたのです。そして、NEDOの協力を得て苫前で風力発電を利用して、そしてその電力でもって水を分解して液体水素にして、それを使うという研究が進んできているのです。そういうことも含めて、滝川はエネルギーのまちと言われているわけですので、その辺の研究をしてはどうかということでございます。その次、バイオマス、これは副市長を中心にバイオマスの研究というか、講演会なんかを開いたのです。これは、実用化についてどうなのか。それと、もう一つは、僕はこれは本当に地方創生の中で取り上げるべきでないかというふうに思うわけですが、エネルギーに関する研究機関を滝川に持ってくる必要があるのではないかということで、公共施設の利用してもいいような場所がたくさんあるわけですので、その点についてお願いをいたしたいと思います。

◎4、観光振興

- 1、物産振興館について
- 2、広域観光の推進について
- 3、集客・交流事業の推進について

次、観光振興、観光物産館、これは市長の2期目の目標の中に観光物産館の設置というのがあります。執行方針見たらその名前がないのですが、市長のリーフレットにはちゃんと載っているのです。物産振興館の設置により産業の振興を図りますと。これ市政執行方針にないのですが、次と関係がありますので、次に移ります。

広域観光の推進について、市政執行方針にたきかわ観光協会に広域観光総合窓口を置きとあるが、今の商工会議所の3階ではエレベーターもなく非常に不便であると考えられる。現実的に非常に難しいと考えられるが、どうか。また、上記の観光物産館との関係で考えてはどうかということです。これは、商工会議所の3階、いろいろなパンフレットを置いてあるけれども、あそこまで行くといったら大変です、3階へ上らせるというのは。だから、そういうことも含めて広域の窓口をそこに置くということになれば非常に不都合でないかというふうに考えるのですが、それで物産館との関係でそういうふうにしていったらどうかということでございます。

3番目、集客・交流事業の推進について、菜の花観光など、外国人も含め観光客が増加の傾向にある今日、観光案内情報のハード面の整備が必要と考えるが、例としてはJR滝川駅、バスターミナルだとか商店街のWiFiの設置、それから丸加高原伝習館での通信環境の設備等についてどのように考えるかということですが、約12万人の人が菜の花観光に来たと、去年より7万5,000人だか多いと、すごいことです。それで、結構僕らにも問い合わせあったです。そしたら、滝川の駅に来たら外国人なんかアイパッドみたいのを持って歩いたら、WiFiがないものだから、とまどっているというようなことで、そういうハード面の整備も必要でないかということでございます。

◎5、スポーツ振興

- 1、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致について
- 2、スポーツ施設の整備充実について

次、東京オリンピック、パラリンピックの合宿誘致について、これは去年私12月の一般質問でもしたのですが、かなり具体的に執行方針の中に出ていましたので、ここに取り入れたわけですが、かなり具体的に競技に絞ったということで、ほかの競技には目もくれないと言ったら変ですけれども、そういうことでいいのですかということと、もう一つは全市挙げての誘致推進協議会等で誘致運動を展開する必要があるのではないですかということ。前期新政会では国会にも行って、橋本聖子参議院議員のところに行ったわけですが、すごい陳情合戦です。柵一面に300通ぐらいの陳情書が載っていた。陳情合戦なのです。そういう中でどういう陳情を展開していく、体制でやっていくのかということをお伺いします。

次、先ほど答えがあったかもしれませんが、ハード面の対策、カヌーを照準としてやるのであれば、その辺の改修の関係についてお伺いします。

次、スポーツ施設の整備充実についてということで、スポーツセンター、第一体育館及び第二体育館の長寿命化に向けた改修の基本方針について伺うということで、競技者及び観戦者に配慮する点、また防災拠点としての施設ですので、それに配慮した点についてどういう考え方でやるのかお伺いをいたします。

◎6、教育行政

- 1、滝川市総合教育会議について
- 2、國學院大學北海道短期大学部について

最後に、教育行政、滝川市総合教育会議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受け、市長と教育委員会のあり方が今までと変わってくるということで、戦後の大きな改革になってくると思うのですが、今後具体的にどのように変わってくるのかお伺いをいたします。また、総合教育会議についていつ、どのような形で設置されるのか、法的根拠、体制、人員、役割等についてお伺いをいたします。この法律は、大津市のいじめ問題に端を発して、教育行政に対して責任の明確化ということが問われていると思うのですが、その点についてもお伺いをいたしたいと思います。

最後に、國學院大學北海道短期大学部について、先ほど清新の会長さんが触れておられましたけれ

ども、ここに書いているとおりでございますけれども、平成27年度入学者数が定員225名に対して163名となり、大変厳しい経過となっている。今後も2018年問題と言われ18歳人口が減少していく中、地方の私立大学にとっては非常に厳しい状況を迎えることになり、今後本市及び地域連携協議会、短大と商工会議所、滝川市の役割は非常に重要となってくると考えられます。市政執行方針の中では相互の充実発展に向けて重層的協力、一層の連携強化を図るため、包括連携に関する協定書の締結が書かれておるところでございますが、短大の存続の危機が取り沙汰されている今日、滝川市内、中空知を初めとして学生確保のための連携協力、学生の就職のための連携協力、また地域貢献に関する連携協力、法人本部との十分な連携協力など、具体的支援施策を誘致の原点に立って強力に進めていく必要があると考えるが、市長の考え方を伺います。

以上でございます。

○議 長 井上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、新政会、井上議員からの代表質問にお答えさせていただきます。

1期目において掲げた実現が困難であった公約を今後どうするのだというようなご質問でございました。いろいろと今までも第1回市議会定例会でも答弁させていただいたわけでございます。小中学校の給食費の段階的無料化については、多額の費用を伴うことから非常に難しいと判断せざるを得ないというふうに考えております。課題でありました学校の耐震化や親子給食の導入など施設環境の整備を優先させて進めてきておりまして、非常に厳しい財政状況でございますので、その状況を見ながら判断してまいりたいと思っております。次に、中高一貫校についてですが、学区の再編や市内中高とのかかわりなど、状況を見きわめながら慎重に議論していかなければならない問題でありますので、この点もゆっくりと考えていくことにさせていただきたいと思っております。また、循環バスの運行につきましては、将来的な周辺市町との連携や民間事業者も関係されることから、少し時間をかけてじっくりと議論する問題だと認識しているところでございます。

次に、プラチナタウンについてのご質問でございます。ご指摘のとおり、私が全国市長会の7人の代表の中の1人としてヒアリングに参加をさせていただきまして、その中にプラチナタウンということを使わせていただきまして、要請をさせていただきました。あくまでも市長会の代表ということでございますので、滝川市のみを総合戦略の観点ではなくて、市長会という観点からそのこととお話をさせていただいております。その中において、先ほどの柴田議員の代表質問にお答えしましたが、住所地特例の拡大等、これは知事会ともども要請していることでございますので、そのこととお話しさせていただきました。また、プラチナタウンの中で、私は市民の方々が、市内の高齢者が街なかに居住する際にもさまざまなことを考えるというふうにお話をさせていただきましたが、その中において公住法というのも関連する場合があるわけでございまして、公住法の改正ということもどこかでは望まなければいけないことになるわけでございます。それらのことを国に要望していくのは一つであろうかなど、そのようにも考えている次第でございます。そのほかにも、6月当初に開催されました全国市長会においては、この地方版総合戦略を策定し、まち・ひと・しごと創生のさまざまなことを進めていく中において市長会としての要望は、医療費等は国において、また高校生までの学校教育については国において行っていただきたいという要望書を出していることもつけ加えさせていただきたい

と思います。

次に、まち・ひと・しごと創生の総合戦略に対する私の基本的スタンスということでございます。政治的スタンスということでご質問いただきました。石破大臣がこれらに対する総合戦略策定をし、これから地方から上がってくるときにおいて政治マターにおいては受け付けないということを明言されております。そういうことにおいては、いろんな問題があろうかと思っておりますので、慎重に判断せざるを得ないと思っております。しかしながら、各与野党の議員さんを問わず、国会議員の先生方のご指導をいただくのは当然必要であろうかと、そしてまたそれらにご紹介をしていただいた各省庁の方々のご意見を伺うのも必要であると、そのようには考えております。また、北海道においてもこの総合戦略に大変強い意欲を燃やしておられます。地元道議を初め多くの道議会議員の皆様にも連携をいただきながら、そして道とも連携をしながらしっかりとした総合戦略をつくり上げ、国にそれを上げていくという努力はこれからも不断に進めてまいり所存でございます。政治的というよりは、そのような市民スタンスで進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

次に、財政健全化についてでございます。そのような中でいつまで、どのような組織でということでございます。そのような組織は、やはりお話のとおり必要だというふうに思っております。これからいつまで、どのような組織で行うということは、時期につきましては新年度予算から反映できるように年内に計画策定を指示しているところでございます。そして、組織につきましても内部で検討を進めているところでありまして、素案がまとまり次第議員の皆さんに説明をさせていただきたいと考えております。井上議員ご指摘のとおり大変大切なことでございますので、慎重にこれも取り進めてまいりたいと思っております。

次に、その場合における人口推計等のご質問でございます。財政健全化計画を進める中において、滝川市が持続的に健全な財政が保てるように作成しようというものでございます。今回の総合計画においては、平成37年度において滝川市の人口推計を3万4,000人としております。その数字をもとに、どのような形でこれからの人口減少対策を行わなければいけないということを考えていく次第でございます。その中で、同じ事業を継続していくのではなくて、効果検証を行って、よりニーズに合った効果のある事業に見直すということが大切だろうと考えております。そして、これは何度も申し上げさせていただいておりますけれども、地方創生の総合戦略、財政健全化、両輪として進めていって、これからしっかりとした有効な人口減少対策を行うことによって人口減少を抑制する方向で進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、財政健全化の2番目の職員の体制、人件費についてのことでございますが、本年4月1日現在で滝川市の職員数は335人となっております。この職員数につきましては、事務事業の見直しなど財政健全化の方向性と歩調を合わせながら、指定管理や外部委託の活用、組織見直しなども考慮する中で削減を含めたあるべき職員数について検討する必要があると考えております。なお、地方交付税から職員数の推計はできませんが、全国類似団体との比較では全国類似の172団体中、少ないほうから46位、道内16団体中2位となっておりますので、他の団体との比較では職員数はやや少ないほうだと認識をしております。続いて、人件費、職員給与のご質問ですけれども、昨年4月1日現在のラスパイレス指数は99.1であり、国家公務員と比べても適正な水準を確保しておりますが、

道内他都市との比較ではやや高いほうに位置しておりますので、先ほどの職員数を含め、最大の内部コストである人件費につきましては、財政健全化を踏まえてどうあるべきか鋭意検討する必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、農業振興の1番目でございます。企業との連携推進でございます。最近の企業動向を見ますと、食品関連の工場は原料立地型の傾向があるとともに、大手商社なども北海道産の農産物の確保に動かれている状況にあります。また、製造分野や小売分野の企業にとどまらず、異業種からの農業参入が見られるなど、農業を取り巻く環境が変化しつつあります。このような中、本市における産業振興、企業誘致のテーマを食と農に捉え、集約してまいりましたが、さらに今後雇用の創出を最重要課題とする地方創生の取り組みを進める上でも大きな柱となるのは農業であると考えております。また、農商工連携を一層推進するためにも、農政部と経済部を発展的に統合して産業振興部を新たに設置することとしたわけでありまして、今後においても農業に関心を持つ企業のニーズを捉え、地元農業者や農協の連携、また地元食品製造業とのビジネスマッチング、さらには農業参入への支援など、企業との連携を進める中において雇用の場を創出するとともに、本市の基盤となる産業の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、その食品製造業の誘致や6次産業化の推進をどのように進めるかということであったと思っております。この食品製造業の誘致につきましては、農業を生かす意味からも重要なテーマと何度も申し上げております。しかしながら、工場の立地につきましては一朝一夕に決まるものではなくて、まずは地域で生産される原料の取引から始めて、ご縁が深まった先に誘致実現が見えてくるものと考えております。これまでと同様に地道な企業訪問と事業提案を継続する中で誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。一方、6次産業化の推進につきましては、セイコーマートや夕張ツムラの進出が好事例であります。企業の参入が不可欠だと考えておまして、市内の農業者や農協、地元企業とのマッチングも視野に入れ、企業訪問を実施してまいります。また、市内事業者による6次産業化については、地域の農産物を原料とする商品開発や農商工連携に対してさまざまな支援制度の活用などを通じて事業化の芽を小さなところから育てる姿勢で取り組んでまいります。

次に、農業の生産基盤の1番目でございます。新規就農等の対策でございます。これらにつきましては着実に実行していくということでございます。どれだけの人数が必要かということの数値の目標というお話でございましたが、それぞれの農家皆さん方の考え方、これからの農地の問題等を含めて数値をそう簡単に出せるものではないということをご認識をいただけるものと思っております。今後そのようなことを考える場面もあろうかと思いますが、とりあえずは今現在行っております新規就農支援、また農業後継者の応援、農業生産法人の育成ということに対して全力を注いでまいりたいと思っております。そしてまた、そのニーズをどのように把握し、そして施策として構築していくかということも大切であろうかと考えております。

次に、道営土地改良事業の計画どおりの着実な実施ということでご質問いただきましたが、このご質問ではなく、土木関係の事業が少ないので、それが今後どのようになるか認識しているかというお話でございました。それらにつきましては、国営の事業については補正予算等の動きがあるというふうに伺っております。しかしながら、道の補正予算等については土木事業費等についての情報はいた

だいておりませんので、そのことは把握していないというふうにお答えをさせていただきたいと思
います。以上です。

そして、次に農業経営高度化促進費の活用ということでございます。農業経営高度化促進事業、い
わゆる促進費は農用地の集積に向けた促進支援を目的に制度化され、さらに平成25年度の国の補正
予算により事業制度が拡充され、改良区が事業実施主体になることが可能になったほか、促進費の限
度額の引き上げや集積率が増加割合ではなく、目標年度の集積率で判断されるなど、平成26年度よ
り農家の負担軽減が図られ、活用しやすい制度となったところであります。滝川市といたしましては、
平成26年度より空知土地改良区が事業主体として活用していただいているところであります。

次に、3番の産業育成の1番目につきましては、副市長のほうからご答弁をさせていただきます。

2番目の誘致企業、夕張ツムラの今後の展開に対するというご質問でございます。現在夕張ツムラ
におかれましては、北海道より60ヘクタールを借り受け、薬用作物の作付に向けた作業をされてお
ります。また、今年度新たに90ヘクタールを借り受けする計画というふうにお聞きしております。
乾燥施設の建設については、事業活動に係る事項であるため、詳細は把握しておりません。今後につ
いては、いろいろと情報をいただけるものとは思いますが、現在では企業情報ということでお許しを
いただきたいと思います。また、作付等につきましても、これは企業情報につながることでありまし
て、私の立場でお答えすることはできませんので、直接ご確認賜ればと思いますので、よろしくお願
いいたします。

次に、物産振興館についてでございます。1番目、2番目まとめてご質問でございますので、お答
えをさせていただきたいと思ます。物産振興館につきましては、2期目の目標として掲げさせてい
ただいたわけでございます。規模や場所等の調査検討などを踏まえる必要があります、時間を要すること
から、今年度の市政執行方針での位置づけは行っておりません。まだまだ公約の段階であり、これを
施策とする段階ではないということから載せていないわけでございますので、ご理解をいただきたい
と思ます。また、それを観光協会との広域観光窓口とご一緒にという話がございました。私も先ほ
どの柴田議員の代表質問にお答えしたとおり、そのような窓口が一つになり、そしてまた物産振興館
とともに観光案内機能などがあれば、さらに複合的な機能として生かせるのではないかと考えており
まして、そのようなことで検討させていただければと思っている次第でございますので、よろしくお願
い申し上げます。

次に、私のほうからは4番目の観光振興におきまして集客・交流事業の推進についてお答えさせて
いただきます。ワイファイについて、非常に必要なことは私も同じ考えでございます。おかげさまで
12万人の観光客が訪れました。バスツアーで39台、サイクリングをしていた台湾グループもお祭
りに来るなど、880人の外国人観光客の入り込みがあったと聞いております。JR滝川駅前におい
て、国際交流協会等の協力のもと通訳案内人が立ったところ、非常に多くの方々から活用されたた
も聞いております。残念ながら現在滝川駅にワイファイ設置等がございません。かなり前から滝川駅
には、JRにはお願いをしておりましたが、なかなか設置されていないのが現状でございます。今後
とも滝川駅、JRとも相談しながら、そのような観光情報の発信を進めてまいりたいと思っています。
また、その他の施設につきましてもハード面でやはり必要だという認識は非常に高まっており、国土

交通省、また北海道開発局等についてもそのような話題が出ているところでございます。今後につきまして、外国語サイン等を含め、WiFi設置等ハード整備に各関係機関、団体と連携を図って進めてまいりたいと考えております。

次に、教育行政でございます。オリンピック、パラリンピックについてのご質問がございましたので、1番目は私からお答えをさせていただきたいと思っております。カヌー競技しか誘致をしないと決めているわけではございません。スポーツ学会の先生方に滝川市内の施設をごらんいただき、滝川が施設としてどのような施設にそのようなことが可能でしょうかとお聞きしたところ、カヌー競技とご提案があったため、それらの誘致を進めているところでございます。そのほかにも、ホストシティ・タウン構想等の道からの問い合わせがあり、それらにも登録をしております、さまざまな競技からお問い合わせがあれば、これに答えていく所存でございます。しかしながら、自分たちの足元を見たとき、どれだけその施設が優位性があるかという、なかなか大きく胸を張って言える状況ではないというのは井上議員もご理解の上だと思っておりますので、ぜひともその点をご理解いただきたいと思います。また、陳情等のお話もございましたが、オリンピック・パラリンピック推進室、内閣府にございます。平田先生のところに、道内といいますか、日本中の自治体としては私が一番最初に伺いました。お話をさせていただいております。それは、代議士の紹介をいただき、伺ったわけでございます。その中においてさまざまなお話をいただき、今現在カヌーについての誘致活動を進めているわけですが、それらの活動は先般平田先生が北海道にお越しになって、いろいろと会を開いたときに、北海道においてオリンピック合宿誘致の会が設立されました。高橋知事も顧問になったのはご存じだと思います。その会と、またいろいろな説明会がございました。その場において平田先生と懇談をさせていただいた際には、道内において滝川市が非常に進んでいるということで、滝川市を日本の例としてお話をさせていただいたということがございました。そういう意味では、陳情等を行うことではなくて、みずから進んで自治体の望む方向へ進んでほしいという内閣府の考えのとおり進んでいるわけございまして、陳情等は今のところ現在行う必要等は必要はないと考えております。必要ならば、そのような活動を進める考えではございます。

次に、私のほうからは滝川市総合教育会議についてお話をさせていただきたいと思っております。今回の法改正の目的は、首長と教育委員会の連携、教育行政における責任の明確化が主な内容となっております。首長と教育委員会の連携につきましては、滝川市においては毎年私と教育委員が教育施策や予算に関する懇談を行っているほか、適宜連携しながら進めてきたところですが、このたびの総合教育会議設置を機に、より一層連携を強化し、教育行政を推進していきたいと考えております。教育行政の責任の明確化につきましては、先日開催された第1回市議会臨時会において議会の同意をいただき、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新教育長を任命したところであります。総合教育会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき、市長、教育長及び教育委員4名の計6名で構成され、教育や文化振興などの総合的な施策の大綱の策定のほか、教育に関して重点的に講ずべき施策、いじめ等の児童生徒に関する緊急的な事項を協議する場となっております。法改正を受けまして、これまで以上に教育委員会とも連携を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

では次に、國學院大學北海道短期大学部についてでございます。先ほど清新の柴田議員の代表質問でお答えしました。國學院大學北海道短期大学部の学生確保は、非常に厳しい状況でございます。短大部、そして商工会議所、市で構成する地域連絡協議会はこれまで事務教育会議を含め随時開催してきており、学生確保の状況や短大部の取り組みなどについて情報共有を図ったほか、市内の就職拡大に向け、企業懇談会を開催したり、また市民への短大部の認知度向上のため、市役所ロビーで展示等を開催いたしました。滝川市と短大部は、これまで西高、短大部の高大連携、市、短大部の災害時協力や図書館連携など、個別の協定を締結して連携を深めてまいりましたが、それらの連携を含め、広く包含する包括連携に関する協定書の締結を今後予定しているところであります。包括連携では、市の地域振興、まちづくりの課題解決に関すること、短大部の地域人材育成等に関すること、短大部の地域への教育サービスの拡大、充実に関すること、短大部の教育の質の向上、経営の安定化に関すること等を連携協力事項とすることと考えており、既存の連携事業以外に連携協力事項に基づいて実施可能な部分は連携を深めてまいりたいと考えております。大学側では、これまでも学生のボランティア活動のほか、ゼミ活動等を通じてまちづくり、地域振興にご協力いただいていたところであり、連携協力事項に位置づけられる取り組みであります。また、短大部では文部科学省の私立大学等改革総合支援事業の申請を準備し、採択を目指しており、採択に向けては地元自治体等とのさまざまな連携実績が採択要件にかかわることから、そうした協力体制の構築にも努めてまいります。いずれにいたしましても、私立短大が今後さらに厳しい状況を迎える中で、地域とより密接に連携しながら、これは地域というのは中空知という意味でございます。短大部の展望を開いていくことが重要であり、こうした状況を乗り切っていただくために経済界との協力を深め、市といたしましてもこれまでのさまざまな流れを、33年の歴史をしっかりと踏まえて実現可能な連携を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 私から産業振興につきまして2点いただきましたご質問にお答えを申し上げます。

まず、産業創出助成金制度についてのご質問でございます。これは、議員がご質問の中でも触れましたように、既に第1回の定例議会において補正予算の承認をいただいた制度でございますので、制度の詳細の説明は割愛させていただきます。現在滝川市活性化協議会で事業の運営を始めているところでございます。事業内容につきましては、従来から滝川市の産業活性化協議会でやって一定の成果を上げてきましたチャレンジ助成金をさらに充実させて拡大させたものというふうにご理解いただければ皆さん共通の理解をしていただけるものと思っております。また、チャレンジ助成金から一步進めた違いは、重点分野というのを定めまして、その分野について厚く支援をしていくということで、本質そのものはやる気のある個別の個人事業者、あるいは企業に直接支援をするというところがございますところはチャレンジ補助金と同じでございます。

そこで、ご質問がございました運用状況でございます。現在6月末までを一応の締め切りの期間としまして募集をしている最中でありまして、現在のところ、先ほど申し上げました重点事業、これは食と農に直接関連している事業を重点事業と位置づけておりまして、これにつきましては4件の相

談が来ておまして、一般事業、これは従来のチャレンジ助成金の延長線上にございますが、これが7件の相談が来ております。それぞれ配分している資金は重点分野が800万円、それから一般事業については200万円という枠でトータル1,000万円です。事業の運用を進めているところでございます。現在のところこの11件の相談が来ているというところで、この中からヒアリング等を通じて審査をして、補助事業を選んでいくという過程にございます。以上が、産業創出助成金制度についてのご質問についてのお答えでございます。

次に、エネルギー政策でございます。エネルギー政策につきましては、井上議員が主導されております。新エネルギーの会とは視察等でいろいろ情報交換をさせていただいておりますところで、極めて具体的なお質問をいただいたと思います。まず、1点目の太陽光発電でございますが、ご存じのとおり固定価格買い取り制度の3年間の促進期間というのが過ぎまして、太陽光につきましては全国で普及が非常に進んだということで、固定価格が当初の40円から、この7月1日から27円まで段階的に引き下げられてきました。事業者から見ますと、投資財産がこれで大きく落ち込むことになります。また、一方、系統連系の問題が出てきたことから、指定電気事業者制度というのが始まりまして、指定を受けた電気事業者は無制限で出力抑制をかけられるということになりました。北海道電力はその指定事業者になっておりますので、北海道電力の出力抑制の日数というのは無制限になっている状況でございます。こうしたことから、これから投資する事業者から見ますと極めて出力抑制のリスクをどれだけ見込むかというところでリスク判断が非常に難しいという、この2つの状況が当初固定価格買い取り制度が始まった3年前から比べますと大きく変わったところでございます。この点、特に採算上見ますと、積雪の多い滝川市ではどうしても本州と比べますと架台を高くする等の資材コスト、建設コストが高くなりますので、今の足元の新しい固定価格においてはこれ以上の企業誘致というのは非常に難しいと判断しております。また、一方で企業を誘致すべき遊休地も既に先ほどご質問の中でありました4基進出を果たしておりますので、市有地ということではおおむねほぼ埋まっております。あいているところでも系統連系とつながらないということもございまして、一定の成果のもとで今後大きな展開は我々としては余り見込めないということで、違う分野でエネルギーのほうに私たち産業振興課の力を注いでいこうと考えております。

2点目の風力発電でございますが、これは一昨年の11月から風況調査を最大手のユーラスエナジーが丸加山でやっております。1年過ぎたところで想定されたというか、期待された事業採算を確保できるような風況結果が残念ながら出ません。さらにもう一年ということで現在引き続き調査中でございます。一般に風況調査というのは、気候によって風況は変わりますので、2年から3年は行われるということがございますので、またこれがこの2年度目の状況によってユーラスエナジーと話し合っ、さらに風況調査を続けるかどうかということをお話し合いの中で決めていくことになります。ただ、全く悲観的ということではなく、風力発電の投資といいますのは、風況だけ、一番大事なのは風況なのですけれども、風況だけではない。例えば高圧線までの距離だとか、工事に要するインフラの状況等を総合した投資コストというのが影響してきますので、この辺は事業者の判断を待つところになると思っております。引き続き事業者とよく話し合いながら、実現に向けて努力をしていきたいと思っております。

次に、3番目に水素エネルギーでございます。これは、ここへきて大変注目されているのですが、北海道、特に滝川市のようなところで可能性があると思しますと、再生エネルギーとの関連で、再生エネルギーの由来の電力を水素に変えて、燃料電池として利用するという道であると思します。この点では、一番近いところで、先ほどもお話あったと思しますけれども、苫前町自身が持っています風力発電を使ってもらって実施調査をするということで、豊田通商等大手の企業が参加してNEDOの資金で始まるということになっております。いずれにしても、民間企業のインタレスト、関心があって、それに対してこの地域で提供できる再生エネルギーがあるというのが一つの水素への取り組みの出発点になります。あえてもし近い将来に出てくるニーズとしては、先ほど申し上げましたけれども、指定電気事業者制度ができましたので、出力抑制というのが、この滝川に今トータルで8メガほどの太陽光発電があるわけです。最後完成しますと動くことになるのですが、この出力抑制が行われたときに、その区間の電力をどのように有効に活用するという視点では水素燃料電池というのが一つの選択肢に出てくるのではないかとこのように考えまして、今後私たちも具体的な調査を、本当に今これから始めようというところでございます。

次に、4番目にバイオマスの可能性でございますが、これは幾つか我々調査をしておりましたけれども、まず一番大きな点では間伐材を得られるような森林を滝川市は持っていない、滝川市にないということと、それから鹿追町なんかで進んでおります家畜のふん尿を利用したバイオマスが非常に大型の発電所の建設に結びつくのですが、そういう畜産もないということから、大型の電力を、再生エネルギーを発生するバイオマスという点においては、残念ながら滝川市は可能性が極めて低いというのが今までの調査の結果でございます。ただ、今後小規模で滝川にある賦存するエネルギー源としては、稲わらとかもみ殻というのがございますので、そうしたものを小規模ながら使いながらハウスの冬の熱源に使う等の道というのはまだあると思しますので、引き続き調査を続けていきたいというふうに思っております。

最後に、5点目、環境とエネルギーに関する研究施設の必要性ということでございますが、市としてはみずからこれを設置する力もございませんし、考えもございません。ただ、民間企業がそのような施設の設置を希望して動いてくるということはありますし、そういうことが現実になりましたら、積極的に誘致をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 市長。

○市 長 1問答弁漏れがございましたので、お答えをさせていただきたいと思します。

要旨になかったことですので失念しまして、申しわけございません。新規就農者について花・野菜技術センターとの連携というご質問がございました。当然連携は行っております。新規就農者の皆さんが花・野菜技術センターで研修を受ける際には情報交換をしながら、滝川市もいかがでしょうかというような、情報をいただきながらお願いをしているところでございまして、なかなかまだ実っていませんが、今後とも連携を深めて進めてまいりたいと思しています。

以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 それでは、スポーツ振興、東京オリンピック、パラリンピックの合宿誘致の2点目、関連施設のハードあるいはソフトに関する考え方ということでお答えをさせていただきます。

誘致に必要なスペックとしては、先ほどの柴田議員の代表質問にもお答えをいたしました。誘致をする種目を絞ることで十分に対応でき、大規模なハード改修は必要ないとの判断もカヌースプリント競技に絞った理由の一つであります。今後誘致が具体化していった場合には、相手国との協議の中で課題が出てくることは想定はしておかなければならないというふうに思いますが、今回の補正予算により誘致に必要な必要最低限の環境は整えられるというふうに考えております。また、合宿を行う側の視点から考えますと、施設があるのは当たり前でありまして、プラスアルファのソフトの部分が候補地選びでは重要な要素になってくるだろうというふうに考えております。その面においては、合宿が予定される6月から7月のさわやかな気候、交通の利便性、温泉や温水プール、トレーニング施設などの環境、また特に高い評価を得ている滝川市の国際交流という大きな資源を見える化するとともに、どのようなおもてなしができるか、相手国に受け入れられるかについて並行して検討していきたいと考えております。また、国からは、大会前よりも大会後、つまり合宿誘致よりも大会後の相手国との交流促進を進めてほしいと要請をされております。相手国とのきずなを深め、スポーツを通じた市民や児童生徒との交流などについて検討してまいります。

次に、スポーツ施設の整備充実についてであります。スポーツセンターの改修についてですが、将来的な人口減少などの社会的な環境変化を予測しながら、第一体育館と第二体育館の今後の役割や使用形態を踏まえた上で、後年度に固定化される工事費に係る償還額、改修により削減できるランニングコスト等についてもあわせて検討し、実施すべき工事の範囲を決定したものであります。改修の基本方針ですが、第一、第二体育館ともにまずは安心できる安全な建物とするために、基準に適合した耐震性を確保することを最優先とし、災害発生時の重要な避難所施設としての機能向上を行うこと、加えてメインアリーナとして位置づけている第一体育館の体育館機能の向上を行い、市民の皆様へ快適なスポーツ環境の提供を行うことを基本方針とし、スポーツセンター全体でスポーツ施設機能、避難所機能を兼ね備えた拠点施設としたいとするものであります。

1つ目のスポーツ施設機能から見る競技する方の視点では、まず何より安心してスポーツを楽しめる施設及び設備を提供することであるということから、第一、第二体育館ともに耐震化工事を中心に改修工事を行う予定であります。その上で、メインアリーナとして位置づけている第一体育館については雨漏り等によるアリーナ床の滑りやささくれの発生など、競技中の危険を排除するため、アリーナ床の改修等を予定するなど体育館機能の向上を図ります。一方、第二体育館のアリーナ自体は大きな改修は行いませんが、現状のままサブアリーナとして活用することで第一体育館を補完し、規模の大きい大会などの誘致を引き続き行える環境を維持します。また、玄関部分の改修を行い、屋外と屋内をバリアフリーでつなぎ、コスモスマラソンなどの屋外イベント時にも屋外と屋内を一体的に利用できる環境整備を行います。一方、防災拠点、避難所として見た場合には、さまざまなストレスを抱える避難生活に対応し、少しでもストレスを軽減できる環境を整え、提供することが重要であると考えております。第二体育館で改修を予定しておりますトイレの環境整備や暖房設備改修は、通常の体育館利用者にとっても満足度が向上するものであると考えており、長期にわたる避難所生活や冬期間

の避難といった非常時にも大きな効果を発揮するものと考えております。第一体育館についても同様の視点を持ち、非常時にも電力供給が行えるよう、非常用自家発電装置の設置や照明のLED化による省電力化、暖房設備改修などを実施する予定であります。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。井上議員、再質問ございますか。

○井上議員 ありません。

○議 長 以上をもちまして井上議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時17分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成27年第2回滝川市議会定例会（第13日目）

平成27年 6月24日（水）

午前 9時58分 開 議

午後 4時42分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問
- 日程第 3 議案第 1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第 8号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 9号 滝川市総合戦略調査等特別委員会の設置について
選任第 1号 滝川市総合戦略調査等特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 6 報告第 1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について
- 日程第 7 報告第 2号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について
- 日程第 8 報告第 3号 監査報告について
報告第 4号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 9 意見書案第1号 地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める要望意見書
意見書案第2号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める要望意見書
意見書案第3号 認知症への取り組みの充実強化に関する要望意見書
- 日程第10 請願第 2号 「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を求める要望意見書」の提出を求める請願
- 日程第11 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	舘内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教育委員会委員長	若 松 重 義 君
教 育 長	小 田 真 人 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	山 崎 猛 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	高 橋 一 昭 君
保 健 福 祉 部 次 長	国 嶋 隆 雄 君	農 政 部 長	中 川 啓 一 君
建 設 部 長	大 平 正 一 君	建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教 育 部 指 導 参 事	小 野 裕 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市 立 病 院 事 務 部 長	鈴 木 靖 夫 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	中 島 純 一 君
企 画 課 長	深 村 栄 司 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井 弘 志 君	書 記	和 田 英 昭 君
書 記	平 川 泰 之 君	書 記	村 井 理 君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において館内議員、清水議員を指名いたします。

◎日程第2 平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第2、昨日に引き続き平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

なお、この場合3名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位4番目の方からの質問に入ります。

質問時間は再質問を含めて45分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。私は、公明党を代表し、平成27年度の市政執行方針に対する質問をさせていただきます。

◎1、市政運営

- 1、滝川版総合戦略の策定にあたって
- 2、プラチナタウンの形成

今年度は、滝川市にとって5年先、10年先を見据え、幅広く市民の皆さんの声が反映される滝川版総合戦略を策定していかなければなりません。その意味において、市長のかじ取りいかんで今後の滝川の未来が決します。そのような思いを込めてきょうは質問させていただきます。滝川市には、地域懇談会、市民会議、議会の特別委員会等を経て策定されました滝川市総合計画があります。2021年度までのこの総合計画と今回の総合戦略の関係性についてまず伺います。

市長は、この総合戦略を策定することで地域経済の活性化を図るとともに、成長戦略を描き、地域力を高めるとされております。滝川の未来を見据えた思いを伺いたいと思います。

今回の策定に当たり重要となることは、前段申し上げたとおり、幅広く市民の皆さんの声が反映されていくということであり、滝川市まち・ひと・しごと創生会議の意見集約をどの時期までと考えているのかを伺いたいと思います。

私は、創生会議を否定するものではありませんが、これだけでは不十分であると申し上げます。ですから、タウンミーティングを開催し、市民の意見を伺う機会をつくろうとされているのだと思

いますが、このタウンミーティングは7月から9月までの期間、昨日の答弁で開催するというふうに答弁がありました。このタウンミーティングの開催規模と開催数を伺ってまいりたいと思います。

私は、総合戦略策定に当たっては、各階層の一般市民がテーマごとにグループ分けされる中で一定期間討議しながら組み立てていくことが非常に重要なことであると考えております。このことについて市長の見解を伺います。

また、それは協働のまちづくりを目指す本市にとってまさに市民こそが主役となり、まちづくりにかかわっていただく機運を醸成することにつながります。このことは、今後の滝川の明るい未来につながってまいっていると思っております。市民が今まで以上に主体的にまちづくりに関すること、このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

そして、地方創生に本腰を入れて5年先、10年先を見据えた滝川を築く決意があるのであれば、今回地方創生人材支援制度を活用すべきだったと私は考えておりますが、市長の見解を伺います。

安倍政権が重要課題に掲げる地方創生により、地方創生関連2法が成立しました。自治体が柔軟に使い道を決められる、そして長期的施策に対応する地方創生に関する新たな交付金と従来からあった地域再生法を改正した改正地域再生法があります。この改正地域再生法は、各自治体が地域の特色を生かした活性化策である地域再生計画を国が認定して、交付金が配分されるものです。そして、この改正地域再生法は、企業が東京23区から地方にオフィスを移転したり、地方にある企業の本社機能を強化したりすることによって法人税を軽減する特例措置がここには盛り込まれております。このことによって企業の地方進出に弾みをつけ、地方の若者が仕事を求めて都市部へ流出することをとめることができます。この改正地域再生法の活用について市長の見解を伺います。

昨日の代表質問にもありましたが、本日お越しの傍聴の皆様に向けてお話させていただきたいのですが、最近言われているプラチナタウン構想は、首都圏に住む高齢者に元気なうちに移り住んでもらい、仕事や地域の活動に積極的にかわり、理想的な多世代社会を実現するものと私は理解しております。市長が考えるプラチナタウン構想はどのようなものを改めて伺いたいと思います。

先日、日本創成会議で提言された首都圏の高齢者の地方への移住を促すとの提言について、市長の見解を伺いたいと思います。

また、市長の1期目で掲げていた世界に誇れる国際田園都市と今回掲げられたプラチナタウンとの関係について、延長線上にあつて関係性があるのかを伺いたいと思います。

◎2、元気な産業と活力あるまちづくり

- 1、農業の生産基盤・体制の確立について
- 2、産業振興と雇用の確保について

次に、産業の振興について伺ってまいります。産業振興と農業についてですが、新規就農についてはこれまでも就農に向けた支援を行ってきました。これまでの支援と今回の支援との違いを伺いたいと思います。

また、農業後継者対策について、これまでの生産技術、経営管理技術、経営の多角化、体質強化等の取り組みの指導、支援は十分と考えているのか伺いたいと思います。

産業振興について、経済部と農政部が統合されることで一体的に進むであろうと期待しておりますが、情報収集活動と企業訪問を通しての地域資源の活用の働きかけなど、これまでの活動を踏襲することで企業誘致や雇用の確保はできると考えているのか伺いたいと思います。

また、首都圏の人脈、ネットワークを活用する取り組みはどのように考えているのか伺います。産業振興だけに限ることではありませんが、官民一体で進めることが重要であります。そこで、市内外のイベント、物産展への参加で企業、生産者に対してどのような働きかけをされているのか伺いたいと思います。

先ごろ滝川地ビールやリンゴの発泡酒を発売しましたが、市民に広く愛飲されなければならないと考えております。そのための販売にかかわる助成及び市民への特典について伺いたいと思います。

◎3、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり

1、広域観光を通しての集客・交流事業について

広域観光に関して伺います。広域観光の総合窓口を一般社団法人たきかわ観光協会に設置しておりますが、観光協会は各地にもあります。そのような中で、たきかわ観光協会に総合窓口を置くことで広域観光の展開につながると考えているのか伺いたいと思います。

私は、広域観光の展開を図るためには、滝川だけでなくこの地域に多くの人を呼び込もうとする連帯が必要であると考えております。そこで、官民挙げて中空知市町との連携で統一イベントを実施すべきと考えておりますが、市長の見解を伺います。

国は、ビジットジャパン事業で外国人観光客を2020年までに2,500万人、そして将来的には3,000万人まで持っていきたいとしております。滝川市においても、広域観光を視野にインバウンド観光への体制整備を図るべきと考えておりますが、市長の見解を伺いたいと思います。

◎4、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

1、公営住宅の整備について

次に、公営住宅の整備について伺ってまいります。全国的に共同住宅での犯罪が増加傾向にあります。私は、公営住宅の新築、改築時には犯罪防止を目的にエレベーターや玄関エントランスに防犯カメラを設置すべきと考えております。このことについての見解を伺いたいと思います。

また、公営住宅の管理人制度は、市民からも有効なものなのか疑問であるのご意見をいただいております。有効な制度となっているのか伺いたいと思います。昨日の代表質問で、それに対する答弁で市長からプラチナタウンのお話がありました。超高齢化社会の進展とともに、その高齢者が年金で安心して暮らせる社会が理想であります。そこで、年金で、しかも低家賃で安心して暮らせる住宅供給政策を検討する必要があると考えておりますが、市長の見解を伺いたいと思います。

◎5、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

1、高齢者施策の推進について

2、医療連携について

3、脳ドック検診の助成について

次に、高齢者施策の推進について伺いたいと思います。日本は、65歳以上の人口が現在3,000万人を超えているそうです。滝川市においても高齢化が進行し、その中でも高齢者のひとり暮らしがふえてきております。この高齢者の孤立死防止への対策をこれまで滝川市としてもさまざま行ってきております。安否確認で地域の協力体制をこれまで以上に構築するのかを伺ってまいりたいと思います。

超高齢化の進展とともに、認知症の方も今後増加傾向にあります。2025年には全国で700万人を突破するとも言われております。そこで、認知症を理解し、そのご家族の理解者たり得る存在の認知症サポーターを今後どのように養成されるのかを伺いたいと思います。

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者が住みなれた地域で人生の最後まで住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供するものですが、あと10年で地域の特性に応じて構築していかなければなりません。もう着手されていると思いますが、これまでの進捗状況を伺いたいと思います。

地域医療を守るための医療連携をこれまでもされてきております。自治体病院間、滝川市立病院とその他の病院との連携について現状を伺いたいと思います。

後期高齢者の脳ドック検診助成も必要ですが、国民健康保険加入者の特に若い世代の方々を含めて助成すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

◎6、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり

1、子育て環境の整備について

子育て環境の整備について伺います。子育て世代の皆さんから最近よく要望されることは、ゼロ歳から就学前の子供が季節や天候に左右されずに体を使った遊びができる屋内型の遊戯場の設置要望があります。今でも小さいスペースはあります。この遊戯場で半日遊べ、ほかの子供たちとも交流ができる、このような遊戯場を設置することへの見解を伺います。

国は、女性が子育てをしながら社会で活躍できるよう、子育て支援員の認定制度を設けました。これは、子育て経験のある専業主婦の人たちに地域の子育て支援の現場で保育の担い手になってもらい、保育の受け皿になってもらうというものです。このような子育て支援員を養成することで子育て環境の重層的な整備を今から行っていくべきと考えておりますが、市長の見解を伺います。

◎7、市民が活躍するまちづくり

1、まち自慢のパークゴルフ場について

2、東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致について

3、消費者被害防止について

まち自慢のパークゴルフ場について伺います。総事業費は当初予定されたとおりに推移しているのか伺いたいと思います。

また、市長は聖域を設けることなく事業の見直しを考えるとしておりますが、現時点でパークゴ

ルフ場の見直しについてどのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

平成32年に開催される東京オリンピック、パラリンピックの合宿所、合宿地の誘致合戦が既に始まっております。なぜこれまでヒートアップするのか、地域経済の浮揚につながるからであります。誘致実現に向けてどのような戦略をお持ちなのか伺いたいと思います。

高齢者で振り込め詐欺やそれ以外の特殊詐欺に遭われている方が年々増加傾向にあります。そこで、高齢者の皆さんを詐欺被害から守るための仕組みをこれまでもされてきておりますが、今後どのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

また、多様化する消費者被害の防止を目的とする消費者被害防止条例の制定についての見解を伺いたいと思います。

◎8、効率的な行政運営によるまちづくり

- 1、事務等の効率化について
- 2、ふるさと納税について
- 3、社会保障・税番号制度について

市長は、昨日の代表質問での答弁で財政健全化へ向けての意気込みを示されました。全ての事業を点検し、見直していく、このように語っております。公明党は、民主党政権時代、それ以前から、事務事業の見直しをするための事業仕分けを実施することを訴えてきました。これは、財政状況の厳しい滝川市にとって、あれもこれもから脱却し、あれかこれかという行政サービスの道を歩むはずでしたが、その後立ち消えとなってしまいました。この事業仕分けを復活し、財政健全化計画へ反映することへの市長の見解を伺います。

その後高度経済成長期に集中的に建てられた公共施設の老朽化、人口減少、少子高齢化が進み、保有する公共施設を総合的に把握するとともに、財政と連動しながら管理、活用する公共施設マネジメント計画を策定しました。この公共施設マネジメント計画での集中取り組み期間の進捗状況を伺いたいと思います。

電力の自由化で全国的に新電力に切りかえる自治体がふえてきております。滝川市の公共施設の電気料を削減するために、今後切りかえを進めていかざるを得ないと考えます。どの程度の切りかえを進めようとされているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

ふるさと納税について伺います。税収の減少に悩む滝川市にとって救いの制度ではありますが、ふるさとチョイス登録後の納税額、返礼品等の現状を伺いたいと思います。

今年10月からスタートする社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会基盤と説明されております。導入後の個人のプライバシー保護については、万全の体制で臨むことができるように準備は進んでいるのか伺いたいと思います。

◎9、教育行政

- 1、新教育委員会制度について

最後に、新教育委員会制度について伺いたいと思います。原則公開の総合教育会議では重大課題を論じられると思いますが、市長の総合教育会議への思いを伺いたいと思います。私は、この制度変更で、市民の負託を受けた市長の判断が反映できる制度に変わったと信じております。あの江部乙で発生したいじめ事件を教訓として市長には頑張ってくださいをお願いし、代表質問を終わりたいと思います。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、三上議員の代表質問にお答えをさせていただきます。

まず、市政運営の1つ目、総合計画と総合戦略との関係性でございます。滝川市総合計画と地方版総合戦略の関係性で答弁させていただきます。地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的としておりますが、滝川市総合計画は市の総合的な振興、発展等を目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同一ではありません。また、地方版総合戦略においては、数値目標や重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定することとなっているのが特徴であり、一方現行の総合計画では数値目標を設定はしておりません。両者にはこのような違いがございますが、滝川市総合計画はあくまでも市の最上位計画であり、今後も基本に据えてまちづくりを推進する考えです。地方版総合戦略は、人口減少克服に焦点を定めた重要な関連計画と位置づけ、策定作業を進めますが、上位計画である総合計画の推進にも資するよう、人口減少に対応する具体の戦略を構築できればと考えております。

次に、私が考えます5年後、10年後の未来を見据えた思いということでございます。人口減少は、地域経済の規模縮小や地域社会の基盤を維持することが困難になることが懸念され、負のスパイラルに陥る危険性があると言われております。滝川市は、これまでも人口減少を食い止めるための努力を継続的に行っていますが、地方版総合戦略の策定を契機に、5年間という計画期間にとらわれず、20年先、さらには30年先まで見据えたまちづくりを展望したいと考えております。そのためには、人口の現状と将来の展望を定める地方人口ビジョンを策定するとともに、滝川市の地域資源や地域特性を踏まえ、安定した雇用の創出を図る、人の流れを引き込む、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくる等の観点で戦略策定を進めてまいります。地方創生の実現に向けては、総合戦略を策定することを到達点とはせず、PDCAサイクルを確立して施策、事業の効果を検証していくことが大切であり、人口増加の特効薬はないと言われる中で信念を持って不断の努力を維持することが必要だと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、創生会議の意見集約、どの時期ということでございますが、まず初めに滝川市総合戦略の策定体制について説明させていただき、その上でまち・ひと・しごと創生会議における意見集約等の審議の過程についてご答弁をさせていただきたいと思っております。滝川市版総合戦略の策定に当たりましては、市役所内の会議体となる庁内組織として、私を本部長とし、総合戦略の策定とその推進を図る滝川市まち・ひと・しごと創生本部を設け、その下には関係所管課によります産業政策部会、社会政策部会の2つの部会を設置し、その部会を中心に具体的な施策検討を進めることとしております。総合戦略の策定に当たりましては、アンケート調査における実態把握等を行うほか、学生の

皆さんや各種団体等を対象としたタウンミーティングにおいて意見交換を行い、人口減少に関する各種課題の要因を明確化した上で、庁内組織において課題解決に向けた施策の方向性について一定の整理をさせていただいた後、庁外組織であります滝川市まち・ひと・しごと創生会議において整理した内容を提案させていただきます。第1回滝川市まち・ひと・しごと創生会議は、先月5月27日に実施し、参加された委員の皆様からご意見をいただきました。第2回滝川市まち・ひと・しごと創生会議の開催は本年8月に予定しており、事務局から総合戦略の素案について提示させていただき、ご意見を頂戴し、その後いただいたご意見をもとに庁内組織において総合戦略の策定案を作成し、9月ごろ第3回滝川市まち・ひと・しごと創生会議の中で策定案についてご審議いただきたいと考えております。

次に、タウンミーティングの開催規模と回数でございます。タウンミーティングは、市民の皆様と一緒に滝川の未来を創造する絶好のチャンスであると考えております。そのため、私も率先してタウンミーティングに参加し、市民の皆様と一緒に滝川市の未来について考えてまいります。総合戦略は、国からの交付金の状況も踏まえ、10月末までの策定を目標としていることから、短い期間の中でタウンミーティングの開催を含め、十分かつ効率的な作業に努める必要がございます。タウンミーティングでは、目的を明確に定め、例えば将来を担う若者からの意見を聞くことを目的として学生を対象としたタウンミーティングの開催、また子育て中の母親の皆様や市内の各種団体それぞれを対象として参加者それぞれが有しているバックグラウンドの中で意見を述べていただくこと、さらに市内の各地域を訪問して幅広い層の市民の皆様からご意見を頂戴するなど、目的に合わせて参加者に声をかけることも大切であると考えております。開催回数につきましては、学生、子育て中の母親、各種団体、市内の各地域等の幾つかの対象ごとに実施することを計画中であり、できるだけ多くの市民の皆様に参加いただけるよう努力するとともに、可能であれば複数回の開催も視野に入れてまいりたいと考えます。開催規模につきましては、参加者が意見を述べていただくため十分な時間、さらに意見を述べやすい環境が大切であると思いますので、10人から20人程度で余り大規模とならないように開催することを想定しております。

次に、一般市民の皆様方がテーマごとにグループ分けされた中で一定討議ということでございます。総合戦略の策定に当たりましては、三上議員のご意見のとおり、各階層の市民の方がテーマを持って議論を重ねることが大切であると思っております。先ほどの回答と重複いたしますけれども、タウンミーティングにつきましては、学生を対象として将来を担う若者の意見をいただく、子育て中の母親の皆様や各種団体にご意見を伺う等、参加対象とテーマを明確化したヒアリングを企画するなど、市内の各地域への訪問なども考え、市民の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。また、ご指摘のとおり、グループに分けて一定期間討議しながら意見を組み立てていくということも大切であると考えております。全てのタウンミーティングにおいてグループ討議を行うことは難しい状況であるというのがご理解いただけたらと思います。しかしながら、特に学生を対象としたタウンミーティングにおいては、第1回目にグループ討議によるまちづくりについて意見を深めてもらい、その後一定の期間を設けて、第2回目に各グループから討議した内容を発表してもらうという形式を予定しております。タウンミーティングを通して総合戦略策定へ反映することは

もちろんのこと、将来の滝川市を担う若い方々にまちづくりを考えるきっかけとしてもらいたいというふうな思いからであります。なお、学生の皆さんに限らず、十分に対話が行えるような可能な限りの工夫を凝らしてまいりたいと思っております。ぜひご意見、またご指導いただきたいと思っております。

次に、未来のまちづくりにかかわっていただく機運、今ほど申し上げたことに重なると思いますが、地方創生は市民一人一人が地域の未来をともに考えていただく貴重な機会であり、そのことを通じて市民の皆様が主体的にまちづくりにかかわっていただく機運を醸成する絶好のチャンスであると考えております。総合戦略の策定過程におきまして多くの市民の皆様にかかわっていただくことで総合戦略の基本目標等が共有され、実行段階においてもみずからの参加者意識が高まることも期待されます。ご質問のとおり、当事者の意識を持ってともに総合戦略を進めていただけるよう、できる限り策定過程への参加機会の創出に努めたいと考えております。

次に、地方創生人材支援制度の活用についてでございます。国においては、地方公共団体の総合戦略策定に関する人的支援として、地方創生人材支援制度と地方創生コンシェルジュ制度を創設したところです。地方創生人材支援制度については、全国で69市町村、道内では7町において国家公務員や大学研究者、民間の方を市町村長の補佐役として派遣を受けているところでもあります。昨年11月に制度活用について照会があったところですが、本市におきましては住民の皆さんや関係団体の声を広く吸い上げながら、全庁的な検討体制のもと検討を進めていくことが重要と考え、この地方創生人材支援制度の活用は行わなかったところでもあります。しかし、一方、地方創生コンシェルジュ制度につきましては、地域に愛着や関心のある国の職員が市町村長の相談窓口となるものであり、現在は道内を担当する各省庁の職員68名がコンシェルジュとして選定されておりますので、必要に応じ相談を行いながら総合戦略策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、改正地域再生法の活用についてということでございますが、地域再生計画は地域再生法に基づきまして地域産業の振興や生活環境の改善、観光、交流の促進など、それぞれの地域において地域再生を図るために取り組もうとする個別の事業やそれを実施するための国の支援措置等について具体的に定める実施計画となり、滝川市においてもそらぷちキッズキャンプの実現に向けた取り組みなどにおいて認定を受け、制度を活用した経緯があるということでもあります。一方、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定に努めることとされているまち・ひと・しごと創生総合戦略は、それぞれの地方公共団体において各分野にまたがる政策の目標や基本的方向性等を明示し、雇用創出、結婚、出産、子育て、まちづくりなど政策全般にわたる戦略を定めるものとなります。改正地域再生法と総合戦略とは計画としての性格が異なるものでございますけれども、総合戦略の基本目標などを定めていく中において、この改正地域再生法を活用したほうが実現に向けて有利と考えられたときには積極的にその制度を活用してまいりたいと、そのように検討していきたいと思っております。

次に、プラチナタウンについてのご質問でございます。次の首都圏からの高齢者の地方移住ということもかかりますので、2つを1つにしてお答えをさせていただきたいと思っております。プラチナタウンにつきましては、先日の代表質問のご答弁でも何度かお答えをさせていただきました。プラチナタウンというのは、シルバー世代が磨きをかけてプラチナになるというイメージを持って提唱

したものでございます。それは、移住者の皆さんでもあり、この地域に住む高齢者の皆さんそれぞれがプラチナとして輝いていただきたいという思いからでございます。高齢者が生き生きと豊かに暮らすまちづくりの一環だと思っております。先日もお答えしましたが、日本創成会議が東京圏高齢化危機回避戦略ということで、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県で高齢者が急増し、2025年には介護施設が約13万床不足するというふうに推計して、地方の移住を促すような提言があったわけでありまして、きのうも申し上げましたけれども、さまざまな報道とかご意見がございます。私は、これはある種滝川にとっては取り入れてもいい考え方であると、そのように思っております。そういう中において、昨日お答えしたとおり、日本版CCRC、アメリカのほうの制度で行っております継続的なケアを必要とするためのリタイアメントコミュニティ、それが必要だということでございます。日本版ということで今話題になっております。それを滝川版として考えていきたいと考えているわけでございます。確かに介護が必要になった状況になってから地方に移住を勧めるということであれば負担の押しつけということになります。元気なうちに来ていただくというのも一つの考え方であり、高齢者の皆さんが北海道に移住すればお子さんやお孫さんも遊びに来るということでございまして、少なからずそこに経済効果が生まれるというふうに申したわけでございます。しかしながら、これも昨日お答えしましたが、医療や介護など社会保障費の増加という点ではやはり問題があるわけございまして、その問題につきましては住所地特例の適用をどのようにしていくかということが大きな課題であり、これはやはり国策として考えていただけるものというふうに考えております。その提案も今後もさせていただきながら、高齢者の移住問題を総合戦略の一つとして考えていこうという思いはございます。そして、それがプラチナタウンの形成につながると、そのように思っている次第でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、世界に誇れる田園都市とプラチナタウンとの関係性ということでございます。平成24年4月に策定した総合計画において、将来の都市像を世界に誇れる国際田園都市として設定したわけでございます。改めて国際田園都市のイメージについて申し上げますと、滝川は豊かな自然に囲まれ、すぐれた農村景観と都市の便利さを兼ね備えた都市地域と農村地域が調和したまちであることに加え、グライダーや菜の花、そらぷちキッズキャンプなど世界に誇れる地域資源や取り組みが幾つもあり、これまで培ってきた優位性や地域特性をまちの魅力として発信していきたいというものであります。総合計画にプラチナタウンという記述はございませんが、高齢者が生き生きと暮らせるまちの形成という点においては基本目標の一つであります誰もが住みよい安全、安心なまちづくりの施策の方向性の一つであると、そのように考えております。

次に、2番目の元気な産業と活力あるまちづくり、最初の新規就農についてでございます。本市における新規就農施策につきましては、新たに市内にて独立して就農しようとする新規参入者に対し、実習期間中の家賃や研修活動費の助成及び就農時の設備導入費に対する補助並びに設備等の資金貸付事業を実施しております。これに加え、後継者のいない既存農家の高齢化が今後一層進むことが予想されることから、既存農家の蓄積されたノウハウや経営資産を散在させないために、一定期間の研修終了後、経営をそのまま引き継ぐ第三者経営継承や就農相談者からのニーズもある市内の農業生産法人等への就農についても可能性を探り、幅広い就農ルートに対応した支援を実施して

まいりたいと考えております。

次に、農業後継者対策についてでございますが、生産技術や経営管理技術の習得を目的として平成24年度にスタートしました滝川農業塾を初め、農業者スキルアップ推進事業やアグリチャレンジ事業など、農業者の意見や要望を反映して元気な農業づくり補助金として事業化し、推進しております。また、滝川農業士会や大地の匠などの後継者の団体等に対しても、普及センター、JA等と連携して支援をしております。これからも目まぐるしく変化する農業情勢や国の施策を鑑み、農業者の協力のもと、関係団体と連携して指導體制の強化を図り、引き続き農業後継者対策に取り組んでまいります。

次に、産業振興と雇用の点でございます。企業誘致につきましては、一朝一夕に結果が出るものではございませんので、これまでと同様に企業訪問活動や事業者のニーズを踏まえた提案活動を地道に継続していくことが必要であります。雇用には結びつきませんでしたが、メガソーラーの誘致に関して関連企業への訪問や他の自治体の取り組みに学び、いち早く業界の情報を取り込むことで事業者と対等なレベルで事業提案できたことが成功につながったものと考えております。こうした成功事例を参考にしながら、新たな雇用の場を確保するために継続的な誘致活動に取り組んでまいります。なお、参考としてでございますが、現在誘致活動状況ということで、お問い合わせの段階であるため企業名を申し上げることはできませんが、流通関連企業2社から当市への進出意向のお話をいただいております。この誘致実現に向けた交渉を重ねてまいりたいと思っております。

次に、首都圏等のネットワークの活用でございます。首都圏におけるネットワークに関しては、当市にゆかりのある方々とのつながりはもちろんのこと、鈴木副市長のネットワークや職員の派遣先、お取引のあった事業者など、さらにはこれまでの誘致活動や企業訪問によりさまざまな人脈が培われてきております。最近の事例で申し上げますと、メガソーラーの誘致によりご縁ができました伯東株式会社のご紹介によりまして、タイにおいて行われた食品展示会の出展や、さらには滝川産米の輸出に向けたお話もいただいております。また、昨年度より職員を派遣しております新日本スーパーマーケット協会からもさまざまな場面で事業者をご紹介いただいております。先日も現地視察のためご訪問いただいたところでもあります。こうしたネットワークを最大限に活用しながら、企業誘致実現に向け取り組んでまいります。

次に、イベント等の参加でございます。イベントや物産展への参加の働きかけにつきましては、菜の花まつりやワイン×ワインF e s t aなど、市がかかわるイベントにおいて企業、生産者に対して幅広く募集をしております。できるだけ多くの事業者に参加していただきたいところではありますが、人員の問題もあり、イベント等への出展が難しい事業者につきましては商品をお預かりし、地産地消ふるさとづくり協議会のブースで販売をしております。そのほか、新日本スーパーマーケット協会が主催している日本最大級の食品見本市、スーパーマーケットトレードショーにおいても事業者を広く募集し、昨年度は市内の4事業者に出展をいただいたところです。引き続き多くの事業者に出展いただけるよう働きかけを行ってまいります。

次に、地ビール、リンゴの発泡酒等についてでございます。大雪地ビール株式会社により、ふれ愛の里の地ビール施設が再稼働し、リンゴの発泡酒や地ビールが醸造され、販売が開始されました。

先日開催された菜の花まつりで多くの市民の方々に試飲をしていただき、好評を得たところであり
ます。また、市内で開催するビアパーティー等で地ビールの使用について各団体の利用促進を図っ
ているところでもございます。市といたしましても、新しい滝川市の特産品として位置づける中で、
市民に広く愛されるよう支援してまいりたいと考えております。なお、市民への特典など販売促進
の方法につきましては、販売者であります滝川クラフトビール工房、大雪地ビール株式会社の地元
の企業名でございますけれども、と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、広域観光の窓口ということでございますが、昨日の代表質問と重複しない範囲でお答えを
させていただきたいと思っております。北海道は、東アジアを中心とした外国人の観光客が急増して、北
海道のすばらしい風景や文化を求めているリピーターも多いことから、広域での観光資源を組み合
わせることで新たな外客誘致につなげることができると考えられます。当面は、既にサイクリング
事業等でその調整役の中心を担い、中空知広域圏観光協会連携会議を行ってきているたきかわ観光
協会、自治体間連携の調整役である中空知広域市町村組合が両輪となって民間企業、先進地等のご
意見も伺いながら今後の広域観光の展開を図っていききたいと、そのように考えております。

次に、中空知で統一イベントをすべきというご質問でございます。中空知各市町において行われ
ているイベントは、その土地の文化や歴史もありまして、日程も地域に密着していることが多く、
統一したイベント等の開催には一定の期間や財政課題等の調整が必要と考えます。現状といたしま
しては、中空知広域市町村圏組合において中空知5市5町のイベントを掲載した合同のチラシ発行
やことし初めて行います中空知管内の花火大会をめぐるスタンプラリーなどの連携した取り組みも
行われております。また、らんフェスタ赤平への出展、さっぽろオータムフェストへの出展など、
中空知広域圏による共同事業としての取り組みもこれまで推進されております。さらに、ことしは
砂川にスマートインターチェンジがオープンすることが予定されていることから、広域でのPR機
会として、砂川ハイウエーオアシス館の管理会社の協力を得まして、中空知の物産展、イベントを
開催する方向で現在調整が行われております。多くの観光客の皆さん方にPRできる新たな取り組
みとして期待をしているところでもございます。先ほどの花火大会でございますけれども、もし5
市5町の花火大会が一つにまとまって行われれば、2万発以上の花火となるわけでございます。そ
うすると、北海道一と言われる帯広の花火大会の上をいくわけですから、もしもそのようなことが
できればという考えが私はございますが、先ほど申し上げましたとおりそれぞれ地域に密着してい
るというところもございますので、なかなか難しいと思っておりますが、これからも統一イベント等で考
えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、インバウンド観光への体制整備ということでございます。平成25年度の訪日外国人来道
者数は115万人を超えて、およそ7年で倍増しております。平成26年度の正確な数値の公表は
されていませんが、さらに伸びると伺っております。今後も北海道の人気は続き、新たな直行便の
路線が開拓されることでさらに伸びることが予想されております。滝川もこれまでにシンガポール
や中国などで滝川の特集番組を放送してきたことやメディアへの積極的なPRを行ってきたことも
あり、ことしの菜の花ウィークは880名を超える外国人が滝川市を訪れました。菜の花ウィーク
期間中は、国際交流協会と連携を図る中で外国人への対応を行ってまいりましたが、電車利用やレ

レンタカー利用の外国人の個人旅行者も増加しており、その対応についても複数の課題が見えてきたところであります。現在市と国際交流協会、観光協会でその課題点の整理をしており、早期改善可能なものと計画的に改善を目指すものに分類をし、対策を講じたいと考えていることから、受け入れ態勢の整備を含めた検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、公営住宅の整備についてでございます。防犯カメラ等の設置についてということでございますけれども、これまでも防犯カメラの設置につきましては一部団地自治会からの要望を受けた経過がございますけれども、各団地の環境、入居者ニーズやプライバシー保護等、また防犯カメラ設置費用、維持管理経費、データ管理などさまざまな検討課題がある中で、現在は設置する判断に至っておりません。迷惑行為等に関しましては、入居者の皆様のご協力をいただきながら、情報収集、注意喚起を実施したところであり、迷惑行為が多発した場合に関しましては警察と連携して対応したケースもございますので、引き続き同様の対応を行っていきたくと考えております。また、防犯カメラの設置を含め、さまざまな犯罪防止策及び迷惑行為防止策については、各自治体の取り組み事例も参考に、当市における取り組み強化を検討してみたいと考えております。

次に、公営住宅の管理人制度についてでございます。現在管理人は10団地32棟28名となっており、管理人の選任については各団地の入居者個人に対して市から管理人を委嘱して、市の補助業務として行っていております。費用は管理人報償費で対応しております。現在の管理人業務は、所管職員の軽微な業務を補助していただく役割となっており、主に市からの周知文書の掲示板への張り出しや入居者への配布、回覧などの情報周知、共有部分の破損確認及び状況報告、入居者からの連絡に対する対応など、入居者と市とのパイプ的な位置づけとなっております。また、受水槽等の施設設備点検や調査の際には管理人の協力をいただき、効率的な施設管理が可能となっております。市営住宅の効率的な維持管理のため、管理人の必要性は今後もあると考えておりますが、各団地の状況を踏まえ、それぞれに合った取り組みを進めていきたくと考えております。また、管理人のあり方、それにかわる手法など、引き続き他自治体の状況も参考にしつつ検討を進めてまいりたいと思います。

次に、超高齢化社会の中で低年金の皆様方にもこのような住宅供給が必要でないかというご質問でございます。これも先ほどのプラチナタウンということにかかわる問題だと思っております。滝川市の高齢化率は、人口の減少に伴いまして平成26年には高齢化率が31パーセントとなりました。平成37年度にはピークを迎えて36パーセントに達すると見込まれております。また、高齢者の居住につきましては、世帯の核家族化に伴い高齢者世帯が増加し続けておりまして、健康面の不安や持ち家の維持管理の煩わしさなどにより、民間の老人ホーム施設やサービスつき高齢者住宅への入居が増加しております。しかし、高齢者の皆さんが安心して居住できる環境が整いつつある一方で、ある程度の収入が確保される方しか入居できないというのが現状であると思っております。このような中で、公営住宅事業は有効に使うということが必要でございます。しかしながら、昨日の答弁でも申し上げましたけれども、公住法というのがございまして、その法律改正等も求めなければいけないという問題がございますが、ぜひともそれらを何とか改善していただき、そのようなことができるようなことができればいいという強い期待は持っております。プラチナタウン構想も

含めまして、平成30年度に改定予定でございます公営住宅ストック総合活用計画の中でまた改めて考えていきたいと思っておりますので、いろいろとご指導をお願い申し上げたいと思います。

次に、高齢者施策の推進についてでございます。高齢者の安否確認でございますけれども、高齢者の皆さんの安否確認につきましては、友愛訪問サービス、食の自立支援事業、老人特定目的住宅安否確認事業、見守り支援センター安否確認事業のほか、企業や行政機関、地域団体などの協力のもと行っている高齢者見守り安心ネットワーク事業などに取り組んでおり、高齢者の異変などの情報を地域包括支援センターに集め、情報確認、支援、必要なサービスの紹介を行っています。昨年度策定した第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、新たな安否確認事業は位置づけてはいませんが、介護保険制度改正の中で位置づけられた生活支援サービスの体制整備においてさまざまな主体により高齢者に必要な生活支援サービスを生み出す体制づくりを進めることとされており、多様な主体による高齢者の安否確認につながるような活動の促進を含め検討してまいります。

次に、認知症サポーターについてでございます。認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者であります。近年認知症の方がふえており、今後ますます地域や企業、団体に認知症の方を温かく見守っていただける応援者が必要になってまいります。これまで銀行、町内会等の各種企業、団体からの依頼により認知症サポーター養成講座を年間10回程度実施してまいりました。今後は、認知症サポーターの養成を強化し、総人口に含める割合を全国、全道の平均値である4パーセントを目標として掲げ、推進してまいります。これまで以上に各団体へPRを行い、子供から高齢者まで幅広い年代層の方に実施し、また依頼だけではなく地域へ働きかけ、充実した講座の開催を考えております。

次に、地域包括ケアシステムの構築でございます。このケアシステムの構築につきましては、団塊の世代が75歳以上となる2025年の実現を目標に平成27年度からの介護保険制度改正の中で位置づけられ、第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において取り組みを開始したところです。まだ進捗状況を報告できる状況ではありませんけれども、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして位置づけられている在宅医療、介護の連携につきましては、国から示された手引をもとに滝川市医師会とともに具体的な検討を進めていくこととしており、認知症施策の推進につきましては4月から認知症地域支援推進員を配置したほか、初期集中支援チームの組織化や認知症カフェの実施に向けた検討を始めています。また、生活支援サービスの体制整備、介護予防、日常生活支援総合事業についても専門事業者との協議を進めていく予定であります。

次に、自治体病院の連携等についてでございます。地域における医療連携の現状につきまして回答させていただきたいと思いますが、現状の圏域内におきます市立病院の医療連携につきましては、砂川市立病院などへの患者紹介や当院への逆紹介、砂川市立病院から産婦人科医師の派遣による外来診療などの連携を行っているほか、赤平市立病院には麻酔科医師、市立芦別病院には整形外科医師、深川市立病院には内科医師をそれぞれ当院から派遣するなどの医療連携を行っております。また、民間病院、診療所等の医療連携につきましては、地域医療室が窓口となり、当院への患者紹介、検査依頼や当院からの退院調整など病診連携を積極的に行っており、今後も自治体病院や民間

病院を含めた医療連携の強化に取り組んでまいります。

次に、脳ドックの助成でございます。後期高齢者医療保険加入者対象とした脳ドックにつきましては、後期高齢者医療広域連合の補助制度を利用して今年度から新たに始めたところであります。国民健康保険制度につきましては、平成30年から財政運営主体の都道府県化など制度発足以来の大改革が予定されており、中でも医療費の削減は改革の重要事項に位置づけられ、平成30年度を初年度とする第3期の医療費適正計画においても、特定健診、特定保健指導に係る数値目標がより重要視されるとしております。滝川市におきましても、従前より特定健診、特定保健指導の実施に積極的に取り組んでいるところで、平成25年度からは受診者負担金を無料化しました。また、未受診者対策等を積極的に行った結果、受診率も年々向上し、平成26年度は、確定前になりますけれども、28.5パーセントと目標の27パーセントを達成できる見込みであります。平成27年度におきましても、関係機関と協力しながら、受診率30パーセントを目標に取り組みを強化していきたいと考えているところであります。脳ドックに関しましては、特定健診と同様、病気の早期発見という点ではその効果が期待できるものと考えておりますが、健診に係る費用が2万4,000円と高額なため、また後期高齢者医療保険のような補助制度が国民健康保険にはなく、基金を取り崩している現状におきましては、実施が困難である状況でございます。したがって、当面は国の動向も踏まえつつ、現在取り組んでおります特定健診、特定保健指導の受診率の向上、未受診者対策等にさらに力を入れ、重症化予防、健康増進、そして医療費の削減に積極的に取り組んでいこうと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、ゼロ歳から就学前の子供の屋内遊戯場の設置でございます。ゼロ歳から就学前の子供のための屋内遊戯場の設置につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定に先立って実施したニーズ調査、あるいは子育て応援課の窓口にはいらっしゃるお母様方等のお話でもお聞きしている部分でございます。砂川市の子どもの国あるいは旭川市のもりもりパークまで出かけて利用しているというようなお声を実際にお聞きしているところであります。滝川市の現状におきましては、新たな施設の建設ということは困難と考えておりますが、月曜日から金曜日までの午前中、花月地区児童センターの体育館を利用して開設しているこども広場事業は、未就学児用の遊具を用意し、子供たちが走り回ることのできるスペースを十分確保しておりますので、こうした既存の施設、事業をご利用いただけるよう、さらなる周知に努めたいと考えます。

次に、子育て支援員の養成でございます。今年度子ども・子育て支援新制度がスタートし、全国共通の資格として子育て支援員が位置づけられることとなりました。国で定められた基本研修及び専門研修を修了することにより、子育て支援員として放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等地域型保育、ファミリーサポートセンター利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等において活動することが見込まれています。このうち、小規模保育や家庭的保育、事業所内保育などの地域型保育と一時預かり事業に従事する場合には研修の受講が必須となり、その他の事業については研修の受講が推奨されています。滝川市におきましては、現在放課後児童クラブの指導に当たっている児童厚生員について北海道で実施予定の子育て支援員研修受講に向け調整をしているところであります。

次に、まち自慢のパークゴルフ場についてでございます。まち自慢のパークゴルフ場の総事業費でございますが、平成25年11月に開催の経済建設常任委員会及び総務文教常任委員会の両委員会で、事業着手前にパークゴルフ場の運営費を除く整備事業費については約1億2,900万円とご説明しております。平成26年度は2コース18ホールの造成と散水設備に約5,100万円の整備を行いました。今年度は6コース54ホールの造成とコースに係る備品を購入し、約4,300万円の整備となります。来年度につきましては、駐車場の整備と備品の購入に約1,800万円を予定しております。また、パークゴルフ場の整備に関連して河川環境の整備についても、河川管理者である国の支援を仰げるよう、協議を進めております。当初想定されていた総事業費内での完成の見通しが望める状況となりつつありますことから、経済性と計画的な事業の進捗が図られております。

次に、この見直しについてでございますが、パークゴルフ場の造成工事については、当初予算においてご承認いただいたとおり、社会資本整備総合交付金を活用しての造成工事を進めているところであります。市民の健康づくり、体力づくりを推進するための手段として、誰もが気軽に楽しみながらプレーすることができるパークゴルフ場を選択し、環境の整備を進めているものであります。パークゴルフ場は、一般的な公共施設とは異なり、その運営に必要な財源を自主的に確保でき得る性質の施設であり、新設するパークゴルフ場もオープン後にはそうした運営を行わなくてはならないと考えております。運営費を自主的に確保しながら、市民の体力づくり、健康づくりに寄与していくこと等をシミュレーションしており、その予想される事業効果から現時点においてパークゴルフ場の造成工事内容を見直すということは考えてはおりません。

次に、東京オリンピック、パラリンピックの合宿誘致でございます。どのような戦略をお持ちかということでございますが、昨日の代表質問でも少しお答えをさせていただいた部分がございますが、今滝川市においてはカヌー競技において進めているところがございます。しかしながら、その他の競技についても可能性を捨てたわけではなく、いろんな考え方を持っております。それは、内閣府のオリンピック、パラリンピックの室長でございます平田先生と何度も懇談した中で、さまざまご指導をいただいた中でそのようなことを思ったわけございまして、ホストシティ・タウン構想に登録もしております、その中で選ばれる可能性もあるというふうにも考えているところでございますし、また私の考えはオリンピック、パラリンピックの成功はパラリンピックの成功があったらこそという平田先生の言葉が非常に大切な言葉だと思っております。パラリンピックの成功を目指すことがオリンピックの成功につながる、その観点から、カヌー競技の中でもパラリンピックのカヌー競技の合宿誘致ができればと、そんなふう考えております。

また、オリンピックの合宿誘致ということは、例えば網走におきますとその前年のワールドカップのラグビー大会のことも含めて、すばらしい競技場がございますので、かなり優位に立って進めているというふうにしておりますが、滝川市においては残念ながらそのように国内的に誇れる施設がないわけございまして、既存の施設をいかに有効に活用し、そのような考え方を持つかということでもあります。そして、オリンピックの中においては、大会前、大会中、大会後ということがあられるわけでもあります。大会前については、選手の皆さんはかなりナーバスになっている部分がある。

地域との交流というのは難しいだろう。しかし、大会後には合宿したところに戻ってきていただいて、ゆっくり観光していただく、そしてまた応援団も一緒に来ていただくという戦略もあるのかと思います。また、例えばカヌー競技の誘致の中でお話をさせていただいているのは、大会中においては例えばイギリスのカヌー競技のチームが来ていただいたときには市内の小中学校でイギリスについて勉強していただいて、大会期間中は応援すると、サッカーのワールドカップのときのどこのまちと同じような考え方ではございますけれども、そのようなことも必要であろうかと、それが内閣府のほうからも求められているオリンピックに対する姿勢でございます。そういうような戦略を持ちながら進めてまいりたいと考えております。また、内閣府からの指導の中では、アフリカと国際交流が盛んであれば、ぜひともアフリカでのパラリンピック参加国をふやしていただきたいというお話が来ております。その話を受けまして、今 J I C A のほうにもお話をし、そのようなことが可能ならばぜひ協力させていただきたいと申し出をさせていただいたところでございまして、これからもそのような幾つもの可能性を探っていきたいと思っております。また、これも昨日申し上げましたが、このような考え方を内閣府とともに共有して進めている滝川市は、道内においても非常に先進的であると認めさせていただいております。この考え方を維持しながら、さらに戦略を持って進めてまいりたいと思っております。それぞれの国会議員の先生方、また道議の先生方を初め、多くの皆さんの協力と情報を得ながら、さらなる戦略を持って進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

次に、消費者被害防止についてでございます。消費者被害につきましては、最近ますます内容も高度化、専門化しておりまして、特に振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺につきましては、平成26年度中の道内の認知件数で申しますと259件で前年比42件増、被害総額では約12億5,362万円で前年比約3億7,184万円の増と激増している傾向でございます。被害者の傾向で申しますと、男女別では女性が108人で8割を占め、年齢別では65歳以上が104人で、同様に8割という傾向にあります。ご指摘のとおり、高齢者を消費者被害から守る仕組みは非常に重要でございます。これには大きく2つのポイントがあると考えております。まず、1つ目のポイントは、相談体制の充実ということでありまして。市役所3階にございます消費者センターや警察署の専門相談窓口もありますので、お気軽にご相談いただきたいと思います。2つ目のポイントは、ネットワークの活用ということでありまして。これは、1つには安全安心ネットワーク会議や消費者被害ネットワークを活用して連絡体制、情報共有体制をさらに進めていくことにより消費者被害を起こさせない体制づくりを進めるということでありまして。また、地域や町内会といった人と人とのネットワークを活用するというのも重要だと考えます。ことしの春以降、市役所の保険医療課の職員を名乗る者からさまざまな情報を聞き出し、人の余り来ないATMに誘導し、送金させようという事例が相次ぎました。これに対しましては、ATMにポスターを掲示するなど注意喚起を行いました。加えて、町連協の総会などのさまざまな場面で、いろいろな人にこういう被害が続出していることを直接伝えてほしい、特にひとり暮らしの高齢者の皆さんにということをお願いしております。これまで同様の班回覧などに加えまして、ネットワークを十分に活用した取り組みを進めていきたいと考えております。

次の2番目でございますけれども、条例についてでございますが、滝川市では平成21年に滝川市安全安心地域づくり条例を制定したところですが、防犯、交通事故防止、消費者被害防止の3本の柱を立て、市民一人一人がみずから守り、みずから防ぐという意識を高め、行動することにより安全、安心なまち滝川を実現することを目的としています。この条例の消費者被害防止対策については、相談体制を充実すること、関係機関、団体が消費者被害の防止のための体制を強化することの2点を規定し、活動に取り組んでいるところです。ご質問のありました消費者被害防止に特化した条例の制定ということでございますけれども、これにつきましては先進事例を承知はしておりませんので、今後も他市の事例や状況などを勉強してまいりたいと考えております。市といたしましては、まずは消費者センターを中心とした相談体制のさらなる充実、ネットワーク会議における情報共有と各種イベントにおける啓発活動など、より実践的かつ実効的な消費者被害の防止対策について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、事業仕分けのご質問でございますが、事業仕分けは2002年にシンクタンク構想日本が地方自治体の行政改革を目的に始めた手法で、事業の必要性等を公開の場で外部の視点を入れて検討するもので、国や滝川市でも実施されました。しかし、国の行った仕分けはメディアに取り上げられ、一時的に国民の関心が集まりましたが、仕分けはあくまで予算編成の強制力はなく、判断材料の一つであり、その効果についてはさまざまな評価があることも事実であります。現在財政健全化の検討を行っておりますけれども、事務事業の見直しにつきましては市に裁量のある事業を対象として検討を行うこととしており、地方創生の議論ともできるだけ連携を図りながら進めてまいります。事業仕分けは、事業の予算が目的に合わせて有効に活用されているかを議論する場であると考えられております。政策に関する立案などは市長としての責任で行い、その決定については市議会で進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともご理解をいただきたいと思っております。

次に、公共施設マネジメント計画の進捗状況でございますが、現在この計画は計画期間10年間を集中取り組みとして進めております。平成25年度から26年度の進捗状況につきましては、コミュニティ関連施設において西小学校地区をモデルにした市民議論が開始されたほか、福祉関連施設の滝川市社会福祉事業団への一括譲渡や総合福祉センターの廃止、解体に伴う休日夜間急病センターの市立病院への機能移転など、着実に取り組みを進めてきたところです。公共施設マネジメント事業とは、単に施設を廃止し、処分をしていくものではなく、施設に対する投資の選択と集中を図ることが目的であり、財政的な制約もあることから、優先順位をつけて進めていくこととなります。そして、何よりも重要なのは、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、市民の暮らしに関する課題やニーズがますます増大していく中で、今後は市民の地域づくりへの参加や活躍なくして市民の暮らしの維持、向上は望めません。公共施設は、この市民参加及び活動の場として、さらには市民活動の担い手の発掘、育成の場として機能しなければなりません。まずは、その主役となる市民との十分な議論を行い、真に必要な投資の厳選と磨き上げを行うことが必要と考えております。一方では、三上議員のご指摘のとおり、施設の老朽化は刻一刻と進んでおりますので、大規模な施設の改修の時期を迎え、集約する予定の施設に対して大きな投資を行うことがないよう、スピード感を失うことなく進めてまいりたいと考えております。

次に、電力自由化に関するご質問でございます。新電力につきましては、電気事業法の改正により平成17年度からは6,000ボルト以上の高圧受電をする施設が自由化の対象となりました。それを受け、道内でも新電力の導入を行う自治体がふえてきております。滝川市では、他市の事例を見ても導入によるリスクは小さいと考えており、今年度からの運用に向け、入札参加者の登録を行い、現在入札に向け準備を進めております。対象施設の範囲につきましては、現在検討中でございますけれども、自由化対象施設のうち、新電力にすることがメリットがあると判断された施設について実施を予定しております。

次に、ふるさと納税についてでございます。当市のふるさと納税は、昨年度の12月キャンペーンでインターネットの人気ポータルサイト、ふるさとチョイスから直接申し込み可能とした結果、寄附金総額945万1,500円となり、前年度より147.3パーセントの増につながったところであります。さらに、4月からはふるさとチョイスでクレジット払いを可能とし、同時に寄附金額に応じて特典の選択制を実施した結果、5月末時点で503万円という状況になっております。当市の特典につきましては、現在69項目の特典を用意しておりますけれども、調整中や企画中の商品もあり、今後さらにふえる予定でございます。農産物については人気が高いことから、季節的な需要などによりどうしても品切れが多くなるという現状がありますが、ほかに一年を通じて商品確保できる特典も多数用意しております。インターネットの掲載については、随時受け付けを行い、その都度旬なものを可能な限り出していけるように努めたいと思っております。

次に、社会保障・税番号制度についてでございます。いわゆるマイナンバー制度につきましては、現在その本格稼働に向けて国を挙げて準備を進めているところでありますが、過日日本年金機構において大量の個人情報流出するという事案が発生したことを受け、国から各市町村に対して情報セキュリティー対策のさらなる強化について注意喚起と具体的な対策等に関する通知が出されたところです。マイナンバーのシステムに関しては、仮にある自治体へウイルスが侵入した場合であっても、ネットワークシステムの高度なセキュリティーによって他の自治体等にウイルスが蔓延することはなく、ネットワーク内では個人番号を直接用いない通信の暗号化、アクセス制御による制限、管理の実施などの措置により個人の情報を保護する仕組みとなっているほか、アクセス権限の制御等により個人情報を取り扱う市の職員についても必要最小限の情報しか触れることができないようにしております。また、万が一個人番号カードの紛失、または盗難の被害に遭ってしまった場合等につきましては、住基カードと同様にまずは速やかにご本人から市役所に連絡をいただくことになります。法律では、個人番号だけで本人確認することができないため、実際にはカードを他人が入手したとしても直ちに悪用することは難しいと考えますが、他人に不正利用されるおそれがあるときは個人番号を変更することもできます。個人番号カードは身分証明書として利用することもできることから、市民の皆様にはパスポートや運転免許証等と同様に特に慎重に取り扱いいただきますよう、窓口や広報等を通じて広く周知していきたくと考えております。

最後に、新教育委員会制度についてでございます。総合教育会議では、教育行政の大綱や教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策等について協議、調整を行うこととなりますが、まずは教育行政の大綱策定が急がれるところであり、総合教育会議の早期開催に向けて準備を進めております。

市長の思いということでございますが、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するなど、首長が教育行政に大きな役割を担うことを重く受けとめまして、地域における教育の課題やあるべき姿を共有することに努め、三上議員並びに市民の皆様方の期待に応えるように努力する所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長 長 答弁が終わりました。三上議員、再質問ございますか。

○三上議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党を代表いたしまして、市政執行方針並びに教育行政執行方針に対する質問を行います。まず初めに、月曜日、22日に行われました議会運営委員会で代表質問のあり方について議論がされました。まだその内容については今後も議論が私は必要だというふうに思いますが、今回の私の質問において2点削除したいというふうに思います。まず、33ページの6件、1項、4要旨と5要旨、この内容につきましては大変各論に踏み込んでいるということと、執行方針の中にこれについての言及がないと、言及がないだけでは私はどうかなというふうに思いますが、現在の私の判断ではここについては削除したいというふうに思います。

それでは、通告順に従いまして、質問したいというふうに思います。

◎1、市政運営の基本的な考え方

1、市長の公約である「イレブン・プラス・ワン」と市民の認知度について

まず、1件目、市政の運営の基本的な考え方ということで、市長の公約である「イレブン・プラス・ワン」と市民の認知度について伺います。スタートから4年目となる総合計画の着実な推進を基本に据えつつ、人口減少時代を乗り切るたきかわ創生のための新たなイレブン・プラス・ワンを掲げ、実行に移してまいりますと述べています。イレブン・プラス・ワンとありますが、新旧ともに広報たきかわにも掲載されず、インターネットの検索でもヒットしない。ほとんどの市民が知らないのでは市政執行方針で述べても理解しにくいのではないのでしょうか。今後市民にわかるようにすべきと考えますが、お考えを伺います。

◎2、地方創生をめざす「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」策定

1、短い策定期間と十分な議論や意見聴取について

2、まち・ひと・しごと創生法の目的と男女共同参画目標に対する「まち・ひと・しごと創生会議」の女性人数とのかい離等について

3、計画の検証が重要な地域総合戦略策定における滝川の若い世代の非正規雇用と賃金実態調査について

4、有配偶者率が正規雇用か非正規雇用かで倍以上違う実態について

5、まち・ひと・しごと創生法の目標及び基本理念と子育て費用の把握について

- 6、若年者と親にとって厳しすぎる大学等費用と奨学金制度の市独自改善について
- 7、中山間地域等において生活に必要な各種の機能・サービスや周辺集落との交通ネットワークの適切な維持・確保について
- 8、滝川市人口ビジョン策定について
- 9、まち・ひと・しごと創生法による地方への財政支出の増減について
- 10、まち・ひと・しごと創生法と地方版総合戦略による、地方創生の可能性について

2 件目、地方創生を目指す地方人口ビジョン、また地方版総合戦略策定についてですが、まず短い策定期間と十分な議論や意見聴取について伺います。1 点目ですが、まち・ひと・しごと創生法は、目的として我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけることを最重点に、地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すると述べています。ところが、5 年間の計画を策定するのにあと 4 カ月しかありません。これで市政執行方針の長期的な人口の見通しを立てる地方人口ビジョンと人口減少に歯どめをかけるための取り組みや成果目標を盛り込む地方版、あるいは滝川版、あるいは滝川市総合戦略を策定し、直接市民等と対話するタウンミーティングの開催等により幅広い年代や地域の皆様のご意見を伺うということについては余りにも時間がなく、形式的な手続に終わるのではないかと危惧するものですが、お伺いをいたします。

次、2 項目めですが、まち・ひと・しごと創生法の目的と男女共同参画目標に対する「まち・ひと・しごと創生会議」の女性人数とのかい離等について伺います。地方人口ビジョンと地方版総合戦略策定を本年 10 月末、これが目標時期とされておりますが、までに行うとしております。策定組織のメンバーは、産学官金労言とされる幅広い分野の方々で構成するとしていますが、これは厚生省の手引の住民、産学官金労言の参画の丸写しで、国の言うとおりに進めているように見えなくもありません。問題なのは、大事な計画に住民関係団体代表を入れていないこと、また住民として P T A 関係者 1 名を入れているだけであること、そして重要な計画づくりなのに公募委員の募集をしていないということですが、この理由についてお伺いいたします。

2 点目として、創生法の最大の目的は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけることであり、目標の 3 つの中に 5 年間で地方での若者雇用 30 万人分創出などにより地方における安定的な雇用を創出する。2 点目として、若い世代の経済的安定や働き方改革、結婚、妊娠、出産、子育てについての切れ目ない支援などにより若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるということが含まれています。しかし、女性が 1 名では、女性 1 名というのは、1 の要旨のまち・ひと・しごと創生会議、この中に 1 名しかいらっしやらないのです。この 1 名では、結婚から子育てまでの実態を反映させるには余りにも不十分過ぎるのではないのでしょうか。2 点目として、男女共同参画推進計画では各種審議会委員の女性比率が現状でも 28.1 パーセント、さらに 8 年後に 35 パーセントを目指しているというのに、委員 16 名中、最低でも 28 パーセントを掛けると 4 人ないし 5 人は女性とすべきではないのでしょうか。今からでも保育所の保護者会あるいは幼稚園の保護者会、また滝川のさまざまな女性団体があります。そういったとこ

ろをお願いをしたり、また子育て中の女性限定で公募をすとか、委員の交代も含め、さらには16人で決して私は多過ぎると思いません。増員も含めて女性委員の増を図るべきと考えますが、お考えを伺います。

3項目めです。計画の検証が重要な地域総合戦略策定における滝川の若い世代の非正規雇用と賃金実態調査について伺います。政府は、まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプラン、工程表と言われておりますが、5年後の2020年までにフリーター数を124万人に減少させると、現在182万人ですから、58万人も、約3分の2まで減少させるという目標を持っております。若い世代の正規雇用労働者等を全世代と同水準を目指すともしております。これは歓迎すべき目標なのですが、そこで滝川市の15歳から34歳の正規雇用労働者は何人あるいは何パーセントというふうに把握されているのか。また、2番目として、滝川市労働事情実態調査では、若年者や子育て世代の雇用実態はほとんど調査されていないのです。戦略を立てる際に15歳から34歳の詳しい調査が必須ではないでしょうか。参考として以下に記しております。

次に、4点目、有配偶者率が正規雇用か非正規雇用かで倍以上違う実態について伺います。政府のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、国民の認識の共有と未来への選択を目指してでは、安定的な経済的基盤の確保が必要となるとして、正社員と非正規社員の有配偶者率の比較を示し、20代後半で約32パーセントに対し、非正規社員では13パーセント、30代前半では約58パーセントに対して非正規社員は23パーセントと正社員の半分以下にとどまっているとしています。これほど今後の人口推移に密接な問題はないというふうに思いますが、滝川市の実態を数値として、また数値でなければどのように、まずは数値として把握しているのか伺います。

5点目です。まち・ひと・しごと創生法の目標及び基本理念と子育て費用の把握について伺います。まち・ひと・しごと創生法は、基本理念で結婚、出産、育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備するとしています。しかし、希望を持てる社会にするために市政が果たす役割は本当に大きいのです。そこで、計画を立てるために子育て費用について実態を数値として把握することも、これも必須と考えます。滝川市こどもプランの子供、家庭、地域を取り巻く状況の把握は何と国と道の資料の引用でした。出産、育児、保育、教育などの保護者負担については市内の実態調査をして今後検証できるようにするとともに、市民とともに滝川市の実態を認識できるようにすべきではないでしょうか。これについても必要な調査事項について参考として記しておきます。

6点目、若年者と親にとって厳しすぎる大学等費用と奨学金制度の市独自改善について伺います。まち・ひと・しごと創生総合戦略における総務省の主な施策、これは参考資料とされておりますが、地元学生定着促進プランというものがあり、卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るために自治体と地元産業界が協力し、学生の奨学金返還を支援するための基金を造成した場合に、総務省は基金造成に対して特別交付税措置をすとしてしています。支援は貸与と無利子とされておりますが、市民の子育て世代の皆さんは奨学金を借りなければ進学できないし、大学、専門学校を卒業すると同時に数百万円の有利子負債が残る、このように一様に述べられております。こういった厳し過ぎる現状を踏まえるなら、市独自の無利子奨学金制度の復活、これは現在制度は条例としてきちっと残っておりますが、返済の管理だけです。新たな奨学金募集はしておりません。また、

2点目として、給付制の奨学金制度の創設、これはこの総合戦略の中のメニューを使ってということでお伺いいたします。

7点目、中山間地域等において生活に必要な各種の機能・サービスや周辺集落との交通ネットワークの適切な維持・確保について伺います。総合戦略アクションプランでは、過疎集落等を対象に継続的な集落の維持、活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において集約とネットワーク化を図りながら、生活の営み、日常生活支援機能を確保するとともに、生産の営みを振興する取り組みをモデル的に支援するとしています。これにメニューが示されておりますが、このメニューで示されている有利な交付金の対象になれば、定住支援、地域の足確保、見守りサービス、小さなビジネスの展開が可能になります。江部乙や東滝川地域はこの対象にできるのかどうか伺います。

8点目、滝川市人口ビジョンの策定について。滝川市は、昨年5月に日本創成会議が発表した消滅可能性都市、少子化と人口減少がとまらず、存続が危ぶまれる896市区町村、これは全国の49.8パーセントであります。滝川市もこの1市に入っております。これは、2010年から30年間で20歳から39歳の女性人口が5割以上減少するという前提での数字です。滝川市も人口移動が収束した場合、この20歳から39歳の女性人口は4,575人から2,211人へと51.7パーセントも減少、総人口は現在の約4万2,000人から2万8,176人になるというものです。全国に衝撃を与えましたが、市民は実感として受けとめていると考えます。そういう中で、市は昨年5月以降、この衝撃的な発表以降、市の人口問題についてどのように検討してきたのかと、危険性というか、重大性を認識して、これは何とかしなければならぬと、何をさておいてもきちっと計画立ててやろうというようなをしてきたかどうかお伺いします。

9点目、まち・ひと・しごと創生法による地方への財政支出の増減についてですが、平成28年度以降は補助金、地方財政措置に加え、必要な財源を確保しつつ、新型交付金を創設し、地方の取り組みを支援していくなどと政府はしております。ところが、抽象的で規模が全くわからないのです。ふやす、ふやすと言っているものについて、やはり抽象的な把握にとどまっているのか、それとも一定の具体的な金額、規模等についても含めて把握しているのかということも非常に大事な点です。このままでは自公政権の地方創生あるいは人口減に歯どめをかけるという宣伝と計画づくりにそのまま乗って、実際には地方の財政力がどうなるのかということもきちっとした把握がないままに動く可能性があるのです。実際にこの金額がふえなければ、実際にはその効果はほとんど出すことができないのです。そういう点で、地方財政がまち・ひと・しごと創生法によってふえないとすれば、これは大問題ではないでしょうか、伺います。

10点目、まち・ひと・しごと創生法と地方版総合戦略による、地方創生の可能性についてです。これは、この質問の総まとめという質問になりますが、希望をかなえるためには少子高齢化の原因の一つとなった低賃金政策である20年間に急速に進められた非正規労働化政策をもとに戻すことが必要です。また、地方衰退の原因になったのは、輸入自由化など第1次産業衰退政策です。にもかかわらず、国はこのもとを変えずに、労働者派遣法のさらなる改悪、非正規化を進め、そしてTPPを推進しています。地方財政計画も悪化の一途です。政府の地方創生は、国民を欺くものと私

は考えています。市長は、今滝川市は非常に大切な時期を迎えており、このまちの将来を左右する重要な4年間になると感じていると述べておりますが、そうであれば真に人口減少に歯どめをかけるためには、国の政策をもとを変えずに、器の底の穴をとめずにどンドン水を注ぐような、そういう政策ではなく、一貫性、論理性があるものに変えるように首長として声を上げるべきではないでしょうか。

◎3、元気な産業と活力あるまちづくり

- 1、持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立について
- 2、滝川農業塾について
- 3、TPP反対について

次、3件目、元気な産業と活力あるまちづくりについて伺います。まず、持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立について伺います。米価暴落、米の直接支払交付金減額など、離農者増加と経営環境の悪化が危惧される中で、市政執行方針では米価下落による経営悪化、環境悪化については述べられておりません。しかし、これから打たれる各施策が本当に経営危機への支援として十分なのか、つまりこういった経営環境悪化に対して十分な施策になってくるのかという強い危惧を持つものです。地方創生の鍵を握る基幹産業への市政の役割は待ったなしです。そこで、新規就農者への国の制度改善を緊急に求めます。その具体的内容は、参考として記しました。

滝川農業塾について2点目として伺います。滝川農業塾については、第3期生3名、そして新たに第4期生4名を迎えて、事業を継続するとともに、生産技術や経営環境技術の習得など、研修メニューの充実を図り、将来滝川市の農業を担うすぐれた農業後継者の育成、確保に努めますとしています。大変好評な制度であり、充実を求めます。具体的には、市内在住で農業経験がおおむね5年未満の後継者等という要件を外して、制度開始前の農業者でも参加できるようにすること、また担い手として冬しか受けられないといった方々を対象に農業機械免許や座学などを中心とした冬期間コースを検討することを求めます。

次、TPP反対ですが、まずこの質問の初めに、このまちの将来を左右する4年間の市長の仕事になるというのであれば、創生法に沿ってやっている途中にTPPが締結されたら、創生法どころか北海道は大変なことになってしまうのです。そういう点で、全体を貫く観点で伺いたいと思います。TPP交渉からの撤退と参加反対を貫くという点では、市長もこれまでも一貫した姿勢をとられております。しかし、この時点になってくるとやはり強化が必要だろうということで、農業はもとより、経済、医療、雇用などへの影響について市として講演会を開催したり、また講演会の開催を支援するといったようなことについて伺います。また、広報たきかわで特集し、問題点を広く市民に知らせることについても伺います。

◎4、力強い産業の育成・雇用の確保

- 1、公契約条例の検討について

次に、4件目、力強い産業の育成・雇用の確保について伺います。公契約条例の検討についてで

すが、市政執行方針では力強い産業の育成、雇用の確保とうたいながら、具体的な雇用施策がない。雇用施策というのは、雇用をふやすという施策はあります。しかし、今問題になっているのは、企業の利益と地方の賃金が連動しないのです。雇用がふえても、特に子育て世代にとって全く賃金が上がらなければ、やはり少子化に歯どめはかからないのです。ですから、これはまさに、アベノミクスが私はいいと思いませんけれども、政府の政策の課題中の課題なのです。解決できない。だから、市政でも独自の雇用施策、つまり賃金を上げる雇用政策が必要ではないかと思えます。そこで、市の発注する事業で積算された人件費に見合う適正な賃金を支払われることは当然です。これは一致すると思えます。しかし、これまで具体的な調査は行われたことがありません。私は何度も求めてまいりましたが、それは企業の良識だということで、調査をされてきておりません。そういう中で日本共産党が独自に調査を行いました、市の発注事業で働く労働者の賃金に関して問題があります。そこで、賃金の実態調査を行い、積算単価と乖離が大きい事例があれば、札幌市で大きな議論になっている公契約条例を検討することを求めます。ここでは、事例1が非常に典型例ですので、触れておきたいと思えます。一般廃棄物収集運搬委託業務、2億2,684万円で3社に委託をしています。積算人件費は、このうち71パーセントです。1年を通じて月曜から土曜までの業務で、3社合計で車両15台に33人が従事しています。つまりこの33人は、2億2,684万円の業務は最低全部やっているのです。さらに、そのほかにもやっているのです。こういう中で平均年収は、71パーセントを割り返すと1人当たり408万円もらって計算どおりなのです。ところが、実態はそれを大きく下回ると、これは個人情報にかかわりますので、幾らだというふうには申しませんが、本当に信じられないぐらい安いのです。こういったことがありますので、公契約条例をすぐやれとは言いませんが、その前に発注されて行っている……すぐやれとは言わないと言えば質問の趣旨と変わるので、検討は求めますけれども、まずはこういった調査を求めたいと思えます。

◎5、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

- 1、コンパクトで機能的な都市の形成について
- 2、賑わいのある中心市街地の活性化について
- 3、住宅ストックの適正管理について

5件目、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて伺います。泉町土地区画整理事業や市道の整備、都市公園の整備を挙げています。しかし、緊急性が高いのはコンパクトタウン、江部乙、東滝川地区の機能性維持確保対策ではないでしょうか。しかし、以下について市民への説明が不足しているというふうに思えます。これまでコンパクトタウンとして維持すべき機能、また不足している機能について示していただきたいというふうに思えます。

次に、泉町土地区画整地事業について、総事業費は4億3,500万円へとふえております。一部着工されておりますが、沿道に建物が建てられる可能性は低く、さらに竣工時に北電柱やNTT柱も立たないことが予想されます。その場合、鉄柱から全部町内会が出さなければならないので、地元町内会では防犯灯を設置できないことが想定されます。防犯灯あるいは街路灯のない道路、これが270メートルも続けば、暗い人けのない道路になる可能性はないのでしょうか。また、その

場合、町内会でやらないのなら市がやらなければならないといった場合、建設費や維持費の負担は総事業費に含まれているのか、また含まれていないとすれば、その金額について伺います。

次、賑わいのある中心市街地の活性化について伺います。空き店舗等の改修工事に要する経費の一部を補助する滝川市店舗リノベーション支援事業補助金を創設し、空き店舗対策に取り組みますとしています。従来の店舗リフレッシュ補助制度に加えるものであり、歓迎をいたします。財源や補助率、規模、対象工事などについて制度設計の到達点を伺います。

次に、住宅ストックの適正管理についてですが、適正管理という点で、適正管理されているという執行方針に近いですから、私はここでやっぱり触れておかなければならないということで、浴室なしの住宅の解消まで10年以上かかる、こういう重大な問題を抱えています。今回ここでは取り上げませんが、維持管理では3階建て以上の市営住宅の管理人制度について、病弱、高齢等で業務が無理なのに管理人を委託されている例が少なくありません。団地や地域単位に業務を一元化し、市職員が直接担当することを繰り返し提案をしてみました。必要性が高まっているのではないのでしょうか。ただいまの三上議員への答弁で必要な制度だということをもた繰り返されましたが、高齢、病弱で実態としてできない。あるいは、やらなくていい業務を自治会が管理人なのだからやいなさいという中で人間関係が悪化するといったことが起きており、この春にもある大きな団地の管理人さんがやめております。大変な問題だというふうに思いますので、伺います。

◎6、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

- 1、地域福祉・自立支援の充実について
- 2、市立病院の充実について
- 3、市内の共同浴場、銭湯への支援について
- 4、交通安全について

次、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについてですが、まず1点目、地域福祉・自立支援の充実について伺います。社会福祉法人北海道療育園が着手する重症心身障がい児者通園ホームたんぼぼの家の新設事業に対し支援を行いますとしており、これも歓迎いたします。デイサービスは今やっているわけですが、重症心身障がい児者のショートステイも実現するとされております。しかし、詳細は公表されておきませんので、計画を伺います。

2点目として、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を過ごすことができるような総合的な保健福祉施策を実施しますとしております。高齢者の住まいについては、問題は国民年金では入れない施設が急増しており、特別養護老人ホームや老人保健施設、特定施設入居者生活介護つきのケアハウスなど低所得者でも入居、入所できる施設の増床が強く求められているのです。この必要性和緊急性についてどのようにお考えでしょうか。

次に、3点目として、地域福祉、自立支援の充実としておりますが、障がい者福祉についてはたんぼぼの家新設事業にしか触れられておきません。しかし、障害者手帳保持者は約3,000人です。市としてできる雇用対策のさらなる強化が求められます。市の障がい者採用枠として、まず嘱託職員枠、次に正職員採用枠を設ける検討を進めること。2点目として、同時に短時間なら就労で

きるという障がい者のために短時間就労枠を設けること。3点目として、民間で障がい者雇用率を一定以上超えて新規に雇用する事業所に対し、補助制度の創設を検討することを求めます。

4点目、5点目について、一生懸命準備をしていただいた理事者並びに職員の皆様に深くおわびをして、次に進みたいと思います。

2項目め、市立病院の充実についてです。市政執行方針では、市立病院については最も深刻な医師確保については触れられておりません。2次医療圏の中核病院である深川市立病院の小児科医師引き揚げと出産ができなくなったことは、衝撃を与えました。整形外科医も深川市立病院では常勤ではないとの報道もされておりますが、同じ函館本線沿いの地域中心市の医師不足による困難、これは他人事ではないと思います。4万人を超える人口の医療を守るためには、産婦人科の砂川市立病院への統合が既にされましたが、今以上の医師削減は避けなければなりません。どのような対策が必要か伺います。

次に、市内の共同浴場、銭湯への支援について伺います。この点については、市政執行方針の表題でもある誰もが住みよい安全安心なまちづくりについて、また執行方針の6ページで述べられている地域福祉、自立支援策充実にかかわって伺います。執行方針が示された6月5日の後、6月上旬、市内の銭湯が廃業することがありました。朝日町西の三河湯さんです。誰もが住みよい安全安心なまちづくりにとって重大な影響が考えられます。経営が燃料高騰、利用者減少などで苦しくなっています。閉鎖は絶対に防がなければならないというふうに思います。このような中で、9月末に営業を終了しますという張り紙でこの銭湯が利用者に告知をいたしました。生活への影響は多大です。同経営者と緊急に懇談するとともに、対策を求めます。まず、同銭湯からの相談がこれまでにあったかどうか。2点目として、影響を受ける市民について伺います。3点目、円安、利用客減少が進めば、これを引き金にした市民の市外転出もあり得るのではないのでしょうか。まち・ひと・しごと創生の観点からも、これまでと同じ道の補助金の範囲での対応では済まないのではないかと伺います。

次、4項目め、交通安全についてです。市政執行方針の表題でもある同様の誰もが住みよい安全、安心なまちづくりについて、これも市政執行方針が示された6月5日の翌日に日本全国を揺るがす飲酒運転など危険運転致死傷罪に問われることがほぼ確実と言われている事件、命のとうとさを踏みにじるおぞましい事件が発生しました。これは、安全、安心なまちづくりにとって撲滅しなければならない重大な問題であるという点でお伺いいたします。今月6月6日夜、砂川市の国道交差点で乗用車と軽ワゴン車が衝突するなどし、一家5人が死傷するなど、飲酒運転による重大事件が発生いたしました。生存者の方の一日も早いご回復と亡くなられたたご家族に心からご冥福をお祈り申し上げます。今回の事故では、滝川の飲食店に行く途中の飲酒運転の疑いが強い事故、事件であると報じられています。そこで、飲酒運転の取り締まりが弱いのではないかとという声が市民から出ています。市として道警とどのような連携をしているのか。2点目、滝川市として関係機関と協力して、ここにアルコール中毒者と書いてありますが、アルコール依存症というふうに訂正をさせていただきたいと思います。や予備軍の方に対する相談窓口を設けるとともに、治療時にも支援する体制づくりを求めます。3点目として、飲食店の中には飲酒運転の常習者に飲ませないという毅然と

した態度をとらない、とれない実態があるのではないのでしょうか。聞くところによると、これはあの方が言った言葉ですから、暴力団関係者あるいはテキ屋などに対しては、報復を恐れて毅然とした対応ができないようだとの声も聞きます。これについても相談窓口を設置すべきではないでしょうか。

◎7、市民が活躍するまちづくり

1、市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについて

7点目、市民が活躍するまちづくりについて伺います。パークゴルフ場については、市民の具体的な要望が寄せられております。西公園、河川敷などボランティア管理のパークゴルフ場を存続し、整備予算を倍増すること。2点目として、新パークゴルフ場では多くの市民が利用できるようにすること、そのために市が一部を負担する乗り合いタクシーチケットや市が200万円負担している中央バス滝川ふれ愛の里線の延長、市民に対する半額券の実施等を検討することを求めます。

◎8、効率的な行政運営によるまちづくり

1、財政健全化計画の策定と「財政補填のための基金繰り入れを必要としない財政運営を目指す」について

8件目、効率的な行政運営によるまちづくりについて伺いますが、冒頭の施策の基本的な考え方で地方版総合戦略と財政健全化計画の策定を同時期に行い、車の両輪として推進しながら、持続可能な市政運営の基盤を築きますとしています。一方、昨年の中期財政フレームでは、3年後に基金がゼロになるという厳しい見通しを示しました。原因は、今後5カ年は平均5億4,000万円の赤字が続くことです。その内訳は、支出では消費税増税、電気料金値上げ、土地開発公社の借金返済など、また収入では市税や地方交付税合わせて今後10年間毎年1億2,000万円ずつ減少すると見込んでいます。10年後には今より12億円減少するというものです。財政補填のため、基金繰り入れを必要としない財政運営を目指すと執行方針で述べられておりますが、この表現は3年後に基金がゼロになる、今後5カ年間は平均5億4,000万円の赤字が続くなどと言ってきたことから、具体的にどの歳出が、歳入が変わるのか、可能な限り具体的に伺います。

◎9、教育行政執行方針

1、重点政策1 知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育について

2、重点施策2 子どもの学びを支える教育環境の充実について

3、重点施策4 学校・家庭・地域の絆を深め、家庭や地域の教育力を生かすについて

9件目、教育行政執行方針について伺います。まず、滝川西高校については、定員調整にあわせ、学科転換などを含めた時代の変化に応じた西高のあり方について検討しますとしています。2018年度から1間口減となりますが、定員割れは滝川工業が2間口に対して6名、滝川西高が2名などで、今後の中学校卒業生数の減少が間口減の主要因で、学区内市町のバランスを考慮して学区内

最大間口の滝川西高が対象になったと思われます。しかし、子供の貧困、奨学金問題が進む中で、学区内9校の教育環境充実が求められます。そこで、当面は、1点目として市立の特色を生かし、滝川西高7学級を34から35人のクラスにして、結果として募集定員を40名減ずることの検討を求めます。その際、市独自の少人数クラスが制度として可能か、公立高校配置計画の1学級減との整合性がとれるかどうか伺います。2点目として、33年度に向け、23年度に募集停止された滝川工業土木科を学科内コースとして復活させる検討が必要ではないでしょうか。

次に、35人以下学級を小学5、6年、また中学2、3年まで広げ、全面实施することを求めます。

次に、今年度で計画期間が終了する滝川市小中学校施設整備方針については新たな方針を策定し、滝川市小中学校適正配置計画については策定から5年が経過したことから計画の見直しを行うとしています。この中で、文科省の新たな手引が策定されましたが、これまでの手引等と何が変わるのか伺います。

最後ですが、重点施策4では学校、家庭、地域のきずなを深め、家庭や地域の教育力を生かすとされておりますが、多くの町内会で通学の安全支援はもとより、盆踊り、焼き肉パーティー、花火大会、パンづくり体験学習など、地域の子供たちとの交流を深めています。しかし、近所のおじさん、おばさんに日常的に声をかけてもらえるところまでは到達はなかなかしていないと考えます。町内会活動にどのようなことが求められているのか伺います。

以上で質問を終わります。

○議 長 この後清水議員の質問に対する答弁を求めるところでございますが、ここで休憩とさせていただきます。再開は13時からといたします。休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時58分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中清水議員の代表質問を終えておりますので、これより答弁から入ってまいります。答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、清水議員の代表質問にお答えをさせていただきます。と思います。

まず、最初のイレブン・プラス・ワンと市民の認知度についてであります。昨日の会派みどりの代表質問でも関連して触れておりますけれども、公約を政策にしていく中で市民の皆様にもご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、その地方版総合戦略の策定期間が短い、十分な議論がという話でございます。人口減少問題は、対策を講じても効果が出るまでには長い時間を要する一方、対策がおくれればおくれるほど将来人口はますます減少することからも、対策を早期に講じることが求められております。国としても、総合戦略の早期作成に関しては後年度上乗せ交付金の交付を予定しているところであり、本市としては交付金の有効活用を視野に入れながら、10月策定を目指しているところです。ご質問

のとおり、策定までは限られた期間となっておりますが、市民との対照的な対話等により多様なご意見をくみ上げてまいりたいと考えており、形式的な手続とならないよう積極的に取り組んでまいります。また、総合戦略の策定に当たっては、重要業績評価指標、KPIを策定し、策定後においても達成度合いを検証し、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルの構築を目指しており、そのためにも市民の皆様が総合戦略の考え方を共有することが必要となりますので、十分な議論や意見聴取を行いながら進めてまいりたいと考えております。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ちょっと早過ぎませんか。

○市長 わかりました。

次に、女性人数の乖離についてであります。総合戦略の策定に当たりましては、広く住民や団体等関係者の意見を反映することが重要とされていることから、外部組織であります滝川市まち・ひと・しごと創生会議におきまして産学官金労言、それぞれの立場からご意見をいただくための委員構成としたところであります。ご質問の1点目につきまして、広く住民からの意見を反映することについては創生会議にあらゆる住民などに参画していただくのではなく、直接的な市民対話であるタウンミーティングやアンケート調査などで反映したいと考えており、3点目の質問にあります公募委員を募集しなかったことにつきましては、多様な意見をお聞きする方法を今申し上げたとおり想定していたことによります。

ご質問の2点目であります住民としてPTA関係者1名を入れているだけであるとの指摘に関しまして、PTA関係者に参加していただく理由は、教育、社会施策関係についてのご意見を期待したこと、また女性の参画を期待したためでございます。住民を代表してのご参加は1名のみでございますが、先ほどタウンミーティングについて述べましたとおり、タウンミーティングにおいて広く市民の皆様からさまざまなご意見について述べていただくことを期待しております。

次に、女性人数との乖離等についてでございます。滝川市まち・ひと・しごと創生会議は、委員中女性の委員は3名となっております。女性比率は約17パーセントです。ご指摘いただいた数値には達しておりませんが、設置に当たってはできる限り多くの女性に参加していただきたいという考えのもと、委員の人選または推薦依頼を行いました。産学官金労言という構成上、必ずしも女性の割合が高まらなかったところでもあります。また、人口減少に歯どめをかけることから、雇用の確保とあわせて出生率の向上が大きな課題であると認識しております。そのため、総合戦略の策定に当たりまして、特に子育て中の母親を対象の一つとしてタウンミーティングを開催する予定であり、若い世代の結婚から子育てまでの実態把握に努めることとしております。現在のところ、女性限定で公募を行うことや委員の交代を行うことは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、若い世代の非正規雇用と賃金実態調査についてでございます。1点目のご質問でございます15歳から34歳の正規雇用労働者率についてですが、隔年実施により昨年8月1日現在で調査を行った滝川市労働事情実態調査では15から34歳という若年労働者の区分け分では分析できま

せんが、10歳間隔の年代別の把握が可能となっております。当該調査は、従業員5人以上の464事業所を対象に、回収率約39パーセントの状況ではありますが、10代から30代までの非正規雇用労働者率は69パーセント、季節労働者を含む非正規雇用労働者率は31パーセントとなっております。

2点目のご質問についてですが、国の総合戦略にもありますとおり、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえるという基本目標は滝川市においても重要であり、あわせて若い世代の経済的安定は関連の深い視点の一つだと考えております。正規雇用に関する市の独自調査を新たに行うことは考えておりませんが、地方版総合戦略の策定においてはビッグデータを初め各種データを有効に活用するとともに、今後の策定過程で設定する基本目標に連動する重要業績評価指数の設定やPDCAサイクルでの進行管理上特に必要と判断されるデータ等については、把握の方法を含め吟味してまいりたいと考えております。

次に、有配偶者率、正規、非正規雇用という問題でございます。実態についてであります。国の長期ビジョンでは、晩婚化、非婚化が出生率の低下の大きな要因になっており、相応の収入や安定的な雇用形態、質を重視した雇用の確保が大きな課題とされていることから、ご指摘の視点について国が重要視していることは認識しております。国の総合戦略のアクションプランでは、正規雇用増加に向けた対策として法的整備やハローワークにおける取り組み、正社員転換等を支援するキャリアアップ助成金の拡充などを挙げており、市の独自政策よりはまずは国の施策に左右される側面があるのではないかと考えます。繰り返しになりますが、市の総合戦略において基本目標や重要業績評価指標にかかわる場合など、特に必要性が高いと判断されるデータ等については、既存の調査に工夫を凝らすことも含めて把握の方法を検討してまいりたいと考えますので、ご理解を願います。

次に、まち・ひと・しごと創生法の目標、基本理念、子育て費用の把握についてでございます。国が行う調査においては、国民生活基礎調査の中で児童のいる家庭の生活状況を把握する項目があるほか、家計調査では教育費に係る金額など統計処理したデータを集計していますが、市町村別のデータが公表されていないなど、ご質問にあるような細部に至る滝川市内の実態把握は難しい状況にあります。また、子育てニーズ調査など計画策定時のアンケート等は適宜行っているところですが、ご提案いただいた内容を含め、継続的な市の独自調査は実施していない状況であります。保護者の費用負担に関する実態を細部にわたって把握すべきとの趣旨は理解できるものですが、国の家計調査においても対象世帯や対象自治体を抽出して調査が行われているところであり、統計的な優位性を担保するために市内で十分なサンプル数を確保するには相応の時間と人員を要することが想定されます。例えば子育ての段階で負担感を感じる部分等について、今後予定しているタウンミーティングなどを通じ、直接の市民対話によりご意見を伺うことに努めるほか、何度も繰り返しになりますが、総合戦略策定の取り組みの中で重要度の高い調査については実施を検討したいと考えております。

次に、若年者と親にとって厳し過ぎる大学費用等のご質問でございますけれども、本年4月に奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱について通知があり、ご質問のとおり制度化されております。本制度では、地方公共団体と地元産業界が地元産業界に必要となる人材に関する資格等を

決定した上で、地方公共団体が中心となって基金を設置するものです。日本学生支援機構が対象学生に対して無利子奨学金の優先枠を設けるなどして貸し付けを行い、対象学生が地元企業に就職した場合に基金から拠出して奨学金返還の全部または一部について免除するものです。地方大学等から地元への就職を促すこうした取り組みは、地方大学の活性化の観点から、国の地方創生施策として推進しているところであり、滝川市まち・ひと・しごと創生本部の社会政策部会においても現在議論を進めているところでもあります。滝川市には中空知唯一の高等教育機関である國學院大學北海道短期大学部が存立していることも踏まえ、地元への就職を促し、地方創生につながる観点で引き続き議論を深め、取り組み内容や適切な手段を検討する中でご提案の制度活用についても一つの方法論として念頭に置いてまいります。

次に、交通ネットワークの適切な維持、確保についてでございます。国の総合戦略アクションプランに関する過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業につきましては、事業実施主体として過疎、山村、半島、離島及び豪雪の各法指定地域である対象地域を含む市町村が対象とされています。このことから、特別豪雪地帯の地域指定を受けております滝川市が事業主体となることが可能と考えられます。本事業は、市町村が集落ネットワーク圏の範囲や活性化の基本方針等を含む集落ネットワーク圏計画を作成し、集落ネットワーク圏を支える中心的な組織体制を確立しつつ、総合的な活性化プランを策定し、定住支援、地域の足確保等の生活の営みや生産の営みに係る事業などの取り組みを行うスキームです。過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業におきまして、滝川市が主体となり、江部乙、東滝川地域を対象とした事業を計画することは制度上可能であると認識しておりますが、今後の総合戦略の検討段階において取り組むべき事業が明確となれば、活用し得る制度の一つとして念頭に置いて総合戦略の策定を進めてまいります。

次に、人口ビジョンの策定についてでございますが、国におきまして昨年9月5日に人口急減、超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を生かした自立的で持続的な社会を創設することを目的に、まち・ひと・しごと創生本部を設置いたしました。一方、本市においては9月上旬に人口減少に対応したアイデア募集を全庁的に行い、その後9月末には市長、副市長、教育長、さらには部長職による意見交換を行い、子育て支援、働く女性の子育て環境の充実や高齢者が安心して暮らせるまちづくり、農業を基点とした地域産業づくりなど、人口減少問題に係る視点を取りまとめ、10月7日には私が全国市長会を代表して、まち・ひと・しごと創生本部基本政策検討チーム第4回ヒアリングに出席し、意見陳述を行うなど、先行した取り組みを進めてまいりました。その後国の補正予算に対応した地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の実施計画を2月26日に提出し、今年度事業を実施しているほか、4月3日には庁内体制となる滝川市まち・ひと・しごと創生本部、5月27日には外部組織となる創生会議を設置し、総合戦略策定に向けた検討を進めるところであります。人口減少の問題は、かなり以前から進行しており、滝川市としての取り組みはこれまでも進めてきたところですが、国の動きを一つの契機と捉え、地域の生き残りをかけ、人口減少対策に取り組んでまいります。

次に、この総合戦略が財政的にどうなるかという、ふえなければ問題ではないのかというご質問でございますが、人口減少に歯どめをかけ、地方創生を実行するためには市民の皆様からのご意見

をいただき、知恵を結集して地方版総合戦略の策定、そして実行することが求められます。ご指摘のとおり、総合戦略が計画倒れに終わらず、実効性の伴うものとするためには、計画を実行するための国からの財源確保が重要な要素の一つとなるところであり、また財政健全化の視点からも財源の見通しなく際限なく事業を展開することは困難な状況にあります。先月5月に国から示されました説明によりますと、平成28年度以降の新型交付金については今月6月中をめどに取りまとめられるまち・ひと・しごと創生方針2015において一定の方向性が示されると聞いておりますので、国からの情報に注視し、持続可能な市政運営を堅持しながら地方創生を進めていく考えであります。

次に、国に対して一貫性、論理性があるものに変えるよう首長として声を上げるべきではないかというご質問でございます。政府が進める地方創生については、さまざまな見解があると思いますが、人口減少や少子高齢化の時代と向き合い、20年、30年先の滝川市を市民の皆様とともに考える貴重な機会と前向きに捉え、総合戦略の策定と実行に結びつけてまいりたいと考えています。市長として国に対して意見を述べる必要があるとみずから判断した場合には、適切な方法によって主張してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、農業に関してでございます。青年給付金等、また親元就農についてのご質問でございます。青年就農給付金につきましては、議員ご指摘のとおり、親元と同一経営の後継者は給付対象とはなりません。市内の水田、畑作農家の後継者は毎年着実に親元へ就農している状況となっております。農業を取り巻く情勢が厳しくなる中、後継者を中心とした新規就農者が着実に地域に根づいていくためには、滝川農業塾を初めとした後継者対策を推進するとともに、関連機関と連携を図りながら、実態に即した制度となるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、農業塾についてでございます。農業塾の対象者につきましては、この事業新設の検討段階でも議論がなされたところであり、親元で就農して5年を経過している後継者は基本的な生産技術等は実践によりある程度習得されている。また、親の年齢によっては経営移譲され、営農の柱となっている者やJA生産部会等の役職につく者など、受講が難しいとの意見もあり、おおむね5年未満に限定したところでもあります。

次に、農業機械の免許取得につきましては、基礎研修において北海道立農業大学校で開講されている農業土木機械運転技能研修等を選択科目として受講可能であり、冬期間コースについてはステップアップ研修として塾生の要望等に即してカリキュラムを設定しており、空知土地改良区や中空知農業共済組合の制度や仕組みを学ぶなど、冬期間に研修会を開催しております。

次に、TPPの反対についてでございます。TPP交渉につきましては、新聞報道では交渉妥結の大きな鍵を握る大統領貿易促進権限、いわゆるTPA法案が6月18日、アメリカ議会下院で可決され、本日6月24日にも上院で採決される見込みであると伝えられておりますが、依然として国からは具体的な交渉の内容等の情報開示がなされていないため、市としましては市民に対して説明するすべを持ち合わせておりません。よって、政府が国会議員を初め、国民に対し交渉内容等を示す必要があると考えます。また、地域の合意なしにTPP交渉が妥結に向かわないよう、今までの清水議員からのご質問でも答弁させていただきましたとおり、道並びに関係団体と一体となって引き続き政府に働きかけてまいります。

次に、公契約条例の検討についてでございます。公契約条例につきましては、公共事業等の入札において低入札価格が問題となり、そのしわ寄せが労働者の賃金の低下を招く状況になっていることから、ダンピング防止や公正な競争が確保されることなどを目的に、平成21年9月に千葉県野田市で全国初の公契約条例が制定されてから、首都圏を中心に現在12の自治体で労働報酬下限額を定めた条例が制定されております。一方、札幌市では平成24年の第1回定例市議会で札幌市公契約条例案を提案して以来、1年半にわたって市議会において議論されてきましたが、平成25年第3回定例市議会において否決されております。背景として、賃金格差が生じるなどの理由から業界団体等から強い反発を受けたことが挙げられます。滝川市においては、受注業者が最低賃金法等の法令を遵守し、下請業者等に従事している労働者の適正な労働条件が確保されることを目的に、公共工事等においては競争入札参加資格者登録制度による不良事業者の排除、ダンピング防止策として低入札価格調査制度の導入や最低制限価格を設定しており、過度な低入札が労働賃金へ影響を及ぼすことがないように努めているところです。滝川市としても、労働者に適切な水準の賃金が支払われることにより労働者の適正な労働環境が確保されることは生活の質的向上の面でも大変重要なことと認識しておりますが、労働基準法においては賃金、労働条件等については使用者と労働者が対等の立場において決定すべきものであると定められており、滝川市の発注する契約について、その受注者に対し、雇用する労働者に関する賃金等の労働条件を条例で定めるいわゆる公契約条例の制定は、現在のところは考えておりません。

次に、コンパクトタウンで維持すべき機能、不足している機能というご質問でございますが、滝川市都市計画マスタープランでは3つのコンパクトタウンを位置づけており、各地域でコンパクトな都市づくりを進めるため、これまで土地利用の見直しを行ったほか、少子高齢化にも対応した生活利便性の確保とコミュニティの維持等を目指して都市づくりを進めているところです。コンパクトタウンの形成に向けては、行政の取り組み以外にも東滝川の地域振興を考える懇談会や江部乙まちづくり研究会など、地域住民の皆様や各団体等の活動により自主的にまちづくりや地域振興にご尽力いただいていることも多く、行政としても地域の声には真摯に耳を傾け、一緒に考えていく必要があると考えております。ご質問にある維持すべき機能、不足している機能についてですが、高齢化を踏まえ、江部乙、東滝川両地区とも暮らしを守るために必要とされているものであると理解しております。

次に、泉町の土地区画整理事業の問題でございます。泉町土地区画整理事業につきましては、都市計画道路西2号通の整備を行うことで都市環状軸が繋がっていないことを解消して都市内交通の円滑化を図るとともに、地区内の低、未利用地の集約整理化を行うことで土地利用における民間開発が将来にわたって誘導されることを目指しております。ご質問の西2号通整備における街路灯につきましては、交通安全上必要な交差点部の道路照明は市で設置いたします。その他交差点部以外の防犯上必要とされる街路灯は、この地区に限らず、町内会などが必要に応じて設置することになります。なお、電柱の設置につきましては、北電と協議中であります。また、当該事業計画において1丁目及び2丁目の交差点にそれぞれ2基を予定し、建設費は約240万円を計上しておりますが、維持費の計上は行っておりません。

次に、中心市街地の活性化の中で店舗リノベーション支援事業補助金についてでございます。空き店舗数については、これまでに実施した中心市街地活性化基本計画事業などの効果により増加傾向に一定の歯どめがかかりましたが、依然として空き店舗率は高い状況にあります。これは、空き店舗の老朽化や家賃の高どまりなどが起因していることから、所有者が家賃を値下げすることを条件に、出店者の改修工事に要する経費の一部を補助し、新規出店及び起業する際の初期投資を軽減するための滝川市店舗リノベーション支援事業補助金を創設しました。その補助金については、地方創生先行型の地域住民生活等緊急支援のための交付金を財源とし、年間3件程度の申請を見込んでおります。また、補助率については、沿道に応じて2分の1から3分の2以内とし、最大70万円を補助しますが、飲食を提供する業態、またはみずから商品を製造し、販売する業態については最大100万円を補助するなど、付加価値の高い同一業種の集積を念頭に置き、空き店舗対策に取り組んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、住宅ストックの適正管理の中でございます。市営住宅の管理人制度についてでございます。管理人業務に関しましては、先ほど三上議員のご答弁もさせていただきましたが、高齢等で管理人業務が困難である場合は、申し出ただけであれば後任の選定、後任不在の場合は職員の直接管理において対応させていただいております。このような内容に関しまして、昨年度から相談を受けた内容も含めて本年度2件対応しております。管理人業務が効率的な公営住宅管理を補助していることも事実であることから、後任選任の状況、他市の状況、ご質問の一元化についても参考にしつつ、今後のあり方について検討していきたいと考えております。

次に、たんぼぼの家についてのご質問でございます。滝川市が支援を行いたいとする北海道療育園のたんぼぼの家新設事業では、短期入所事業、いわゆるショートステイに取り組まれる計画となっております。これは、長年にわたるご家族の皆様の願いでもあり、市として補助に係る補正予算を計上させていただいた大きな理由の一つでもあります。それにご理解をいただきたいと思っております。

次に、地域福祉、自立支援の充実の質問でございます。ケアハウス等、低所得者の皆様方に対する必要性と緊急性についてであります。低所得者でも入所可能な施設については、現状において介護認定なしでも入居可能な軽費老人ホーム、養護老人ホームのほか、介護施設では補足給付制度が適用される特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設と市内に6カ所あります。また、昨年策定した第6期介護保険事業計画では、地域の見守りや介護予防を強化し、居宅サービスの利用により在宅での自立した生活が送れるようにすることを基本としつつ、軽費老人ホーム緑寿園、養護老人ホーム緑寿園について、建てかえにあわせて特定施設入居者生活介護の指定を予定しているほか、民間において在宅生活復帰の支援機能や医療依存度の高い方に対するショートステイ機能を持つ施設整備が可能なように介護給付費を算定しており、介護保険料の上昇をできる限り抑えながら、低所得者でも入所可能な介護施設の整備に対応できるようにしてまいります。第6期計画期間においてはこれ以上の介護施設の整備は困難であります。第1回定例会でもご答弁申し上げましたように、高齢者数、要介護認定者数の動向、高齢者世帯や認知症高齢者などの状況を踏まえ、次期計画の策定の中で検討してまいります。

次に、同じく地域福祉、自立支援の中の障がい者の皆さんのことと短時間労働のことでご質問で

ございますけれども、市職員の障がい者雇用につきましては、従前より法定雇用率を上回る雇用を含めるとともに、精神障がい者の雇用につきましても2018年度の義務化を前に昨年度初めて実施するなど、積極的な雇用対策に取り組んでいるところです。ご質問の雇用枠であります、嘱託職員については定期の募集を行っていないことや正規職員については例年若干名の募集しか行っていないことから、別枠を設けることについては今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。また、ご質問の短時間就労につきましては、枠という形にこだわらず、ご意向を伺う中で個別に対応可能か否かについて判断していきたいと考えております。

次に、民間に対する補助制度のご質問であります、現在従業員50人以上の事業主はハローワークに対して障がい者雇用の状況報告が義務づけられています。このうち常用労働者が100人を超える事業所の状況は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に報告されています。これにより、当該機構では雇用率未達成の事業所に対し、不足する障がい者の人数に応じて納付金を徴収、一方雇用率を達成している事業所には充足している人数に応じて調整金や報償金として一定額を支給する障がい者雇用納付金制度が施行されているところです。市として独自の制度はございませんが、今後状況を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、市立病院の医師確保についてでございます。市立病院の医師確保につきましては、北海道大学を初めとする道内の3医育大学との連携のもと、医師派遣を受けているのが現状であります。市立病院の医師派遣のため、院長が各大学の医局訪問を第1として医師の派遣要請を行い、常勤医師の確保を行っております。また、医師が勤務する病院を選ぶ条件としては、労働条件、研修、啓発の機会、生活の利便性などを重視すると言われております。本年4月に入居を開始した医師住宅の整備による居住環境の充実を図ったことも医師が勤務する病院を選ぶ条件の一つになると考えております。今後も医師に選ばれる病院となるよう取り組みを行うとともに、各大学医局との連携強化を図り、常勤医師の確保に努めてまいります。

次に、市内の銭湯の問題でございます。今回営業終了となる銭湯からの事前のご相談はありませんでしたが、情報を取得したので、くらし支援課担当職員が経営者からお話をお伺いしました。営業終了の主な理由としては、入浴者数の減少による収入減や老朽化した機材の更新費用が高額なこと、体力的な問題、後継者がいないなどでした。次に、影響等を受ける市民はということですが、経営者からは利用者は1日約50人で、そのほとんどの方が車を利用し、徒歩での入浴者数は少数とのことでした。民間で経営されている公衆浴場の整備につきましては、ご相談は随時お受けいたしますが、それぞれの経営方針や諸般の事情などあることから、市から継続などを含めた提案は難しいものと考えております。

次に、交通安全の問題でございます。砂川市で発生しました大きな交通事故の関係でありますが、飲酒運転の疑いがある車両の運転手は滝川市内の飲食店へ向かう途中であったとの報道もあり、また8日の日には北海道空知総合振興局が交通死亡事故多発情報を発表したことも受けまして、市としては直ちに滝川警察署と相談し、次のような緊急対策を実施したところであります。1つ目は、12日の日に道の駅たきかわで飲酒運転撲滅の啓発活動を実施しました。2つ目は、同じく12日

に国道12号沿線において、関係機関、団体等の協力のもと、パトライトを使つての啓発活動を実施しました。また、15日には、滝川警察署長に立会していただき、商工会議所、江部乙商工会、三楽街振興会や北海道観光社交事業協会空知地区本部滝川支部、滝川市飲食店組合などに直接飲酒運転撲滅への協力の要請書をお渡しし、取り組みの強化をお願いしました。さらに、18日夜には滝川市と滝川警察署が関係機関、団体とともに各飲食店に対し、飲酒運転撲滅の要請書、ポスターやチラシを配布し、個別に協力を呼びかけたところでもあります。事故発生時はもちろん、平時においても市と滝川警察署は密接な連携関係の中で交通安全行政を取り進めているところでもあります。

次に、アルコール依存症等に関する相談窓口の設置と支援体制についてのご質問ですが、現在市民の健康に関する各種相談は保健センターで行っておりますが、アルコール依存症などの精神保健につきましては北海道と市町村との業務分担において滝川保健所が相談窓口となり、相談者への対応を行っているところでもあります。つきましては、既存相談窓口のさらなるPRに努めるとともに、滝川保健所はもとより、医療機関並びに関係団体とともにより一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

3点目の暴力団関係者等に関する相談窓口の設置についてであります。基本的には滝川警察署で十分対応していただいているものと考えております。

次に、パークゴルフ場についてのご質問でございます。石狩川河川敷に現在造成中のパークゴルフ場の利用条件や附帯サービス、運営方法等は、今後詳細な検討を進めてまいりますが、市民の皆様様の健康増進を推進する施設として、できる限り市民の皆様が利用しやすい施設としていきたいと考えております。一方で、パークゴルフ場という施設は一般的な公共施設とは異なり、その運営に必要な財源を自主的に確保でき得る性質の施設であり、新設するパークゴルフ場もオープン後はそうした運営をしていかなければならないと考えております。そのバランスの上で、可能な限り市民の皆様が利用しやすい料金設定の検討と利用料収入以外の財源確保の検討を行いながら、得られる収入に見合う具体的な運営方法や市民の皆様へのサービス等について鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。また、これと並行して、市内の既存のパークゴルフ場についても新設施設との機能分担や位置づけ等を明確にし、市民の皆様がそれぞれの状況に応じて利用する施設を選択することができるよう総合的に検討していく必要があると考えております。

次に、財政健全化計画についてのご質問でございます。中期財政フレームは、予算とは違う性質のもので、一つの仮定に基づき推計したものです。昨年度策定した中期財政フレームは、清水議員がおっしゃったとおり、今後5年間の平均収支不足額の見込みは5億4,600万円に上り、収支不足分を基金で補填していくと3年間で基金も底をついてしまうというものであります。このままでは財政運営が立ち行かなくなりますので、そうならないよう、財政健全化計画の策定を進めているところでもあります。財政健全化計画についてですが、基本的な考えとしては中期財政フレームで試算した収支不足額が一つの基準になると考えております。健全化計画の内容としては、事務事業の抜本的な見直し、歳入確保対策の推進、組織機構、人員配置の適正化などに取り組んでいくことで収支の改善を図っていききたいと考えており、計画期間は5年間程度を想定しています。また、ふるさと納税推進事業の拡充や時間外手当の縮減など、可能なものは27年度予算から反映させてい

るところです。計画を策定し、着実に実行することにより収支不足を改善し、基金が枯渇することがないように、最大限努めなければならないと考えております。地方創生と財政健全化にしっかり取り組み、持続可能な市政運営の基盤を築いていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

私のほうからは以上です。

○議 長 教育長。

○教育長 続きまして、私のほうから教育行政執行方針に関しますご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の滝川西高等学校の定員調整の関係でございますけれども、高等学校の学級編制及び教職員定数は公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等により定められておまして、1学級の生徒数は40人が標準となっています。なお、ただし書きがあつて、設置者が生徒の実態を考慮して特に必要であると認める場合についてはこの限りでないというふうになっておりますので、教育委員会の判断で35人学級も可能というふうに考えております。また、現在開催をして設置をしております滝川市高等学校教育のあり方に関する検討市民の中でも少人数学級について導入提言があり、今後調査し、教育効果も含めた検討課題とお答えをしております。ただし、少人数学級を導入した場合の教職員定数は、義務教育学校の場合は学級数で決定しますが、高等学校の場合は生徒の定員数で算定されますので、35人学級にした場合教職員定数は40人7学級の場合に比べて5名減となります。ただし、学級数は減りませんので、クラス担任が同じ数必要になりますし、授業の総時数も変わらないということになりますと、実態としては市の負担がふえるということになっております。少人数学級につきましては、道内外の先進的に実施をしている学校もありますから、先ほど申し上げました教育効果も検証し、次の定員調整が求められた場合等にあわせて検討していくことになろうかなというふうに思っております。

また、2つ目の工業高校土木科の学科内コースの関係でございますけれども、まず現在土木科が閉科になった理由として入学者数が2桁いかなかった年が続いたということで募集停止、閉科となったために、土木コースを設置したとしても希望する中学校卒業生がどのぐらいいるか、ニーズの把握が必要になってくるというふうに思います。また、コース制の場合は2年次からそれぞれの専門コースを選択履修をするというために、2年次以降の教育課程が過密になってくるということ、さらに学科としての専門性が薄れてしまうことによって資格取得が難しくなるという点も問題点として挙げられておりますので、現実的に導入については難しいのかなというふうに思っております。

次に、小学校5、6年、中学校2、3年までの35人以下学級の導入についてであります。これまで多くの議員やPTA連合会、保護者の方からも要望を受けてまいりました。現在の小学校3年生、4年生の35人学級は、滝川第一小学校の3年生と滝川第二小学校3年生が対象となっており、2名の教員を市費で採用しているところでございます。滝川市が重点的に取り組んでおります少人数学級あるいは少人数指導の目的は、児童生徒の学力向上ときめ細やかな学習への見守りですので、今後につきましても本市の財政状況を勘案しながら、市民の要望に応えることができるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、小中学校の施設整備計画あるいは適正配置計画について今般出されました文部科学省の手

引の関係でございます。本年1月に出されました文部科学省の手引で主な変更点ということでございますけれども、学校規模の標準であります12学級から18学級を下回る場合、クラスによって学校の対応の目安を細かく定めること、2つ目は通学条件について、通学距離は小学校でおおむね4キロ以内、中学校でおおむね6キロ以内というふうに定められておりますけれども、これに加えてましてスクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合はおおむね1時間以内を目安というふうに通学時間による考え方を導入したこと、3点目として小規模校を存続させる場合の教育の充実、あるいは休校した学校の再開と学校統合を選択しない場合の小規模校の考え方や支援についてもまとめられたものであります。また、この手引を受けまして、5月には北海道教育委員会において各市町村で国の手引が示す視点に基づき漏れなく検討することやさまざまな特色ある事例を提供することなどを目的として、北海道における少子化に対応した活力ある学校づくりについてを策定し、周知をされました。これは、手引を適切に活用するためのチェックリストやフローチャート、参考事例等を掲載した資料となっております。したがって、本手引の中では統廃合の手順を示したものであり、学校規模の標準である12から18学級数は変わらないことから、滝川市の適正配置計画において今回の手引ができたことで変わるものはございません。手引の中では、保護者や地域住民の理解と協力を得ること、地理的要因や地域事情を踏まえた上で検討し、進めることとなっていることから、今後も適正配置計画の見直しに当たっては保護者や市民の皆様のご意見をお伺いしながら検討して進めてまいります。

最後に、家庭や地域での教育力のご質問でございます。町内会を初めとする地域は、さまざまな年齢層や立場の人々と触れ合いながら社会経験を積み重ねることができ、また社会性や公共性が習得できることから、子供たちの健やかな成長に必要な場であります。地域の教育力を向上するためには、自然や文化を学ぶ体験学習の実施を初め、日ごろの声かけや見守りなど、大人と子供の交流を進めるとともに、地域の大人同士がともに地域の一員として協力し合える環境づくりが重要と考えております。教育委員会では、地区育成会と連携した子供たちの健全育成事業の中で地域の大人同士をつなぐ取り組みを進めています。例えば西地区や東滝川、東地区が取り組んでおります通学合宿では、育成会のほかに町連協や老人クラブ、PTA、女性団体、福寿大学の分校の学生などが子供たちの生活や食事を支えています。また、中地区で取り組んでいます滝川第一小学校児童と地域の皆さんとの集団下校訓練と日々の見守り活動は、育成会を初めとした地域と学校が連携を図って行われるなど、7地区それぞれの育成会を中心とした健全育成事業の中で地域の教育力が生かされるとともに、子供を通じた地域の大人同士の新たな交流が始まっています。町内会活動におきましても、子供たちの健全育成活動にご協力いただき、それぞれの地域が持つ教育力をさらに生かしていただければと思っております。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。清水議員、再質問ございますか。清水議員。

○清水議員 時間がありませんので、簡単に一つ一つ言っていきますが、まず市長の公約が執行方針に述べられているけれども、インターネットでもヒットしないというのは余りにも周知の努力が足りない、仕方を考える必要があるのではないかとということですので、ご答弁されていないという

ふうに思いますので、伺います。

2点目は、市内の労働者、10代から30代だけども、31パーセントが非正規というのは全国のデータと比べても余りにも違うのです。9割台ですから。そういう点で、ここについての認識をどれくらい深く受けとめるかということでお伺いいたします。

3点目は、公契約条例については低価格の入札が問題で、それで低賃金に影響あるのでないかと、だから公契約条例結んでいる、これはこれでわかります。滝川市は違うのです。96、97で高い入札の率で入札しているにもかかわらず、それにもかかわらず低賃金だということに問題があるのです。そういう意味では、都市部よりもっと問題なのです。積算価格の半分で雇われても、市長、それでも公契約条例必要ないと、検討するというような話はされていない。考えていないという答弁ですから、もう一度お伺いします。

コンパクトタウンについては、あれだけコンパクトタウンということが五、六年前まで言われたのです。だけれども、今どんな計画書見ても、コンパクトタウンという、そういう表現はとられなくなっている。そういう点で、もっと市民の認識をコンパクトタウンは大事なのだと、3つは公平なのだということも含めて強化すべきと考えます。

北電柱については交渉しているということですが、見通しについて伺います。

次は、銭湯については非常に否定的なご答弁です。今一つの企業を誘致するのに大変なときに、1日50人が利用する、そういった高齢者の居場所ともなっているようなものについて、本当に市の費用は道の制度に基づいた20万円しか出さないということでは余りにもこれからの高齢化社会、あるいは過疎化していくまちづくりにとって問題だというふうに思いますので、伺います。

それと、教育の問題については、留萌で電気・建築科というのがあります。ですから、今回西高の間口が減る、これについては私少人数学級提案しました。しかし、少人数学級提案については義務教育が優先だと私は考えていますので、それについては譲りますけれども、土木の科内コースについてはもう一度お伺いをいたします。

以上です。

○議 長 清水議員の再質問に対する答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 再質問にありました留萌でのコース制の実態でございますけれども、留萌の千望高校というところで平成23年度から電気・建築科が40名定員の中で電気コース、建築コースと分かれて選択をしています。1年次の10月に決定をして、2年次よりコースになるということで実際に実施している学校があります。メリットとしては、建築、電気の両方の基礎を学ぶことができる、あるいは入学してから両方の基礎を学んでから自分にあったコースを選択できるというふうに聞いておりますが、デメリットとしましては先ほど申し上げました専門学科のときよりもコース制のほうが授業時数が実際に生徒さんがふえているということ、それから2年次から専門学科を履修するために学科の専門性の追求が不足をすること、それから教員の定数が実は変わらないということで、実際には両方の科を教える教員が必要になるということで、その教員の確保という部分についても実際に行われているところではデメリットとしてあるということをお聞きをしております。

○議 長 千田副市長。

○千田副市長 2つ目の20代、30代の正規雇用が少ないのではないかとご質問に対してご答弁させていただきます。

先ほどもご答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、全国のアンケートがどういう形で行われているかわかりませんが、私どもは実態調査の中で回収率が39パーセントという状況であります。アンケート調査の限界というのも多分あると思うのですが、余りにも乖離しているということであれば、その内容をチェックしてみて、調査方法に問題があるとなれば勉強していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 西2号の北電柱の件でございますけれども、具体的なこととなりますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、実際に立つか立たないかということになりますと、今協議中でございます。実際にわかるのは、経済のいろいろな動向もございますので、工事の着手前かぎりぎりになるかと思っております。

以上です。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ご質問の銭湯の関係でございますが、市長からお話し申し上げましたとおり、経営者の方に私どもをお話をお伺いしました。そのときに、いろいろ理由があるのですが、経営面の関係で例えば補助金等があれば継続可能なのかというお話もさせていただきましたが、補助金があっても廃業する気持ちに変わりはないということでもございました。一般公衆浴場については、税制上も補助も結構優遇措置もあります。20万円以外にもありますので、そういったことも私ども、厚生労働省の浴場業の振興指針というのもありまして、少し勉強させていただきましたが、いろんなご相談についてはさせていただきたいと思っております。銭湯については、どのような方々が実際ご利用されているのかという実態もよくわかりませんので、そういった実態も踏まえて地域に銭湯が必要なかどうかというところも考えなければいけないというふうには思っております。

以上です。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 公契約条例につきましての再質問に答弁させていただきます。

公契約条例につきましては、市長の答弁の中でも申し上げましたけれども、札幌市のほうで審議をされましたけれども、否決をされたということで、札幌市の中で出たようなご意見でございますけれども、企業の健全な育成、発展、経営環境などの観点で考えるべきであるとか、発注者責任の明確化と企業経営の安定化を図る視点をどう盛り込むかというような問題点でありますとか、それから条例による賃金格差は企業として解消することが困難であるなど、さまざまな意見が出てまいりました。その中で、先ほどの答弁でも申し上げましたように、労働基準法においては賃金、労働条件については使用者と労働者が対等の立場において決定すべきものと考えられておりまして、この点におきましても滝川市の公契約条例については現在のところ検討することは考えておりません。

以上でございます。

○議長 長 市長。

○市長 それでは、私のほうから2点お答えさせていただきたいと思います。

まず最初に、公約がインターネットでヒットしないということでございました。それは、選挙活動に係る問題ですので、どうなのかというところではございますけれども、私としてはホームページ等を後援会に開設していただいて、その場で公約等を皆様に見ていただけるようにしていたつもりではございます。インターネットでヒットしないというのは、私そこまではわかっておりませんでしたので、申しわけなくは思います。しかしながら、今後その公約を政策とする際に議論させていただく中で市民の皆様にご理解いただけるように努力してまいりたいと思いますので、そういう形でご理解をいただければと思います。

次に、コンパクトタウンに対する評価ということでございます。コンパクトタウンというのは、あえて言葉に出さずとも、そのような方向性で市全体が今動いていると、私はそのように認識をしております。中心市街地等を含め、街なかに対する投資の問題等もそうですし、また江部乙においては美しい村構想で江部乙の協議会をつくっていただいて江部乙地域の活性化を図っていただいております。また、東滝川においては、畜産試験場跡地、あるいは花・野菜技術センターのところにいてさまざまな企業誘致等を行う等、その地域の活性化も図っているところでございまして、3つの地域を大切にしながらコンパクトタウンを目指す方向性は何ら変わっておりませんので、そのようにご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして平成27年度市政執行方針及び補正予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第2号）

○議長 日程第3、今期定例会の初日にご説明をしたとおり、この日程において平成27年度滝川市一般会計補正予算に対する質疑、討論、採決を行います。

これより議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑ございますか。関藤議員。

○関藤議員 会派清新の関藤でございます。平成27年度滝川市一般会計補正予算につきまして3件ほど質疑をさせていただきます。この3件ともにいずれもこの補正予算の金額に対してこれで十分なのかという意味を込めまして質疑させていただきます。

まず、1点目、先ほど来代表質問の中でも出てまいりました補正予算の15ページになりましたら、社会福祉費、通園ホームたんぼぼの家の建設補助金につきまして4,500万円につきまして質疑させていただきます。この4,500万円の補助金についてでございますが、多分これは建設費4,500万円ということでの補助だと思っておりますが、この積算根拠はどこにあるのかと、これは市のほうから提示した金額なのか、またはたんぼぼの家の北海道療育園のほうからこの程度というものがあつたのか、そこら辺の積算についての考え方についてお伺いいたします。

続きまして、このたんぼぼの家、平成12年から開園されているようでございますが、今まで市

は年間460万円程度の補助金を支出していたと思われませんが、この4,500万円の補助金をもって年度年度にかかわる助成金がなくなると聞いております。この場合私が懸念するのは、この補助金がなくなっていく場合に、この施設が今まで460万円受け取っているわけですが、今回4,500万円の補助金はあくまでも建設費ということで、その後の運営費というのがなくなるわけですが、これは北海道療育園との間でこれで十分やっつけられるという話し合いがあって、年度の460万円というのは今後なくてもやっつけられるのかどうか、そこら辺の話し合いはされているのか。私も昨年度個人的に2回ほど視察に行っておりましたが、施設内は非常に運営が厳しいのだなど。例えば車椅子一つとっても、重度障がい者の一人一人の車椅子は全て違う形で注文しなければならない。そんなようなことも考えると、運営的に今後十分やっつけられるのかどうかということを懸念しております。この4,500万円についての詳細をお伺いいたします。

続きまして、補正予算の19ページにあります心の教育推進に要する経費31万円、これは道の10分の10の委託事業ということでございますが、開西中学校がモデル校として行うということですが、この31万円の経費、こちらの資料を見ると報償費に4万円、旅費に15万6,000円、消耗品に9万9,000円、約10万円、ほとんど報償費と旅費で使われるのだなどということですが、心の教育推進に関しては、道徳教育ということが学校の中で行われることにつきましては特に私も否定するものでもございません。また、道徳教育を行うに当たってこのような研究を行うことも私は特に異論もございません。ただ、これが今後教科化につながっていくということになれば、これは私は大いに問題だと考えている一人でございますが、心の教育推進31万円がほぼ報償費と旅費でなくなってしまう。では、具体的に心の教育推進プランはどのようなことを行うのか、これは道のほうから示された指針に基づいて何かを行うのか、それとも開西中学校、滝川市独自でモデルプランを作成されるのかをお伺いいたします。

そして、もし本市だけ、開西中学校だけでこのモデルプランというのを作成するのであれば、滝川市内にも教育に熱心な方々がおられます。ぜひ外部からも有識者等を加えて議論すべきだと考えますが、そこら辺の考え方についてお伺いいたします。

同じく19ページのその他教育振興に要する経費18万8,000円、明苑中学校の英語ルーム設置ということでございますが、イメージがどうも湧かないのですが、この18万8,000円、これも消耗品が2万4,000円、備品購入16万4,000円、備品購入のほとんどが説明では多分教材費というようなことを聞いておりますが、このモデルルームの設置というのはわかるのですが、そのイメージが、どのような活用をするのか、活用計画がイメージが湧かないのですが、どのような活用を考えておられるのか、その点をお伺いいたします。

以上3点でございます。

○議 長 関藤議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 私のほうから、たんぼぼの家の新設事業につきまして4,500万円、補助金額の根拠としてですが、もちろんこれに当たりましては北海道療育園さんが事業計画を立てられる中で収支計画等を検討された上で、市に対し補助申請がございました。滝川市の財政的判断の根拠といたしましては、ご質疑にありましたように現在約500万円弱の管理費の助成というか、管理

経費がかかっている。それも金額の判断根拠としてはなりません。ただ、4,500万円という金額に関しましては、北海道療育園さんが計画を検討する中で市に対して申請があった額でございます。

また、今後十分やっつけられるとの判断のもとかというご質疑でございますが、この計画に関しましては療育園さんの内部でも理事会等で今後の収支計画の見直し等を検討された上で滝川市に対して補助の申請をいただいております。補助申請書に添付していただいた収支計画等の中でも、運営については今後療育園さんでやっていただくと判断しております。

以上でございます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 2点目の心の教育に要する経費31万円でございますけれども、これはご質疑のとおり、北海道の道徳教育推進校事業と、この委託を受けまして開西中学校をモデル校としまして実施する事業、それに要する経費全てでございます。中身としましては、開西中学校、そこを拠点としまして、いろんな研究会あるいは授業参観を通しての研究会、それから実践発表会等々、6回ぐらいのそういった研究会が企画されておまして、これの目的につきましてはこれらの研究を通じまして道内の道徳教育の充実を図るという目的でございます。もう一つ、これは予算にはあらわれておりませんが、滝川市の道徳教育推進事業というのがございます。これは、本市で独自に取り組んでおまして、8年前から全ての小中学校から研究員という形で先生にお願いをしまして、公開授業ですとか実践研究を行うというようなことで、これは主に道徳教育に当たる先生方の資質の向上を図るということを目的に実施しております。ですから、今回モデルの指定を受けた開西中の道の委託事業、それから滝川市の独自の事業、これらをあわせて総体的に教員の資質向上を図りたいというのが一つの大きな狙いがございます。

それから、ご質疑にありました教科化の問題がございます。これは、関藤議員さんもいろんなご意見あるかと思っております。学習指導要領の改正によりましてこれが教科化されるということで、3年間の準備期間を経てということになっています。どういった評価をするのかというさまざまな疑問、現場の先生方もそういう疑問は持っていると思っております。恐らく今後文科省からさまざまな視点が提供されると思っております。今回のこの事業につきましては、あくまでも教員の資質向上ということを目的に実施する事業ということでご理解いただきたいと思います。

それから、もう一つ、その他教育振興に要する経費の18万8,000円、これにつきましては明苑中学校をモデル校としまして英語ルームを設置するというので、その英語ルームの環境整備に要する経費が主なものでございます。中身としましては、アイパッドなどの教具の購入、それから英語版の世界地図など掲示物の購入ということで、明苑中学校の空き教室を利用しまして英語ルームというものをまず形をつくりまして、そこで何をやるかといいますと、まず3つほどの柱を設けております。まず、1つは、英語で考えですとか感想を述べる、そんなことで表現力を育成する。もう一つは、英語検定試験への挑戦などで英語理解力の育成を図ると。それから、外国人とのコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するというので、教科書で学ぶ基礎的な英語、それにとどまらず、さまざまな体験を通して生きた英語を身につけていただくことを目指しております。実は、昨年学校の魅力づくり事業ということで江陵中学校に英語ルームを設置しており

ます。そこも同じようなことをございますけれども、先般の授業をちょっと見学させていただきました。ここではALTが中心になります。全て英語で生徒とやりとりをすると、ALTが英語で質問し、生徒が英語で答えると、さまざまなコミュニケーションが英語でやりとりされると。ですから、基本的に英語ルームに入ったときには英語ですよと、日本語は使いませんよというのを理想としまして、生きた英語を小さいうちから身につけていただくということを狙いにした事業でございます。ですから、こういった事業を検証しながら、市内の全中学校に英語ルームの設置をしていきたいなというふうを考えておりますし、将来的には小学校にも設置をとということも考えながら進めていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ご答弁で十分理解しましたが、1点ほどお伺いいたします。

北海道療育園のほうは十分理解いたしました。利用者の不利にならないような形で運営していただけることを望んでおります。

1点、今道徳教育ということで、私教科化についてはここで議論するつもりはなかったのですが、今3年後にというご答弁いただいたのですけれども、心の教育推進プランに関して、今研修等々を行いながら、教員の勉強会等々も開かれるのでしょうかけれども、道教委のほうでも示されている道徳教育5つのプランというのがあるのですけれども、今後道徳教育は非常に私は難しい分野だと実は思っているのです。このことに関して、31万円という予算の中で十分な研修等々が行えるとお思いでしょうか、教育長にお伺いしたいのですけれども、最後の議会ですので、ぜひストレートなご答弁を、できれば教育委員長にもご答弁いただければありがたいと思います。最後をお願いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 先ほど部長のほうから答弁をしました。滝川市は平成17年の事件を受けまして、以降道内でも道徳教育については進んだ取り組みをしてきておりまして、高く評価をされてきているところであります。先般道教委が発行しました道徳教育のための資料につきましても、滝川市の指導主事が加わって作成をしたというようなことになってきておりまして、またあるいはほとんどの学校では授業参観の折に全クラスが道徳の時間を公開するというようなことで、子供だけではなくて保護者にも道徳的な価値観というものを身につけていただくというようなことで早くから取り組みを進めております。道徳というのは本来は心、気持ちの問題だというふうに思いますから、お金の問題ということではないのですけれども、実際にはこれから教科化の是非はありますけれども、教職員が同じレベル、どの教職員も同じレベルで道徳という時間を教えていくということが何よりも一番大事だというふうに思っておりますので、そういう形で今回の補正予算もその一助になればというふうに思っております。

○議 長 館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内でございます。平成27年度滝川市一般会計補正予算についての質疑をさせていただきます。

まず、2款総務費の北地区コミュニティセンターのことについて質疑させていただきたいと思っております。私は滝の川に住んでおまして、同センターの管理者とも仲よくさせていただいておりますけれども、話によりますと北側の壁面改修よりも東側のすが漏りを何とかしてほしいとの要請がありました。雨風が壁面に当たりますと内壁と床がぬれて、管理者も不便を感じているということです。そこで、伺います。1点目、各種サークル活動や学童保育などのコミュニティセンター利用者で高齢者や子供がぬれた床に足を滑らせてけがをするという事故があってはならない。また、管理者側も掃除などの作業がふえて困っているとのこと。市の担当者に話しているということですが、これまでの経緯と今後の計画を教えてください。2点目、予算書、5月27日の総務文教常任委員会の資料では、危険度が高い部分は北面などと記載されておりましたが、北面以外の外壁改修は含まれているのでしょうか。3点目、管理者が言われている東側の浸水が結露ではなく、すが漏りでもなく、外からの浸水ということであれば、壁材が侵食され、すき間ができていないのでしょうか。4点目、以前に簡易補修、コーキングなどでひび割れを補修しているとお聞きしておりますが、修繕効果がないということではないのでしょうか。

続いて、10款教育費の小中学校非構造部材耐震改修工事についての質疑でございます。第一小学校に1,444万8,000円、東小学校に1,009万1,000円、明苑中学校に760万円と学校によって工事費に差があるのはわかりますが、大規模改修からの期間が最も長い第一小学校が高いが、校舎の築年数によって変わるものなのではないのでしょうか。

続いて、21ページの美術自然史館費のことについての質疑をいたします。1点目、旧市民会館に保管されているチョッチャンアンティークコレクションを美術自然史館へ移動するために中性紙保存箱を購入することになっていますが、中性紙保存箱とはどのようなものか、通常の引っ越しなどに使用する段ボール箱とどのような違いがあるのか、中性紙保存箱を使う利点をお聞かせ願いたい。2点目、保管に必要なスペースはどの程度か、平方メートルで伺いたいと思います。また、保管場所は美術自然史館のどこのあたりになるのでしょうか。3点目、美術自然史館が開館されてから30年たちます。今までにない改装を行うと思いますが、常設展示室を一般市民にも利用できるようにギャラリー化のための工事を行うと聞いておりますが、そこでギャラリーとしての利用は年間何日ぐらいを見込んでいますでしょうか。4点目、企画展示室は今のところ1日2万4,690円と高く、利用できないという声は強いと思います。今回の常設展示室の貸し室化を検討するにあたり、企画室の部分利用の料金プランの検討はしましたでしょうか。また、利用が少ないのであれば、まずその利用率を高めたほうがいいのではないのでしょうか。

次に、23ページの体育施設の運営管理に要する経費、スポーツセンター耐震等改修工事のことについて質疑をいたします。1つ目、スポーツセンター第1及び第2体育館の改修工事の期間はどれくらいを予定しているか。2つ目、利用者に対する広報などは工事開始日の何日前から行われ、どのような方法を予定しているか。3つ目、工事期間中、個人利用者、各種サークル、団体は自主的にほかの施設を探さなければならないのでしょうか。ほかの施設と連携をし、利用者に空き情報を伝えることは考えていますでしょうか。4点目、第2体育館の床と壁は今回の改修には入っておりません。床の状態は今後5年から10年、各種大会のサブアリーナとしての機能を果たせる状態

でしょうか。また、有利な起債、7割交付税措置なのですから、床も壁も対象にすべきだったのではないのでしょうか。5つ目、遠赤外線暖房に切りかわるとどれくらいの経費を抑えることが可能でしょうか。

続いて、B&G海洋センターの改修事業についての質疑をいたします。こちらの海洋センターは、5月から10月までの5カ月間のみ営業ではありますが、通年営業している同じくB&Gの沖縄の施設に次ぐ稼働率であると聞いております。札幌圏や旭川圏より小中高生の研修旅行などで評判がいいと聞いております。滝川の自慢の施設であると思います。1つ目、海洋センターの経年劣化による栈橋の改修について、一部スロープになっている栈橋はカヌーの乗りおりに都合がよいと聞いておりますが、今後の改修工事での構造変更の予定があるようですが、どのような部分に変更されるのか。2点目、海洋センターの修繕助成金が出ておりますが、残りの587万6,000円と設計業務委託料32万4,000円を合わせた620万円は全て起債でしょうか、またその地方交付税措置率はどのようになっておりますでしょうか、お願いいたします。

○議長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 北地区コミュニティセンターの工事についてでございます。ご指摘のありました東面のすき漏りでございます。昨年9月下旬のゲリラ豪雨が東から西にたたきつけるようにあった際のことだと思います。管理人から、東面1階の図書室の内壁、それと床を塗らしたという一報がありまして、直ちに現場に急行して原因の究明に努め、コーキングの劣化が発見されたため、市では直ちにコーキング処置を行ったところでございます。その結果、現時点まで同じ箇所に雨漏りは起きていないということで聞いてございます。

それから、北面以外の外壁改修は含まれているのかというご質問でございます。外壁につきましては、昨年くらし支援課の職員と建築住宅課の建築技師、この者でタイルの打診検査を行いました。打診検査を行いましたら、やはりタイルに浮きが出ているということから、今回の補正予算というところになるのですが、施工する壁面につきましては北面のみならず、ほかの面も含めて工事したいというふうに考えているところであります。施工に際しては、危険度合い、それから利用者の通行、そういったものを勘案して適切に対応したいというふうに考えています。

それから、壁材が侵食されてすき間ができていないかというご質問でございます。昨年の雨漏りにつきましては、壁材そのものが侵食されているということではなくて、経年劣化によるコーキング不良が原因ということで考えています。また、簡易補修、実は市の職員で対応していたわけですが、簡易補修のコーキング処置、これについてどうなのかというところでございますが、同一箇所においては処置後再発していないということで聞いておりますので、業者の修繕ほどではないにせよ、修繕効果はあるものというふうに考えています。

いずれにしても、これまでどおり管理人と連携を図りながら利用者の安全確保に努めていきたいというふうに考えています。ありがとうございます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震改修工事でございます。非構造部材と

というのは何だという話なのですけれども、よく天井からぶら下がっているバスケットゴールですとか、壁につけてあるバスケットゴールですとか、ステージ横に大きな額で校歌なんかを書いている、ああいったものがございます。天井材ですとか設備機械、各棟の構造材とは区分されるものというところがございます。学校ごとに工事費に差があるわけがございますけれども、これは非構造部材の種類ですとか改修方法によるもので違いが出てきております。校舎の改築年数とは関連はないものがございます。第一小学校の予算が高いといえますのは、天井ぶりのバスケットゴール、これを架台から一式交換することですとか、暖房ダクトの補強、あるいはダクトの防錆塗装、さびどめの塗装を行うといったような、そういうことがあるので、高くなっていると。一方、明苑中につきましましては、バスケットゴールの工事がなく、去年26年度で実施しているということで、そんなことで差が出ているということがございます。

次に、美術自然史館の関係の1点目の中性紙保存箱、なぜこれを使うのだということがございます。まず、一般の段ボール箱ですけれども、これは再生紙を使っているということで、再生紙を使うときに硫酸マグネシウムなどの硫酸塩を使うというようなことがございます。そうすると、その物質というのは水分を吸うと硫酸イオンなどが発生するというところがございます。それは何なのだというところですが、それが発生しますとさびですとか色あせ、そういったもの、要するに作品の劣化につながるというような影響が出るということがございます。一方、中性紙保存箱でございますけれども、これは溶剤にアルカリ性の炭酸カルシウムなどが使われているということで、そういった酸が発生しないので、こういったものを使うということがございます。ですから、ご質疑のとおり、ただ運搬するだけであれば極端に言うとその辺にある段ボール箱、それに新聞紙を詰めてぎくざく入れるということになるのですけれども、このコレクションは600点ほどあるわけがございます。ですから、全てを展示するということにはなりませんので、ローテーションをもって展示をすると、残りのものは箱に入れて保存をしておくということで、こういった劣化を招かない保存箱を使うということがございます。

それから、保存の場所、面積でございます。これは、美術自然史館の1階にあります第2収蔵庫を予定しております。面積は25平米、そこに棚を設置しまして、段ボールに入れたものを保存するというところがございます。また、調度品などの大型の資料につきましては、ロビーなどに置きまして、来館された方に実際に座っていただくなど利用していただくということを考えてございます。また、市役所5階の第2応接室にその一部を展示しておりまして、来庁者の方でも見学ができるというふうになっておりますので、ぜひ一度ごらんになっていただきたいと思います。

それから、3点目のギャラリーとしての利用日数はどれくらいかということがございます。ご質疑のとおり、開館30年を迎えるということで、美術部門を芸術鑑賞の場としてだけではなくて広く市民の皆様の芸術活動の発表の場としてさらに活用していただきたいということで、3階部分をギャラリー化するものがございます。おおむね利用日数としまして今予定しているのは年間80日程度を見込んでございます。なお、貸し館のないときにつきましては、通常の収蔵品の展示などで利用していくということがございます。

美術自然史館の最後でございますけれども、企画展示室、1階の部分でございますけれども、こ

この部分利用の料金プランの検討はしたのかということでもありますけれども、これは企画展示室の面積400平米ということで非常に広いと、多くの作品を展示する展覧会には向いておりますけれども、個展や数人でのグループでの発表の場としてはちょっと広過ぎると、パーティションによって仕切りましても無駄な空間部分が出てしまうと、こんなことからギャラリー化する3階につきましては1部屋が70平米と、これが3部屋ありますので、借りる部屋を選べるですとか、違うテーマで組み合わせをすることができるというようなことで、美術自然史館のさらなる魅力づくりにもつながるのではないかというふうに考えてございます。1階の企画展示室につきましては、主に岩橋英遠、これの展示室として活用しまして、その他はこれまでどおり大きな展示会などに活用していきたいというふうに考えてございます。

それから、スポーツセンターの改修に関する部分でございます。まず、第1及び第2体育館の改修期間でございますけれども、まず第2体育館でございますけれども、工事期間は9月上旬から3月上旬までの約7カ月間を予定しているところでございます。第1体育館につきましては、これは来年になりますけれども、10月から約1年間を予定しているところでございます。

次に、利用者に対する広報でございますけれども、正式な広報ということになりますと本議案の議決後ということになりますけれども、各種大会などで利用を予定されている団体ですとか、大会以外の定期利用の方、こんな方もいらっしゃると思いますので、混乱を避けるという意味で第2体育館につきましてはことしの2月に調整会議を開きまして、種目別の日程調整などを既にさせていただいているところでございます。また、第1体育館につきましても同様に、市のホームページですとか指定管理者であります体育協会のホームページ、またそれぞれの体育館の張り紙、掲示ですね、それから広報等を活用して広く周知をしていきたいというふうに考えてございます。

それから次に、工事期間の利用者の活動場所でございます。今申し上げましたとおり、既に一部調整をさせていただいている部分もございますけれども、可能な限り代替施設のあっせんを行うなど、そういったことには配慮しているところでございます。また、それ以外の不定期でのご利用ですとかスポットでのご利用をされる皆様に対しましては、市のホームページの中で主な体育施設の利用予定状況などを確認できるページを新設するなど、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、第2体育館の床と壁の改修は必要ないのかと、せっかく有利な起債なのだから、やるべきでないかというようなご質疑でございます。第2体育館の改修工事に活用する予定の緊急防災事業債、起債でございますけれども、確かに有利な制度でございます。しかしながら、これは起債でございますから、今後の償還額については当然にその償還期間中に財政支出を固定化するものでございます。また、この事業以外にも滝川市全体でさまざまな事業があるわけでございますから、全体の事業量ですとか今後の財政需要等を総合的に検討しながら、限られた財源の配分を長期的なスパンで判断しなくてはならないと、こんなふうに考えてございます。きのう代表質問で井上議員からご質問ありましたけれども、第1、第2体育館ともにまずは安心、安全な施設とするということで、基準に適合した耐震性を確保することにより災害発生時の重要な避難施設としての機能向上を行うこと、それからメインアリーナとして位置づける第1体育館の体育機能の向上、それから避難

所機能を兼ね備えた拠点施設というふうを考えているところでございます。第2体育館については、第1体育館の床のようなささくれがないということで、利用には特に危険を生じないというように見ております。市全体の財政的側面から改修の優先度を検討したものである。また、同時にバリアフリー化を行うことで利用形態に幅を持たせて、屋外アリーナと一体的に利用できるイベントや大会等に体育館は積極的に使っていきたいというふうを考えております。両方とも、隣り合わせた体育館をフルスペックで改修する、それは財政的に余裕があれば可能かもしれませんが、今の状況を見ますとそれぞれの機能分担をすると、それから防災の拠点施設の向上を図ると、そんなことを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、遠赤外線暖房に切りかえたときの財政効果ということでございます。これはイニシャルコストを含めまして比較するというところで、今後12年間使用した場合の想定ということで、工事費からランニングまで含めて試算をしております。まず、ガスの遠赤外線装置でございますけれども、15年間を通して約1億3,900万円というふうに試算をしております。対しまして重油ボイラーでございますけれども、15年間で1億6,300万円と、差額で約2,400万円、1年あたり約160万円ほどの財政効果というふうに試算をしているところでございます。

それから次に、B&G海洋センターの改修でございます。まず、棧橋の改修でございますけれども、ご質疑にありますとおり現在の棧橋というのは経年劣化によりまして改修が必要な状態となっております。改修に当たりましては、B&G財団からの助成金を活用しての工事を予定しております。助成金の申請に当たりまして予算を立てるときに、今の形態をベースとしまして概算の工事費での計上となっております。具体的な改修方法につきましては、利用者の安全ですとか棧橋の耐久性、あるいは利用者にとっての利便性、そんなことを考えながら、さらに細部にわたり検討しまして決定をしていきたいというふうに考えております。

それから、最後のご質疑でございますけれども、海洋センター修繕事業費の助成金以外の財源内訳でございます。助成金を活用した残りの620万円のうち、75パーセントの460万円は起債ということになりますけれども、この起債は交付税措置のない起債ということになります。残りの160万円につきましては、今年度の一般財源で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。

○館内議員 以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、館内議員と重複しないところについて伺います。

3款民生費、個人番号通知等業務で本年10月の個人番号、マイナンバーですね、通知など混乱なくスタートできる準備を進めますというご説明ですが、既に混乱が起きているわけです。年金情報流出で政府への信頼は失墜しています。先ほどの代表質問でもこれについては厚労省とは違うのだと、セキュリティーのレベルが全然違うのだという、何を根拠に言われているのか、年金情報ですらサイバー受けたわけですから、まるで違うセキュリティー、数段上のセキュリティーということは誰にも言えないはずですから、そういう点で市民の不安や疑問は本当に強いというふうに思い

ます。まして、これは各企業の給料支払いだとか、企業がかわって源泉でいろんな保険料ですとかをやる場合、中小企業ですら、1人でも、1人だったら情報ありませんが、使っていればマイナンバーが使われるわけで、そういう点で非常にセキュリティーに係る不安の大きい問題です。ところが、これがどんどん進んで、10月までに市民への説明をするということですが、具体的にどのように行うのかお伺いをしたいというふうに思います。

2点目は、関藤議員も取り上げられましたが、たんぼぼの家については私も20年以上前から、たしか1万人の署名で重症心身障がい者のショートステイを望むと、そういう運動があったことを記憶しております。これが実現するというので、画期的だというふうに思うのですが、ただ問題の重症心身障がい児者がこのショートステイを受けれるのかということと言うと、医療スタッフが足りないので、特に医師だというふうに思うのですが、当面は無理だという話も聞こえてくるのです。そういう点で、この短期入所、ショートステイの対象は重症以外の障がい児者ではないのかというふうに、私はそういう疑問があるのですが、確認をしたいというふうに思います。

3点目は、ごみ最終処分場についてですが、まず見込みが最も外れて、近いうちに満杯になるという時期はいつごろだというふうに考えているのか。また、それに伴って、最短でいつごろから造成工事を行うことになるのか。また、詳細な財政検討はこれからですが、ただいまのご答弁でもとにかく交付金以外の一般財源は一円も出さなくていい、必要な経費は全額起債ができると。つまり建設に2年かかるか3年かかるかによって違いますが、その期間は一円も市は支出しなくていい。起債については7割国から交付税が来ると、こういう有利な起債も市の財政全体の中で考えて、第2体育館については床はやらないのだという答弁がありました。ところが、この最終処分場については絶対必要なものではあるのですが、数億円以上かかるわけです。そういう点で、まず概算はどの程度と今の時点で考えているか。また、現在の制度は交付金や一般財源、起債の各割合、交付税措置などはどのようなものか、循環型社会形成交付金の類いだというふうに思いますが、お伺いいたします。

次に、6款農林業費で環境保全型農業直接支払に要する経費と、4団体、有機農業18.9町歩、堆肥の施用が6町歩、フェロモントラップが83町歩と、トータルで金額で680万円の計画です。4団体についてはそれぞれ加盟されている農家の戸数いろいろあると思いますが、この4団体のトータルで総戸数を伺います。また、こういった直接支払は団体をつくらないと受けられないという制度でもありますので、この4団体以外に対象に希望している、あるいはもう既に団体としてはあるのだけれども、今回はこれを申請していないというような団体はどれぐらいあるのかを伺います。

ふれ愛の里についてですが、浴場、シャワー等に使用している井戸水、地下水を供給するためにポンプ1台を取りかえると、設置後18年経過し、空引きが発生するなど劣化が目立つとしている。これは、ポンプは1系列1台なのか、それとも数系列あって、そのうちの1台を直すということなのかを伺います。また、これまでヒートポンプやろ過装置などを交換してまいりましたが、今後数年間に交換や改修が予想される主なものについて伺います。

7款商工費、中心市街地活性化対策事業に要する経費ですが、7,800万円について伺いますが、代行型再開発手法により2棟を建設し、完成後それぞれの事業参画者に売却するものです。2

年後まで、平成29年度までの3年度事業で約25億円の今回は初年度事業と、今回の調査設計計画のほか、土地整備、建物の除去等、あるいは共同施設整備が対象になる中での調査設計計画が今回行われるわけですが、市の負担は、結局起債は一切認められないということで、財政的には大変な予算だと、3分の1が市で3分の1が国、そして3分の1は施行者であるアニム滝川ということになっていますが、25億円ということで伺いますけれども、少ない一般財源の中で市の3分の1の負担というのは最大どの程度になるのかと、もしやれば3年のうちに支出しなければならないわけですから、伺います。

次に、事業参画者、つまりアニム滝川がつくった不動産を購入する法人は2つの法人が公表されておりまして、1つは信用金庫、1つは医療法人ですが、医療法人のほうですが、クリニック、老人保健施設、サービスつき高齢者向け住宅等とされておりまして。問題は、老人保健施設、すずかけと同じ施設ですね、こういった施設は道の許認可が必要で、許認可に時間がかかった場合、最終年度は29年度にこだわらず、おくらせられると確認してよいかどうか伺います。

3点目は、福祉施設の許認可、つまり老健施設の許認可を見込んで今回事業参画者になったと、しかしその許認可が出ずに、結局老健施設を断念せざるを得ないということも想定されると思うのです。その場合に、今回の基本構想の作成等に係る1億1,700万円については、やったけれども、事業実施されないということで、そうなったときに今回出す7,800万円のうちの市の負担分、国の負担分、そしてアニム滝川が負担する分については一定部分は事業参画者に求めるべきかどうか、私もその判断は迷いますが、そういった場合についての契約だけはきちっとしておくべきだと、後でこういうことを話し合っても遅いですから、やはりこれは今回の契約のときに行うべきだというふうに考えますが、伺います。

最後に、公園緑地造成費で花月公園改築に1,200万円、滝川西公園遊具改築に2,040万円となっておりますが、それぞれの概要について伺います。

○議 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 私のほうからマイナンバーについて答弁させていただきます。

経費云々ということよりもセキュリティーの関係ということですので、ちょっと広い視点で答弁させていただきたいと思っております。日本年金機構で発生した問題ということでいけば、情報漏えい対策、セキュリティー対策は万全なのかという懸念が持ち上がって、国会でも活発な議論がなされているところですが、市としても非常に気になるところでして、国や道との情報連携を密にしつつ、適切な対応が図られるよう、市からも国、道に情報を求め、あるいは対応を求めていきたいというふうに考えております。また、一番気になるサイバー攻撃対策ということでいけば、これはあくまでも新聞報道ということで情報提供させていただきますが、本日の読売の情報なのですけれども、セキュリティー対策部門を行政委員会に国が設置すると、そして自治体間ネットワークを集中監視する組織も新設するという情報が出ております。中央省庁に限っていた国によるセキュリティーの監視や監査の対象も年金機構を含めた一部の特殊法人や独立行政法人にも拡大するという基準になっております。

そして、ご質疑にありました情報提供、周知の関係でございますが、制度の全般や番号カードの

交付等に関する市民の皆様へのご案内については、広報たきかわに掲載をすることを予定しているほか、市の庁舎1階の市民ロビー、そして江部乙支所、まちづくりセンターみんくるにおいて広報用の映像、画像を放映しているところです。これは今月からなのですが、今後はまたさらに窓口や電話による問い合わせ等々さまざまな対話の機会を通じて説明を尽くしていきたいというふうに考えております。今後さまざまな情報連携はまだ明確に決まっていますが、市民の皆様の不安を解消していくための努力は惜しまないというふうに考えておりますので、現段階での考え方ということでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、2点目、たんぼぼの家のショートステイについてですが、まず重症心身障がい児者の方というのは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいをあわせ持つという障がいがある方です。ただ、イコール医療ニーズが高い、医療依存度が高いというわけではございません。個人個人で差がございます。今回北海道療育園さんが計画されている施設、これは独立型の通所施設であります。そこにおいて福祉型の短期入所事業に取り組みされる計画になっております。医療型の短期入所に取り組むためには、医療機関の併設などバックアップ体制が必要となります。将来的には不明ではございますが、医療型の短期入所を実施するためだけに例えば医療機関を隣に開設するという取り組みなどはかなり困難だとは考えております。ただ、現在もたんぼぼの家だけの通所者の方も含めて、福祉型の短期入所につきましては赤平の光生舎虹の里、医療型につきましては旭川市の北海道療育園さんを利用させていただいております。この中で、現在たんぼぼの家に通所している方が必ずしも全員医療型ではないので、ここの短期入所を利用できないということにはならないと考えております。また、現在のたんぼぼの家につきましては、障害者総合支援法に基づく生活介護、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、児童発達支援のサービスを提供する施設です。通われている方、主としては重症心身障害者の方ではございますけれども、現在もそれ以外の方も通所されております。短期入所についても同様に受け入れ可能な範囲では短期入所を利用いただける施設になると判断しております。

以上です。

○議長 長 市民生活部次長。

○市民生活部次長 次に、最終処分場の関係でございます。

第2期の最終処分場の造成の関係でございますが、今現在の最終処分場につきましては平成32年までということで、32年を含めて大丈夫というふうに考えておまして、これが早くなるということについては今のところ想定はしてございません。第2期の造成工事につきましては、平成31年から32年の2年間で行う予定でございましたが、現在の最終処分場の堰堤のかさ上げなどにより埋め立て期間を延長することができるかどうかという調査をしまして、その調査結果を受けて、現在の最終処分場の埋め立て期間の延長が可能であれば、少なくとも造成工事が平成36年から37年に先延ばしできるものと考えてございます。

続きまして、2番目の概算の工事費の関係でございます。第2期一般廃棄物最終処分場の造成工

事に係る事業費ということですが、基本的には今後の調査でおおむねの見込みがはっきりするというふうに考えております。現時点では設計も含めまして概算で15億円というぐらいだというふうに考えてございます。造成の補助事業の関係でございます。一般的な廃棄物の関係につきましては、環境省の交付金事業ということでございまして、補助率が3分の1、起債充当率が90パーセント、元利償還、利子等を含めて交付税措置が50パーセントとなっております。滝川市の場合滝川駐屯地がございまして、その関係もございまして防衛省の補助事業が適用になるというふうに考えております。補助率につきましては2分の1、起債充当率が90パーセント、交付税措置は50パーセントということでございます。補助率が有利というものについては防衛省ということで、これで進んでいくことで考えているところでございます。今後は、最終処分場の今の状況、それと今後の進捗状況を見ながら管理してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 長 農政部長。

○農政部長 環境保全型農業に対するご質疑でございますが、数につきましては4団体で18の農家になります。それ以外、4団体以外の活動を行っている団体ということでございますが、今回制度の改正があったということもありましたので、全農家にファクス等で周知をして、説明会も開催して、結果がこの4団体、18の農家ということになったということでございますので、それ以外にはないものと思っておりますが、制度が続く限り、また来年以降もそういった取り組みがあれば周知徹底を図って、多くの農家に取り組んでいただくよう推進してまいりたいと考えております。

次に、ふれ愛の里の工事の関係でございます。まず、井水の加圧ポンプの取りかえなのですが、1系列1台ということでございます。それと、今後予定されている交換ですとか改修ですが、同じく老朽化で不安なところにつきましては、給湯用の加圧ポンプですとか、浴槽のろ過装置の関係、ろ材も含めてですが、それとあとは館内の空調がかなり老朽化しておりまして、ヒートポンプによる冷暖房を行っているところなのですが、そこら辺根本的な方式も含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 千田副市長。

○千田副市長 栄町3-3地区について3問ご質疑いただきました。

まず、1点目ですけれども、補助対象費用は最大でどのぐらい見込んでいるかというご質疑だったと思います。今回の事業は、補助交付に当たっては、これまでも経済建設常任委員会で報告させていただいておりますけれども、平成27年度においては調査、測量、設計など1億1,700万円の事業費に対し、その3分の2である7,800万円を補正予算として提案させていただいているところでございます。平成27年度は既存建物の解体と建築、そして29年度は引き続き建築と外構工事に対する補助などで、現時点で3カ年で総額約4億円、市の一般財源となる部分はその2分の1である2億円程度を見込んでいるところでございます。

2つ目のご質疑でありますけれども、許認可に合わせて事業をおくらせられるかというご質疑だと思います。再開発事業におきましては、ご指摘の許認可に限らず、経済情勢や工事に際しての予

期せぬ事象によってさまざまな事情により事業がおくれるという可能性も考えられます。このような場合は、まず施行者であるアニメ滝川と事業参画者において協議されることが第一だと思われま
すし、その結果アニメ滝川において工期などの延長が必要と判断される場合はアニメ滝川から市に
対して事業期間の延長をしたいという変更申請がなされるものであり、その際においては市におい
て申請内容の当否を判断するものと考えてございます。

3つ目ですけれども、リスクについてのご質疑だったと思います。現時点においては、施行者で
あるアニメ滝川と事業参画者の間では事業にかかわる基本協定は締結されておりますけれども、売
買契約はまだ締結されていないというふうに聞いてございます。第1回定例会でもご答弁させてい
ただきましたけれども、一般的には事業開始前に売買協定を締結し、その後売買契約を締結する流
れとなると思われまますが、当然アニメ滝川の出資者である市の立場としても、これがご答弁になる
かどうかわかりませんが、最大限のリスクを回避するような内容になるようにアニメ滝川等
に働きかけてまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○千田副市長 済みません、ちょっと訂正させていただきます。

先ほど第1問目のご質疑の中で、27年度が調査、測量、設計ということで、28年度は既存建
築物の解体と建築というのが正しいので、私27年度と申し上げましたので、訂正させていただきます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 公園改築工事の概要についてのご質疑でございますが、まず花月公園につきましては、
既存遊具の老朽化が著しいことから滑り台、鉄棒、ブランコ、シーソーなどの遊具の更新を行い、
また地元町内会からの要望がありました除草作業の軽減と水はけを考慮いたしました一部広場のダ
スト舗装化、ダスト舗装と申しますのは碎石と薬剤をまぜて転圧するものです。最近では東町のさ
くら公園でやっている舗装ですけれども、あれはご存じかと思えます。これと以前から要望が強か
った樹木の整理を計画しております。滝川西公園につきましては、既存の大型木製の複合遊具、コ
ンビネーション遊具と言われているものですが、この老朽化が著しいことから、幼児用と児童用の
高性能コンビネーション遊具それぞれ1基とブランコなどを整備するとともに、水はけを考慮し、
遊具の配置する箇所の先ほど申しましたと同じダスト舗装化を計画しております。

以上でございます。

○議 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、マイナンバーについては、非常に関心が高いというふうに思うのです。それで、
関心は高いのですけれども、私も1階のビデオを見ても、本当に何の心配も要らないよというビデ
オなのです。だから、今の情勢に全く合っていないのです。ウサギちゃんが出てきて、安心させる
ためのビデオみたいな感じで、そういう中で相談窓口というか、受け付けとか、そういったものも
広報できちっとさせたり、あるいはQアンドA集を、広報でやるときはそんな形をとられるのだと
いうふうに思いますけれども、いつからどのようにという点で、先ほど広報とかと言われましたけ

れども、少なくともビデオに関しては今のビデオはもう役割は終わったかなと思うので、新たな緊張感のあるビデオにするとか、あるいは一問一答や受け付け窓口とかについて伺います。

それと、たんぼぼの家の医療型なのですけれども、これは例えばすずかけは医師が常勤ということになっているのですが、すずかけの隣にたんぼぼを設置して、独立型、福祉型というふうに言われましたが、すずかけの常駐医師に参画していただいて医療型のショートステイもということは全然無理なのかということと、あともう一点は、これからこの補助金が決まった後にそういった計画が変更になっていくということも妨げないのかということについて伺います。

中心市街地については、私は許認可について老健にちゃんと許認可が出て、すずかけに継ぐ低所得者が利用できる介護施設、入所施設ができるというのはすばらしいことだというふうに思うのです。ただ、この許認可が一体どうなるかということがやっぱり不透明な部分だろうと思うのです。最悪の場合も今の市の財政を考えると予想する必要があると。そういう点で、例えば解体が終わりましたと、そうすると共用部分を除きますから、4億円、5億円という補助対象費用で、これの3分の1、3分の1、3分の1だけれども、実はアニム滝川は財源のない法人ですから、そうするとアニム滝川の分と市の分、2つを市が負担しなければならなくなる。そのときに事業参画者、この不動産購入者が一定部分を負担していただくということになったとしても、まず第1に国がそれを認めるのかということです。つまり信金しか建たないみたいなきに、国は建たない部分については建たない部分の割合に応じて補助しませんよということではないだろうと思うのですが、確認をしておきたいと思います。

○議 長 清水議員の再質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 私から答弁させていただきますが、残念ながら今の段階でいつからどのようにということは、私もその辺を詰めたところなのですが、まだ何とも言えません。それは、あくまでも今国あるいは道の動きで見えていない部分があると。ただ、今わかっていることについては、先ほど言ったような内容で周知を随時進めていきたいし、なおかつ議員さんからQアンドAというお話をいただきました。私も、QアンドAであれば随時更新しやすいわけですし、なおかつ紙、あるいは紙媒体でなくてもホームページとかでも更新しやすいですので、そういったいただいた意見も活用させていただきながら、今できる情報提供はさまざまな手段で講じていきたいというふうには考えています。随時とにかく連携を含めて市民に影響が出そうなものについてはさまざまな周知の努力、今の段階で緊張感のある周知というのはなかなか難しい部分はあるのですけれども、知り得る情報の提供には努めていきたいというふうに考えております。

○議 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 まず、老健すずかけとの連携ということなのですが、今回の計画に当たりまして、北海道療育園さんのほうでは滝川市の旧みずほ幼稚園の用地を昨年購入していただいております。これの理由といたしましては、滝川市の補助も要請いただいておりますが、国、道ではなく公益財団法人JKAというところの補助申請も並行してされております。この補助の要件といたしまして、建設用地確保済みであるというのが要件になります。それで、昨年用地を購入していただいて、この計画に着手されておりますので、今から例えばすずかけの医師の方に有料老人ホームの囁

託医のようなものを頼んだだけではこの要件は満たさないと考えております。また、同じような理由によりまして今回補助金が決定してからの変更ということも、滝川市及びJKAの補助申請、両方でその規模、その施設内容で補助申請をしておりますので、もし医療型に変換するとなりますと施設内の設備等も変更になります。要する面積も変わってくると思いますので、今時点からの変更は困難ではないかと考えております。

以上です。

○議 長 千田副市長。

○千田副市長 ご心配の1件が中止になったらどうだというご質問ですけれども、道内でも事業を開始して、かなりおこなっている事業も何カ所かございます。国の補助金の社会資本整備総合交付金の関係ですけれども、基本的には1棟でも使えるわけです。事業としては中止にはならないと考えています。ただ、国と最終的な詰めをしているわけでもありませんし、そういう変更になるような計画も出していないわけですから、簡単にはそういうふうにはここでは言えないとは思いますが、ただそういうご心配もいろいろあるとは思いますが、最終的にはアニム滝川の判断にもなるとは思いますけれども、万が一ご質問のような場合に至った場合には、当然アニム滝川として別な事業者を探さなければなりませんし、可能な限り事業を周知するようなことは今想定はしていません。1棟でもできるかどうかということもやりますし、ただ事業費が上がるものですから、それについては参画者と再度協議はしなければならないと思いますけれども、市としてもアニム滝川の株主ですから、そういうふうにならないように情報共有しながら、十分そのあたりはやっていきたいと思っておりますけれども、原則的には1棟でも社会資本整備総合交付金は使えるというふうに認識してございます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党を代表いたしまして、議案第1号 平成27年度滝川市一般会計補正予算を可とする立場で討論を行います。

今回の補正予算では、特に中心市街地活性化対策事業に要する経費として7,800万円が計上されております。この中で、ただいま質疑を行いました。これまで中心市街地活性化に関する箱物事業については、非常に市民の間に否定的な見方というのがあるというふうに思います。その点で、今回のこの事業に対する市の拠出が無駄な箱物事業に対するものなのかということで日本共産党としても検討いたしました。その中で、医療法人が老人保健施設を建てることをその一つに入れて、今許認可作業を進めているということがわかっています。そして、同時に、第6期の滝川市の介護保険事業計画の中にも老人保健施設70床の支出を見込んだ計画がされています。そういう点で、中心市街地活性化の計画と介護保険事業計画、そしてここで建つであろう2棟のうちの1棟が老人保健施設を建てるということで一体となって動いているということが今の質疑でも確認することが

できました。100床を持つ老人保健施設すずかけは、私の記憶では十数億円かかっております。今回は、その点で今のご答弁でいえば2億円で50床以上の老人保健施設を滝川につくることができると、これはまさに無駄な箱物ではないということを私は日本共産党として確認することができました。

よって、今後市として老人保健施設の建設に向けて理事者並びに職員の皆さんが尽力されることをお願いいたしまして、日本共産党の賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

この辺で若干休憩をとらせていただきます。再開は15時30分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第8号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第4、議案第8号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については議会運営委員会の提案にかかわるものですので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第5 議案第9号 滝川市総合戦略調査等特別委員会の設置について

選任第1号 滝川市総合戦略調査等特別委員会の委員並びに委員長及び副委

員長の選任について

○議長 日程第5、議案第9号 滝川市総合戦略調査等特別委員会の設置について、選任第1号 滝川市総合戦略調査等特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

◎日程第6 報告第1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議長 長 日程第6、報告第1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項に基づき報告をいたします。

まず初めに、平成26年度の事業報告でございますが、お手元の資料1ページをごらんください。Ⅰ、継続事業でございます。国際交流事業では1ページから3ページまで、13の事業を実施しておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

次に、3ページでございます。国際協力事業でございます。こちらについては3ページから5ページまで、9つの事業を実施しておりますが、こちらのほうについてもお目通しをいただきたいというふうに思います。

続きまして、5ページの国際理解事業です。これは5ページから9ページまで、11の事業を実施しておりますけれども、お目通しをいただきたいというふうに思います。

続きまして、9ページ、Ⅱのその他の事業でございます。その他の事業のⅠ、国際理解事業でございます。これについては5つの事業を実施しておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

続きまして、11ページの2の調査・研究事業でございます。これは11ページから12ページまで、6つの事業を実施しておりますけれども、お目通しをいただきたいというふうに思います。

それから、12ページ、Ⅲ、法人会計につきましては16ページまで、各事業を実施しておりますので、こちらのほうについてもお目通しをいただきたいというふうに思います。

続きまして、17ページの3、会員でございます。平成26年度につきましては個人正会員が1

97口、団体正会員が85口、個人賛助会員は147口、団体賛助会員は12口の計441口となっております。前年比約1.1パーセントの増となっております。

続きまして、平成26年度の決算状況でございます。18ページから31ページに記載をされておりますけれども、18ページ、19ページをお開きください。当期の経常収益の合計は2,780万1,573円、経常費用の合計は3,062万9,096円となり、当期の経常増減額はマイナス282万7,523円となりましたが、前年度繰越金及び本年度の国際交流・国際協力推進基金からジュニア大使訪問派遣事業等の充当をいたしましたところ、当年度の繰越金は109万968円となったところでございます。

続きまして、次に平成27年度の事業計画でございます。32ページから37ページに本年度の事業計画が記載をされております。今年度は国際交流協会が設立25周年を迎えますことから、例年の事業を拡充して事業を行う予定となっておりますが、内容につきましてはお目通しを願いたいというふうに思います。

続きまして、平成27年度の予算でございます。38ページ、39ページをごらんください。38ページ、事業活動収入計につきましては2,511万8,000円でございます。支出につきましては39ページの経常費用計2,823万4,162円となっております。この部分、事業活動収入計と経常費用計の差額につきましては、投資活動収入、いわゆる基金の取り崩しと前期繰越金を充てております。

雑駁でございますが、以上で報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況について

○議 長 日程第7、報告第2号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました報告第2号 一般財団法人滝川生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりましてご説明申し上げます。

初めに、平成26年度、第30期の事業報告でございます。1ページをお開き願います。事業につきましては、記載のとおり、講演会を初めとしまして、講座は29種類34講座168回を開催いたしました。6ページまでにわたりまして記載をしております。講座の内容につきましては、教養講座から体験、趣味、実用、語学など幅広く、市民の皆様が多様なニーズに沿うよう、多くの事

業に取り組んでまいりました。

以下8ページまでは、講座以外の事業、会議の開催状況について記載をしておりますので、お目通しを願います。

次に、決算報告でございます。10ページをお開き願います。決算報告、Iの事業活動収支の部、1、事業活動収入としまして、収入欄合計、Aの欄でございますけれども、予算に対しまして104万4,000円ほどが収入減となっております。これは、会費収入の減と教材費を必要とする講座が減ったことによる事業収入の減でございます。次に、2、事業活動支出でございますけれども、支出計欄、Bでございますけれども、予算に対しまして123万7,000円ほどの減となっております。これは、事業費支出のうち、講師謝礼、交通費、教材費の支出減と管理費支出のうち、職員が3月途中で退職したことによります人件費の支出減によるものでございます。

次に、投資活動収支の部でございますけれども、投資、有価証券の取り扱いにつきましては、国債が2年満期を迎えたことによります償還と購入、またリブrawn30年記念事業に基金を充てるための取り崩しを行いまして、収入額が4,480万円、支出計が4,233万1,320円で、投資活動収支差額が、Fの欄でございますけれども、246万8,680円となったところでございます。これによりまして、当期収支差額20万6,970円となり、前期繰越収支差額27万6,678円を加えた48万3,652円が次期へ繰り越しとなったところでございます。

なお、11ページから19ページまでにつきましては、収支に関する資料でございますので、お目通しを願います。

20ページは、監査報告でございますので、お目通しください。

次に、平成27年度の事業計画でございますけれども、21ページから25ページまでになりますけれども、予定の講座等を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、収支予算でございます。27ページをお開きください。事業活動収支の部ですけれども、事業活動収入の合計欄、Aの欄でございますけれども、1,116万8,000円、事業活動支出の部としまして、Bの欄でございますけれども、1,140万5,000円、予備費としまして30万円を計上し、これに前期繰越収支差額で53万7,000円を充てる予算となっております。

28ページ以降は、収支予算に関する資料でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第8 報告第3号 監査報告について

報告第4号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第8、報告第3号 監査報告について、報告第4号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第3号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、教育部社会教育課、図書館、陶芸センター、美術自然史館、こども科学館及び郷土館を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成25年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では契約書とその他の調書等の日付に整合が図られないものがあつたほか、前渡資金関係では前渡資金支払い内訳書兼出納簿が科目別に処理がされていなかったものが、また団体事務関係では資金前渡で現金を支出して経理を行う中で資金前渡職員が明確でないなど、滝川市の財務規則に準じた取り扱いが必要と思われる案件がありました。これらについては、関係規定等に基づき、適切な事務処理をされるよう、所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導いたしておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は株式会社滝川振興公社であり、監査の範囲は平成24年度から平成25年度までの事業に係る出納その他の事務であります。

監査の期間、監査の目的及び監査の方法につきましては、記載のとおりありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、経理事務における個人の立てかえ払いや契約事務においては契約書に記載の延滞利息の利率に誤りがあるものが散見されたことから、監査講評において改善指導を行いました。

なお、監査意見といたしまして、公社は資本金の60パーセントを市が出資している第三セクターとして、市と連携したまちづくりを推進するため、市の補完的な役割を担って各種事業を実施していますが、事業の実施に当たっては市からの短期貸付金により賄われている状況であり、公社の営業利益が遠からず市の財政健全化にも影響を及ぼすものであります。一方、経営状況を拝見しますと、不採算事業の切り捨てにより営業活動によるキャッシュフローが徐々に増加しつつあります。今後消費税率の上昇と新町学生会館の取り壊し費用について将来負担が増す懸念やゴルフ場収入の

微減傾向が気になるころではありますが、砂川オアシスゴルフ場の閉鎖を見るとゴルフ場の運営は大変難しいものだと思います。毎年黒字を出しているパブリックコースの蓄積されたノウハウとボランティア精神に基づく経費削減の努力とアベノミクスによる景気浮揚とともに、ゴルフ場の収益が増加することを期待するものであります。

次に、現在国会において民法の大幅な見直しが審議中でありまして、衆議院に提案されているところではありますが、これが改正されますと政府といたしましては平成30年ころを施行の目的としているようではありますが、原状回復費用の敷金充当については、経年劣化や自然減耗については請求できなくなるので、学生会館を運営する公社としてはコンプライアンスに十分注意して借家人とのトラブルのないように努めていただきたいと思います。

今回の定期監査については、前回の3期分と平成23年度を除くと5年間の連続した経営成績を見ることができました。平成25年度では、短期借入金を固定負債としたときに初めて流動資産が流動負債を上回りました。流動資産比率は109.5パーセントとなり、支払い能力が高いことや運転資金が潤沢であることを示しています。この傾向が将来とも続くように期待して、監査意見といたします。

以上で報告第3号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第4号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成27年1月分から4月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、支出科目の誤りや請求書の要件不備など、講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第4号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号及び第4号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第9 意見書案第1号 地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める要望意見書

意見書案第2号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める要望意見書

見書

意見書案第3号 認知症への取り組みの充実強化に関する要望意見書

○議長 日程第9、意見書案第1号 地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める要望意見書、意見書案第2号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める要望書、意見書案第3号 認知症への取り組みの充実強化に関する要望意見書の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。柴田議会運営委員長。

○議会運営委員長 議会運営委員長の柴田でございます。それでは、意見書案3件についてご説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第2号 農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第3号 認知症への取り組みの充実強化に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号、第2号及び第3号の3件は、いずれも可決されました。

◎議事延長宣告

○議長 長 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

◎日程第10 請願第2号 「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を求める要望意見書」の提出を求める請願

○議長 長 日程第10、請願第2号 「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を

求める要望意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

請願第2号は6月12日に受け付けたものであり、内容は配付した請願書の写しのとおりであります。

過日議会運営委員会で確認したとおり、本件については滝川市議会会議規則第125条第1項ただし書きの規定に基づき、所管する常任委員会への付託を省略いたします。

請願の趣旨説明を求めます。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。請願第2号の紹介議員は、私と同じく日本共産党の館内孝夫の2名であります。請願第2号につきましてはお手元にございますが、ご説明をしたいというふうに思います。

請願日が6月12日、請願者は5団体です。滝川地方労働組合総連合議長、関勲、空知民主商工会会長、長谷川晃、新日本婦人の会滝川支部支部長、馬場笑美子、原水爆禁止滝川協議会理事長、榎田菊治郎、日本国民救援会中空知支部支部長、阿部久恵であります。

請願の名称は、「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を求める要望意見書」の提出を求める請願です。

安倍内閣は、昨年7月、憲法改正を行わずに解釈を大幅に変える閣議決定を行いました。そして今国会に、その内容の法整備をはかる、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案を提出しました。国会審議が進み、国民の疑問が広がり、問題点が浮き彫りになっています。

問題点の第1は、違憲の可能性が高いことです。国会では、衆議院憲法審査会に参考人として出席した憲法学者3氏全員が戦争法案を「違憲」と断じました。国会の多数で憲法解釈を変えることは、立憲主義の否定でもあります。北海道新聞は6月10日の社説で、「新安法制 法案の正当性 違憲を合憲と言う無理」と題して、「衆議院憲法審査会で自民党推薦を含む参考人3人全員が安全保障関連法案は違憲としたことを受け、政府はきのう、法案は合憲と反論する見解を国会に示した。だが、その説明に説得力はなく、到底納得できない。全国の憲法学者が発表した関連法案廃案を求める声明は、賛同する学者が約200人に上った。法案の根拠にこれだけ多くの専門家から疑義が示された意味は重い。政府は法案を撤回すべきだ」と、報じました。

第2は、自衛隊の活動地域の定義を変えることで、攻撃を受け、武力行使に至る可能性が大幅に高まることです。これまでの「戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」という定義から「現に戦闘行為が行われている現場では実施しない」「捜索救助活動については、この限りでない」と広げたことは、海外で武力行使することにつながるもので、憲法改定に等しい大転換です。

第3は、国際連合平和維持活動とは違う、国連が統括しない活動が加えられていることです。

「いわゆる安全確保業務、いわゆる駆けつけ警護の実施に当たっては、いわゆる任務遂行のための武器使用を認める」とされ、多くの戦死者を出しているISAF（アフガニスタンの国際治安支援部隊）のような活動に自衛隊を参加させることとなります。これも海外で武力行使することにつながるもので、憲法改定に等しい大転換です。

第4は、日本がどこからも攻撃されていなくても武力行使する、集団的自衛権に踏み込むことで

す。これについて違憲である可能性が高いことが、多くのマスコミ、専門家が指摘しています。朝日新聞（6月11日付社説）は、『「違憲」法制 また砂川とは驚きだ』と題して「そもそも裁判では日本の集団的自衛権の合憲性など問われていない。（中略）現に政府が集団的自衛権の行使は認められないとの解釈を固めていったのは、判決の後だ」と報じています。

進め方も問題です。昨年9月、滝川市議会は「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と立法作業中止を求める要望意見書」を採択しました。しかし、その後も国民の批判・懸念への説明は、政府の説明はほとんど行われていないのではないのでしょうか。法案提出前の4月27日に、日米防衛協力のための指針に「日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動」として「自衛隊は（中略）武力の行使を伴う適切な作戦を実施する」など法案の重要部分が書き込まれました。30日には米国議会で安倍首相が「戦後、初めての大改革です。この夏までに、成就させます」などと述べるなど、国民と国会軽視の姿勢は目に余ります。

複雑で膨大な内容の11の法改正等を、今国会にまとめてという法案の出し方も、国民の理解を得られるものではないと考えます。

総選挙で安倍政権与党が議席を伸ばしましたが、憲法解釈を変えることに国民の理解が得られたとは到底言えないと考えます。

自衛隊滝川駐屯地は、東日本大震災に派遣され、岩手、宮城、福島各県で災害派遣活動に従事しました。多くの市民がその活動を高く評価しています。しかし、海外で武力行使をする任務が加わる可能性が高まることで、隊員の生命と家族の安心などが奪われかねないことを、深く憂慮するものです。よって、以下のことを要望します。

記

1. 「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を求める要望意見書」を市議会として提出すること。

また、その意見書案が次のページに載せられております。前段はただいま読んだところと重複をいたしますので、意見書の要望する部分の下から5行から読ませていただきます。

政府は憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命、財産、及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任があります。政府には、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、通常国会での改正成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に、徹底的に行うよう要望します。

また、11日に提案した経過についてもご説明をしたいというふうに思います。滝川労連の関勲議長が11日、水口議長を訪ね、5日に提出していた請願を、平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の撤回を求める要望意見書の提出を求める請願、これを取り下げるとともに、今回の請願を提出しました。この理由については、1回目の請願を議長に提出をいたしました同日告示された市議会第2回定例会の議会運営委員会に、会派清新から安全保障法制の慎重審議を求める意見書が提出されました。これにより、各議員は撤回を求める意見書の提出を求める請願と安全保障法制の慎重審議を求める意見書案のどちらかを選ばなければならない状況になりました。これに対して請願5団体は、国会審議を重ねるほど法案や政府与党の異常さ、違憲性が国民に見えやすくなっている。

撤回が一番だが、慎重審議を求める方たちと共同しなければそれも無理だ。仲間内で争っている場合ではない。戦争法案を阻止できるかどうかは、戦争法案反対の一致での共同を広げ、圧倒的多数の市民世論をつくることができるかどうかにかかっていることで一致しました。小異を捨てて大同につく立場を選択することにしたのです。その後22日の議会運営委員会で、安全保障法制の慎重審議を求める意見書案は、日本共産党、会派清新は賛成をいたしました。会派みどり、新政会、公明党、3会派の反対で議会運営委員会提出の意見書案にはすることができませんでした。そういう経過を経て、本日の請願審議を迎えております。また、22日の議会運営委員会では、意見書案に対して可か否かということで、その結論だけを提示する、そういうシステムになっています。よって、安全保障法制の慎重審議を求める意見書に反対した3会派の反対理由については全く示されていません。きょうのこの請願に対する質疑及び討論の中で、その点について市民によくわかるように、それらの理由についてもお聞きをしたいというふうに思っています。また、世論調査などでも圧倒的に違憲、反対の声が上がっているということも述べたいというふうに思います。さらに、22日には通常国会が戦後初の95日ですか、の会期延長が強行可決をされ、安倍政権は何が何でもこの法案を通すという立場に立っています。この法案を成立させない唯一の方法は、世論を高めること以外にないというふうに思います。

よって、この請願をぜひ皆さんの慎重審議で採択していただくことをお願い申し上げまして、紹介議員を代表しての説明とさせていただきます。

(何事か言う声あり)

○清水議員 ただいまの説明で1点間違いがございましたので、訂正します。

1回目の請願の取り下げ及び本請願第2号の提出日は、11日ではなく12日ということで訂正をいたします。

以上です。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山口議員。

○山口議員 それでは、1点だけ質疑をしたいと思います。

ただいま清水紹介議員の説明をお聞きしますと、法案の成立をさせないための慎重審議をというように聞こえたのですけれども、あくまでも法案を廃案にするために慎重審議をしてくれということで意見書を出すということで理解をしてよろしいですか。

○議長 長 山口議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 ただいまの質疑は、この法案を成立させないため、また廃案にするために徹底審議を求める要望意見書ということかというお尋ねです。成立させないため、廃案にするためという、そういった思いはもちろん請願の中にも述べられています。しかし、その結果は国会で決められることです。廃案を求める意見書の提出を求めるものではありません。今の状況は、これは意見書案の中に下から9行目に述べられておりますが、各種世論調査では今国会での成立について反対が賛成を上回り、読売新聞、6月8日付では、政府与党が法案の内容を十分に説明していないと思う人は80パーセントに達しています。国民の理解が得られぬまま国会を延長して夏までに成立させ

るとすれば、民主主義を真っ向から否定する暴挙ですというふうに述べています。ですから、世論調査で80パーセントを超える。十分に説明していない、国民は理解できないというふうに答えている中で徹底審議を求める。徹底審議というのは、政権に対して疑問などを問いただす議員の側もありますが、その質問に対して真摯な答弁をされているかどうかという政府側、提出側の徹底さも請願者は求めているものです。ですから、22日に会期延長されましたが、ここでは政府の事実に基づかないような、あるいははぐらかすような答弁が連日のように行われています。ですから、そういった答弁ではなく、国民の理解が進むようなきちんした答弁を含む徹底審議を求めるということが請願願意です。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。私どもの会派の提出した要望意見書の一部をとって、さらにそれに徹底という言葉を加えて、小異を捨て大同につくというような言い方についてはまことに一方的で、私どもには何ら相談もなくそのようなことが行われました。また、請願におけるこの要望意見書案については、前段の言葉は何ひとつ、その以前の請願と同様の文書を用いて、そしてなおかつ私どもの要望意見書の下4段だけをとって、それで提出をして、大同につくというような説明をされましたが、それは私ども会派清新は全く納得できません。そのことについてもう一度きちっと説明をしていただきたい。もし仮に大同につくという表現をするのであれば、私どものつくった要望意見書をしっかりと読み込んだ上で、その精神をもって提出すべきだと私は思いますので、そのことについてはもう一度清水紹介議員のご説明をお聞きしておきたいと思っております。

(「休憩してください」という声あり)

○議長 長 答弁に若干時間を要しますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時12分

○議長 長 会議を再開いたします。

柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 柴田議員からの質疑に答弁したいというふうに思います。

まず、この請願書を出し直す発端になったのは、6月10日の朝の私から会派清新の柴田会長への電話での相談です。ここで会派清新の柴田会長は、撤回の請願には賛成はできないと。それはどうかということ、慎重審議を求める請願を出す以上、慎重審議をしろというのに撤回というのは、これは両立しないので、清新はこの請願には賛成できないということがありましたので、そこで清新の意見書案に近いようなものを最大限相談をしてつくったという経緯をまずご説明したいと思います。ですから、何の相談もなしに一部を取り込んだというのは、これは事実と違います。ただし、そうはいつでも、清新の皆さんに6月10日の段階でそういったようなご相談を紹介議員あるいは請願者から十分に行ったかと言われたら、それについては私も不十分だったかなというふうに思い

ます。国民的な共同でこの問題というのは解決をしていかなければならないのです。同じような共通の目標を持った人たちが小異を捨てて大同につくという、この基本はご理解をいただきたいなど。ただ、それを行う上でもう少しやり方があったのではないのかということであれば、柴田議員のそういった疑問については私も反省はしたいというふうに思います。

それと、2点目の一部だけをとったということで、清新の出した意見書と違うということについては、この意見書の中では、まず審議すべき10本の改正案を一つに束ねた提出の仕方、あるいは海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとしている。あるいは、集団的自衛権の行使を認める新3要件に歯どめがなく、我が国に直接武力攻撃がなくても自衛隊による海外での武力行使を可能にします。新3要件は便宜的、意図的であり、立憲主義に反した解釈変更です。また、法案には国際平和のために活動する他国軍の後方支援の拡大、現に戦闘行為を行っている現場でない場所での活動容認など、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれていますなど、この請願で第1、第2、第3、第4ということで述べている内容と文章の違いこそあれ、その内容については私は非常に一致しているものだというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 また疑問が出たのですが、先ほど紹介議員の説明の中で、請願を出し直したときの理由は、各団体の皆さんの小異を捨てて大同につくということも必要だというご意見があったことで出し直したというお話でありました。私もそうかなと思ったら、今の説明では私の名前を出して、10日の日にそういう電話をした際に会派清新としてはこういう対応だと言ったがために差しかえたなどという説明になっております。全く整合性ないではないですか。一体何が本当で何がうそなのですか、もう一度答えてください。

○議長 長 柴田議員の再質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 柴田議員は何が本当で何がうそかと言われてきましたけれども、全て真実を述べております。8日に恐らく会派清新の1回目の意見書の打ち合わせがあったのだろうということで、1日置いた10日に私は確認をしています。そして、その確認をした後に請願5団体にご報告をしております。そういう中で小異を捨てて大同にという議論が行われたということで、虚偽を私やこの請願書が述べているということは全くございません。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。荒木議員。

○荒木議員 私は、会派清新を代表し、請願第2号「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を求める要望意見書」の提出を求める請願を不採択とする立場で討論をいたします。

以降、理由とともに、若干清水議員の説明とかぶりますが、経過を述べさせていただきます。私ども会派は、6月8日に開催されました議会運営委員会において、安全保障法制の慎重審議を求め

る意見書を提出いたしました。内容は省略いたしますが、国会における審議を慎重かつ丁寧に行うよう求めるものとなっております。この意見書案につきましては、6月22日に行われた議会運営委員会の場で各会派に賛否を問われた上で、残念ながら滝川市議会として不採択との結論が出たところであります。議会手続上におきましては、意見書案を再度本会議の場で採決を求める動議を提起し、議題として取り上げていただくことは可能であります。私どもとしては議会運営委員会での全会一致を重く受けとめ、今後もそういう手法をとる考えは全く持っておりません。重ねて申し上げますが、慎重審議を求める意見書案の結論は既に出ていることから、滝川市議会としての判断を尊重するものであります。

さらに申し上げるならば、6月5日に提出されました第1回目の請願につきましては法案の撤回を求める要望意見書でありましたが、12日に取り下げ、新たに徹底審議を求める要望意見書に差し替えられました。この間、国会審議においては衆議院憲法審査会での3名の参考人意見を初めとし、憲法と法案の整合性が大きな焦点となり、憲法学者の多くの考え方がマスコミ報道で大きく取り上げられている状況です。そのさなかでの大きな願意の変更、後退、変遷につきましては、極めて本来の真意を疑わざるを得ないと判断しているところであります。先ほども清水紹介議員の説明にもございましたが、撤回と慎重ではどちらかに反対しなければ統一した態度にはならない。慎重審議を求める意見書の採択に同一歩調をとる選択をした結果だというふうに述べられましたが、そもそも本意であろうと察する請願趣旨を大切にしようとする方針を貫くのであれば、私どもの意見書案に反対し、撤回を求める請願書に賛成の立場を堂々ととられるべきであったというふうに考えます。先ほども申し上げられましたが、言わなかったかな、ごめんなさい。会派清新の意見書案が仮に22日の議会運営委員会の場で採択されれば、またさらにこの請願書を取り下げるといような趣旨の発言もございました。ということは、先ほどの清水議員の質疑の答弁においても我々のもとの会派清新の意見書案と今回出された請願書の要望意見書案が同列の扱いをされているわけでありますが、私どもとしてはそのような認識は持ち合わせておりません。そもそもの問題意識や理念に差があるというふうに判断せざるを得ませんので、このように同等な扱いをされるのは甚だ遺憾であり、極めて心外であります。

最後に、このような慎重審議の意見書が採択されるかにかかわらず、私は一国民として、仮に採択されなくても、されなかったわけですが、一国民として国会においてはさらなる慎重審議を願うことには変わりがないことを申し添えまして討論といたします。

○議長 渡邊議員。

○渡邊議員 冒頭会派みどりが何もしなかったというような発言がありましたので、討論させていただきます。それはおいておいて、会派みどりを代表いたしまして請願第2号について不採択とする立場で討論を行いたいと思います。

今般通常国会において、安全保障関連法案については会期延長が決定されたところであります。その意味合いから、請願にある関連法案の徹底審議をされるものと我々会派みどりは解するところであります。また、日本国において、法案の審議は国民の代表である国会議員がそれぞれの立場で議論されるべき事象であると考えております。よって、会派みどりは国会における法案審議が与野

党で十分に行われるものと信じております。

よって、会派みどりは請願第2号、要望意見書については否とするものであります。

以上で討論を終わります。

○議長 本間議員。

○本間議員 私は、新政会を代表し、請願第2号 「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を求める要望意見書」の提出を求める請願を否とする立場で討論いたします。

清水議員と館内議員の紹介によるこの請願は、先ほどからお話がありますとおりに当初徹底審議ではなく撤回を求める要望意見書に対する請願でありました。お話ありましたとおりに、6月5日には撤回で、6月12日には徹底審議にトーンダウン、後退をしてしまったということは、実はそのときに大変驚きましたし、私ども会派としてはそういう行為に対しても到底受け入れられるものではないと、理解できないというふうに感じているものであります。また、今渡邊議員からもありましたけれども、一昨日の6月22日、衆議院は国民が広く関心を持つこの法案について戦後以来の改革であり、丁寧な議論を行うという目的と理解しておりますけれども、今国会の会期を9月27までとする会期延長を議決いたしました。このことは、1つだけ書いてあることについて述べますと、要望意見書の中で国会を延長して夏までに成立させるとすれば、民主主義を真っ向から否定する暴挙ですという内容については、既に当たらないということは議会運営委員会でも述べたとおりでございます。また、戦後最長の95日間となる会期延長は、審議時間を多くとって徹底審議を行いたいとする政府の意思のあらわれと受けとめるのも正常ではないでしょうか。そういうことから、要望意見書の論旨をおおむね満たしているものに近いものであるというふうに考えております。新政会は、徹底審議に臨まんとする国会の現状に対してこの要望意見書を滝川市議会から提出することは必要性がないと判断いたします。

以上を申し上げまして新政会を代表しての反対討論といたします。

○議長 堀議員。

○堀議員 公明党を代表し、請願第2号 「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を求める要望意見書」の提出を求める請願に対して反対の立場で討論いたします。

公明党は、この法案に対して国民理解を得るための徹底審議に反対するものではありません。また、2日前に95日間の延長が賛成多数で議決もされました。6月5日に提出されました同法案撤回を取り下げた理由に、先ほどの山口議員の質疑、また柴田議員の質疑と清水議員の答弁をお聞きしてもどうも釈然としないものが私にはあります。公明党は、行動する平和主義を掲げています。すなわち、憲法が掲げる平和主義、国際協調主義の精神に基づき、行動の伴わない観念的な平和論ではなく、着実かつ具体的な平和を創造していくということでもあります。今回のこの法案は、安全保障の環境変化に対応し、平和から有事に至るまで日本の平和と安全を守るためのものであります。その上で、憲法の制約があるので、武力は自国の防衛のためにのみ使うという見解を示し、他国の防衛のためには武力を使わないと明確に決めた法案であります。1992年の国連平和維持活動、PKO協力法の議論の中で憲法違反だ、戦争に巻き込まれるなど激しい批判がありましたが、今日に至り、国民にも国際社会にも高く評価されているではありませんか。

以上を申し上げ、反対の討論といたします。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 日本共産党の館内です。私は、請願第2号 「平和安全法制整備法案・国際平和支援法案の徹底審議を求める要望意見書」の提出を求める請願を可とする立場で討論します。

理由の第1は、請願で述べられている違憲性について多くの疑問が出されており、延長された国会で安倍政権は国民に対し真面目に答弁する必要があります。理由の第2は、世論調査の結果です。6月21、22日の共同通信社の調査によりますと、違憲や成立に反対が6割近くになり、3週間で反対が11パーセントもふえています。衆議院で3分の2を握る自民党、公明党は、60日ルールを使ってでも強行可決する構えです。安倍政権、自公の暴走をとめるには世論を高めることです。当滝川市議会でも本請願を採択することを考えます。

以上です。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより請願第2号を起立により採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長 長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決しました。

◎日程第11 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第11、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎教育委員会委員長挨拶

○議長 長 ここで、6月26日で任期満了となります若松教育委員会委員長と小田教育長から、また6月27日付で教育長に就任されます山崎総務部長からそれぞれご挨拶の申し出がございましたので、これを許したいと思います。若松教育委員会委員長。

○教育委員会委員長 議長のお許しをいただきましたので、退任に対するご挨拶を一言申し上げます。

教育行政にかかわっての進展のために、皆さんの格別のご支援、ご協力をいただき、今日まで大過なく職責を果たすことができましたことに対して熱くお礼申し上げます。今ここでこれが最後なのかなという気持ちと、皆さん方の目の前でこうやってお話しすることの緊張で少し舞い上がっております。そして、いろいろな思いで、何を皆さん方にお話しすればという気持ちではありますが、ただ本音の気持ちは皆さん方のご厚情に感謝の気持ちでいっぱいでございます。今後は、地域活動の中で私のできることを精いっぱいやってまいり、子供たちを見守ってまいりたいと思います。

長い間ありがとうございました。

◎教育長挨拶

○議長 長 小田教育長。

○教育長 長時間の審議の中、こうしたお時間をいただきましてありがとうございます。2期8年間、教育長として務めさせていただきました。国保の係長時代から特別会計とかを持っていたので、それぞれの予算、決算の委員会の中でも随分議員の皆様方に育てていただきました。そのせいでこうして今この場に立つことができているのかなというふうに思っております。門外漢から教育行政に来て、本当に多くの議員各位の方にさまざまなご意見、ご指導をいただきました。全て教育行政を応援するご意見、ご質問だというふうに受けとめておりますし、私どものお答えも滝川市の教育が取り組んでいる中身を広く議員の皆様、そして市民の皆様を知っていただきたいという思いでお答えをしてきました。

本当に長い間ありがとうございました。

◎総務部長挨拶

○議長 長 山崎総務部長。

○総務部長 議長のお許しを得ましたので、一言ご挨拶申し上げます。

総務部長を拝命しまして4年間、非常にあっという間と言いたいのですが、あっという間ではなかったのですが、いろいろありました。皆様には、温かいたくさんの質問ありがとうございました。今後私はいなくなるわけではありませんで、教育長として一生懸命頑張らせていただきます。私が市役所へ入って34年、日本の子供が減り始めて34年、私のせいではありませんが、少ない子供のために尽力したいと思います。また、尊敬する小田教育長から学び続ける教育長であれという命令を受けましたので、その線に沿って頑張りますので、今後とも皆様よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

◎市長挨拶

○議長 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申し出がございませんので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 それでは、議長にお許しをいただきまして、本定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

6月12日に開会されました平成27年第2回定例会、提案させていただきました補正予算案等々、全ての議案を可としてご認定いただきましたことに改めて御礼を申し上げる次第でございます。本日までの代表質問等でいろいろとご指摘をいただいた部分、これからも慎重に審議しながら皆様方とともに地方創生に向けて努力していく所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げますとともに、長年この滝川市のためにお力をいただきました若松委員長、小田教育長に感謝の言葉を申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とします。

まことにありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時42分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員